四日市環境再生 まちづくりプラン検討委員会 最終活動報告書

目 次

は	こしがき	1
1	. 第1回四日市環境再生まちづくりシンポウム	3
	1) 基調講演(宮本憲一氏) 四日市の四日市環境再生と『維持可能な都市格のあるま を求めて	_
	2) 特別提案 (寺西俊一氏/一橋大学教授) 『四日市環境再生まちづくりプラン検討 会』の発足について	委員
2	. 第1回まちづくり市民講座・政策調査研究会	20
	1)講演(宮本憲一氏) 都市アメニティと海辺空間の再生	22 つい
3	. 第2回まちづくり市民講座・政策調査研究会	
	1)講演(北島義信氏/四日市大学教授) 数百年の歴史を持つ四日市の地域共同体と再生	
	2) 講演(岡田知弘氏/京都大学教授) 四日市の都市形成史とコンビナート・公害… 3) ミニ報告(山岸聡氏/介護・高齢福祉課)	36
	4) ミニ報告(柳川平和氏/「高松干潟を守ろう会」代表)	
4	. 第3回まちづくり市民講座・政策調査研究会	41
	1)講演(岡田知弘氏/京都大学教授) 戦後における四日市の都市形成とコンビナ	
	2) 講演(富樫幸一氏/岐阜大学教授) 四日市コンビナート企業の動向	42
5	. 第4回まちづくり市民講座・政策調査研究会	61
	1)講演(藤井絢子氏/滋賀環境生協理事長) 菜の花プロジェクトと四日市の地域	
	2)講演(河田昌東氏/四日市大学講師) 遺伝子組替えナタネの四日市港輸入問題 3)報告(土井妙子氏/一橋大学研究科) 四日市の公害・環境教育	
6	. 第2回四日市環境再生まちづくりシンポウム	76
	1) 基調講演(室崎益輝氏/独立行政法人消防研究所理事長) 巨大地震と石油化学コナートー防災のまちづくりに、いま何が求められているか	77

1) 1	ビデオ上映 大矢知の不法・産廃処分場	日 勿
2) ‡	報告 (畑明郎氏/大阪市立大学大学隊	完教授) 廃棄物処理・処分の問題点と課題
3) 幸	報告 (米屋倍夫氏/元化学会社技術技	担当役員) 三重県の一般廃棄物処理の問題点
課題.		
4) ‡	報告Ⅱ (大久保規子氏/大阪大学教授	受) 廃棄物法制の課題——不法投棄対策を中
として	C	
5) /	ペネル討論(司会・山下英俊氏/一橋力	大学講師)
8.第6	6 回政策調査研究会	1
1) 幸	服告(畑明郎氏/大阪市立大学大学院教	枚授) 四日市産廃問題に関する政策提言につ
て		1
2) 幸	服告(除本理史氏/東京経済大学助教持	受) 認定患者の現状について1
3) ‡	報告(佐無田光氏/金沢大学助教授)	四日市臨海部立地企業の現状1
4) ‡	11. 人名西华士氏 / 4. 阳级汝4. 当级汝2	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	级古(桑原武芯氏/人 <u>似</u> 胜街人子胜街与	子部) 行政ピヤリング調査中間報告
9.第7		
	7 回政策調査研究会・まちづくり市民詞	冓座1
1)差	7 回政策調査研究会・まちづくり市民調 基調講演(淡路剛久氏/立教大学教授)	溝座1 環境再生とサステイナブルな社会をめざし
1)差	7 回政策調査研究会・まちづくり市民記 基調講演(淡路剛久氏/立教大学教授)	講座1 環境再生とサステイナブルな社会をめざし 1
1)差 2)幸	7 回政策調査研究会・まちづくり市民記 表調講演(淡路剛久氏/立教大学教授)	学部) 行政ヒヤリング調査中間報告
1) ½ 2) ‡ 3) ‡	7 回政策調査研究会・まちづくり市民記 表調講演(淡路剛久氏/立教大学教授) 報告(佐無田光氏/金沢大学助教授) 報告(寺西俊一氏/一橋大学教授) 弱	溝座1 環境再生とサステイナブルな社会をめざし
1) 基 	7 回政策調査研究会・まちづくり市民記 表調講演(淡路剛久氏/立教大学教授) 報告(佐無田光氏/金沢大学助教授) 報告(寺西俊一氏/一橋大学教授) 現 第3回四日市環境再生まちづくりシンス	構座 1 環境再生とサステイナブルな社会をめざし 1 環境再生と地域経済の再生に向けて 1 環境再生を通じた地域再生の課題と展望 1 ポジウム 1
1) 基 	7 回政策調査研究会・まちづくり市民記 書調講演(淡路剛久氏/立教大学教授) 報告(佐無田光氏/金沢大学助教授) 報告(寺西俊一氏/一橋大学教授) 登 第 3 回四日市環境再生まちづくりシンス 報告(豊福裕二氏/三重大学助教授)	構座 1 環境再生と地域経済の再生に向けて 1 環境再生を通じた地域再生の課題と展望 1 ポジウム 1 四日市の中心市街地と商業再生 1
1) 基 	7 回政策調査研究会・まちづくり市民記 書調講演(淡路剛久氏/立教大学教授) 報告(佐無田光氏/金沢大学助教授) 報告(寺西俊一氏/一橋大学教授) 野 第3回四日市環境再生まちづくりシンス 報告(豊福裕二氏/三重大学助教授) 報告(桑原武志氏/大阪経済大学助教授)	溝座1 環境再生とサステイナブルな社会をめざし
1) ²	7 回政策調査研究会・まちづくり市民記 書調講演(淡路剛久氏/立教大学教授) 報告(佐無田光氏/金沢大学助教授) 報告(寺西俊一氏/一橋大学教授) 野 第 3 回四日市環境再生まちづくりシンス 報告(豊福裕二氏/三重大学助教授) 報告(桑原武志氏/大阪経済大学助教授 報告(除本理史氏/東京経済大学助教授	溝座
1) 基 	7 回政策調査研究会・まちづくり市民記 書調講演(淡路剛久氏/立教大学教授) 報告(佐無田光氏/金沢大学助教授) 報告(寺西俊一氏/一橋大学教授) 母 第 3 回四日市環境再生まちづくりシンス 報告(豊福裕二氏/三重大学助教授) 報告(桑原武志氏/大阪経済大学助教授 報告(除本理史氏/東京経済大学助教授 報告(除本理史氏/東京経済大学助教授	構座
1) 基 2) 幸 3) 幸 10. 分 1) 幸 2) 幸 3) 幸 11. 分	7回政策調査研究会・まちづくり市民記 書調講演(淡路剛久氏/立教大学教授) 報告(佐無田光氏/金沢大学助教授) 報告(寺西俊一氏/一橋大学教授) 第3回四日市環境再生まちづくりシンス 報告(豊福裕二氏/三重大学助教授) 報告(桑原武志氏/大阪経済大学助教授) 報告(除本理史氏/東京経済大学助教授 第8回まちづくり市民講座	構座 1 環境再生と地域経済の再生に向けて 1 環境再生を通じた地域再生の課題と展望 1 ポジウム 1 四日市の中心市街地と商業再生 1 受) 地域計画行財政部会の中間報告 1 受) 公害病患者の現状と政策的課題 1 な 2 な 2 な 3 な 3 な 3 な 4 な 3 な 4 な 4 な 4 な 5 な 5 よ 6 よ 6 よ 6 よ 6 よ 7 よ 6 よ 7 よ 7 よ 7 よ 7 よ 8 よ 9 よ 9 よ 9 よ 9 よ 9
1) 基 2) 幸 3) 幸 10. 第 2) 幸 3) 幸 11. 第 1) 自	7回政策調査研究会・まちづくり市民記 書調講演(淡路剛久氏/立教大学教授) 報告(佐無田光氏/金沢大学助教授) 報告(寺西俊一氏/一橋大学教授) 野 第3回四日市環境再生まちづくりシンス 報告(豊福裕二氏/三重大学助教授) 報告(桑原武志氏/大阪経済大学助教授 報告(除本理史氏/東京経済大学助教授 報告(除本理史氏/東京経済大学助教授 報告(除本理史氏/東京経済大学助教授 明読(人見悦子氏) 童話「狼森と笊る 講演(波多野憲男氏/四日市大学教授)	構座 1 環境再生と地域経済の再生に向けて 1 環境再生を通じた地域再生の課題と展望 1 ポジウム 1 四日市の中心市街地と商業再生 1 受) 地域計画行財政部会の中間報告 1 受) 公害病患者の現状と政策的課題 1 集、盗森」作:宮沢賢治 1 四日市公害と都市計画 1
1) 基 2) 幸 3) 幸 10. 第 2) 幸 3) 幸 11. 第 1) 自	7回政策調査研究会・まちづくり市民記 書調講演(淡路剛久氏/立教大学教授) 報告(佐無田光氏/金沢大学助教授) 報告(寺西俊一氏/一橋大学教授) 野 第3回四日市環境再生まちづくりシンス 報告(豊福裕二氏/三重大学助教授) 報告(桑原武志氏/大阪経済大学助教授 報告(除本理史氏/東京経済大学助教授 報告(除本理史氏/東京経済大学助教授 報告(除本理史氏/東京経済大学助教授 明読(人見悦子氏) 童話「狼森と笊る 講演(波多野憲男氏/四日市大学教授)	構座 1 環境再生と地域経済の再生に向けて 1 環境再生を通じた地域再生の課題と展望 1 ポジウム 1 四日市の中心市街地と商業再生 1 受) 地域計画行財政部会の中間報告 1 受) 公害病患者の現状と政策的課題 1 な 2 な 2 な 3 な 3 な 3 な 4 な 3 な 4 な 4 な 4 な 5 な 5 よ 6 よ 6 よ 6 よ 6 よ 7 よ 6 よ 7 よ 7 よ 7 よ 7 よ 8 よ 9 よ 9 よ 9 よ 9 よ 9
1) 基 2) 幸 3) 幸 10. 5 1) 幸 2) 幸 11. 5 1) 昆 2) 言	7回政策調査研究会・まちづくり市民記 書調講演(淡路剛久氏/立教大学教授) 報告(佐無田光氏/金沢大学助教授) 報告(寺西俊一氏/一橋大学教授) 第3回四日市環境再生まちづくりシンス 報告(豊福裕二氏/三重大学助教授) 報告(桑原武志氏/大阪経済大学助教授 報告(除本理史氏/東京経済大学助教授 報告(除本理史氏/東京経済大学助教授 報告(除本理史氏/東京経済大学助教授 明読(人見悦子氏) 童話「狼森と笊る 講演(波多野憲男氏/四日市大学教授) 第9回まちづくり市民講座	構座 1 環境再生と地域経済の再生に向けて 1 環境再生を通じた地域再生の課題と展望 1 ボジウム 1 四日市の中心市街地と商業再生 1 受) 地域計画行財政部会の中間報告 1 受) 公害病患者の現状と政策的課題 1 集、盗森」作:宮沢賢治 1 四日市公害と都市計画 1

1) 開会挨拶(北島義信氏/四日市まちづくり市民会議代表・四日市大学教授) 1년	57
2) 歓迎挨拶(葛山善次/四日市市職員労働組合連合会執行委員長)	58
3) 基調講演(宮本憲一氏) 四日市環境・都市再生の課題――判決 35 周年を迎えて. 18	59
4) 提言発表 (除本理史氏/東京経済大学准教授・宮入興一氏/愛知大学教授・岡田知弘	、氏
/京都大学教授・遠藤宏一氏/南山大学教授)10	68
5) パネル討論(難波田隆雄氏/みずしま財団・藤江徹氏/あおぞら財団・中井誠氏/名	古
屋南部地域再生センター・澤井余志郎氏/四日市再生「公害市民塾」・中浜隆司/四日市	市
職員労働組合連合会書記長)18	86
6)「集い」アピール	99
7) まとめと閉会挨拶(淡路剛久氏/早稲田大学教授)20	00
関連報告書・文献一覧20	02
執筆者一覧20	05
四日市環境再生まちづくり検討会 関連新聞報道20	06

はしがき

本報告書は、2004年7月に発足した「四日市環境再生まちづくりプラン検討委員会」(代表:宮本憲一、副代表:遠藤宏一、事務局長:寺西俊一。以下、「まちづくり検討委員会」と略す)の3カ年にわたる活動の全記録である。

この「まちづくり検討委員会」発足の契機となったのは、2002 年7月に開催された「四日市公害から何を学び引き継ぐか・四日市公害判決 30 周年に語り合う集い・」の集会において、基調講演にたった寺西俊一(日本環境会議事務局長)の問題提起にはじまる。この講演で寺西は日本環境会議が 2001 年から発足させた新たな調査研究プロジェクト「環境再生政策研究会」の取組を踏まえて、四日市においても改めて被害者等の住民運動をもう一回り大きくして、「環境再生」とまちづくりの取り組みを行うことの必要性・緊急性を強調した。そして、この提起を重く受けとめた地元の四日市再生「公害市民塾」や四日市市職員労働組合等から、2004 年初頭に正式に日本環境会議(環境再生政策研究会)への協力要請の申し入れがあり、こうした経緯のもとで四日市再生「公害市民塾」、四日市市職員労働組合、中部の環境を考える会、四日市大学有志らの地元諸団体・個人と、日本環境会議(環境再生研究会)の両者による緊密な連携と協力のもとで、「四日市問題」の本格的な過去・現在・未来の学際的な共同研究をすすめ、その教訓を明らかにすることを通して四日市の環境再生まちづくりプランを構想・提言することを目的とする冒頭の組織が立ち上げられる運びとなったのである。

そこで「まちづくり検討委員会」のもとには、「政策調査研究会」(座長:宮本憲一、事務局長:遠藤宏一)と「まちづくり市民会議」(「まちづくり検討委員会」の地元事務局)という二つの組織が置かれた。前者は今後の四日市環境再生に関する具体的な政策提言に向けて必要な調査研究の推進組織として、後者は「政策調査研究会」の活動と並行して「四日市環境再生まちづくり市民講座」を開催・運営する組織として、それぞれ車の両輪として活動するものと位置づけられた。以来、今日まで3年余にわたる活動を続けてきたが、とくに「政策調査研究会」の活動は、さらに2006年末に各調査部会横断的な「政策提言起草ワーキング・グループ」を立ち上げ、そのもとで2007年に入ってそれまでの各部会の研究調査の集約のもとに、いよいよ「四日市環境再生まちづくりプランの提言」に向け、およそ半年間に渡って各部会「成果報告書」の取り纏め・刊行作業と並行しつつ、「四日市環境再生まちづくりプラン」を具体的に構想する作業にあたった。

こうして「まちづくり検討委員会」の活動成果は、2007年7月21日に開催された四日市公害判決35周年記念「環境再生まちづくり提言の集い」において、政策提言報告書『都市のアメニテイの再生を-公害と地域開発の原点「四日市」から考える-』として公表された。また更にこの政策提言の意義を、単に地元四日市にとどめるのではなく、全国各地さらには国際的な環境再生・都市再生の取り組みや運動への普遍的な教訓として情報発信するため、『環境再生のまちづくり-四日市から考える政策提言-』(ミネルヴァ書房2008

年4月)という一般図書としても刊行した。

ここに示すこの「活動報告書」は、以上の成果を公表して当面の役割を終えた「まちづくり検討委員会」の、この間の主な活動状況についての経過報告として作成したもので、これまでの活動に参加された会員の方々や、あるいは物心両面で支援して頂いている団体・個人の方々とともに、さらには全国各地でこうした取り組み活動を展開されている方々へも、これまでの到達段階を報告し共有する目的も兼ねて取り纏めたものである。そうした関係者の方々に、「環境再生まちづくりプラン」として提言された成果を踏まえて、今後具体的な環境再生まちづくりの実現に向けての取り組み・実践に着実につないで頂く上で、この報告書に記録された諸活動から得られる多くの教訓もまた積極的に活用して頂ければ幸いである。

なお、この報告書の作成にあたっては、この間「まちづくり市民講座」事務局を努めて 頂いている中浜隆司(四日市市職労書記長)、本検討委員会の全体事務局を努めて頂いてい る山下英俊の両氏に編集作業の上で多大な協力を得た。ここに記して謝意を表したい。

2008年4月

「四日市環境再生まちづくり検討委員会」 事務局長 寺西俊一 同「政策調査研究会」事務局長 遠藤宏一

1.第1回四日市環境再生まちづくリシンポウム

月日/会場 04年7月31日(土) 総合会館 8階視聴覚室など

コンビナート現地視察 磯津、塩浜小、ポートビルなど視察

基調講演(宮本憲一氏)

四日市の四日市環境再生と『維持可能な都市格のあるまち』を求めて 特別提案(寺西俊一氏/一橋大学教授)

『四日市環境再生まちづくりプラン検討委員会』の発足について

1)基調講演(宮本憲一氏) 四日市の四日市環境再生と『維持可能な都市格のあるまち』を求めて

1.四日市公害裁判が問うたもの

30数年前の私の姿も出てまいりましたが、未だにまだ四日市の問題について関わらなければならないという点では、非常に残念な思いがいたしました。当時の時点で、今日取り組まなければならない課題の解決への道を歩んでいかなければならなかったはずなのですが、それを30数年後のいま、再びここで問題にしなければならないということについて、やはり私は、研究者としても残念でありますし、日本の政府や自治体、企業というものが、本当に四日市の公害問題に学んでいなかったと思うのです。そして今、もう一度、四日市公害裁判を思いだせ、といわざるをえないということは非常に残念な気がいたしますが、これは四日市だけではなく、いま全国で公害地域の再生という課題を提起しなければならないという状況が日本の現実であります。ここで改めて、少し問題提起させていただきたいと思います。

私が今日述べたいことは、大きく分けて二つであります。一つは、四日市公害問題の意義と四日市の公害裁判というものがどのような問題を提起して、それがその後の日本社会にどのような影響を与え、どういう課題が残ったか、ということです。そして、その課題の中で最も重要な都市の再生 - 環境再生を軸とする都市の再生 - ということについて、少し私の考えを述べさせて頂きたいと思っています。

まず、これは少し問題を投げかけすぎるかもしれませんが、私は、日本の戦後における公害問題の原点は四日市であると思っています。通常は、公害の原点というと水俣病ということになっているのですが、私は、水俣病は日本社会の問題の本質をえぐった公害の原点ではあると思います。しかし戦後日本における普遍的な意味での公害問題、公害問題とは何か、公害対策とはどういう原理と方法を取らなければならないかということを初めて示したのは四日市の公害問題ではなかったか、というふうに思っています。

なぜかと言いますと、水俣病の原因者であるチッソは戦前からありました古い電気化学で、しかも同種の公害事件としては戦後では最後の事件であったわけです。イタイイタイ病も足尾鉱毒事件以来の流れを汲むものでして、戦後の産業の中心で起こった問題ではないわけです。そして両方とも、鉱工業の資本対農漁民 - これが戦前の公害問題での典型的な対立でして、いわば資本主義の進展の過程で工業化が進む中での産業間の対立として始まっているわけです。もちろんその中には住民の健康被害があり、人権侵害もあったと思いますが、日本の公害は産業間の対立として始まりましたので、日本の公害対策を見ますと、常にこれは人権のための、あるいは被害住民のための政策というよりも、産業政策であったのではないかという気がするわけですが、そういう性格が、水俣病やイタイイタイ病の事件においても基本的にはありました。もちろん戦後社会になってから、さらに被害

が非常に大きくなったということもあって、今日の公害問題に続いていくわけです。

四日市の公害問題も、確かに産業間の対立という側面を持っていました。今日は久しぶりにお会いして元気な姿をみて嬉しかったのですが、野田さんのように生粋の漁民たちの生存権を奪うような異臭魚の問題というのが四日市公害の始まりでした。そういう意味では産業間の対立として始まったことは間違いありませんけれども、しかし、その後の過程は、そうした企業との間で利害関係がまったく無い人たちも巻き込んで、つまり「企業対市民」という形での公害問題として典型的にはじまったという意味では、この四日市の公害問題は非常に普遍的な市民社会における工業化、都市化によって起こる公害問題の基本的な様相を呈した最初の事件であったのではないかと思います。

しかも、この四日市の企業群の主力は古い電気化学ではありません。当時における化学工業の最新の技術をもった石油コンビナート、しかも東洋最大で、日本での最初かつ最大のコンビナートであり、それは、高度経済成長の主役として作られたものでした。しかも政府は、このような産業集積を全国に広めようとしていました。いわば四日市は高度経済成長の実験場であったわけでありまして、その実験場で起こった公害問題というのは、その後における高度経済成長がどのような被害を社会に対して引き起こすかという、全ての原点を示したものであったと言ってよいのではないかと思います。

それだけに政府は、水俣病あるいはイタイイタイ病などとは違いまして、非常に対応が早かったことも間違いありません。これがもし大問題になれば、日本の高度経済成長や地域開発が止まってしまうのではないかという恐怖心からだったと思いますが、これほど早く対策に乗り出したということはかつてないだろうと思うのです。

先程のビデオにもありましたが、政府は、黒川調査団を派遣して煤煙規制法をつくりました。しかし、この煤煙規制法は完全な「ザル法」でありました。実は、すでに昭和4年の段階で排煙脱硫が行われており、別子の住友銅山では排煙の中の硫黄分を1800PPMまで落としていたわけです。ところが、当時、四日市を調査した黒川調査団の提言にもとづいて作られた規制法では、煙が出るところの亜硫酸ガスの濃度について1900から2200PPMという基準を示したわけですから、これでは全然、役に立たなかったわけです。つまり、戦前の技術でさえ出来ていたものをそのまま戦後の新しい法律に麗々しく掲げたのですから、四日市の公害がそれからまだまだひどくなっていったわけです。しかも高煙突にしましたので、これもまた、四日市にとっては非常に大きな不幸で、全市に公害が広がるということになってしまったわけです。

それにしても、戦後の経済成長の旗手とされ、政府の宣伝では北九州などと違って公害は無いと言っていたところで深刻な公害が起こったのです。これは、研究者にも責任があります。当時、東京大学の都市工学の人たちはこの四日市の調査をいたしまして、ちゃんと調査をすればよいのに公害のことはよく調べないで、「太陽と緑の新しい工業空間」という都市計画の地図を作りまして、全世界にばら撒いたほどですから、研究者もだらしなかったと思います。いずれにしても、そういったところで公害問題が起こったために、全国

的な問題にならざるをえなかったのです。

しかも、この四日市の公害被害は、イタイイタイ病や水俣病と違いまして、非特異性疾患と言い、特異性疾患ではないわけです。つまり、喘息というのは、先程のビデオのなかで吉田克巳先生も言われていたとおり、ハウスダストでも発生するのです。したがって、非常に普遍的な病気がなぜこういうところで集中的に起こるのか、もしこういう地帯で起こるとなれば、これから高度経済成長を進めて行く日本社会全体でこういう問題が起こりうるということを、四日市の公害問題は暗示したわけです。

それだけに、分かりやすいようにも見えて、そして重大なだけに、非常に政治的に困難な問題を抱えたと思うのです。ここでもし企業が負けるならば、全国にこの裁判が波及して行くのは確実であったと思うのです。この四日市裁判はいろいろと中身がありまして、今から、その判決を読み返してもたいへん面白いのですけれども、非常に大事な論点がいまだにあると思っております。

先程のビデオでもありましたように、大気汚染の因果関係、共同不法行為、その場合の責任論、それから立地の過失もかなり争われました。立地の過失、さらには拠点開発の失敗という問題は、どちらかというと企業の責任だけではなく、当時の政策上の責任、政府や自治体の責任の問題でありまして、判決の中では非常にはっきりと、そういう政府や自治体の地域開発の責任を厳しく問うていました。しかし、必ずしもこの問題は十分に国家賠償とか、あるいは行政責任という形で結実はいたしませんでしたが、判決後この影響がたいへん大きくなりまして、いろいろな改革がされたように思います。

2.裁判以後の影響

まず、大気汚染物質の環境基準が厳しくなりましたし、全く同じ月に公共事業の環境アセスメント制度が導入されました。ただし、これは義務的なものではなくて、政府の任意でありますけれども、初めて公共事業の環境アセスメント制度が導入されました。

それから、被害者の救済は少しあとになりましたけれども、例えば、西淀川や尼崎だとか川崎だとかの運動と一緒になりまして、1973年に公害健康被害補償制度が成立しました。さらに、海洋汚染についての対策なども進んだわけであります。

また、当時の「日本列島改造論」はこの判決のあと、ストップしました。そして政府はこの裁判をうけまして「第三次全国総合開発計画」という、今までにない歴史や文化だとか資源を考えた開発方式に変えなければならないという方針を発表したわけであります。そのようなことから、この裁判はいろんな意味で、その後の環境政策に大きな影響を与えたことは間違いないわけであります。

私は、いまだに忘れられないのですが、1975年に中日新聞が主催した「世界環境調査団」の団長になりまして世界の環境調査をやったのですが、その折に宇井純君と二人でフィンランドの環境保護団体に呼ばれまして、フィンランドのネステという国営のコンビ

ナートの調査に入りました。周りの住民から被害が起こっているという訴えがありまして、 国会議員も一緒に同道いたしました。向こう側は非常に対応が良く、フィンランド側の教 授なども交えて、コンビナートの公害などについていろんなヒアリングをしたわけです。 そのとき非常に感動したのが、最初に向こうからの挨拶で、私が四日市公害裁判の証言に 出ていて四日市の公害問題の専門家だと紹介され、それで、われわれは十分に四日市の公 害問題を調査して、それに学んで、このネステのコンビナートを作った、と言うのです。 実際に行きましたら、たいへん驚いたのですが、四日市の場合、住居とコンビナートが近 接していたのでそこに決定的な誤りがあったということに学んで、そのネステのコンビナ ートは、ヘルシンキから60キロ離してコンビナートを作ったわけです。そして、四日市 の間違いは狭い区域にいっぺんにコンビナートを作った、つまり成長を急ぐあまり、コン ビナートの集積の利益を生かさなくてはならないということで、いっぺんに作ったけれど も、そこに間違いがあった。コンビナートというのは非常に新しい技術を使っているので 何が起きるか分からない、だから、われわれは日本に学んで、いっぺんに作らないで、ゆ っくり作ろうということで、まず石油精製工場をつくり、そこでどういう事件が起こるか を調べたあとで、化学工場を作ったというのです。それがうまく動き、事件がないという ことが分かってから、今度は発電所を作るというふうに、決していっぺんには作らないと いう方法をとった。これは、日本に学んだことだと言ったのです。また高い煙突を作った ために失敗したのだから、低い煙突で公害が起こらないように考えようということで、植 物の調査からはじめまして、松の高さよりも煙突が低くなる、つまり松林に隠れてしまう ような煙突の高さにすることにしたわけです。タンクはそのまわりが全部岩だらけの所な のですが、その中に掘り込みまして、災害が起こったときでも防御できるように、岩窟の トンネルみたいな所に入れたのです。それから池を作り、そこに魚を飼って排水を処理し たものをすぐにフィンランド湾に流さずに、その池の中で大丈夫かどうかを確かめてから 流すということにした。これらは全て、四日市の公害に学んだのです、と言ったのです。 私は感動しまして、なるほど四日市の公害がこれから作られる世界各地のコンビナートに とっては非常に大きな教訓になった、これはマイナスの教訓だけれども、その結果として、 非常に良い影響を他の国に与えたのではないかと思いました。

ただ断っておきますが、これは朝日新聞の学芸欄にもあとで書いたのですが、私と宇井君が「良く出来たなぁ」と二人で感心し、そのあと村人に呼ばれて近くの村でご馳走になったのですが、あまりにご馳走になって愉快だったので、うんと遅くなりまして、予定の時間を 2 時間くらい過ぎてコンビナートの近くを離れようとして後ろを見ますと、コンビナートの真っ黒な煙があがっているのです。ビックリ仰天しまして、あれだけ立派なことを言っていたのに、ものすごい煙をどうして出しているのだろうと慌てて引き返したのですが、結局、われわれが帰ってしまったと思ったらしく、集塵機の脱硫装置を止めたらしいのです。それで、村の人たちは、「昼間は良いが夜になると悪臭がするし煤煙が出ている」「いかに良いことを言っていても、企業というのはやっぱり儲け主義なのだ」ということ

を盛んに言っておりました。

それにしても、私は、そういう形で四日市の公害には普遍性があるために世界的にも大きな影響を与えたというふうに思っているのです。しかし、世界や日本に非常に大きな影響を与えたにもかかわらず、いまなお地元で環境再生をやらなくてはいけないというのは、つまり地元の地域社会に与えた影響が逆に少なかったのではないか、というのが率直な感じであります。世界や日本に非常に大きなプラスの影響を与えたにもかかわらず、これがなぜ地元に還元されて、「企業城下町」と言われたその四日市が、企業城下町ではなく「市民が住み心地の良い都市」になぜならなかったのかというところが、これから議論すべき基本的な問題だと思っているのです。つまり、四日市の公害裁判の思想、判決の思想というものが、実は正しく地元の企業や自治体、そして政府に受け止められなかったのではないかという気がするのです。

判決で出たあと、確かに大気汚染対策という点では公害対策は前進したと思います。しかし、あの判決が提起した重要な点は、住民生活に近接して大きな大気汚染源を作り、しかも対策を怠り、それで四日市という地域社会が支配されてきたということの問題です。つまり、都市とは何か、地域社会とは何か、ということが裁判で問われたわけです。判決で、立地の過失や地域開発の間違いを指摘されたにもかかわらず、その判決の精神に流れるものが実は受け継がれなかったのではないかというのが、私がとくに強調したい点であります。

四日市裁判をもう一度見直し、その判決を読んでみると、それまでのような高度経済成長のあり方や企業城下町的な都市政策のあり方を改めなければならないということが分かるはずです。そして、そのことを実行しなければならなかったはずのものが、なぜ、この30数年、うまくいっていないのか、それが今問われているのではないかと思うわけであります。つまり、裁判の成果が企業の公害対策に限定されて、地域開発の失敗を基本的に是正するという地域政策の転換を生まなかったという点が、今ここで、われわれが集会を開かなければならない背景にあるのではないかと思っているわけであります。

3.維持可能な都市格のあるまちを!

そこで、次の本題に入りたいと思いますが、私は、今、四日市はいろんな意味で転換点に立つに至っていると思います。一つは、素材供給型の重化学工業というものが産業構造上、転換をはじめておりまして、新しい産業構造にどういうふうに乗り換えていくのか、つまり臨海部の産業の停滞という問題があります。そして、これは四日市だけではありませんけれども、四日市の場合、公害対策を急ぎすぎたということもありまして、西部にニュータウンを作ることを非常に急いだわけでありまして、このために都心部の人口が4万あったそうですが、今は2万になってしまいました。駅前に言ってみますと、ジャスコの第一号があった所が完全に空地になっているわけです。ジャスコというのはここから始ま

ったはずなのですけど、その歴史的な記念碑を捨てて行かざるを得ないほど、都心部が衰退しているわけであります。また、臨海部の未利用地域は拡大しています。

私は前から四日市に何度も来ているのですが、来るたびに、このまちのアメニティがなぜ欠如しているのか、つまり「住み心地の良さ」というものがなかなか感じられないのです。はじめは大学なんかを作ったらどうかと提案していたら大学は出来ました。四日市大学というのが出来ましたので、この点では、この大学をうんと利用していかなければならないし、大学もまた、このまちのために貢献してほしいと思います。

しかし、それにしても、ここは香り高い文化というものがかつてはあったはずなのに、 今は香り高い文化が感じられないのです。これはなぜだろうかと、来る度にそう思うので すが、都市の香りというか、都市の持っている美しさや都市の良さというものがここでは なかなか感じられないのです。

実は、これは寺西さんの論文の17ページに引用されているのですが、私は、環境問題 というのはピラミッドだと思っているのです。公害問題というのは頂点にありまして、清 水誠さんが「宮本のピラミッド」と言ってくれたのですが、環境問題の全体像のなかで公 害問題はその頂点にあります。つまり自然を破壊する、あるいは、地域の持っている歴史 や伝統、地域の産業、そういうものを衰退させながら、一方的に資本の論理で企業が地域 社会を踏みにじっていく、そういうことの頂点で、公害病や公害患者というのが発生する のです。これは、水俣の場合でもまったく同様でありますし、公害裁判が起されてきた地 域はみんなそうでして、そこでは、地域社会のコミュニティが失われる、地域住民の安全 とか地域住民の健康が失われていったのです。したがって、公害問題は狭い公害対策だけ では終わらないのです。公害問題は、都市をどうするのか、環境をどう再生するのか、都 市をどう再生するのか、という課題と結び着いていかないと、最終的な解決はありえない というのが、私の考えです。この点で、最近、いろいろな公害地域で、たとえば水俣など でも「環境都市」を目指すというようなことで、都市の再生への取り組みが動き始めてい るのは、私は非常に正しい方向だと思います。もちろん、公害患者を救済するということ をまずやらなければいけません。そして、その責任を明確にして、責任者に補償や賠償を させ、対策をとらせるのは当然のことであります。しかし、さらにそれを乗り越えて、都 市そのものを「企業の支配する社会」から「市民の社会」にどう変えていくかという課題 を解かないと、公害問題は終わらないだろうと私は思っているわけです。

今日の私のレジュメでは、「維持可能な都市」と「都市格のあるまち」という言葉を使っています。「維持可能な都市」・これは「持続可能な都市」と言ってもよいのですが、英語では、「Sustainable city」や「Sustainable area」「Sustainable community」「Sustainable society」ということです。私の大先生である都留重人先生は、この場合の「Sustainable」というのを主体的に訳すのは誤りで、「持続可能」と訳すのは人間のおごりだと言われました。そして、環境とか地球というのは客体的なものなので、「維持可能」と訳すのが正しいと言うので、私もそうではないかと思って、「維持可能」と言っているのです。

今、地球環境保全はまさに「Sustainability」を求めているわけであります。ただ実際に「Sustainable society」を作ろうといたしますと、イラク戦争なんかが起こっていたら、どうしても Sustainable になりませんから、平和の問題とか、あるいは、今のように絶対的な貧困がアフリカや発展途上国を支配しているときに「Sustainability」と言っても、それは無理なことでありまして、やはり絶対的な貧困というものを解消していかなければならないのです。そして、先進工業国の中でも見られる貧富の対立や極端な二層分階が是正されないと、なかなか「Sustainable society」というのは実現できません。しかも面倒なのは、これだけ経済が地球化するというか、グローバル化していますと、政治がそれを規制しなくてはいけないのですが、残念ながら国際政治に民主主義はありません。一体、国際的な環境問題を解決できるだけの力のある国際機関があるかと言いますと、残念ながらありません。今、NGO が一所懸命に頑張って規制力になろうとしていますけれども、最近の「京都議定書」がうまく行かないとか、とても、そう簡単に問題を処理できるわけではないのです。

そこで、私たちは - これは日本環境会議としてですが - 、先程の淡路理事長の話にもあったように、まずは、そういう問題に足元から取り組もうと考えているわけです。考えてみると、地球環境問題というのは、汚染源が全部足元にあるのです。フロンガスや温暖化ガスを出している発生源は全部足元にあるのですから、どうやって足元から取り組むかということが重要なのです。また、「循環型社会」と言いましても、それを地球全体でどうするか、研究者は面白がってコンピューターを動かしてシミュレーションをやるかもしれませんが、あまり実のないものです。実は、主体というものが明確でないと政策というのは決まらないのです。政策というのは、目的と方法と主体、という3つが決まらないと駄目なのです。

とくに主体というものを考えていくと、今、いちばんその主体になり得るのは地域です。 地域ならば、その主体を作りうる、そして地域ならば、その目標が目の前にあるので「地 球環境」といった遠くの方を漠然と目指しているよりは、下から具体的に取り組めるとい うことです。

私がこの点で非常に感心しているのは、やはりヨーロッパのEU(欧州連合)が「Sustainable cities program」というものに早くから取り組んできているということです。1985年にヨーロッパは、「地方自治憲章」というものを作りまして、EUが発足する時に、主要な行政権限を基礎的自治体におろし、基礎的自治体が出来ないものを補完性原理でやるというように決めたわけです。私は、これは歴史に残る憲章だったと思っていまして、今後の日本にとっても参考にすべき政治行政の原則だと考えているのです。そういうものに基づいて、EUは「Sustainable cities program」というものを進めております。その原則は、レジュメにも書きましたように、4つぐらいにまとめられると思います。

第1は、それぞれの地域の中で自然を保全あるいは再生し、できるだけ自然エネルギー を使用してリサイクリングを行い、地域で完全循環社会をめざすことです。 第2は、産業の面では、できるだけ知識産業あるいは環境産業をおこして、そこで雇用を維持するということです。同時に地域における環境基準を国よりも厳しくして、その厳しい環境基準を守らせるために、例えば環境税を取るなど、いろいろな新しい経済的手段を使って産業構造を変えていくということです。

第3に、今は「自動車社会」ということで、ここもひどい「自動車社会」になっているわけですけれども、こういう「自動車社会」というのは都市に馴染まないのです。都市というのは、本当はクルマが溢れている社会ではないのでありまして、人々が簡単に自転車や足で、あるいは、公共輸送機関で交通を担うというのが、本当は都市の姿なのです。私は、「自動車とテレビは農村のものだ」といつも言っているのです。つまり、劇場が無い農村でこそテレビが必要であり、大量交通機関の無い農村でこそ、クルマは必要なのです。都市には不必要であり、本来、都市はそういうクルマに依存してはいけないのです。そういう意味で、本当に「Sustainable な交通体系」を作っていくためには、場合によっては、出来るだけ交通そのものを節約するような都市のあり方を考えることが必要なのです。

第4は、これが私は今後の日本、あるいは四日市にとっても重要だと思うのですが、都市と農村を共存させるということです。最近、「地産地消」や「スローフード」などと言いまして、近郊の農村の新鮮な作物を都市が消費するように、近くの農村と都市が連帯をするということが企てられていますけれども、ヨーロッパでは、そういう試みが各地で行われているのです。農村が再生しないと都市も再生しないのですが、これからは農村をどう再生していくか、都市とどう共生させていくかということを考えていかなくてはならないと思います。

以上のように、日本でも足元から「Sustainable area」を作っていくということがこれから必要であり、私たちの環境再生も、実はそこに全体の目標をおいているわけであります。

もう一つ、「都市格」ということですが、これは聞き慣れない言葉だろうと思います。どんな都市をめざしていけばよいかというときに、私は、「Sustainability」と同時に、「都市格のあるまち」をめざしていってほしいと考えているわけです。この「都市格」という言葉は、大正15年に、大阪の都市協会、その後、毎日新聞の会長になりました岡実が使ったものです。彼が大阪で演説した中で、「これからの都市は都であってはならない、つまり天皇がいて行政的な中心になる、あるいは何か大きな企業があってそのために都市社会が形成されるような都であってはならない。これからの都市は、市民のまちでなければならない」という、たいへん鮮やかな演説をしました。これは、関一という人が一橋大学の教授から大阪市長になった時に、それを援護する非常に立派な演説なのですが、彼は「市民の自治・これが都市なのだ」と言っています。

私は、「都市格」という言葉が非常に気に入っておりまして、人に人格があるように、都市にはそれぞれの「都市格」がなければならないと思っているのです。「都市格」と言いますのは、人口の大きさでもなければ、所得の水準の高さでもないと思うのです。例えば、

人間の人格というのをもしも体重ではかり、体重の重い人が人格が大きいということになるとすれば、小錦あたりが一番人格が大きいということになりますが、彼は「のみの心臓」と言われまして、なかなか横綱になれなかったことを見ますと、本当に人格が大きかったのかどうか、疑問なのです。ただ私の学生達は、これを言うといつも嫌がって、小錦ファンというのがいまして、「先生、いつも小錦を例にするのはやめてくれ。」と言われるのですが、要するに、人格は体重では測れないということです。あるいは金持ちの中にも人格の高潔な人がいますけれども、必ずしもお金があるから人格が高潔ではないのです。私は、都市もそうだと思うのです。人口が多いからとか、そこの工業出荷額が大きいから「都市格」が高いとは誰も思わない。やはり、あの都市は良いまちだというときには、別の価値や評価があると思うのです。

この四日市は、確かに人口が30万人で微増しているそうでありますし、おそらく工業 都市としては全国11位で、人口比からいうとたいへん大きな工業出荷額を出しています けれども、例えば金沢とか奈良などと比べて、四日市の方が「都市格」が高いとは誰も思 いません。私は、そういうところに「都市格」というものをどう形成していくかというこ とが、日本の都市政策の重要な課題になっていると思います。もちろん「都市格」の基盤 の最たるものは安全です。「安全で健康なまち」であるということ、それから「住み心地が 良い」ということ、これがまず「都市格」の基本です。「住み心地良き都市」というのは「ア メニティのある都市」ということですが、これも先程言った大阪の名市長であった関ーは、 「大阪は住み心地良き都市にする。」と言っているのです。これは名言で、都市政策の基本 は何かということを明快に述べています。都市は、何よりも住み心地が良くなくては駄目 なのです。観光客がいっぱい来るようなまちだから良い、あるいは、工業がたくさん集積 しているから良いというわけではなく、そこに住んでいる市民が「住み心地が良い」と思 わなくてはならないわけです。「住み心地の良いまち」を作るためにこそ、都市政策という のはあるのだと思います。そして何よりも、そこには「市民の自治」がなくてならない。 「市民の自治」がある、「市民のコミュニティ」がある、ということが「都市格」の基本だ と私は思っているのです。

最後に、これからの四日市の課題に少し触れて終わりたいと思います。まず、これからの四日市をどのように「住み心地の良き都市」にするかということは、皆さん方自身の課題であります。私たち研究者も、これから少しお手伝いしながら、時間をかけて調査を進めて行きたいと思っています。今のところ、まだ四日市について正確なことを何も言えないのですが、若干、気になっていることを述べまして、終わりたいと思います。

先程も市職労委員長の渡部さんから紹介がございましたが、三重県庁にいきましたら、 臨海部は確かに産業構造が変わりつつあるので、これまでのような素材型産業における素 材そのものを付加価値型のものに変えなければならない、もっと付加価値の高いものにし ていこうというふうに考えているようであります。そこで、国が奨めている「特区」に申 請し、平成15年に第一号として「技術集積活用型産業再生特区」というものに臨海部が 指定されて、いま、石油コンビナート施設のレイアウト規制等の緩和が進められているわけです。四日市市もいろいろと補助政策を進めて、このレイアウト規制緩和を進めて行こうとしているようです。

しかし私は、このような産業政策には疑問を持っております。確か、これは、四日市裁判での証言の時にも言ったのではないかと思いますが、私は、四日市は「工業都市」ではなく「工場地域」でしかないと思うのです。つまり、工場があって「工場地域」はあるけれども、「工業都市」ではない。「工業都市」というのは、産業がいろいろ連関していて、都市の中で独自の技術が生み出されながら、産業連関を通じて新しい技術や新しい産業が生まれ、都市の中で内発的に工業化が進んでいくものです。例えば、ピッツバーグみたいに、メロン財閥が鉄鋼業から始まったのですが、その富で非常に大きなピッツバーグ大学を作り、あるいは、ピッツバーグ交響楽団を作り、教育や文化を振興し、そして産業連関を高めていくということになった時に「工業都市」といえるのです。しかし、ここは「工業都市」ではなく「工場地域」なのです。だから、これから、もし改革をするならば、どのような産業連関を作り、どのような新しい技術を地元で創造し、その新しい技術と大学、あるいは、いろんな研究機関などがどう結びついていくのかというようなビジョンがなくてはなりません。それらが企業任せであれば、それぞれの企業が、自分のところで勝手に遊休地が出来たから少し生産方法を変えるというようなことになり、それでは、本当の「工業都市」にならないのではないかと思っております。

実は、まだ市のほうも遊休地がどれくらい出ているかという調査をしていないと言っていました。つまり、企業が自分のところでどれくらい遊休地が出ているのかという報告をしていないし、報告を求めてもいないと言うのです。これでは困ると思いました。

すでに大阪湾などは全体として衰退が始まっていますので、関経連も環境団体の方も大阪湾の遊休地、大阪湾の利用について、かなり徹底的な調査を始めています。そういう調査が無いと、遊休地がどんどん出てきているのですが、どうやって大阪湾の地域を変えればよいかという検討がつかないわけです。

私がまず四日市市に頑張ってほしいことは、臨海部の埋立地の状態を市民に明らかにしていくということです。企業は自分のところの所有地がどうなっているのか言いたくないかもしれませんが、しかし、あそこはまさに埋め立てに関してもいろんな社会資本を投入したことで公的に援助をし、公的に形成されてきた土地なのです。例えば、エチレンプラントがなくなったのであれば、そのエチレンプラントの施設がどれくらいの面積で無くなっていて、いま何をしているのかということを明らかにして、これからの臨海部の対策を立てなければいけないはずです。私は、まず、そういう事実を明確にしてほしいのです。大阪湾について言えば、産業廃棄物の埋め立てが進んでいるのですが、同時に未利用地もどんどん増えています。ものすごく増えている未利用地をどう利用するかということが、今、大阪湾だけでなく東京湾でもそうですが、日本の臨海部における地域政策の大きな課題になっているのです。その実態をまず明らかにしてほしいと思います。その場合に、単

に企業任せにしないで、「工業都市」として四日市をどのように変えていくかという基本的な政策の上に、臨海部の利用の方法、これからの工業化の方向を考えてほしいと思っています。

それから、臨海部についてというよりも、もう少し広くとりたいのですが、四日市のアメニティの問題があります。都市はどこでも水辺環境を持っているのです。水辺環境の無い都市というのは、砂漠の都市がありますけれども、それでも池を掘ったり地下水をうまく溜めたりして、なんらかの方法で水辺環境を作ろうとしてきました。都市というのは、水辺環境と共にあるのです。その意味で、海岸部にある都市というのはたいへん良い都市なのです。ですから、いまの四日市のように、工場が臨海部を占領していて、市民が海に接近できないというのは、都市として最悪だ、と私は思います。やはり、水辺環境というのは市民のためのものであり、市民のものです。「住み心地良き都市」というのは、水辺環境が市民のものになっている都市だと思うのです。

ところが日本は、戦後、この水辺環境を工業化に使ってしまったわけです。私は、大連に行って感心したのですが、大連の特区の副委員長は、最初に「先生、日本の失敗は臨海部を工場に譲り渡したことです。大連は、もともとは水辺環境が工場に占領されているのだけれども、今後は絶対に工場を建てさせないで、住民のための水辺環境を確保することが大連の都市政策の中心です。これは、日本の失敗に学んだのです。」と言ったのです。やはり本当に失敗だったのは、水辺環境を全部埋め立てて、前へ前へと工場を出していって、市民を締め出したことだと私は思うのです。だから、この工場地帯の改革について、水辺環境をどういうふうに市民のもとに取り戻すかという政策を立てることが、四日市再生の中では基本的な課題だと思います。この点が、これからの私どもの検討プランが本当に良いものになるかどうか、その一つの分かれ目になると思っているわけです。

同時に、最近、大規模店が出てきて農地が荒れることを農村部の人たちが心配しておりました。これは、市の職員の方も心配していることです。しかも大規模店を郊外に作りますと、都心部の商店街は衰退の一途を辿るわけであります。私は、このまちは山あり、農地あり、海ありで、温泉もあるいいまちだと思っております。ですから、そういう自然の豊かさをうまく利用する環境計画がなにものにも優先するという都市計画を立ててもらわないと、駄目だと思うのです。むしろ、このまちが持っている価値は高いのです。山あり海あり農地ありという、この優れた環境をどのように活かして四日市を再生させていくのかという環境再生計画が一番大きな枠組みになっていく必要があると思っております。

最後に皆さん方にお願いしたいのは、わたしたち専門家というのはあくまでも外から来ていますし、市民が打った球が当たったか当たらないかという観測班であります。私たちが事業をできるわけではないのです。したがって私たちのできることは、皆さん方に対して情報というものを作り、提供するということだと思うのです。この地域の環境再生は、結局は、皆さん方市民が自ら市民共同体としてどう再生していくか、市民の共同体を再生しながら、どうそのネットワークを作っていくか、ということなのです。

実は、今後、最も恐ろしいのは災害なのですが、神戸地震の教訓からも、災害を防止できるのは、結局、コミュニティなのです。神戸で災害の防止と再建で最も優れた経験を示したのが真野地区ですが、ここは、ずっと公害反対運動をしていまして、企業を巻き込んで企業をも市民にしてしまって、市民が企業を巻き込んで共同体を作っていったことで、非常に大きな成果をあげることができたわけです。私は、ここの企業も市民にならなくてはいけないと思います。そして、本当に皆さん方が市民共同体というものを四日市の中で再生していくことが、実は、この環境再生の最終目標ではないかと思いますし、また、そうした市民共同体が環境再生の主体になるのだと思います。

どうも、御静聴、有難うございました。

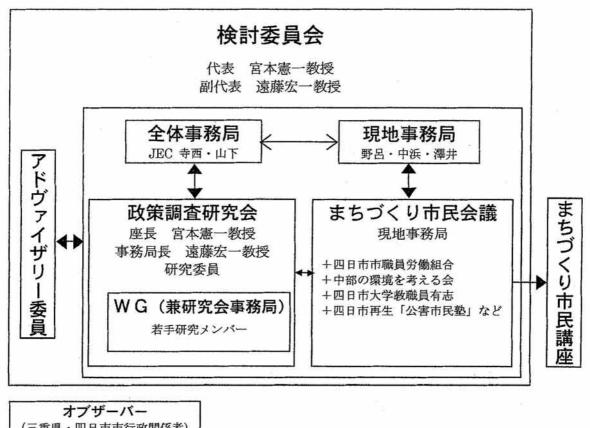
- 2)特別提案(寺西俊一氏/一橋大学教授) 『四日市環境再生まちづくりプラン検討委員会』の発足について
 - 1. 「日本環境会議」による「環境再生」への取り組みの経緯と背景
 - *「日本環境会議」の紹介(参考資料①、参照)
 - *「日本環境会議」の会議・大会の歩み(参考資料②、参照)
 - 2. 「環境再生」のまちづくりは何をめざしているか
 - * 寺西俊一「環境再生の理念と課題」『環境と公害』(岩波書店)第32巻第1号 2002年7月) (参考資料④、参照)
 - 3. 「環境再生まちづくりプラン検討委員会」発足の経緯と特別提案
 - *宇佐見大司「『四日市公害判決30周年に語り合うつどい』に参加して」 『環境と公害』(岩波書店)第32巻第3号(2003年1月)(参考資料③、参照)
 - (1)本日(2004年7月31日)、「四日市環境再生まちづくりプラン検討委員会」(以下、「検討委員会」)を、今回のシンポジウムの主催団体として名をつらねている以下の5 団体の連携・協力のもとに発足させる。今後、われわれの趣旨に賛同する団体・個人に連携・協力の輪をさらに積極的に広げていく。
 - *日本環境会議·「環境再生政策研究会」
 - *中部の環境を考える会
 - *四日市市職員労働組合
 - *四日市大学教職員有志
 - *四日市再生「公害市民塾」
 - (2) 四日市市、三重県の行政当局者にも、オブザーバー的な参加を要請する。
 - (3) 上記の「検討委員会」の代表を宮本憲一教授、副代表を遠藤宏一教授に依頼する。
 - (4) 「検討委員会」には、全体事務局と現地事務局を置き。全体事務局を、日本環境会

- 議・「環境再生政策研究会」事務局(寺西)が担当し、現地事務局を「中部の環境を考える会」の野呂汎氏(弁護士)、四日市市職員労働組合の中浜隆司氏、四日市再生「公害市民塾」の澤井余志郎志氏、以上の3氏が担当する。
- (5) 上記の「検討委員会」のもとに、「政策調査研究会」と「まちづくり市民会議」を置く。また、「アドヴァイザリー委員」を設ける。
- (6) 「アドヴァイザリー委員」は、四日市の環境再生にむけた今後のまちづくりプラン を検討していく上で、不可欠な経験や重要な識見などを有する方々を中心にして構成 し、適宜、必要な助言・意見などを求める。
- (7) 「政策調査研究会」は、今後の四日市環境再生に関する具体的な政策提言に向けて、 必要な専門的調査研究を中核的に担っていただく研究者メンバーを中心に構成する。 また、このもとに、より機動力のある若手研究者を中心にして、WG (ワーキング・ グループ)を設置し、研究会事務局スタッフとしても機能していただく。なお、この 「政策調査研究会」全体の座長も宮本憲一教授に兼ねていただき、事務局長を遠藤宏一 教授に兼ねていただく。
- (8) 「まちづくり市民会議」は、「政策調査研究会」の活動と並行して、「四日市環境 再生まちづくり市民講座(セミナー)」(仮称)を開催・運営する(2~3ヶ月に 1回程度、計:8回程度)。この市民講座(セミナー)には、四日市のまちづくりに 関心をもつ一般市民の広範な参加を呼びかけていく。上記5. の現地事務局は、この 開催のための運営委員会事務局を兼ねる。

*別図:「検討委員会」案(体制)とスケジュール(案)

*別表:「検討委員会」の構成と委員会名簿(案)

四日市環境再生まちづくりプラン検討委員会(案)



(三重県·四日市市行政関係者)

2004 年 7 月~2006 年 7 月までの 2 ヵ年の大まかなスケジュール案

		まちづくり シンポ	検討委員会	政策調査研究会	まちづくり 市民講座
卅	7月31日(土)	第1回	発足		
2004	9月初旬頃		第1回	第1回	第1回
20	11月下旬 or 12月頃		第2回	第2回	第2回
	2月下旬頃		第3回	第3回	第3回
并	5月 or6月頃		第4回	第4回	第4回
2005	7月24日頃	第2回	第5回		
20	9月初旬頃		第6回	第5回	第5回
	11月下旬 or 12月頃		第7回	第6回	第6回
#	2月 or3月頃		第8回	第7回	第7回
2006	5月 or6月頃		第9回	第8回	第8回
20	7月24日頃	第3回	第 10 回		

注:以上の会合には、出席可能なアドヴァイザリー委員ができるだけ参加することとする。以上の他、「政 策調査研究会」のWG (ワーキング・グループ) は、適宜、機動的に、必要な現地調査やWG会合などを 行う。

<四日市環境再生まちづくりプラン検討委員会>名簿案(2004年7月31日現在)

<代表·副代表>

宮本憲一 (大阪市立大学名誉教授・滋賀大学前学長)

遠藤宏一 (南山大学総合政策学部教授)(財政学、地域政策論)

<アドヴァイザイリー委員>

淡路剛久 (立教大学法学部教授)(民法、環境法)

礒野弥生 (東京経済大学現代法学部教授)(行政法、環境法)

伊藤章治 (桜美林大学コア教育センター教授・元東京新聞文化部長)

井村秀文 (名古屋大学大学院環境学研究科教授)(都市環境学)

片田知行 (中日新聞名古屋本社地方部長)

柴田徳衛 (東京経済大学名誉教授)(財政学、都市経済論) 谷山鉄郎 (中部大学応用生物学部環境生物科学科教授) 永井進 (法政大学経済学部教授)(経済学、経済政策論)

藤井絢子 (菜の花プロジェクトネットワーク会長・滋賀県環境生協理事長)

渡部隆 (四日市市職員労働組合委員長)

<政策調査研究会>委員

粟屋かよ子 (四日市大学教授)(環境物理学)

宇佐見大司 (愛知学院大学法学部教授)(民法、環境法)

浦山益郎 (三重大工学部教授)(都市計画)

岡田知弘 (京都大学大学院経済学研究科教授)(地域経済学)

大久保規子 (甲南大学法学部教授)(行政法) 佐藤圭二 (中部大学工学部教授)(都市計画)

進藤兵 (名古屋大学法学部教授)(行政学、都市行政論)

富樫幸一 (岐阜大学地域科学部教授)(地理学)

畑明郎 (大阪市立大学大学院経営学研究科教授)(環境学) 宮入興一 (愛知大学経済学部教授)(財政学、地方財政論)

森田優己 (桜花学園人文学部助教授)(交通論)

若井降司 (南山大学総合政策学部助教授)(環境経済学)

<政策調査研究会>WGメンバー

佐無田光 (金沢大学経済学部専任講師)(地域経済学) 成元哲 (中京大学社会学部助教授)(環境社会学)

土井妙子 (一橋大学大学院社会学研究科博士課程)(環境教育)

森裕之 (立命館大学政策科学部助教授)(都市経済論)

除本理史 (東京経済大学経済学部助教授)(環境経済学、環境政策論)

<現地事務局>

中浜隆司 (四日市市職員労働組合書記長)

澤井余志郎 (四日市再生「公害市民塾」代表)

野呂汎 (弁護士・中部の環境を考える会) 四日市市職員労働組合

四日市市職員カ側和日 中部の環境を考える会 四日市大学教職員有志 四日市再生「公害市民塾」

<全体事務局>

寺西俊一 (一橋大学大学院経済学研究科教授)(環境経済学、環境政策論)

山下英俊 (一橋大学大学院経済学研究科専任講師)(資源経済学)

2.第1回まちづくり市民講座・政策調査研究会

月日/会場 04年9月11日(土) 総合会館 7階第1研修室

四日市周辺の海辺視察 いなば で、吉崎海岸~コンビナート~高松海岸視察

講演(宮本憲一氏)

「都市アメニティと海辺空間の再生」

講演(上野達彦氏/三重大学副学長)

「三重大学の四日市学の取組みについて」

報告(遠藤宏一氏/南山大学教授)

「政策調査研究会の今後の研究課題と進め方について」

- 1)講演(宮本憲一氏) 都市アメニティと海辺空間の再生
- 1.国際水都会議(1991年、ヴェニス)のマンモス型開発批判

カリフォルニア大学ベンダー教授は「都市はいずこで海岸と出会うや」という報告で、日本や NYC のようなマンモス型開発を批判し、それにたいしてエスキモ犬型開発の例として海浜近隣住区 = 親水都市のサンフランシスコのミッション・ベイの開発を提唱した。この会議の議長の一人であった私はこれを『都市をどう生きるかーアメニティへの招待』(小学館ライブラリー)などで紹介し、政策転換をもとめたが、いまだに基本的な転換はおこっていない。

2.イタリアのガラッソ法(景観保全法、1985年)と臨海部の再生

海岸・島嶼の 300 メーター以内の開発の禁止・景観保全 自然再生と産業公・災害リスクの制御のラヴェンナ市石油コンビナート再生 製鉄所・石油コンビナート衰退にともない観光・文化(科学館・劇場)教育研究施設・住 宅・公園・交通機関をセットにした再生計画をたてたナポリ市

3. EU O Urban Regeneration (2003)

この研究では主として素材供給型工業と古い港湾施設の都市の再生が検討されている。 しかしすでに 1970 年代から、ヨーロッパやアメリカでは臨海部の再生が始まっており、 ボストン、サンフランシスコ、ニューヨークでは、大規模な産業構造の転換、商業・住宅 施設をふくむ都市改造に成功している。

日本でも1980年代以降、小樽や長崎などで景観保全とあわせて再生事業がすすんでいる。

4.市民のアメニティ観の確立と海とのつき合いの回復、都市の主人公としての活動がもとめられる。

(参考文献)

Chris Couch and Others eds.,Urban Regeneration,2003 宮本憲一『都市をどう生きるか』(小学館ライブラリー、1995年) 同『環境経済学』(岩波書店、1989年)

同『都市政策の思想と現実』(有斐閣、1999年)

2)講演(上野達彦氏/三重大学副学長) 三重大学の四日市学の取組みについて

(省略)

3)報告(遠藤宏一氏/南山大学教授) 政策調査研究会の今後の研究課題と進め方について

はじめに

今年7月31日、四日市で四日市再生「公害市民塾」、四日市市職労、中部の環境を考え る会、四日市大学有志らの地元諸団体・個人と日本環境会議(環境再生政策研究会)等で 主催する「四日市環境再生まちづくりシンポジウム」が開催され、そこで「四日市環境再 生まちづくり検討委員会(代表:宮本憲一大阪市立大学名誉教授)」の正式発足が決められ た(以下「検討委員会」と略称する)、この「検討委員会」は、主として日本環境会議会員 や地元の大学その他での広い意味で環境問題・政策の研究に関心を持つ者で組織される「政 策調査研究会」(四日市の環境再生・まちづくりにかんする調査・研究の推進組織) と、そ うした調査研究と連動・並行しつつも、独自に地元の行政や住民運動組織・公務労働者組 織のネットワークによる環境再生まちづくり政策の主体形成を課題とする「まちづくり市 民会議」(現地事務局を構成して「まちづくり市民講座」の運営にあたる)の二つの組織を 包括し、さらには全国各地で「環境再生」の調査研究に取り組む日本環境会議会員研究者 等からなる「アドヴァイザリー委員」を擁するものとして編成されている。そして、今後 およそ2カ年間を目途に、シンポジウムや市民講座、実地調査・研究と公開研究会の開催 等の系統的な活動を続け、最終的に四日市の環境再生まちづくりプランを構想・提言する ことを目的にしている。そこで以下、この「検討委員会」の発足の経緯・背景と課題、そ してとくに「政策調査研究会」の研究課題を概括しておきたい。

1.「四日市問題」と地域開発研究・検証の遅れ-「検討委員会」発足の経緯-

1972年7月、被害者原告の全面勝訴となった四日市公害判決は、因果関係についての疫学の採用、共同不法行為の認定、さらには立地上・操業上の過失を認めた点で歴史的意義をもつものであった。とくに立地上・操業上の過失の認定は、コンビナート企業の立地と操業に根本的な転換を迫り、同時に国と自治体の責任をも問うたという点で、「四日市型開発」(=拠点開発方式)といわれた戦後日本の地域開発全体が裁かれ、さらには戦後日本の高度成長そのものが裁かれたと言われた。そしてこの訴訟と判決を契機にして、大気汚染等の公害問題に対する本格的な対策が始まった。

その意味で、「四日市問題」は戦後日本の公害問題の原点であるが、自ら四日市公害訴訟の原告側証人のトップバッターとして共同不法行為や「四日市型開発」の誤りを証言した 宮本憲一氏は、判決直後に出された自著で「判決と現実のギャップをどうするのか」と問 い、自治体等の行政責任として、 公害被害の全容の調査と、その完全な後始末をすること、とくに被害者の「即時無条件全面救済」が緊急になされること、 地域開発政策が転換されること、という二つの課題を提起されていた(注1)。

しかし、その後の経緯では、四日市コンビナートの建設過程と公害問題・被害そのものについては幾多の研究や報告書がだされたが、単に公害問題にとどまらず、開発に伴う財政効果や都市構造の歪み等も含めて、地域の経済社会全体に与えた効果や影響について総合的に解明する課題への共同の取り組みは、基本的に手つかずのままであった(注2)。

その後、判決から 20 周年を迎えた 1992 年、丁度この年に開催された国連の地球環境サミットの直後に「環境と開発 / 日本とアジアの現実から」をテーマにした第 12 回日本環境会議四日市大会が開催され、この会議に向けて組織された「四日市プロジェクトチーム」(公害問題にかかわってきた住民や弁護士、私も含む地元研究者らで組織)が、改めて判決後の地域政策の展開について若干の共同調査を行い、その報告と総括の上で、以下の6点を「都市再生の『四日市方式』をめざして、その提言」として提起し(注3) その趣旨は「日本環境会議四日市宣言」でも確認された(注4)

改めて行政のイニシアチブと責任において「四日市石油化学コンビナート」開発の総合的・歴史的総括を行うこと。

以上の総括のもとに、「三重ハイテクプラネット 21」構想について、環境、経済・社旗、文化、アメニテイ等にかかわる総合的なアセスメントを行って見直しを行い、過去に失われた海と海岸の自然環境を取り戻し、また自動車排ガス問題も含めて大気汚染の一層の改善と都市構造の歪みをただすための「四日市再生構想」を策定すること。

多くの環境保護団体はネットワーク化し、研究者、弁護士、技術者等の専門化との連携を強化して、環境保全とまちづくりの構想作成能力を向上させること。

市民・住民の力を結集して、地球と伊勢湾・三重県の環境を保全するための行動指針「三重県アジェンダ 21」(仮)を策定すること。

「四日市型開発」の失敗と「四日市公害」の歴史的事実と教訓を、四日市の未来を担 う子供達に「環境教育」を通して正しく伝承すること。

今なお四日市コンビナート立地企業がアジアで公害を発生させているという事実を厳しく批判し、同時に、アジアの人々には単に今の公害防止技術を伝えるというにとどまらず、防止技術を発展させて公害防止・環境保全を達成させる力となったのは、結局、世論の力のもとで司法(公害裁判)や地方自治のあり方にあったという、四日市公害問題の経験と教訓を正しく伝えること。

しかし結局この提起も、その後の行政や地元での本格的な取り組みには結実しなかった。 その後、四日市訴訟の勝訴判決の30周年を迎えた2002年7月に開催された<四日市公害 から何を学び引き継ぐか-四日市公害判決30周年に語り合うつどい->の集会において、 基調講演にたった寺西俊一氏(日本環境会議事務局長)が、日本環境会議が2001年から 発足させた新たな調査研究プロジェクト「環境再生研究会」の取り組みを踏まえて、改めて四日市においても、被害者等の住民運動をもう一回り大きくして、「環境再生」とまちづくりのための取り組みの必要性・緊急性を強調した。そして、この提起を重く受けとめた地元の四日市市職員労働組合と公害市民塾が中心となり、今年になって正式に日本環境会議・環境再生政策研究会の協力を要請し、両者の緊密な連携と協力のもとで、「四日市問題」の本格的な過去・現在・未来の学際的な共同調査研究をすすめ、その教訓のうえに立って四日市の環境再生再生まちづくリプランを構想・提言することを目的とする組織を立ち上げることが決められたのである。その意味で、今後、冒頭に述べた「検討委員会」を構成する「政策調査研究会」と「まちづくり市民会議」は、車の両輪として活動することになるが、以下、そのための前提になる具体実証的な調査研究の課題をあげておこう。

2.「四日市環境再生まちづくりプラン検討委員会・政策調査研究会」の研究課題

第1に、政策調査研究会の総合課題の一つとして、四日市コンビナート開発の「社会的損失」の全体像(「環境被害のピラミッド構造」に即して)の解明がまず前提に据えられねばならない。それらは具体的には、公害被害者の被害の全容、その「生活史」調査と現在の「生活ニーズ」の調査、自然資源(海岸や海等)・環境の破壊、地場産業の衰退・変貌、コンビナート災害問題や都市構造の歪み(=社会資本の浪費・非効率等も含め)、

地域社会・文化、景観・歴史的街並みの変貌、等々の項目にわたるが、なかでも の被害者調査は緊急性を要するであろう。

もう一つは、それとメダルの表裏をなすが、「地域経済の発展指標」の開発と、そのため の過去と現在の四日市の「市民的資産(福祉の元本)」のリストアップが課題であろう。

さて、以下は各部会を構成して調査研究にあたることになるであろうが、第2には、四日市石油化学コンビナートと地域経済構造の解明であり、とくに 石油化学産業・企業のグローバル戦略と立地動向(四日市石油化学コンビナートの再編とその行方、立地各社の経営戦略と立地動向) 四日市地域の「地域経済構造(=地域内経済循環)」の実証分析の課題である。ここでは産業構造の転換や工場の海外展開・グローバル化のもとで、石油化学コンビナートの老朽化や終焉の時代が来るのか、あるいは現在の石油化学コンビナートと後背地立地企業・産業(=「三重ハイテクプラネット21」による立地企業等)の産業連関構造は形成されているのか、さらに伊勢湾岸部という広域的にみた場合、四日市・鈴鹿地区 - 名古屋南部臨海工業地帯(鉄鋼、石油・電力コンビナート) - 豊田・西三河内陸工業地区(自動車産業地帯)とつなぐ「環伊勢湾岸部」地域経済の循環構造(=自動車産業・「企業城下県・圏」)の析出の課題を視野におかねばならない。さらに、現在進行中の問題として、臨海部政策の展開状況の把握とその課題の分析である。目下、四日市地区では、小泉「構造改革」の一環である構造改革特区「技術集積活用型産業再生特区」(四日市・鈴鹿)が始動しており、今後さらに「四日市市臨海部工業地帯再生プログラム検討会」(企業14社と行政の組織)や「地域再生特区協働プロジェクトグループ」の設置と戦略

的プランづくり行われるという。こうした具体的な動向をリアルに把握しつつ、一方で、 環境再生と臨海部再編・地域産業政策の行方と展望(埋立事業のストップ、臨海部遊休地 の実態把握と活用の展望)のオールタナテブの提言が必要になるかもしれない。

なお、今後のまちづくりプランのためには、コンビナート問題とは相対的に独自の課題かもしれないが、四日市の商店街活性化問題や、後背地農山村と臨海部の経済循環・環境循環の分析もいる。

第3に、四日市・北伊勢地区(名古屋大都市圏)の交通体系・交通問題であり、交通体系と物流等の実態分析、交通問題(排ガス、渋滞等)の実態と背景・原因の調査研究の上で、交通需要管理・まちづくりと交通体系改革プランの提言が求められるであろう。

第4は、「公害疎開」と都市構造の歪みの実態(市街化区域の変化等) 土地利用計画、 都市計画の沿革と課題や工業化・都市構造変化とアメニテイの衰頽を解明し、その再生へ の課題と提言を行うことである。

第5には、環境再生事業と防災対策への提言である。具体的には、 四日市・三重県等の公害・環境行政の推移とその意義と問題点の教訓化、さらに今後の環境行政の提言(ex:地方環境税のあり方等) 石油化学コンビナートの公害被害(とくにストック公害としての土壌汚染)の実態と対策への提言(含:PPP・公的負担の行財政のあり方等も) またストック公害という問題では、四日市地区でも、今日大きくクローズアップされている一般・産廃棄物等の処理・廃棄の問題についての検討、 伊勢湾の汚染問題の現状・対策、またさらに、 防災問題は東海地震等の震災・津波問題一般にとどまらず、具体的なコンビナート災害対策(道路・生活空間に近接して張りめぐらされている石油化学のパイプライン網)や、緑化・緑地帯プランなどを含めた都市構造改革への提言、等である。

第6に、公害経験の教訓をいかに語りつぐかという課題である。とくにそれらは、 地域における環境教育(「四日市公害」問題・四日市開発問題の史的資料の集積と公開、市が開設した資料館のハード・ソフトのあり方等も含め)をどのようにすすめるか、 アジアなど開発途上国への情報発信のあり方(ICETT の意義と役割の検証なども含め)の問題であるが、とくに四日市では教訓を語りつぐ「(学校)環境教育」のあり方が、80年代半ば以降後退していることが現場の教師達から指摘されており、その実態と改善への提言はとくに重視される必要がある。

第7は、環境再生・まちづくりの行財政問題と改革課題である。各地の先行している環境再生まちづくり政策の研究では、自治体行財政の調査研究が十分位置づけられていないきらいがあるが、四日市の場合は政策の物質的基礎をなす財政問題は不可欠の課題であり、それらは 石油化学コンビナートと自治体税財政(三重県・四日市の財政バランスシート) 1980年代後半以降からの地域(開発)政策の行財政問題(「三重ハイテクプラネット 21」の展開、「産業再生特区」の税財政問題など) 「地域総合計画」、財政危機・行財政改革とまちづくり行財政、 市町村合併・地方制度の変化と環境再生・まちづくり事業等の調査研究が重要な項目である。とくに当面する楠町との合併で「中核市」移行が、タイムス

ケジュールに乗っており、こうした地方制度再編と三重県等からの事務事業移管を視野においたまちづくり構想の意義と課題の解明が必要である。また、 環境再生・まちづくりにおける行政と住民・企業の協働のあり方という問題では、目下、三重県では「新しい時代の公」のあり方の検討がすすめられており、従ってこうした動きとの関わりも含め四日市のまちづくりへの具体提言も求められている。

そして最後、第8の課題は、「地域コミュニテイ」の再生と協働・住民参加のあり方の検討である。まず一つは歴史的に、公害被害・救済過程と「企業城下町」の変容についての解明が必要であろう。具体的には、自治体主導の公害被害者救済・環境対策の経緯、その意義と限界の教訓化、コンビナート立地企業の「地方自治(・行政参加)」への参加の現実と町内会・自治会の機能、「企業城下町」のもとでの公害被害者(その労働と生活)が置かれてきた状況の分析、等々である。そして二つには、公害被害者の生活ニーズとまちづくりの課題・役割、三つには新たな環境再生・まちづくりの協働のネットワークの課題と展望を示すことである。

さて以上は、極めて包括的に思いつく限り目一杯の調査研究課題を列挙したものであり、 そのすべてで十分な達成ができるとは限らないが、今後2年間の活動のなかでさらに多く のメンバー補充と住民の方々の参画を得て、実効性のある成果と提言ができればと思う。

(注)

- 1)宮本憲一『地域開発はこれでよいか』岩波新書、1973)
- 2) なお個人的にこうした課題に取り組んだものとしては以下を参照。

「特集 = コンビナート総点検」、『公害研究』VOL.9 NO. 3/Winter,1980 (遠藤宏一「転機に立つ四日市コンビナート」)、遠藤宏一「石油化学コンビナートと地域社会」『日本福祉大学研究紀要』第42号、1980 (後に拙著『地域開発の財政学』大月書店に収録) 遠藤宏一「重化学工業化と伊勢湾岸部開発」(上)(下)、大阪市立大学経営学会『経営研究』 第45巻第1号(1994年5月) 第45第2号(1994年7月) 所収(後に拙著『現代地域政策論』大月書店に再構成して収録)

なお、ごく直近に、『四日市市史 第 19 巻通史編 現代』2001 年 7 月 (他に、第 14 巻・第 15 巻、史料編 現代、第 20 巻年表・索引編)の刊行され、こうした課題に取り組む史・資料もそろってきている。

- 3)第 12 回日本環境会議:第1セッション(全体会)<四日市とアジアを結ぶ課題>での遠藤宏一・松葉謙三「判決後の四日市コンビナートと地域政策」(1992年7月)の報告4)「四日市宣言」は、『環境と公害』Vol.22,NO.2,1992参照。
- 5)本原稿は、遠藤宏一(2005)「『四日市環境再生まちづくり検討委員会』がめざすもの」 『環境と公害』34巻3号, pp. 29-32より転載。

3.第2回まちづくり市民講座・政策調査研究会

月日 / 会場 04年11月20日(土) 本町プラザ 1階ホール

講演(北島義信氏/四日市大学教授)

「数百年の歴史を持つ四日市の地域共同体とその再生」

講演(岡田知弘氏/京都大学教授)

「四日市の都市形成史とコンビナート・公害」

ミニ報告(山岸聡氏/介護・高齢福祉課)

ミニ報告(柳川平和氏/「高松干潟を守ろう会」代表)

月日 / 会場 05年1月22日(土) 川越町総合体育館、高松干潟、朝明川流域

「霞4号幹線」の横断計画がある高松干潟と、

その上流の朝明川流域の自然環境の現状を知る視察会

1)講演(北島義信氏/四日市大学教授) 数百年の歴史を持つ四日市の地域共同体とその再生

数百年の歴史を持つ四日市の地域共同体とその 再生

> 第2回 まちづくり市民講座(於本町プラザ、2004年11月20日土曜日) 真宗高田派正泉寺住職・四日市大学環境情報学部教授 北島義信(きばきしん)

- I、マンション建設反対運動から学んだもの
 - (1) 【高層マンション建設反対の理由】

①地域景観破壊

マンション(「スペリア富田」)建設予定地周辺には、500年前に創設された由緒ある真宗高田派寺院正泉寺、日本武尊伝説にゆかりがあり、「鯨船」神事で夏祭りには多くの人々が集まる鳥出神社、永平寺直末寺曹洞宗長興寺、がある。また、この地域は、戦争の被害にもあっていない地域で、人々は移動することなくその地で昔ながらの暮らをしていて全員が顔見知りである。(かつて、宮町通りを20幅メートルの道路に広げて、正泉寺の手前から高架にし、国道1号線を乗り越えて、23号線につなぐという計画の説明会では、「寺や、宮さんを見下ろすことは絶対許さん」という住民の怒りの発言があった)。

②住民無視の「都市計画」

マンション建設予定地は、計画決定された「20メートル道路」の隣接地であるため、住民無視の「20メートル道路」が着工された場合、マンション近隣住民は「行き場所」を失ってしまうことになる。何百年も同じ場所で暮らしてきた人々にとって、大きな移動の強制は人と人との文化的生活的結びつきを断つため、それは死を意味する。またこの地域は、自転車一台しか通れない細い路地が無数に繋がっていて、歩行者・老人にとっては、いくら立ち話をしていても危険性はない。2000年3月に、ドイツのミュンスター大学での「欧州黒人研究学会」に出席した時、ミュンスター市の入り組んだ細い路地、その先にある教会のたたずまいを見て、富田との類似性を感じた。また、今年6月ソマリア出身のニューヨーク市立大学教授アリ・ジマール・アハメッド教授が正泉寺に来られた時、富田の路地を見て、また途中、私が何度も老人と立ち話しをするのをみて、「まったく、街のたたずまいが私の故郷ソマリアのモガデシオそっくりです」と言われたのを、思い出す。このような地域の「区画整理」が提示されるや、地域住民の猛反対を受けてつぶれてしまったのも当然である。

③「マンション」は適切な他地域へ移動すべきである。

マンション建設による地域の環境破壊、計画決定道路問題、「区画整理」問題等は、過去の遺産を継承し地域住民に暮らしやすい、人間的文化的な「まちづくり」をいかに行うかをわれわれに問いかけるものである。そのためには、まず「マンション」を適切な場所に移動させ、現在の場所を将来の計画(例えば、公園など)に対応できるものにすべきである。建設予定の建物は、他とへば、四日市が取得している「旧国鉄富田駅貨物引き込み線」への移動も可能である。この場所は、周辺にほとんど住宅はなく、交通の便もよく、景観破壊の問題もないと思われる。

(2) 【運動展開と経過】

- (a) 「マンション建設反対とマンション移転への取り組み」を第一に掲げ、それが不可能な場合 のみ、「マンション建設」改善を提起するという方針。
- (b) この問題については、「近隣地域住民組織」・「マンション建設会社」・四日市市当局(主として建築指導課)の三者での協議を機軸とし、合意形成を行う。
- (c) 「マンション建設場所移転」が不可能となった時点で、「マンション建設」改善に向けて近隣地域住民の10項目の要求実現の話し合いを、正泉寺本堂を会場にして行った。この際、四日市市建築指導課は、勤務時間外にもかかわらず常に出席をしてくれた。
- (d) 「10 項目の要求」は、基本線において「マンション建設会社」と合意し、合意文書が作成された。「マンション建設会社」は、1年に渡る話し合いのなかで、住民の地域に対する愛着を理解し「法律上違反していないのだから、マンション建設は当然」という考えを反省し、今後は、この「10項目要求」を他の地域でのマンション建設のおりには、住民に提起させて欲しいという申し出があった。

(3) 【マンション建設反対運動から学んだもの】

- (a) 運動の基盤は民主主義であり、地域住民にその民主主義が根づいていること。その民主主義は、長い地域共同体の歴史のなかで、「祭り」・「冠婚葬祭」・などの地域行事の中で鍛え上げられたものである。長い話し合いをへて、結論・合意点を形成する忍耐力が集団的に形成されている。
- (b) 地域住民とマンション建設会社の話し合いを持つことを可能にしてくれたのが、建築指導課であった。さらに、その後も地域住民・マンション建設会社の話し合いには常に参加してくれたことの意義は大きい。このような支援がなければ、運動は形成されなかったかもしれない。この点については、「行政」が客観的な立場にたって住民をサポートしてくれた。同時にまた、地域住民と「行政」の関係は、「敵対」ではなく「緊張」関係であるべきである。
- (c) また「マンション建設会社」も誠実に、長期にわたる話し合いに応じたこと、問題解決のために努力したことも、評価できる点である。
- (d) この種の問題は、地域住民の「実存的怒り」が常にあるため、こじれると話し合いの継続は容易でなくなる。最初は話し合いの場を「地区市民センター」に固定していたがのちに、正泉寺本堂で行うことにした。その結果、普通「業者側」が座る「正面」の位置は本尊阿弥陀仏に尻を向けることになるため、「業者」は向かって左に座り、地域住民は右(親鸞聖人の側)、建築指導課は下座に座ることになった。本堂という空間は不思議なもので人間に「誠実であろう」とする努力が内から沸き上がるものである。これが問題解決の一助になった。
- (e) 住民には地域共同体を守ろうとする強い愛着と執念がある。それは、自分が「生まれて生活して死んで行く」場所、「そこの人になる場所」が地域共同体以外にないからである。(この運動が終わってから、「ご院さんも、富田の人になったな」と言われたことが印象に残っている)。

Ⅱ、地域共同体の鈕帯としての浄土真宗

- (1) 中世の近畿・東海・北陸地域における惣村(村落自治共同体)や真宗寺内町(大和今井町に 見られる武装自治都市)における「自治政治組織と真宗講組織や真宗寺院の連帯」→横の連帯
- (2) 浄土真宗における「談合」と民主主義
 - ③「前々住上人(蓮如)御法談(お説教)以後、四五人の御兄弟(蓮如の子供たち)へ仰せられ候ふ。四五人の衆寄合ひ(お説教を聴きに集まること)談合(話し合い)せよ、かならず五人は五人ながら意巧(いぎょう、都合のいいように)きくものあひだ、よくよく談合すべきのよし仰せられ候ふ」(『蓮如上人御一代聞書(末)』、浄土真宗聖典、1270p.)。
 - ⑤「仏法談合のとき物を申さぬは、信のなきゆゑなり。わが心にたくみ案じて(うまく思案し考えて)申すべきやうに思へり、よそなる物をたづねいだすやうなり。心にうれしきことはそのままなるものなり、寒なれば寒、熱なれば熱と、そのまま心のとほりをいふなり。仏法の座敷にて物を申さぬことは、不信のゆゑなり。・・・・細々(たびな)同行に寄合ひ讃嘆申さば、油断はあるまじきのよしに候ふ」(1296-97pp.)。
 - ©「『愚者三人に智者一人』とて、何事も談合すれば面白きことあるぞと前々住上人(蓮如)御申し候ふ。これまた仏法がたにはいよいよ肝要の御金言なり」(1311p.)。

(3) 蓮如における「仏法領」の意味

「文明第七年(1475 年) 初夏上旬のころ、幸子坊大津のていたらく、まことにもて正体なきあいた、くわしくあひたつぬるところに、この文を所望のあいた、これをかきおはりぬ。みなみなこの文をみるへし。それ当流といふは、仏法領なり。仏法力をもて、ほしいままに、世間を本として、仏法のかたは、きはめて粗略なること、もってのほか、あさましき次第なり。よくよくこれを思案すへき事ともなり」(『真宗史料集成』第2巻、209p.)。

「仏法領」:世俗的方法によらない信心者の集団の世界。現実の政治体制を「絶対化」 せず、世俗的世界に暮らしつつ、それを越えようとする主体的人々の集団の世界。

- (4) 蓮如の「仏法領」と親鸞の思想の関係・
 - <u>③親鸞における「現生正定聚」</u>:他力の信心を得たものは、現世において「往生」をえるという思想。往生とは、親鸞においては、信心を得た時「古き自己中心的自己」は命をおえ、「新たな主体的自己」が誕生することを意味する。⇒蓮如の「一念発起平生業成」と同じ。
 - <u>⑤国家権力の相対化:</u>「出家の人の法は、国王に向かひて礼拝せず、父母に向かひて礼拝せず 六親に務へず、鬼神を礼せず」。(『教行信証』化身土巻)。
 - <u>⑥平等主義</u>: 「ただ廻心して多く念仏せしむれば、よく瓦礫をして変じて金となさんがごとくせしむ」(『唯信鈔文意』)。瓦礫=Wレがでどくながら、庶民、「漁師・猟師、商人」。
 - <u>⑩精神的世界と社会的世界の非分離</u>:「わが身の往生一定とおぼしめさんひとは、仏の御恩をおぼしめさんに、<u>御報恩のために御念仏こころにいれて申して</u>、世の中安穏なれ、仏法ひろまれとおぼしめすべしとぞ、おぼえ候ふ」「親鸞聖人御消息」25、784p. →信心の社会性

Ⅲ、過去から学ぶ地域共同体再生の視点

- (1) 地域に根ざした共同体の(再)形成は、国家の直接的個人支配が強化されている近代以降とり わけ重要である。農村であれ、都市であれ共同体には精神的紐帯が必要であること、そして浄 土真宗がその役割を果たしたことを歴史は明らかにしている。
- (2) 三重県北部(三重郡・四日市市)は、形骸化しているとはいえ、浄土真宗寺院数は、全仏教寺院の75%(152/202)を占めており、生活の中に溶け込んでいる。真宗寺院が重要な問題を決定する時に開かれる「総寄(惣寄)」(全門徒出席のもと審議決定する門徒総会)、通常開かれる世話方会議などには民主主義が貫かれている事をよく知っている。地域共同体に問題が生じた時でも会議を開き議論する事をいとわないスタイルも、住民は基本的に身につけている。
- (3) 「高度成長期」以後に人工的に作り出された「団地」が、30年を経て「過疎化」・「解体」に向かいつつある事例も存在している。丘を切り開いて作った「団地」には、ほとんど共通に伝統的仏教寺院・社(子供たちが境内で三角ベースで野球をやったり、スズメを取りに本堂屋根に上って「ご院さん」にこっぴどく叱られた思い出のある寺院)は存在せず、またそれにかわる地域に根ざした精神的紐帯(世俗にありつつ世俗を越えるもの)も存在しない。むしろ、それらのものを拒否することに特長点があったといえる。そのような地域に、「老人一大人一子供」の受け継ぐ文化は育ち得ないし、そのような地域には愛着も生まれない。
- (4) これに反して、旧来の農村・漁村地区では、「老人一大人一子供」が今もなお(減少しつつあるとはいえ)共に暮らし、伝統的な祭りや宗教行事に参加し、その中で民主主義・他者への理解も形成され、文化も継承されて行く。その地域共同体の生活に今も組み込まれているのが浄浄土真宗である。
- (5) 現代において人間は、生活を行うためにどのような職業に就いていようとも、「無意識的」であれ、「意識的」であれ、地域共同体に暮らしていることは事実である。日常的には、自分の「仕事」にさく時間が非常に大きいため、またその優先順位が高いため、「共同体」との直接的関わりは軽視されがちである。しかしながら、「冠婚・葬・祭・火災・天災」は歴史的変遷のの中で、形骸化・外注化されつつも、それらへの「共同体的参加」が構成員に求められる。これらへの主体的参加は構成員に、自己中心主義のむなしさと他者との連帯の必要性、社会的地位を基準とはしない構成員の平等性を身をもって教えてくれる。祭りへの参加によって、地域文化の生きた意味を知ることができるし、また葬儀への参加によって、人間の生きることの意味の問い直しを考えることにもなる。また、地域共同体全体が、一方的な「区画整理」や生活・生命に危機を及ぼす施設建設に直面した時、自ら守るべき共同体の価値の客観化や、連帯を高める思想的紐帯の必要性が生まれてくる。
- (6) 数百年続く富田の地域共同体の紐帯は、歴史的に形成された浄土真宗の価値観と民主主義であり、それが日常生活の中におり込まれていたのであろう。そのため、問題が起こった時、自ら主体的に生きる事を要請された時、現実的力となったのであろう。「土着文化」が民主主義・ヒューマニズムと融合する時、地域共同体は再生するように思われる。このようにして、共同体がよみがえる時、それぞれ個性を持ちつつ横の連帯を広げ、その力が一方的な近代の「国家ー個人」的支配の枠組みを変える力になりうるように思われる。

< わたしたち地域住民の諸要求について>

高層マンション近隣住民の会 1996、8、29

(1) 風害(ビル風)についての要求

- 1 ・風害に対しては、事前に第三者機関による近隣地区の建物の現状調査(含写真撮影)を行 ない、その現状に対して、他地域よりひどい被害が発生した場合は、トウメイハウスにお いて全面的に被害の全額補償をおこなう。被害が起こった場合の補償については、事前に 相当額をトウメイハウスにおいて準備すること。
- 2・マンション建設に伴うビル風に対しては、模型を作成し、風の通り方、風速の実験を、 台風時、四季の風に分けて16方向から行ない、データーを住民に明示すること。
- 3・ビル風の計算の前提は、少くとも過去50年間において富田地域に吹いた最大風速を基礎に すること。ビル風被害の判断は「可能性の疎明」によるものとする。

(2)雨水についての要求

1・大雨(集中豪雨・台風時)の雨量がどれほどであるか、その場合建設予定マンションによ ってどれだけの雨水が生じるか、何パーセントが地下にしみ込み、側溝にどれだけ流れ込 むか、それによって、近隣地帯がどうなるのかのデーターを提示すること。また、具体的 な雨水対策を明示すること。

(3) 建築予定地の地盤調査の要求

- 1・建築予定地の地盤沈下の測定を事前に行なうこと。
 - ・建築予定地のボーリング調査をおこなう。
- 2・もし、地下にメタンガス等があれば大惨事につながるので、事前に建築予定地を調査し、 結果を公表すること。
- 3・直下型地震に対する耐震構造の計算方式を明示すること、また、どれくらいの強度割増を するのかを明示すること。

(4) 駐車場等についての要求

- 1・34台の自動車が同時にエンジンを数分間ふかしたときの排気ガス・騒音のデーターを提 示し、窒素酸化物・イオウ酸化物がどれだけ増加するのかを明示すること。またその防止 対策を具体的図面で示すこと。
- 2・駐車場の車の熱反射、太陽光線による光り反射、夜間のヘッドライト反射による隣接家屋 に対する防止策を具体的に示すこと。
- 3・家屋隣接の駐車場問題解決のため、地下駐車場等、別途具体的対策を実現すること。
- 4・一家に複数台数の車が常識化している現在、あふれる車をどうするのか、朝晩の通勤帰宅 の道路混雑改善策は何かを明示すること。

(5) マンション建築工事にともなって生じる問題改善の要求

- 1 ・最低、マンション予定敷地境界から100メートル以内の住民の希望者全員の事前、中間の健康診断(第三者機関の診断、経費はトウメイハウスが支払う)を行ない、工事期間中に異常が見られる場合には治療費全額を トウメイハウス側が支払うものとする。
- 2・マンション建築予定地にどれだけの深さの穴を掘るのか、それによってどれだけの沈下予測があるのかを事前調査によって明示し、60メートル以内の家屋・建築物を第三者機関が事前調査し、工事中に不同沈下による異常(建築物の傾斜・崩壊、瓦の落下、壁の崩れやひびわれ、戸・扉の異常など)が生じた場合は、修理費用の全額をトウメイハウス側が支払うものとする。また、地下水についても、同様の対応をすること。
- 3・工事は、住民の人間的文化的生活を守るため、土曜日・日曜日・祝日・休日は休みとし、 準備あと片付けを含めて平日も9時から5時までに限定する。(これは地域に住んでいる 住民の年齢構成・健康状態から考えて当然のことである)

(6) 工事期間中の車両運行等に関する要求

1・工事期間中、道路の渋滞騒音を避けるための具体的な対応策を地域住民に明示すること、「ミキサー車」等工事のための車両は必ず工事敷地内に駐留させること、工事用車両の通行に関しては幼児・児童の通学・下校時は安全管理上、避けること。

(7) プライバシー保護についての要求

1・正泉寺、鳥出神社側の窓には、すべての階の窓に「磨りガラス(曇りガラス)」の目隠し を設置するばかりでなく(富州原住吉町ライオンズマンション参考)、プライバシーが侵 害されるおそれのある他の窓にも同様な処置を行なう。

(8) 電波障害についての要求

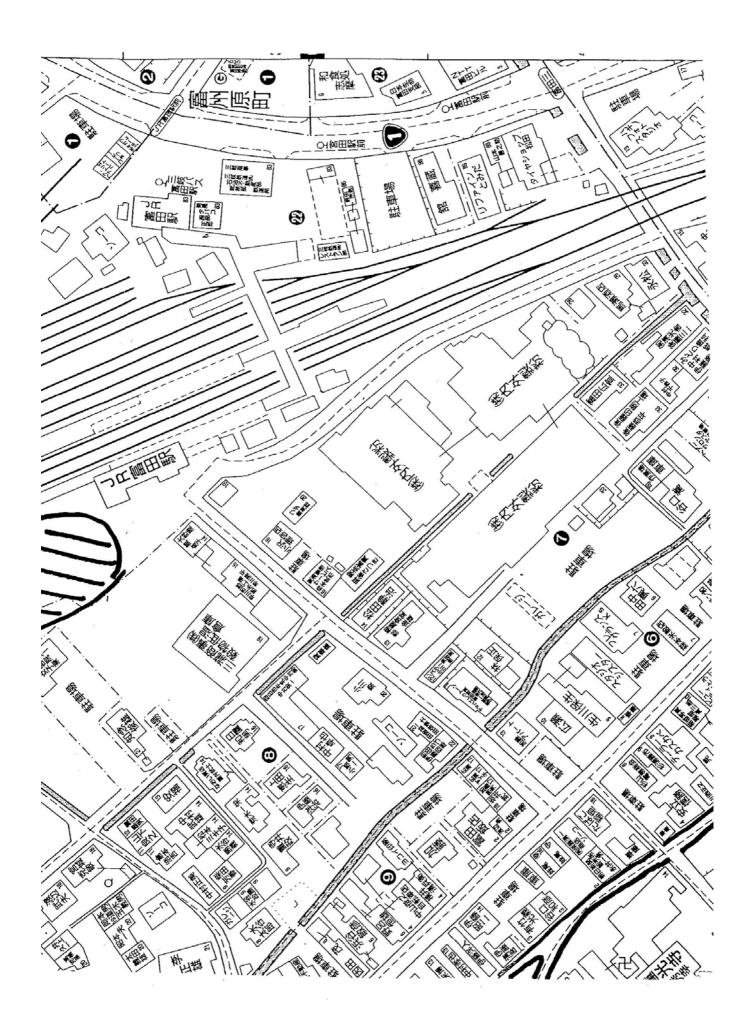
1・衛星放送の電波障害は、これを完全にトウメイハウスが補償すること。

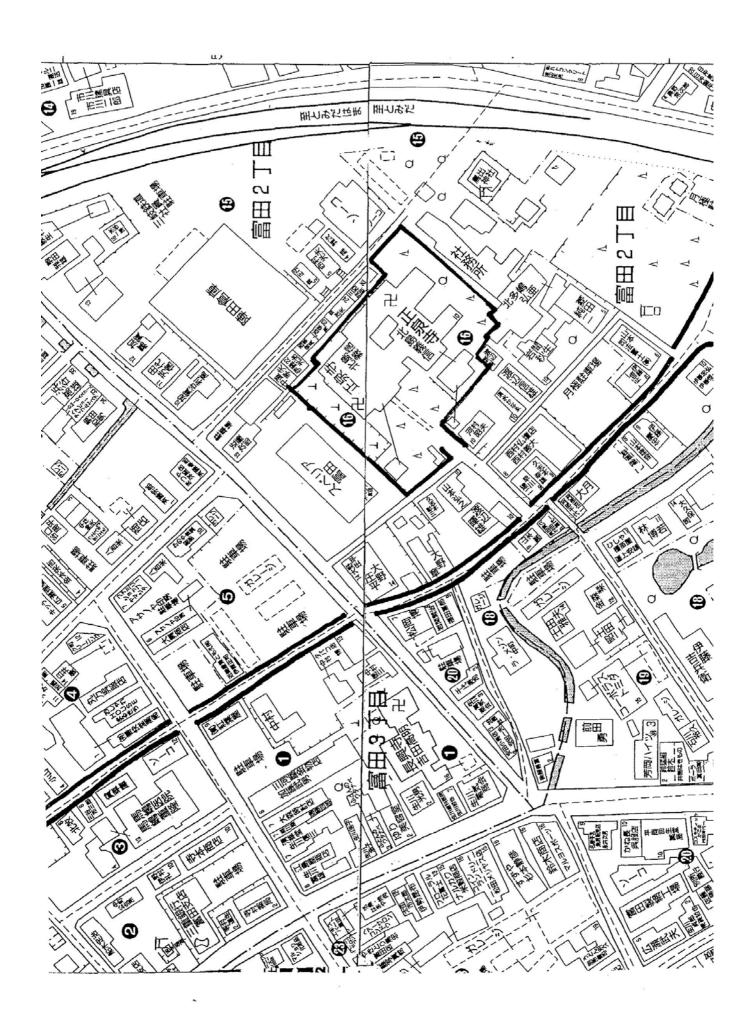
(9) 日照権についての要求

1・基準をクリアーしておればよいというのではなく、冬至、夏至、春分、秋分、立春の日影の状態、地盤の影・2階の影、カベ面の影を、模型をつかって説明すること。半天空図、 法定日影図を提示すること。

(10) マンション分譲後の責任についての要求

1・マンション全体に係る問題(区画整理、20m道路問題等)の対応は、個々の居住者・管理会社にあるのではなく、トウメイハウスおよび関連会社にあるものとし、分譲後も永久に責任をもつこと。





2)講演(岡田知弘氏/京都大学教授) 四日市の都市形成史とコンビナート・公害

始に

『四日市市史』編纂事業に参加して 近代、現代の産業・地域開発史分野を担当 今日の報告のねらい 【なぜ四日市でコンビナート公害が起きたのか】

その歴史的条件を四日市の都市形成のあり方から照らし出すこと

とりわけ、臨海工業地帯造成・企業誘致・初期公害の「解決」形態を切り口に 報告者の都市形成史の見方 = 「ある時代の都市の空間構造や社会的関係は、その時代 の主導産業の資本蓄積に特有な物質代謝過程に規定されて、形成される」

【物質代謝過程 = 資本が商品生産に必要な生産手段や労働力を購入し、生産を行い、 生産物と廃棄物を生み出す資本蓄積の素材的な過程 ▼空間構造の骨格としての社会資本】

宿場町から工業都市へ

1) 四日市における企業勃興 1870 年代(明治 10 年代) 名望家資本の登場 伊藤小左衛門(5 世) 四郷村の豪農 味噌醤油に加え、開港後、製茶、製糸業に 進出

伊藤伝七(9世、10世) 四郷村の豪農 酒造に加え、綿糸紡績に進出 三重紡績 所

水車、士族子女の使用 失敗

九鬼紋七(7世、8世) 四日市の豪商&巨大地主 肥料商人、製油業、副戸長格 稲葉三右衛門 四日市の回船問屋 戸長格 四日市築港 和船から汽船の時代へ

2) 三重紡績株式会社の創設と地域資本の結集

三重紡績株式会社 伊藤伝七が渋沢栄一の支援を得ながら 1886 年創立 関連会社の派生 三重鉄工、三重製網、四日市煉瓦製造、日本土木、四日市製紙 等

地域共同会社の連続的設立(1980年代末~90年代)

関西鉄道会社、四日市米穀取引所、四日市倉庫、四日市銀行、四日市電灯、四日市 瓦斯

名望家資本の結集点 = 四日市商業会議所設立(1893) 四日市町の豪商 + 両伊藤(四郷)

商業会議所の最大の要求項目 = 四日市港の修築と外国貿易港指定 ボンベイ航路、米国航路開設要求 + 綿糸輸出・綿花輸入、大豆・製油原料輸入 促進

3) 四日市市制施行と築港事業

市制施行(1897年=M30年)と最大の行政課題=築港

四日市商業会議所(九鬼会頭)も、築港は四日市の「死活問題」とする 名古屋港の築港事業開始による危機感 名望家による四日市市政の寡占的支配体制(参事会制度)

1905 年、福井市長による「四大事業」(阿瀬地川開鑿、堀川浚渫、海面浚渫埋立、 諏訪前道路改修 = 四日市港修築周辺事業)実施表明

1908年、三重県会も「四日市港修築に関し国庫補助を仰ぐの意見書」採択 1915年に国庫補助金(補助率 5 割)実現 県は埋立地の売却による資金調達 狙う

四日市港利用財界人による「四日市築港利用会」(伊藤伝七が主唱)の設立(1915年)

名望家支配の崩壊と大四日市構想・塩浜問題の惹起

1)市是調査委員会での異変(1922年)

市是調査委員会 1916 年設置の「市将来の改善発達を期する調査機関」 「元老」=「市内の財閥」排除 すべて市会議員から選出し「公民」枠を外す

2) 背景としての名望家支配体制の崩壊 1920 年代前半

三重紡績が大阪紡績と合併し、東洋紡績に。本社と伊藤伝七の大阪への移転・転出 四日市市は分工場都市に転落 (1920年)

地域共同会社も合併による独占体の形成のなかで、四日市から本社機能を移転 関西鉄道 国有化、四日市電灯 北勢電気 東邦電力

地域性の強い四日市銀行、四日市倉庫における経営者の新旧交代 新実業者層の台頭

伊藤小左衛門による破綻 熊沢一衛頭取(伊勢電等を統合して「三重の鉄道王」に) 四日市倉庫も熊沢の手に。 榎並赳夫を野村銀行から引き抜く

3)新・市是調査委員会での「大四日市構想」(1922年)

市当局の理想案 = 「三重郡塩浜、日永、常磐、海蔵、羽津、富田、富州原の各村を 併呑し、現在の市内全部を商業地帯に、又三滝川より富田町に至る海岸線を工業地 帯に、又西新地の東端から東部一帯を住宅地」とする計画

名古屋港に追い抜かれた輸出入額 1921 年に総輸出入額、23 年には輸入額で。

四日市港の貿易構造 輸入への偏重(1920年の輸入額7334万円 輸出額234万円) 後背地に東洋紡績の工場のほかには、肥料、製油、万古焼の地場産業しかなかった

築港工事の完成による埋立地売買の必要性

第1号埋立地(1917年、末広町) 第2号埋立地(1925年、千歳町) 第3号埋立 地(1928年、後の石原町)の順次整備 不況下で売れず

4) 浅野資本の進出構想と塩浜の土地争議・合併反対運動

東京湾埋立会社(浅野資本)による塩浜旭地区での公有水面及び水田・養魚地埋立 計画

浅野セメント石灰岩(藤原)の出荷港+埋立による工場用地分譲

塩浜旭地区の地主(九鬼家と諸戸家の共同所有地)からの懇願(経営危機による 整理)

小作人の反発と小作争議の勃発 当初は立ち退き料割増し要求 永小作権確認訴訟

四日市への合併反対闘争へ(1929年) 三重県への陳情、児童の同盟休校、「暴力 事件」

合併反対の請願署名が 716 戸中 414 戸に 村会では 7 対 5 で合併賛成派が上回る 浅野資本による大開発構想の頓挫 土地問題の解決は 1930 年代末まで持ち越される

工場誘致運動と臨海工業地帯の形成

1)四日市倉庫(熊沢・榎並)による工場誘致活動

「顧客の創造」論=工場誘致による倉庫需要の創出

築港第1号地にある払下げ地の活用

最初の誘致例=蒲田調帯(大川系、コンベアー・ベルト製造、合弁会社)

2号埋立地の取得・造成・売買のため「四日市臨港株式会社」設立

2) 四日市市の工場誘致活動

東洋毛糸紡績工場(塩浜馳出地区)の誘致成功(1932年)

市は、基本財産を処分して用地費の半分を補助したほかインフラ整備の優遇措置官民あげての豪州航路復活運動と相次ぐ羊毛工場の立地(1930年代前半)

中央毛糸楠工場、東洋毛糸楠工場、三重製絨所、東洋モスリン

羊毛工場用洗剤メーカーの第一工業製薬の第2号埋立地への誘致

3)財政危機下の「地域開発同盟」の結成と吉田勝太郎市長(8代)の誕生 1934年吉田勝太郎(元岐阜県知事)市長の就任 35年「工場誘致委員会設置」 1935年、日本板硝子の工場誘致成功

企業誘致をアピールするために千歳町で「国産振興四日市大博覧会」開催(36年)「重要臨海工業地帯選定方」を陳情するとともに、市長と榎並が、日立製作所、八幡製鉄所、川崎造船所、石原産業等を歴訪して工場誘致運動を行う

四日市港第3期工事の「原因ともなり又結果ともなる」のが工場誘致(市会答弁) 吉田市長の重工業誘致論(「伊勢新聞」1938.1.22 付)

「四日市市の一大理想である、3年計画の人口 10 万人造成 - これは決して夢でも 空中楼閣でもありませんヨ。重工業会社を一つ二つ誘致すればいっぺんに出来上 がりますヨ。今までの四日市としては宣伝の必要上から工場なれば繊維工業でも 何でも御座れでしたが、これからは重工業でなければなりません。繊維工業は主として女工さん相手ですから勢ひ寄宿舎生活となり人口の増加は大した効果をなしません。重工業ですと相手は男工ですから男工が来れば一家族が引っ越して来ます。(中略)工場誘致は誘致する方でも相手を選りますヨ。私は重工業一本調子です。」 吉田市長は戦後再登場(1955年)

4) 石原産業の立地決定と塩浜土地問題の解決手段 = 「四日市築港株式会社」

石原産業の塩浜地区進出の決定(1937年) ただし、浅野所有の第3号埋立地 と塩浜土地争議係争地の買収が前提

解決手段として九鬼・諸戸両家が、地元による地域開発会社設立を提案 両家が現物出資し、石原産業、地元資本が出資するとともに、四日市市が補助金 を出すことで四日市築港株式会社を設立(1938年) 社長・11 世伊藤伝七、専 務・榎並。

1938 年 12 月、小作権料の支払いによる土地問題の解決

塩浜への東邦重工業(1939年) 海軍第二燃料廠(同年)の連続立地

5) 臨海工業地帯の玉突き的拡張

四日市築港が、手持ちの土地(塩浜地区)を販売しつくしたため、次なる事業用地 確保のため四日市市新築・寅高入地先埋立地を造成、大協石油を誘致(1940年) 午起地先埋立地への浦賀船渠の誘致(1942年)

三重県の公有水面埋立計画の樹立と政府・土木会議での承認(1940年)

午起、霞ヶ浦、富田、富州原、朝明に至る海岸線を 80 万坪埋立て、臨海工業地帯 造成

戦後の第1 コンビナート、第2 コンビナート、第3 コンビナートの輪郭が形成される

初期公害とその「解決」形態

1) 東洋毛糸紡績による漁業被害問題の発生(1932年)

市会での質疑から

【質問】「工業用の薬品によりまして排水する場合、川下に至り魚介類に弊害がある かどうか、研究せられたかどうか」

【答弁=市技師】「魚介類に付きまして私の聞き及んでいる範囲では弊害はないそうです。(中略)1ヵ月位は影響はあるが、ぢきに魚類も馴れて来ると会社のものが話していた」

漁業被害の拡大と磯津漁業組合による市当局・会社への補償要求、県への調査要求 県水産試験場の調査結果「某工場の排泄汚水が稍有害と認められる」

「断固として排泄汚水の浄化設備を命ずる」(1936年)

ただし、それは「工場誘致による『工業三重』躍進方策の障害となっている」「漁業

組合との紛争の原因を根本的に解消せしめ、工場誘致上の懸念を一掃するためのもの」

2)「解決」形態としての損害賠償

塩浜旭地区総代及び関係漁業組合による四日市市長に対する損害賠償請求訴訟へ 1937年、四日市市は東洋毛糸からの寄付金と合わせて、合計 2500 円を補助金名目 で漁業組合に支払うことで事態収拾に乗り出す。磯津漁業組合は合意。

四日市漁業組合は反発して訴訟に踏み切るが、1940年石原産業関係の漁業権補償と 抱き合わせで補償額を上積みすることで決着をみる

ただし、「今後漁業被害については一切補償を求めぬ」こと、「この条項は単に石原 のみでなくその他の工場にも適用される」という契約が結ばれる

水質汚染自体の解決は図られることなく金銭で処理。同時に将来にわたる請求権を 放棄

おわりに

戦後の「コンビナート誘致 四日市公害」につながる歴史的規定性 都市形成史と公害発生メカニズムの総合的把握の必要性 歴史的史料の保存・利用については、公害史料だけでなく地域史料も一体とすべき

3)ミニ報告(山岸聡氏/介護・高齢福祉課)

(省略)

4)ミニ報告(柳川平和氏/「高松干潟を守ろう会」代表)

(省略)

4.第3回まちづくり市民講座・政策調査研究会

月日/会場 05年2月20日(日) 総合会館 7階第1研修室

講演(岡田知弘氏/京都大学教授)

「戦後における四日市の都市形成とコンビナート」

講演(富樫幸一氏/岐阜大学教授)

「四日市コンビナート企業の動向」

1)講演(岡田知弘氏/京都大学教授) 戦後における四日市の都市形成とコンビナート

はじめに

前回のつづき 『四日市市史』現代編をベースに コンビナート形成 ~ 公害発生 史的前提 四日市市の積極的な重化学工業誘致政策 第二海燃廠、石原産業等の立地 誘致企業による「初期公害」の発生と補償金で問題を解決してきた歴史

震災と戦災からの復興

1)震災と戦災

東南海地震(1944.12.7) 市内で死者 22 名、住宅全半壊 793 戸 地盤の弱い臨海工業地帯で大きな被害(石原産業の高煙突崩壊) 戦災(1945.6.18~8.8 6回) 空襲による被害 死者・行方不明 833 人、住宅全半壊 11.787 戸、罹災者 53、436 人(全人口の 56%に相当) 産業被害と工場接収

第二海軍燃料廠 生産設備の 50%損傷 45.10.16GHQ に接収 大協石油 生産設備の 10%の被害 石油輸入禁止措置で業態転換 石原産業 生産設備の 60%破壊 東洋紡等の紡績工場(多くは軍需転換していた)も全半壊多数 万古焼地域では、生産設備の 80%、販売施設のすべてを失う 人口の市外流出と帰農現象 市内人口の減少と三重郡農業人口・開拓民の増加

南海道地震と津波被害(1946.12.21) 臨海部に比較的大きな被害

2) 軍需工場の民需転換と旧軍資産の払下げ問題

民間軍需工場の民需転換 富士電機、東邦重工、平田漁網等 旧軍資産の処理 県特殊物件処理委員会による使用権許可(所有権払下げ×) 泊地区の旧陸軍製絨本廠四日市製造所 東亜紡績

旧海軍燃料廠財産の払下げ・貸下げ

資材 地方自治体、民間会社 経済犯罪の温床に 土地・建物 硫安工場への転換(1945年10月 食糧難を背景とした GHQ の化 学肥料工業再建政策) 日本肥料(戦時下の統制会社.47年閉鎖会社指定) 東海硫安(48年11月、三菱系旭硝子が一部出資)

石油・化学工業の生産再開と地場産業の復興

太平洋岸製油所の再開許可(1950年) 大協石油の生産再開 石原産業の肥料・農薬生産再開(48年)石原会長がA級戦犯に。財閥解体。 日本(三菱)化成の塩浜進出(50年)と三菱モンサント化成の設立(52年) 輸出再開(47年)と繊維、製油、万古焼等地場産業の急速な復興 石油化学コンビナート地帯への道 1)「地域開発同盟」の形成と「伊勢湾臨海工業地帯建設計画」策定

四日市港振興会(48年設立、榎並会長)と商工会議所による地域開発運動 50年に振興会会長、会議所会頭、市長連名で20社に四日市での工場増設要望 同年、東海3県下10会議所会頭連著で「旧第二海軍燃料廠の現地転換」要望 51年、「三重県工場誘致委員会結成促進」に関する陳情(名古屋との対抗) 併せて、臨海工業地帯用水計画樹立、電話施設整備増強を県に要望 52年、「特定重要港湾」に四日市港が追加指定される(3者の陳情運動)

中部経済連合会(51年4月設立)と伊勢湾工業地帯期成同盟

中経連 52 年に旧第 2 海軍燃料廠跡での化学工業地帯建設を要望 一路地域開 発へ

愛知、三重両県、名古屋、四日市市、商工会議所、港振興会などが結集して「伊 勢湾工業地帯既成同盟」設立(53年)

国土総合開発法(1950年制定)と木曾特定地域開発計画策定(51年地域指定) 計画区域のなかに北勢地域が入る 開発目標のひとつに「工業立地条件整備」 名古屋から四日市に至る「伊勢湾臨海工業地帯建設計画」を盛り込む(54年) 具体的な事業計画 三重火力新設、四日市工業用水、国道1号線改良、四日市 港改良、四日市都市計画事業 「四日市港北部を埋立て、工場敷地を造成し、 金属、機械、有機合成化学等の重化学工業を主体とする臨海工業地帯を建設せん

2) 旧第二海軍燃料廠払下げ問題の政治決着

とするもの」

払下げをめぐる石油各社の競願 (契機 49年5月マッコイ声明 賠償施設指定解除)

第二海燃は戦前最大の製油能力をもち、施設解体を免れたため石油各社の垂涎の 的に

日本鉱業、大協石油、東海硫安、帝国石油、三菱石油(シェルと提携。75%外資) 等

5人委員会の設置と紛糾

払下げについて通産相が 5 人委員会設置(51年) 当初は三菱優位 民族派石油資本長老が、官民合同会社案を提出 一企業独占排除、外資排除論 他方で、経団連内の日米経済提携懇談会(後の防衛生産委員会)のなかで米極東 軍燃料需要を第1にした第二海燃活用案が浮上

通産大臣と5人委員会の見解の対立と政治問題化、政局流動化(池田通産相辞任、 吉田バカヤロー解散、岡野調停と愛知揆一による反故 MSA援助絡み)

3 旧燃料廠をめぐる石橋構想と昭和四日市石油の設立

石橋構想 四日市は昭和石油に払下げ総合的石油化学工業の中心地とする 徳山は半分を出水興産に払下げ、残り半分を防衛生産用に政府が保有 する

岩国は、既定方針どおり三井グループと日本鉱業に払下げる 昭和石油 徳山で計画していた石油化学工業計画の全面見直しと、実質的にシェル石油、三菱グループ各社と提携した総合的な石油化学工業計画への転換迫られる

防衛庁、民主党タカ派の横槍 緊急事態における防衛燃料確保の立場から払下げではなく貸下げにすべき

1954年8月26日「旧軍燃料廠(四日市、徳山、岩国)の活用について」閣議了解

「石油精製に必要な土地及び地上施設に限り、昭和石油株式会社に対し、地上施設は払下げ、土地は貸し付けるものとする」として決着

1957 年 11 月昭和四日市石油(株)設立(昭和石油 75%、三菱グループ 25%) 日産 4 万パーレルの製油所をシェルの最新技術を導入して 56~58 年に建設 1964 年 3 月、貸下げでは経営が不安定として、土地は会社に払下げられる

3)「大四日市」構想の拡張と工場誘致

吉田勝太郎市長の公職追放と吉田千九郎初代公選市長(前助役)の登場(47年)市政の重点は、市民生活の安定、市街地復興、工場の生産力の回復町村合併促進法施行下での10村との合併と「大四日市」構想「港を中心としてその栄養線であるヒンターランド」の確保

人口 16.7 万人、面積 150k ㎡に

吉田勝太郎市長の再登場(55年)と臨海工業地帯建設事業、企業誘致活動の本格化 四日市市工場誘致特別会計条例による個別企業ごとの優遇措置の実施 石油化学関係工場の誘致から東海製鉄所誘致、造船所誘致活動へ 国、県との協力体制の下での工業用水道、名四国道の建設、四日市港の整備、埋立

国土計画協会・石川栄燿教授の「大四日市」構想と第2次合併への動き 水沢、保々村、三鈴村4地区の編入合併(57年)と菰野、川越との合併破綻 人口18.3万人、面積197k㎡に

吉田勝太郎市長の引退と平田(前助役)市政の誕生

保守勢力に加え、社会党四日市支部、地区労の支持もえて、選出(59年)

「新しい経済圏としての四日市は、もっとも重要な地位を占め、政府も大きな関心をみせているので、四日市港を中心とする大工業都市建設を図る」(選挙スローガン)

国土計画協会・最終報告書「四日市総合開発計画の構想」(60年7月)

「南部に石油精製、石油化学、北部に鉄鋼業の工業をもち、中心部に都市市街地を形成し、山側の低い台地に大住宅地を新たに建設して、おおむね 30 万人程度

の工業都市とする」
内陸部への工場団地、住宅団地造成へ

新産業都市指定獲得運動と挫折

「北勢連合都市(コンビナート・シティ)」構想、県庁誘致提案、国際空港誘致構想、日本縦断大運河構想を次々と打ち上げる。

八幡製鉄所誘致失敗と霞ヶ浦地先埋立計画

三重県との紛争後、四日市港管理組合及び四日市港管理事業団を設立(66年) 後者が霞ヶ浦地先を埋立て 土砂は浚渫土と北部丘陵地帯宅地造成地からの採取

石油化学工業地帯の形成と公害の発生

1)政府の石油化学工業育成策と石油化学コンビナートの連続的拡充

政府の石油化学工業育成策(1955年、通産省「石油化学工業の育成対策」)

「石油精製の再開」から「石油化学工業の企業化」への転換 欧米資本との競争 6大企業集団の企業化計画のみ第1次認可 四日市では三菱油化を中心に計画

第1コンビナート(塩浜)の開業 1960~61年完成

第1期(~60年春)昭和四日市石油、三菱油化(エチレン 2.2 万^トッ)、日本合成 ゴム、東海硫安、三菱モンサント化成、三菱化成、大協石油、中部電力三重火力 第2期(60年)誘導品工場の立地 高分子化学、味の素、江戸川化学、松下電工 61年「貿易為替自由化促進計画」(閣議決定)と翌年の原油自由化への対応

石油業法制定等による石油化学工業界の協調体制の構築(65年)

エチレン製造能力 10 万 ½/年等が製造設備投資の基準に スケールメリット追求 昭和四日市石油の精製能力拡充 61 年 6 万 バーレル/日 64 年 8 万 72 年 26 万 大型タンカー用シーバースの建設

- コンビナート関連企業の生産能力の拡充
- 三菱油化 エチレン製造能力 2.2 万 5 65 年 18.2 万 5 体制へ
- 三菱油化系列企業の連続創業 四日市合成、三菱油化瓦斯、日本エタノール等第2コンビナート(午起)の開業 1963年操業開始

1961 年午起埋立地完成 既存の大協石油四日市製油所と陸路で接続

午起製油所構想から石油化学コンビナート計画へ転換(政府の石油化学工業政策)

大協石油と協和発酵工業との合弁 = 大協和石油化学の設立(61年)エチレン 4.1 万トッ

「中部電力四日市火力(重油専焼炉) - 大協石油 - 大協和石油化学」のコンビナート

65 年エチレン能力 10 万~ 体制に合わせ拡充計画 通産省の指導で第 1 コンビナートの三菱油化と輪番制での増設投資を行うことに。 70 年に 20 万~ 体制に。

67年、石油化学協調懇談会がさらにエチレン能力 30万½ 体制に引上げるなかで、 誘導品工場を誘致することに 日本興業銀行の斡旋で東洋曹達、大日本インキ化 学などの出資をつのり新大協和石油化学(株)設立(68年)

第3コンビナート(霞ヶ浦)の開業 1972年操業開始

八幡製鉄所誘致失敗後、大協和石油化学の進出申入れのなかで四日市港開発事業 団が埋立事業を計画(1966年) 地元の富田、羽津地区で反対の声 出島方式に 市議会での埋立承認(67年)賛成26、反対15(革新クラブ、公明党、新風クラ ブ)

九鬼市長談「四日市の将来は工業都市であり人命尊重も大切だが産業の育成を忘れては片手落ちだ。埋立地に進出する企業との間に公災害防止について協定を結ぶ。新しい工場は新技術なので公災害は少ないと思う」(『中日新聞』67.7.29)新大協和石油化学を中心に、東洋曹達、大日本インキ化学、日立化成工業、鉄興社、協和油化、中部ケミカルの7社に分譲。30万~メエチレンプラントを72年3月稼動

エチレン供給網を通して第 1、第 2 , 第 3 コンビナートの一体化が図られる 霞ヶ浦地先第 2 次埋立計画変更と市議会での紛糾 「石油関連企業は立地せしめ ないこと」を盛り込んで、71 年 12 月議会で可決(賛成 27 , 反対 16)

2) コンビナート公害の発生

コンビナート開業と異臭魚問題の拡大(59年暮れ~60年)

直接漁業被害額の拡大 58年264万円 60年577万円、間接被害は1億円工場排水による油脂分付着が原因との調査結果発表(吉田克己1961)

69年日本アエロジル、石原産業廃酸不法投棄摘発(田尻宗昭・海上保安部)

大気汚染問題の発生(1960年4月23日、塩浜地区連合自治会が市衛生課に陳情) 「工業地帯からの騒音とガスなどで夜もおちおち眠れない」「煤煙、灰をかぶって 植物が枯れる」「洗濯物も干せない」「鶏が卵を産まなくなった」

四日市市が市長諮問機関として四日市公害対策委員会設置(60年7月)

宇部方式(市議会代表、企業代表、学識経験者からなる協議体)。会長は吉田克己氏。

大気汚染、騒音調査、人体への影響の調査を開始

中間報告で亜硫酸ガスと喘息の因果関係を析出(62年2月) 硫黄分が多い中東 原油

公害反対運動の広がり

午起地区での大協石油排ガス問題と地区自治会の提訴(人権侵害で対法務局に) 四日市市総連合自治会の公害問題での決議と対市要望活動の展開(61年10月) 四日市市職労と社会党四日市支部が公害問題合同対策会議設置(62年9月) 第2コンビナート開業にともなう公害問題の激化と公害反対運動の高揚(63年) 磯津漁民による実力行使、公害防止婦人決起集会、四日市公害対策協議会結成、「公害をなくす市民大会」、コンビナート労組(三化協)の公害防止運動への積極的参加

塩浜地区自治会と三重県立大学医学部付属塩浜病院による独自の公害患者医療費負担

市医師会も独自に被害者救済、公害患者医療費対策に取り組む(63~64年)

政府・黒川調査団勧告(64年3月)と市公害防止対策委員会報告(64年6月)

ばい煙規制法第2次指定、高煙突化、公害対策の観点からの市街地改造等を盛り 込む

高煙突化 コンビナート直下の磯津では新患者数減少するが、公害被害は面的に 拡大

都市改造 雨池町、平和町、川尻町、塩浜地区 後2者の挫折と反発 「あとからきた工場が住民を追い出すのか」「工場の発生源対策を十分に行えば住 民移転の必要はない」

市独自の公害認定制度の開始

最初の公害患者(64年4月古川さんの死) 同年12月平田市長が市単独の公害 患者治療費全額負担実施を表明(国、県、企業の消極的発言)

市公害関係医療審査会の設置と大気汚染地区指定、医療費の市負担開始(65年度~)

高齢者と子どもの患者の比率の高さ子どもを公害から守る取組みへ

四日市公害訴訟とその意義

- 1)提訴の発端 古川さんの死 「都留調査団」(64年6月) 戒能通孝氏の発言
- 2) 重い足取りと訴訟の提起(67年9月~判決72年7月)

裁判を支援する地元組織固まらず

コンビナート労組(三化協)の公害訴訟活動への不参加決定、67年春三菱化成、三菱モンサント両労組が地区労から脱退

公害に反対する住民組織、患者組織の積極的支援が得られず(自治会中心型の限界) 東海労働弁護団と三泗地区公務員共闘が支援団体となり、9人の原告を確定、コン ビナート六社を訴える (早期結審、早期解決のため、国家賠償請求や差し止め請 求はせず)

3)裁判支援活動の広がり

「科学裁判」化による支援活動の低迷

裁判と住民運動の連携の再構築をめざした「公害を記録する会」(沢井余志郎) の活動

沢井と山崎心月による公害認定患者の組織化 「四日市公害認定患者の会」(68年)

発足後1年で認定患者の9割にあたる480人を組織。同時に「四日市公害患者を励ます会」「公害をなくす四日市市民協議会」発足

4) 勝訴に導いたもの

吉田克己の「疫学的因果関係論」の実証と宮本憲一証言

富山イタイイタイ病裁判での原告勝訴判決(71年6月)と全国規模での四日市支援

5) 公害訴訟の意義

日本で最初に複数企業による大気汚染公害を告発 国の公害対策の基本が問われる 国の公害対策行政の転換をすすめる

ばい煙規制法 大気汚染防止法(68年) 排出基準を排出口での濃度規制から量規 制へ

騒音規制法制定、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(医療費救済) 公 害健康被害補償法制定(生活費救済) 公害紛争処理法制定

公害対策基本法改正 (「調和条項」の削除、「直罰制」導入)、「人の健康に係る公害 犯罪の処罰に関する法律」、原因者負担原則 (PPP)による「公害防止事業費事業者 負担法」

環境庁の設置(71年)

県の公害防止条例全面改正と総量規制の導入(70年10月) 東京、神奈川に続く。 住民運動による三菱油化河原田工場建設計画の撤回(72年6月)。

おわりに

公害訴訟の結果、企業の責任、防止対策の強化、患者救済が制度化されたとはいえ、 公害そのものの根絶には至っていない 四日市では、認定患者の加齢・高齢化にと もなう問題、新たな発症の危険性が存在している(500人余りの認定患者、認定制 度廃止問題)

開発至上主義的な市政は転換したのか? 「中核市」「企業立地奨励金制度」による 「大四日市」構想、企業誘致志向は存続している

住民が誇りをもって安心して住み続けられるような、地域産業及び地域環境(海、海岸、農地 = 菜種二毛作の消滅、丘陵)の再生 = まちづくりが求められる その前提としての地域住民主権の発揮と四日市の持続的発展のための「四日市学」 構築の必要性

- 2)講演(富樫幸一氏/岐阜大学教授) 四日市コンビナート企業の動向
- 1. 今日の四日市を考える際に理解しておきたい背景:国内外の動き,四日市の中の違い
- (1) 高度成長期初期の産業政策;石油化学産業の育成とコンビナートの日本的特質
- ①ナフサを主原料:原油価格の変動の影響 【天然ガスベースとの競争劣位】
- ②エチレン等基礎原料→誘導品(樹脂,化成品等):規模の経済,連産システムとしての自己完結性
- ③臨海港湾に直接接する,狭域な用地基盤:【海外の事例:パイプライン,分散立地】

【コンビナートとは?】

- ・ロシア語から:旧ソ連では地域的生産複合体に,広域的に分散・結合
- ・資本系列,技術的性格,立地上の特徴:一般論よりも,日本の特殊性を把握することが必要 <最近の刊行物では、コンビナート初期(野口,1998),成長期(水口,1999)>
- ・地域的産業集積:企業間をパイプラインで結合した純粋集積か? (公害裁判上での争点の一つ) ⇒企業内外での生産システムは、コンビナートにより異なり、かつ変化してきた.
 - 「偶然集積」(リンケージなし)でも、産業基盤は共有、集積不利益(公害、防災)は発生・対応
- (2) 高度成長期中期~後期の産業政策・産業組織:自企業の成長追求優先
- ①大企業グループによる新会社→グループ内外の競争, 誘導品企業の原料進出, エチレン企業の誘導品統合
- ②相対的に分散的な産業組織:「過当競争」体質
- ③エチレン10万t(1965)→30万t基準(1967)⇒投資競争を誘発⇒過剰能力問題の発生
- ④複数拠点立地型企業:地域的市場分割と機能分担
- (3) 1980年代前半の「構造不況」と構造改善計画
- ①特定産業構造改善臨時措置法 (1983~88) 設備処理カルテル (エチレン635→433万t, 誘導品でも), 汎用樹脂の4共販グループ形成
- ②企業内での新旧コンビナート間集約 (ex.住友化学:新居浜→千葉,三井石油化学:岩国大竹→千葉), 汎用樹脂:化成品,特殊品,ファインの機能分担(三菱油化:四日市/鹿島,出光石油化学:徳山/千葉)
- ③エチレン処理枠、基礎原料の企業間融通、汎用樹脂での交錯輸送合理化(自己完結型から補完型体制へ)
- ④構造不況地域対策:雇用、関連中小企業:縮小コンビナート・工場の再構築 (ex.住友化学・新居浜)

- (4) 1990年代~2000年代前半の動き
- ①企業業績の変動~国際競争力の強化、国内市場の集約:大規模合併:三菱化学(94)、三井化学(97)
- ②汎用樹脂共販体制の解消~競争激化~樹脂部門統合
- ③大型投資&スクラップ:集中と選択
- ④基礎原料・汎用品市場の横ばい, アジア輸出の増加 原油高下での価格引き上げ効果~最新業績は好調 海外大規模投資

【比較的最近の研究, 議論について】

- ・伊丹:自動車産業などと比較すると、日本の化学産業は競争劣位にある。原因はフレキシビリティの欠如、 <原料基盤、研究開発力、特許等の独占力の違い。汎用樹脂でもグレードが多すぎて統合が課題>
- ・徳久:化学産業は「化け」ていく産業、
- ・百嶋:半導体DRAMと同様に横並びの過当競争の典型,退出制限に問題がある。 <原料市況,アジア市場の動向,国内市場によって循環・成長期がある。今年度は好業績>
- 2. 四日市に立地する2つの石油精製・石油化学コンビナートの対照的な動向
 - (1) 昭和四日市石油とコスモ石油
- ①常圧蒸留装置(トッパー)の設備処理/増強:最近の新規設備投資 昭和四日市石油(昭和シェルグループ):低硫黄ガソリン製造用脱硫プラント コスモ石油グループ: 霞発電所新設(22万3千kW、残渣油焚き)
- ②石油会社間での相互供給体制 (レギュラーガソリン等) : 東海地域の供給拠点 (知多とともに. 交通渋滞)
 - (2) 三菱化学・四日市コンビナート
- ①三菱油化の設立,三菱化成の参加→三菱化成の水島進出 (エチレン部門,四日市からシフト,ファイン化)
- ②三菱油化の鹿島立地:四日市の限界, 関東市場, 1992年に第2エチレン,

四日市: 化成品, 鹿島: 汎用樹脂, サウジ石油化学参加

- ③三菱化学統合(1994): 鹿島、水島の2拠点への集約
- ⇒四日市のエチレン停止(01, 一部東ソーから受給), 汎用品(SM, EO/EG, LDEP, PP)の鹿島集約等アクリル酸エステル, PS, PVC, PET等の誘導品部門に特化した工場群

- (3) 東ソー・四日市コンビナート
- ①大協和石油化学(大協石油,協和油化等,午起)→新大協和石油化学(霞)→東ソー吸収
- ②東洋曹達:周南では出光石油化学(2004より出光興産)から原料需給 四日市でエチレンセンターの中心に、汎用樹脂は四日市シフト
- ③1990年前後のエチレン増設計画は中止(30万t). LDPE, HDPE, PP, PSなどの樹脂センターに 周南でのVCM大型投資, 旧・出光石油化学のエチレン増設, 三菱化学水島からもエチレン供給

<2つのコンビナートの動きが異なる. 用地基盤も別:狭域・分散化していた塩浜、余剰用地があった霞>
→単純な企業数によるアンケートでは実態が把握できない. 具体的な動きを確認するヒアリングが必要.

3. コンビナートの再構築,特区と北中勢の地域経済

- (1) 技術集積活用型産業再生特区
- ・内容:レイアウト規制の緩和, 税関の臨時開庁, 燃料電池
- ・その他に:工場立地法の緑地基準緩和,四日市市の企業立地促進条例
- ・特区の経済効果:5年間に15社,700億円の投資計画,波及効果300億円,雇用創出1800人 出荷額増約400億円,経済波及効果約100億円,雇用創出約300人
- (2) 北・中勢地域,四日市市の地域経済
- ・90年代不況のなかでも、相対的に立地は好調
- ・化学・石油の低迷・落ち込み,繊維・陶磁器の縮小,エレクトロニクスは90年代前半不況→投資活性化
- ·工業用水問題
- (3) コンビナートの再構築と考えられる地域経済への影響要因
- ①基礎原料・汎用樹脂・量産化成品→スペシャリティ.ファインケミカルへ (選択と集中、量産部門維持も)
- ②既存施設の除却:残存簿価が小さい. 新規投資額の方が, 固定資産税・都市計画税に影響. 法人市民税では収益性の回復も期待.
- ③用地、従業員、装置(転用も含む)の有効活用:多品種小規模生産なので、雇用効果はあまりない。
- ④高付加価値製品:輸送費負担力は高いので、地方圏立地でも不利は小さい.
- ⑤研究開発体制:応用的部門は生産施設と併置,基礎研究→新規投資の配分は?
- ⑥関連部門:エンジニアリング,工務(定修),輸送等の分離・アウトソーシング,関連企業への影響.
- ⑦技術進歩·市場変化の速さ:R&D、投資、生産、収益を維持することは難しい.

文献

【石油化学産業とコンビナート】

石油化学工業協会(1989) 『石油化学工業30年のあゆみ』.

伊丹敬之(1991) 『日本の化学産業―なぜ世界に遅れたのか』NTT出版.

徳久芳郎(1995) 『化学産業に未来はあるか』日本経済新聞社.

野口雄一郎(1998)日本のコンビナート、御茶の水書房.

野口雄一郎・青野壽彦・賀村進一編(1997)コンピナートと現代産業・地域、御茶の水書房

水口和壽 (1999) 日本における石化コンビナートの展開、「愛媛大学経済学研究叢書」第10号.

百嶋 徹 (2000) 国際化第二波が押し寄せる石油化学産業一早急に求められる抜本的な設備再編,ニッセイ基礎研レポート,2000.10.

百嶋 徹 (2003) 日本の製造業復権に向けた論点整理,ニッセイ基礎研所報.

【コンビナートの立地と地域経済】

日本システム開発研究所(1984) 『石油化学コンビナート地域経済影響調査』.

富樫幸一(1986) 石油化学工業における構造不況後の再編とコンビナートの立地変動, 1986年, 経済地理学年報, 32-3, 1-19.

富樫幸一(1987) 「再編すすむ石油化学コンビナート」地理, 32-6, 58-65.

富樫幸一(1990)石油化学工業の構造改善と立地変動,西岡・松橋編『産業空間のダイナミズム』大明堂.

田尻宗昭(1988) 『提言・東京湾の保全と再生』日本評論社.

松原 宏 (1991) 化学工業のファイン化, 矢田俊文・今村昭夫編『西南経済圏分析』ミネルヴァ書房.

竹内淳彦(1996)川崎臨海工業地区の展開とその性格,『工業地域の変動』大明堂.

中島 茂(1997) 重化学工業の合理化と地域経済, 小杉 毅・辻 悟一編『日本の産業構造と地域経済』 大明堂、

鈴木 茂(1998) 産業構造の転換と企業城下町、『産業文化都市の創造』大明堂.

遠藤宏一(1999) 『現代地域政策論』大月書店.

杉浦勝章(2001) 1990年代における石油化学工業の再編と立地再編,経済地理学年報,47,1-18.

徳山大学総合経済研究所 編 (2002) 石油化学産業と地域経済, 山川出版社

小柳 治 (2002) 石油化学産業の再生について―機能性化学産業としての地域クラスターの形成とコンビナートの産業インフラの活用を、日本政策投資銀行、産業レポートVol.8.

【四日市】

福武 直編(1965)石油化学コンビナートと公害―三重県四日市市調査,『地域開発の構想と現実 III』 東京大学出版会.

青木英一 (1970) 四日市市における工業の地域的展開, 地理学評論, 43, 548-566.

青木英一〔1995〕工業地域における就業構造の変化―四日市市を事例として、経済地理学年報、41、1-19. 北伊勢開発協会(1972)『四日市地域における工業影響調査』.

伊藤喜栄 (1975) 日本資本主義と地域開発—産業配置の政策と現実,大内秀明・鎌倉孝夫・新田俊三編『講座現代資本主義(5)戦後日本の基礎構造(下)』日本評論社.

小野英二 (1971) 『原点・四日市公害10年の記録』.

ジュリスト (1972) 『ジュリスト臨時増刊 特集四日市公害訴訟 1972年9月10日号』.

三菱油化(1988) 『三菱油化三十年史』.

竹内源一 (1996) 『官僚の生き方―私の"公僕"人生』風媒社.

平野 孝 (1997) 『菜の花の海辺から 上・下』法律文化社、

藤井信雄 (1998) 歴史に耐える工業都市を目指して―四日市からの発信 (要旨),経済地理学年報,44-2,70-71.

四日市市(2001) 『四日市市史第19巻 通史編現代』.

鹿嶋 洋 (2002) 工業の国際化と工業地域の変化―三重県四日市市を中心に、小林浩二編『21世紀の地域 問題』二宮書店.

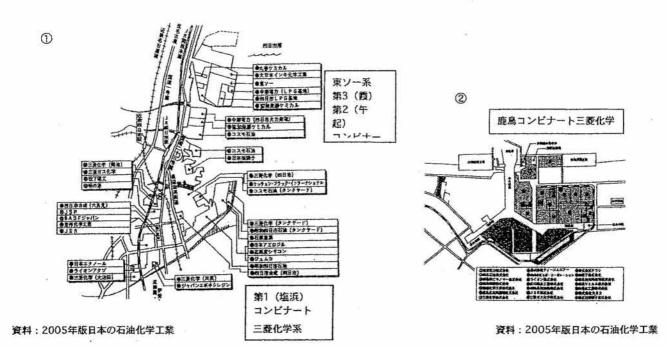
鹿嶋 洋(2004)四日市石油化学コンビナートの地域経済的影響と展望,上野達彦・朴 恵淑編『環境快適都市をめざして―四日市公害問題からの提言』中央法規.

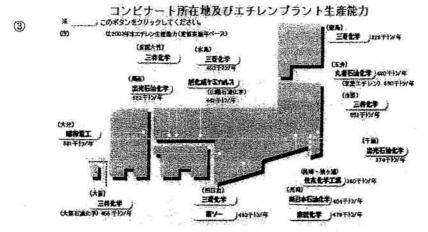
鹿嶋 洋(2004)四日市石油化学コンビナートの再編と地域経済、経済地理学会第51回大会要旨集、

別府孝文(2002)四日市臨海工業都市の再生に向けて一「地域ポジション」の視点から捉える地域活性化の戦略、三重銀総研調査研究レポート。

吉田英喜(2003)技術集積活用型産業再生特別区域計画の概要、産業立地、42-8、27-30.

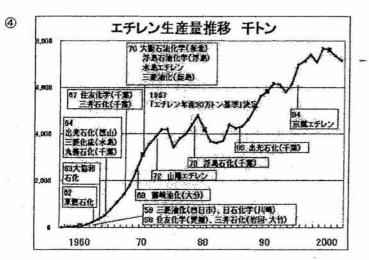
中部産業活性化センター (2004) 構造改革特区を活かした地域産業活性化方策.





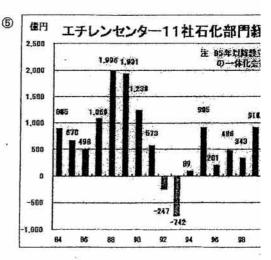
出所:石油化学工業協会

http://www.jpca.or.jp/62ability/0pl



出所:日本の石油化学の現状

http://kaznak.web.infoseek.co.jp/japan/ethylene.htm



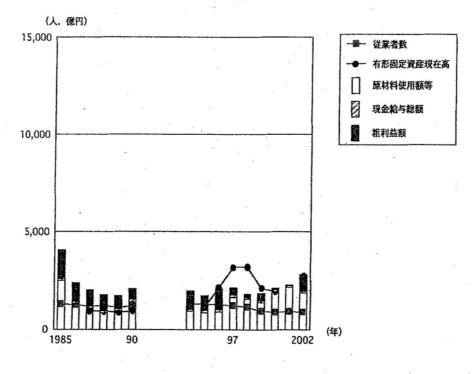
出所;日本の石油化学の現状

http://kaznak.web.infoseek.co.jp/japan/sankouho

⑥ コスモ石油・昭和四日市石油の原油処理能力

コスモ石油	千葉製油所	24万B/D	83年-1万B/D
			93年+2万B/D
(旧大協石油、丸善石油、アジア石油)	四日市製油所	15.5万B/D	83年-3.5万B/D
			93年-2万B/D
		e	04年-2万B/Dを予定
	堺製油所	9万B/D	01年-3万B/D
	坂出製油所	12万B/D	85年-1万B/D
			01年-1万B/D
*,			04年-3万B/Dを予定
昭和四日市石油	四日市製油所	21万B/D	83年-7.5万B/D
(昭和シェル石油、三菱系)			88年
			91年+6万B/D
			98年+2万B/D
			01年-5万B/D
			04年-4万B/D

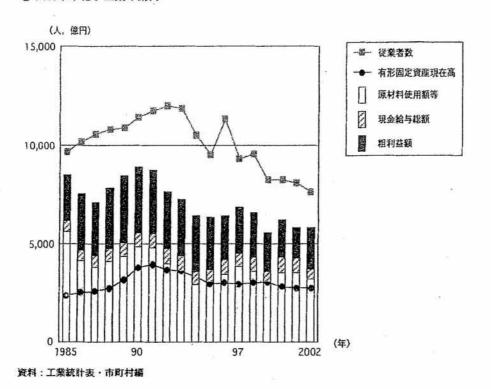
⑦四日市市石油・石炭製品製造業の動向



int.htm

資料:工業統計表・市町村編 注:欠年はデータ秘匿

⑧ 四日市市化学工業の動向



⑨ 三菱化学・東ソーのエチレン能力

			產構法前	設備処理後	1993年 定修年	定修年	スキップ年	
三菱化学	旧三菱油化	四日市	250	211	276	0	0	-311
		鹿島	320	299	395	375	410	
		鹿島2期			326	453	491	
	旧三菱化学	水島エチレン	537	360	450	450		
	(サウジ石油化学)							120万t計画
東ソー	旧新大協和石油化学	四日市	361	266	377	493	527	

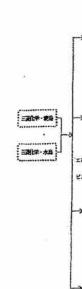
⑩ 東ソー・三菱化学の四日市における動向

東ソー	四日市	エチレン49.3/52.7万t	98年+8.5万t	
(61年大協和石油化学)	O	三菱化学四日市に5万t		
(68年新大協和石油化学)		東ソー南陽に三菱水島から	司量	
(90年東ソーに吸収合併) 周南ではVCM増設、			出光徳山から	
三菱化学	四日市	01年にエチレン停止	83年	
		汎用品も停止、鹿島集約	88年27.6/30.1万tに再開	
		エンプラ, C4系		
		高収益な技術開発型事業所と	として再構築	
		99年SM停止, 01年EO/EG	停止	
		必要なエチレン10万t, 東ン	ノーから5万t	
		04年日本ポリエチレン7.57	FtLDPE停止	
		02,04年日本ポリケムPP4/	3.7万t停止	

資料:2005年版日本の石油化学工業

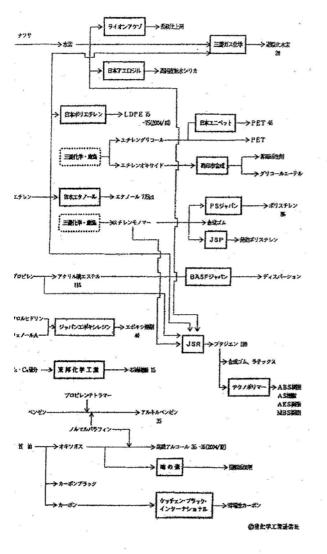
⑪ 三菱化学・四

AND THE PARTY NAMED IN

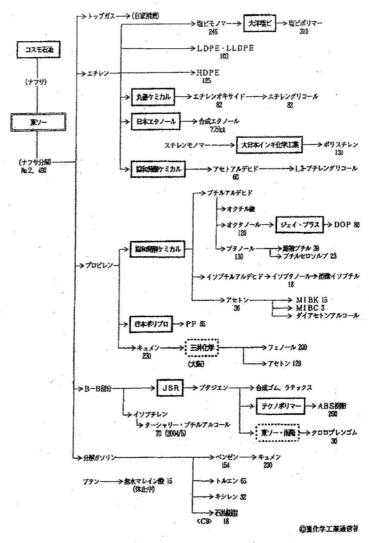


資料

日市コンビナートの生産体系

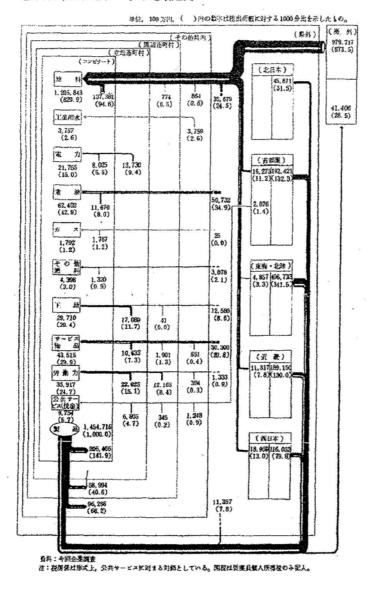


⑩ 東ソー・四日市コンピナートの生産体系



・: 2005年版日本の石油化学工業

13 四日市コンビナートの地域連関

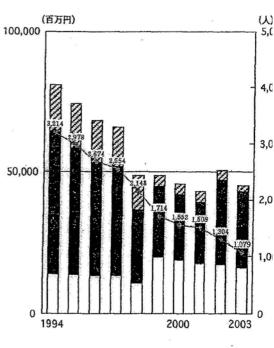


出所:日本システム開発研究所 (1984)

14 ポリオレフィン樹脂の企業・工場・能力

	低密度ポリエチ
日本ポリエチレン	市日四
	鹿島
	水島
	川崎
	大分
住友化学	千葉
千葉ポリエチレン	千葉
日本エボリュー	千葉
三井化学	市原
三井・デュポンポリケミカル	大竹
	千葉
乗ソー	色日市
	南陽
日本ユニカー	川崎
宇部興産	千葉
出光石油化学	千葉
旭化成ケミカルズ	水島
チッソ	
丸善ポリマー	
合計	2

⑤ 三菱化学・四日市事業所の従業者数及び



資料:三菱化学·有価証券報告書

資料3

ン	高密度ポリ	エチレン	ポリプロピレン	2 544	
75			日本ポリプロ	鹿島	346
30			(三菱化学・チッソ)	水島	100
12	水島	104		川崎	227
41	川崎第1	125		五井	323
	川崎第2	50			
26	大分	196	サンアロマー	大分	179
00			住友化学	千葉	318
05			э.		
00					
96	市原	208	三井化学	大阪	145
60			1	泉北	96
10				干菜	224
01	四日市	125	四日市ポリプロ	四日市	80
82		000000000000000000000000000000000000000			
90	川崎	10	浮島ポリプロ	川崎	105
97		-	宇部ポリプロ	宇部	90
60	千葉	130	出光石油化学	千葉	400
19	水島	163	· 12		
			徳山ポリプロ	徳山	200
	五井	63	Assessment of the second		
	五井	111			
04		1285			2833

固定資産

00

⑩三菱化学・四日市事業所の再構築

	年度	新増設	休止・廃棄、統合等
	1994	エチルベンゼン製造設備更新 ポリエチレンテレフタレート樹脂出荷設備等増設	
	1996	ポリエチレンテレフタレート製造設備増設 (2万t) シュガーエステル製造設備増設 (2150t)	テクノボリマー(三菱化学&JSR, ABS製造統合)
** #	1998	ボトル用ポリエチレンテレフタレート熱水処理設 備新設	
	1999	ポリテトラメチレンエーテルグリコール製造設備 増設	スチレンモノマー製造設備除却(鹿島集約) ポリスチレン製造設備売却 (PSジャパン)
◆ 従業員数	2000	水素製造設備新設 ポリテトラメチレンエーテルグリコール製造設備 増設	エチレン製造設備 酸化エチレン製造設備, エチレングリコール製造 設備除却(鹿島集約)
構築物, 車両運搬具, 工具器具備品	2001	1,4-ブタンジオール製造設備増設ポリプチレンテレフタレート製造設備新設	
機械及び装置	2003	(株)三菱化学科学技術センター	日本ポリケム→日本ポリプロ (チッソと事業統合)
EW.	2004	-	日本ポリエチレン, 四日市のLDPE (7.5万t) を 停止

資料:三菱化学・有価証券報告書

⑪四日市市の従業者数の変化

農林漁業 1981-96 鉱業 1996-2001 建設業 -2,922 製造業 化学 石油·石炭製品 -2,990 -798 **2** 模維 -2,212 -1,298 E 窯業土石 一般機械 電気機械 1,000 373 翰送用機械 包気・ガス等 運輸・通信業 卸売り、小売業 金融・保険業 -90 648 不動産業 サービス業 -352 -108

10,000

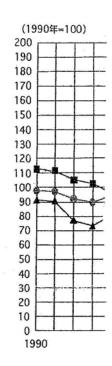
5,000

15,000

-10,000 -資料:專業所企業統計關查

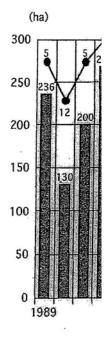
-5,000

18 三重県の製造業, 化等



資料:三重県、鉱工業生産推

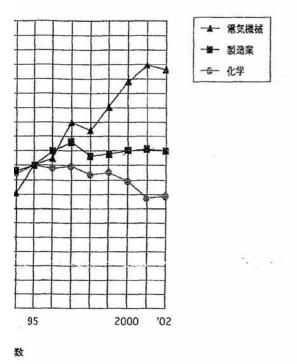
19 三重県の工場立地件数



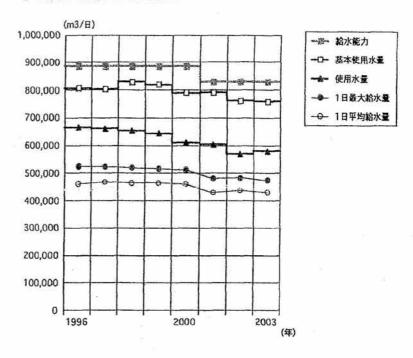
資料:三重県,工場立地動向器

4, 電機の生産指数

資料4

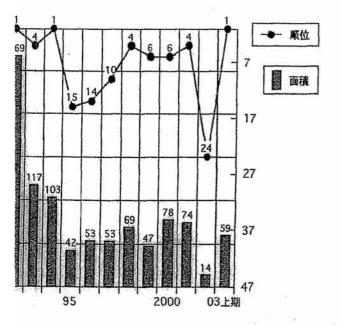


⑩ 北伊勢工業用水道の過剰能力



の全国順位と面積

資料:三重県企業庁



渣

5.第4回まちづくり市民講座・政策調査研究会

月日/会場 05年5月22日(日) 総合会館 7階第1研修室

講演(藤井絢子氏/滋賀環境生協理事長)

「菜の花プロジェクトと四日市の地域再生」

講演(河田昌東氏/四日市大学講師)

「遺伝子組替えナタネの四日市港輸入問題」

報告(土井妙子氏/一橋大学研究科)

「四日市の公害・環境教育」

- 1)講演(藤井絢子氏/滋賀環境生協理事長) 菜の花プロジェクトと四日市の地域再生(省略)
- 2)講演(河田昌東氏/四日市大学講師) 遺伝子組替えナタネの四日市港輸入問題(省略)

3)報告(土井妙子氏 / 一橋大学研究科) 四日市の公害・環境教育 (土井妙子(2006)「高度経済成長期の四日市における公害教育の展開」『子供と自然学会 誌』8, pp. 1-15)

はじめに

本稿の目的は、高度経済成長期における四日市の教師たちが、職業属性から生来的にさまざまな政治的制約をもち、また、公害裁判時、被告企業側に協同的な市政下だったという状況にもかかわらず、これらを内側から食い破るように反公害運動と公害教育を往復させた力の源泉は何だったのか、この点を史資料と関係者へのインタビューから明らかにすることにある。

四日市石油化学コンビナートは、戦後地域開発の旗手として 1950 年代末から操業が始まったが、間もなく大気汚染被害が塩浜地区を中心に顕在化し、1963 年の第 2 コンビナート全面操業と各工場の高煙突化に伴って被害は拡大・広域化した。被害住民たちによる行政機関・工場への幾度もの陳情にもかかわらず、抜本的な対策は講じられなかったため、1967 年 9 月、野田之一ら公害病患者 9 名は、コンビナート企業 6 社を相手取り四日市公害裁判を提訴した(伊勢新聞,1958~1975;小野,1971;四日市市,1994)(1)。

この四日市において、1964年、四日市市立教育研究所(以下、教育研究所と略す)によって全国で最も早い段階で系統的な公害教育研究がはじまった。しかし、公害問題の抜本的な解決を志向したカリキュラムに対して当時の市長は「公害教育は偏向教育だ」と発言し、実施計画は裁断された。その後、研究に関わったスタッフは三泗支部に課題をもちかえり、公害を抜本的になくそうと、反公害運動を展開しながら教室での実践に還元した。

この経緯に関する記述は、同時代の当事者であった三泗支部(資料)や、それをもとに福島(1993)や福島(1985)ら公害教育に長年携わった関係者が概要を伝えるのみである。なおかつ、それらは実践の特徴を、教育研究所や三泗支部が進めた「公害をなくすための教育」と、教育委員会の推進した乾布摩擦やうがいに代表される対症療法的な「体力づくりの教育」とに分類し、「官制」教育を攻撃するのみである。公害問題の解決に資する教育実践は、2節以降述べるように、抜本的に「公害をなくすための教育」が必要なのはいうまでもない。しかし、反公害運動と教育運動の往復がなぜ可能になったのか。先行研究はこれに具体的に答えるものではない。また、この環境教育の源流をたどる試み自体、未開拓の分野である。

歴史的に少々振り返れば、戦後教育は、軍国主義と国家主義の教育を担保にした戦前の教育体制の徹底的な批判の上に築かれたが、いわゆる教育の「逆コース」のなか、教師と教育実践への統制がはじまり、教室の内外でリアルな政治に関与することは特別な問題領域となった。

まず、1954年に成立した教育2法案は、「教育の中立性確保」という名のもとに何が「中立」であり、何が「偏向」教育であるのかを政権政党が裁定し、また、教員の政治活動を

国家公務員なみに禁止しようと企図されていた。1956年には、第2節で述べるように、教育自治をおびやかす「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(地教行法)が成立した。いずれも「教え子を再び戦場に送るな」というスローガンを掲げ、平和憲法と教育基本法を守ろうと朝鮮戦争に反対し、政治的影響力が強い日教組の弱体化が意図されていた。政権政党は文部省と結びつき、教育全般への支配システムを完成させようとしたが、一方その対抗勢力として最大規模の教師団体、50万人が加盟する日本教職員組合(日教組)があった(堀尾,1994;槇枝,1984)。

一党安定政権のもと、政治的制約条件を負った教師が政治に参加し、政治的に厳しい対立をはらんだ課題を教室に持ち込むことは、支配層への大いなる挑戦にほかならない。加えて、公害激甚地に生きる四日市の教師として、被害に適切に対応しない企業や行政への挑戦という独自の課題も背負った。

上記の教師のおかれた状況を念頭に、事実を丹念に掘り下げると、一地方のなかにも、地元支配層対日教組という根深い対立構造があり、このなかで反公害運動と公害教育が圧力を受けながら展開された事実があった点を新たに指摘できた。運動の力の源泉は、少数の中核メンバーの社会正義と教師としての良心、健全な地域環境を取り戻そうとする願いであり、且、彼らが県内の組織率 100%という強大なアクターである教職員組合全体を反公害運動に向かわせ、対抗力を増幅させた点にあった。

四日市の公害教育は、公害によって児童・生徒への健康被害が深刻化するなかで成立した。1964年の校長調査によると、大気汚染の影響として「スモッグが校庭にみち、廊下もけむって人の顔さえはっきりしないことがある」、「大気汚染により涙を出す生徒が多く体操を中止しなければならない日がある」(資料 1) など、教育活動への悪影響が多々記述されている。以下、火急の課題に応えようとした教師たちの活動を描いていこう。

2. 四日市市立教育研究所の3ヵ年研究

2.1. 3ヵ年研究の成立、展開

四日市市立教育研究所は、1949 年 3 月に設立された。戦前の国家主義的教育システムへの反省からこの時期、教育内容には国家統制が排除されており、カリキュラム編成権は教師たちにあった。戦後混乱期にあって教育内容を充実させようと、当時、市単独で組織化されていた四日市市教職員労働組合が市校長会とも協議をかさね、両者が一体となって市当局に働きかけた(資料 2)。全国的な運動のなかで教育研究所は急速に各地域に設立され、四日市市立教育研究所もそのひとつとしてスタートした(3)。

1948 年、民主教育の大転換期、全国各地の教育研究所所員が集った第 2 回全国教育研究所連絡協議会では、研究所の活動方針が熱心に話し合われた。すなわち、研究活動の自主性・創造性の尊重が討議され、教育行政当局に対しては独自の科学的調査結果から協力したり、批判の自由が与えられたりしなければならないことが確認されたほか、教職員組合は背後から研究所発展を支援するべきであるなどの意見が積極的にだされた(全国教育

研究所連盟,1964:6)。

教育現場ではカリキュラムを教師たち自身がつくるという模索と躍動の時代にあって、四日市市立教育研究所は、多くの他の教育研究所と同様に、教職員の要求にもとづき、市の教育計画を作成し、実験協力校を設定して実証的な検討を行ってきた(資料3)。こういった歴史的経緯から、教育委員会の下部組織であるものの、行政にあまり左右されない、比較的自由な研究ができる素地があったといえる(4)。

この教育研究所において 1964 年 4 月、金津廣が所長に就任すると同時に市内で初めて 組織的な公害教育の研究が3ヵ年計画で始まった(資料4)(5)。金津は親しくしていた三 泗支部のメンバーと話し合う中で公害教育の必要性を感じたともいわれている。前年の 1963 年には、磯津地域の漁民たちが「磯津漁民一揆」を起すという事件があった。海水の 汚濁によって近海で取れた魚が臭くなるという事態が 1950 年代からおこり、築地市場か ら締めだされていたが、再三にわたる行政、工場への改善要求も聞き入れられなかった。 このため、ついに漁民約100人は電力会社の水門に土嚢を投げ込むという実力行使に出て、 これを阻止しようと機動隊や警官約 100 人が出動した (小野 , 1971:53 63)。この年は 第2コンビナートの全面操業に伴い、市民たちの公害に関する苦情件数が著しく多くなっ た年でもあり(6)、公害教育研究は、この翌年に、緊急の地域課題に対応して着手された。 3 ヵ年研究の 1,2 年目は、医学者からの提言や独自の地域調査が行われた。それをもと に3年目には市内から現職の教師が集められ、カリキュラム開発が行われた。インタビュ ーからは、すでに金津にカリキュラムのグランドデザインがあったことが明らかになった。 金津は推進している公害教育の理念として「公害ということを手がかりとして、21 世紀に 生きる子どもたちに、社会の理想像を科学的に追究させることであり、人間の福祉を終局 の目的とする、経済開発の上位に位置づけられた社会開発の思想を、子どもの心に育てる ことなのである」(資料5)と謳っている。金津の意図に沿って開発できる教師が集められ たというが、スタッフのひとりが「公害の実態を知り、公害をなくしていこうとする一歩 踏み込んだ公害教育に胸躍らせる思いがあった」と述べるように、時には徹夜で激しく討 論し、主体的、積極的に取り組んだ。企業責任の追及はタブー視されている風潮のなかで、 彼らをつき動かしたのは、「公害から子供や住民を守るために学習させるという、教育の大 きな使命に燃えていた」とスタッフが言うように、教師としての信念と正義感であった。

しかしながら、カリキュラム開発がまとまりかけた同年秋、九鬼四日市市長は「ベトナム反戦ストライキに参加するような教員が行なう公害教育は偏向教育だ」と発言した。このため、翌年度から市内全域で行う予定であったカリキュラムは結局実施されなかった。平田市長急死にともない、1966 年 1 月に誕生した新市長は、公害裁判中、コンビナート企業出身者を市助役にしたり、公害訴訟支援のために市役所内に設置された「公害訴訟を支持する会」事務所を排除する指示を出したりするなど、コンビナート企業擁護の姿勢を明確に打ち出していた(四日市市,1994)。「偏向教育」発言は、教育研究所とその上部機関の市教育委員会を萎縮させ、計画を見直さざるを得ない状況にさせた。「九鬼市長が誕生

して違う風が吹いてきた」とスタッフのひとりは平田市長から九鬼市長への市政の移り変わりを証言している。

2.2. 四日市の対抗図

教育自治の原則を無視した九鬼市長は、市長就任以前、地域の各教育機関と深い関係性があった。1948年に成立した教育委員会法によって市町村教育委員会が全国に設置されることになり、九鬼肥料店経営者だった九鬼は、1952年の第1回目の選挙に当選した(四日市市,2005.2.20.)。教育基本法第10条「教育は、不当な支配に服することなく、国民に対し直接に責任を負って行なわれるべきものである」を繰り返した同法は、地域住民の代表者により、地域の事情を反映させ、教育意思を公正に実現させることを目指し、戦後教育改革の真髄を究めたものであった(鈴木,1989)(7)。

4年の任期後の 1956年、三重県教育委員会(県教委)の最初の任命教育委員となった。 教育委員会法が廃止され、同年、新たに制定された地教行法を根拠に任命制教育委員会が 発足した。県教育委員は首長から任命されることとなり、九鬼は縁戚関係にあった田中知 事から任命され、在任中 1958年 10月から翌年 9月まで教育委員長だった(県教委への問 い合わせより)。

地教行法施行を契機に始まった勤務評定は、当時、愛媛を皮切りに全国に波及していた。 九鬼が教育委員だった 1958 年、「勤評の年」は、三重においても三重県教職員組合(三教 組)と県教委との間に熾烈な折衝が繰り広げられた(8)。勤評提出の決戦期、県教委は県警 の出動を要請し、約 100 名の警官が勤評に反対するピケ隊を門外に押し出すという事件が 発生し、双方に禍根を残した。勤評は、財政難を理由とした労働条件の切り下げと、与党 の「日教組つぶし」の意図が密接に結びついており、そのため本旨である勤務能率の向上 や職能的専門力量の向上との関連はほとんどみられなかった(望月,1980)。全国的には この闘争過程において愛媛や徳島県など教職員組合が崩壊した地域も出たが、三教組は組 織力を維持したまま激しい折衝過程を経て勤評を実質的に形骸化させることに成功した (三重県教職員組合,1999:143-145)。

一方の当事者であった九鬼は、地元政財界を代表する一族のひとりであった。義父の九鬼紋十郎は地元三岐鉄道(株)のオーナーであり、かつ(株)四日市近鉄百貨店社長であった。地元財界のリーダーとして1946年から1980年まで、間をあけて合計約21年にわたって四日市商工会議所会頭を務めた人物である(四日市商工会議所,1993;伊勢新聞,1966.1.16.1面)、財界人としてだけではなく、戦前は四日市市議会議員や全国最年少市議会議長として活動し、さらに、戦後、1946年から1956年まで中央政界で政治家として活動した(四日市市,1994:付表40;九鬼光子,1995)。九鬼市長在任中は、ちょうど四日市市商工会議所会頭職にあり、名望家親子による独占的な地元政財界の支配形態があったといえる。九鬼と教組の対立はこの時代に始まり、第3節で述べるように公害裁判結審直後の知事選において再び対決する。

話を1966年後半に戻そう。「偏向教育」発言直前の同年7月には、四日市で初めて公害患者の自殺者が出ていた。病気と生活苦を理由に自殺した患者の追悼集会には、250人が参加し、デモ行進が行われた(伊勢新聞,1966.7.15.1 面)。当時、中日新聞社四日市支局に勤務していた記者は、「とうとうくるものがきた」と自殺患者発生の衝撃の大きさを伝えている(小野,1971:5)。また、日教組が加盟していた総評は、アメリカの北ベトナムへの軍事行動に反対して、同年 10月 21日、60年安保闘争以来の大規模ストライキを行った。日本労働運動史上、初の反戦ストであり、学生運動、無党派活動家層も大挙して参加した。48単産 211万人の労働者が参加したストに地方公務員法違反の疑いがあるとして、日教組本部をはじめ全国各組織の家宅捜査が行われた。全国の組合員 45万人が行政処分を受けたが、日教組では宮之原委員長、槙枝書記長が逮捕され、教職員 12万人が行政処分を受けた(日本労働組合総評議会,1974;日本教職員組合,1967)。三教組も同ストライキに突入し、三泗支部をはじめ県全体で 3082名という大量の被処分者を出した(三重県教職員組合,1999)。以上、「偏向教育」発言直前には、全国的に展開されたベトナム反戦平和運動によって県教委と組合との対立が激化し、さらに当地は深刻化する公害問題と翌年の裁判提訴に向けて緊張が幾重にも高まっていた。

2.3. カリキュラムの裁断

市長の「偏向教育」発言後の 1966 年 11 月、開発したカリキュラムどおり市内の小・中学校において社会科と体育(保健)の実験授業が行われた。小学校 3 年から中学校 3 年まで、年 2~3 時間ずつ配当されたカリキュラムであった(資料 6)。しかし、当初 165 ページあった「公害に関する学習」は、82 ページと縮小され、翌年 9 月にようやく配布された。165 ページ版は 2000 部印刷されていたものの、配布されずに終わった。双方の資料を入手できたため比較してみると、82 ページ版は資料部分がすべて削除されており、この冊子だけでは教師たちはすぐに実践できない。結局ほとんど公害教育は実践されなかったという。

カリキュラムは市内の現職の教師 7 名が作成した。彼らは、実際に実践しやすいように 豊富な資料をつけて 165 ページ版を完成させたと考えられる。その教育内容は、市内の被 害状況を克明に伝えるとともに、抜本的に公害問題を解決しようと、適切に対策を講じな い企業や地域開発を優先し対応が不十分な市政に対して、住民が自分たちの健康を守るた めに連帯して積極的に働きかける必要性があることを児童・生徒に伝える内容であった(9)。

市長発言を発端とする一連の経緯は教育研究所にとって重大な事件であったにもかかわらず、金津の在任中、この件は教育研究所の発行物の中で全く触れられていない。そして3ヵ年研究終了直後、1967年4月に金津は教育研究所所長から市内の塩浜中学校校長となった(資料7)。この「偏向教育」発言後、教職員の間には「公害」という言葉がタブー視される雰囲気すら出てきたといわれる(三重県教職員組合,1999:238)。

教育研究所のさまざまな研究は、もちろん市教育委員会から完全に隔離され、独立して

いたというわけではなく、3ヵ年研究は所長の地位にあった金津が述べるように、上司の 決断にもとづいてすすめられたものである(10)。公立の研究所にもかかわらず支配秩序に 対抗的な研究が行えたのは、上司の判断はもとよりその設立趣旨において戦後のリベラル な新教育の理念が継承され、独自の研究機能をもつことができたためであった。また、教 育委員会の下部組織でありながら組織率 100%であった三泗支部とは必然的に密接な人的 交流があり、ある種の緩衝地帯として機能したといえる。地方政治からの影響を免れなか ったものの、教師たちの反公害運動と公害教育の初動因となった。

3.三重県教職員組合三泗支部における反公害運動と公害教育実践

3.1.学校での公害教育実践

市長の「偏向教育」発言後、公的に公害教育が実施されないことに危機感を抱いた三泗支部は、1967年、裁判開始年に、支部内に公害対策小委員会を発足させ、公害教育の実践・研究をすすめた(資料)(11)。すでに 1964年から支部全体として反公害のスローガンをかかげており(資料) 同委員会が発足したことで、実質的な取り組みが生起した。中心となったのは、教育研究所の3ヵ年研究の元スタッフであった。

まず、教育実践の展開をみていこう。教育研究所から三泗支部に受け継がれた公害教育は、多教科で創造的に取り組まれた。初期の取り組みとしては、1968年、日教組の教育研究全国集会(教研集会)において、元3ヵ年研究スタッフで社会科教師の多田が全国に先駆けて公害教育の実践報告を行ったことを取り上げることが出来る(多田,1968)。この報告は、市内のある中学校で実践されたカリキュラムと、授業の事前事後アンケートからなる。生徒たちの学区は公害被害が少ない地域であったため、公害の被害やぜん息患者の子どもたちの病気の実態を知らなかったが、授業を通して実態を知り、授業を受けて良かったと生徒全員がアンケートに書いている。翌年は養護教諭も健康調査結果を発表した(倉田,1969)。これらの発表は1971年、教研集会の「公害と教育」分科会設立につながるひとつの契機となったと考えてよいだろう。この1971年、初回の分科会は、日本ではじめての全国規模の公害教育集会となり、四日市をはじめ、水俣、土呂久その他の公害地から多くの実践報告がなされた(藤岡1971b:524 540)。三泗支部からは、この時、公害教育を推進した中心メンバーらが後の副読本のもととなるレポートを報告した。分科会設立とともに都留重人や教育学者、藤岡貞彦らを発起人として「公害と教育」研究会も単独で組織され、現在に至っている(12)。

一方、1970年、市教育委員会は「小・中学校 社会科、体育科(保健体育科)における公害に関する学習指導」を発行した。この副読本の内容は、「「よごれた空気は吸わないこと」(中2・保健)、「工場の行なう公害対策は技術的、経済的に幾多の困難な問題のあることを理解させる」(小5・社会)など全く非現実的・非科学的な内容」(「公害と教育」研究会,1973:18)だと三泗支部のメンバーは憤った。

三泗支部独自の公害副読本を作成する作業は、1970年に活発化した(13)。市教育委員会

の副読本に対して激しく非難した三泗支部は、独自の副読本を作成する必要性にせまられた。元3ヵ年研究スタッフが多く属した公害対策小委員会が中心となり、1971年に B5 判で 400ページの大部『四日市の公害と教育』を完成させた。同書は冒頭、四日市市の石油コンビナート開発は植民地型開発であり、これは搾取以外なにものでもないと、抜本的な公害対策を講じない企業や行政を痛烈に批判している。「四日市市の発展のためには少々の犠牲はやむをえない」と発言する市長に対しては、全面的に対立する姿勢を見せた。

また、同書には、公害の実態を正しく理解するために公害に関する法律や条例、患者の医療保障、認定患者数の移り変わり、ぜん息を苦にした自殺者の日記や、ぜん息患者の子どもの作文、企業の公害対策、市長の発言などの詳しい資料と解説が載せられている。教育内容としてはいくつかの実践事例は載っているものの体系的なカリキュラムはない。教育研究所のカリキュラムが社会科、保健のみであったのに対し、三泗支部のメンバーは、社会科はもちろん、理科、美術、国語、家庭科などさまざまな教科で公害問題を題材とし、総合学習が目指された(14)。

たとえば、小学校 5 年生の理科「市民の科学の確立を」においては、「亜硫酸ガス、硫酸ミストの科学的性質を調べ、煙突の高層化では四日市ゼンソクをなくすことができないことを理解する」ことが目標とされた。授業では、「煙突は高くなり、公害は少なくなった」と宣伝する企業や自治体に対し、実験を通してその欺瞞性を暴き、亜硫酸ガスを出さないことこそが防除に繋がり、その技術的可能性のあることも伝えたという。児童の授業の感想には、企業への激しい怒りが綴られている。この授業をはじめ、同書の内容は、公害被害を受けている地域住民側の立場に立ち、あくまでも「公害をなくす」ための教育を推進しようとしたことが伺える。

副読本の2種類目として、1972年には、公害教育の授業を受けた児童・生徒たちが書いた作文集を出版した。市内の教師約1300人のうち約400人が指導し、3500人の児童・生徒が作文を書いたなかから選ばれた作文集であった(「公害と教育」研究会,1973:6264)。この中から「私は公害患者です」と題された中学校2年の女子生徒の作文を紹介しよう。彼女は、5才頃から発作が出始め、年々悪化して小学校3年生時に公害患者に認定された。「発作が起ると、一晩中うなりずめ、(略)10時間も15時間もすわったままで動け」ない。中学生になり、体力がついて少しずつ発作が減ったものの、一度の発作の苦しみはこれまでの2倍3倍になり、「死んだほうがよっぽどましだと思うのだが、私には死ぬほどの勇気もない」という(資料)。

この作文集は、公害対策委員会の5名のメンバーによって大規模に収集、作成されたが、作業は決してスムーズに進んだわけではない。勝訴判決直後の出版で、以前より公害教育は推進されやすい状況となっていたが、それでも校長、教頭から不興を買ったり、PTAから偏向よばわりされたりした。しかし、一番の問題は、教師たちの公害教育への心理的抵抗感であった。これを作成することも「ひとつの闘い」だった編集者の教師は記している。

3.2.教師の反公害運動

一方、反公害運動に目を転ずると、三泗支部は、裁判開始前から公害地への教員の配当増加、公害地の児童・生徒、教員への無料健康診断実施などさまざまな教育要求を県や市に行なってきた。たとえば1965年1月26日、市長に対して「学童を公害から守るための公害対策に関する要求書」を提出した。三泗支部に加えて、公害地区の小学校PTAや四日市学校保健会などの要求もあり、65年4月には大気汚染地区の4小学校に合計92台の空気清浄機が据え付けられたほか、黄色い「スモッグマスク」3000人分が配布された(四日市市,1994:742 743)。

運動を主導したひとりの多田雄一は、公害裁判支援のため 1967 年 11 月に発足した「公害訴訟を支持する会」の事務局次長となった(三重県自治労運動史編さん委員会,1990:900 901)。三泗支部全体では、四日市市職員労働組合や北勢高支部とともに、裁判傍聴の動員、カンパなど組織的な運動を推進した(15)。三泗支部は裁判支援団体「公害訴訟を支持する会」に対して最大規模の会員を送り込み、裁判費用負担面においても大きな役割を果たした(16)。三教組も 1968 年の大会で、三泗支部および北勢高支部の提案をうけて組織内のカンパ活動、公害患者の救済法制定のための署名活動、公害学習会などの運動を進めた(三重県教職員組合,1999:236 240)。三教組執行部が四日市の教師を孤立させないようにする配慮があったともインタビューでは指摘されている。日教組本体も原告患者側の裁判費用を全日本自治団体労働組合(自治労)とともに負担した(「公害と教育」研究会,1973:23)。四日市を含め、一連の四大公害裁判が環境行政の転換に繋がった点を考えると、官公労組は重要な役割を担ったといえる。

教師たちの学校外での地道な教育活動も見逃せない。ある小学校教師は、養護教諭と連携してぜん息患者の子どもの家への家庭訪問をたびたび行った(17)。養護教諭の倉田みはるらは、「磯津市民学校」で地域住民を対象に講師として公害について講演した(澤井,1996:16)。また、ある教師は「塩浜から子どもを守る母の会」において、公害病の子どもを持つ母親や公害被害の激甚な地域の人たちとの交流に取り組んだ。被害現場を確認し、真摯に子どもたちのために社会教育も行なった足跡が確認できる(資料:105 106)。

利害関係が錯綜する地域環境のなか、中心メンバーたちは、公害教育実践と運動の過程で、とりわけ裁判勝訴まで脅迫めいたことを言われたり、無言電話に悩まされたり、いやがらせを受けることがたびたびあった。ある中心メンバーは、当時「教委からも疎まれ、組合からも疎まれ(笑)、四面楚歌。校長からも疎まれ、職場の中からも疎まれ」た状況であったという。公害被害は当時市内全域に及んでいたわけではなかったため、公害への意識も非常に切迫したものから、そうでないものまで、教師の受け止め方は多様であった。このため、熱心に反公害運動や公害教育実践に取り組んだのは、三泗支部全体で多く見積もって10数名だった。しかし、逆風に打ち勝てたのは、「仲間がいたから」と中心メンバーたちは共通の思いを述べている。

官公労組が主導し、裁判闘争が反公害運動となった四日市は、住民各層が十分に組織化

されず、問題解決に積極的な役割を果たせなかったといわれている。これは、国内で前例のない公害という新しい現象に対して適切な対応策が住民側に用意できていなかったことや、公害裁判でコンビナート企業を訴えた原告患者を、コンビナート側の労働組合が支援できなかったりしたことなどさまざまな点が指摘されている(小野,1971)。一般市民の運動が低調ななか、「教組や市職という大きな組織が味方になってくれて心強かった」。これは、原告側患者のひとり、野田之一による裁判支援への感謝の言葉である。

3.3. 裁判勝訴と地方政治の転換

1967年に公害病認定患者9名によって提訴され、4年間続いた四日市公害裁判は1972年7月、原告患者側に全面勝訴判決が下される。この訴訟は、日本で最初に複数企業による大気汚染公害を告発した裁判であった。各地の公害裁判も、まず1971年に富山のイタイイタイ病、次に新潟水俣病において原告患者が勝訴し、四日市裁判の勝利に続いていった。

公害国会の翌 1971 年には、学習指導要領の「公害の基本事項」が書き換えられた(18)。 藤岡貞彦はこの問題について、「時代遅れの教育課程に、国会審議の形をとって、現代社会 が改変を迫ったのだ」(国民教育研究所,1975)と述べる。公害教育は「官許」となった が、水俣、その他の公害裁判での患者側の勝訴、公害国会での公害対策関連法案の通過以 来、教科書の公害に関する記述はまるで過去の出来事のような書かれ方になり、「環境教育」 という名称の置き換えによって今も続く公害の忘却をねらうものにならないかと危惧した (藤岡,1971a)。問題解決のため、教室の内と外で正面から政治に取り組んだ公害教育を、 脱政治化した「環境教育」へと変更させることへの憂慮でもあった。

判決後、磯津交渉が進められていた 1972 年 10 月、同年末の衆議院選にむけて田中覚が 知事を辞任し、自民党から立候補を表明すると、九鬼市長は同時に県知事選立候補を表明 した。県教育委員として勤評を積極的に推進し、市長になった後は、公害問題において大 企業の利益擁護に徹した九鬼市長に対し、三教組は「反公害、反九鬼」をスローガンに知 事選に臨んだ(三重県教職員組合,1999;「伊勢新聞」1972.12.1.1 面)。

この選挙は、自民党公認の九鬼候補、三教組が応援する無所属の田川候補、共産党公認の遠藤候補の三つ巴の戦いであった。地元地方紙「伊勢新聞」は、三教組の動きを大きく伝えている。たとえば、11月9日1面トップ記事に「公・告示を目前に控え連日大荒れの県政界"九鬼知事"阻止へ闘志 三教組」との見出して、勤評闘争の際、県教育委員だった九鬼氏と三教組は真っ向から対立しており、「宿敵」の関係にあることを報じている。

選挙終了3日前、九鬼候補は当選第1声の予定記事取材にあたって「南島芦浜原発推進」「磯津公害患者補償の打切り」を表明、さらに四日市の個人演説会場で三教組を批判し「知事になったら三教組には厳しく対決する」と表明した。このため、組合員は組織の存亡をかけて対立候補の田川を丸抱えで強力に支持し当選させた(三重県教職員組合,1999:27327)(19)。一方、同日行われた四日市市長選挙では、九鬼市政を引き継ぐ自民党候補、

岩野見斉が当選した。革新陣営は統一候補が立てられず、票が分散した。歴史的な四日市公害裁判の契機をつくった前川辰男は社会党から立候補したものの大差で敗れた(伊勢新聞,1972.12.25.1面)。

4.結語

本稿は、教師の政治活動が制限され、政治教育自体もタブー視されるなか、なぜ四日市において反公害運動と「公害をなくすための教育」が可能になったのか、その推進過程と論理について、史資料とインタビューから検討した。事例の推移を確認すると、まず、1964年、教育研究所で開始された公害教育研究は、金津所長の先見の明により始められ、推進された点が明らかになった。問題解決を目指した対抗的な研究が可能になったのは、教育研究所が、戦後まもなく展開されたリベラルな教育の歴史を引き継いでいたためである。また、教育研究所は、教育委員会と強大な教職員組合との中間的存在であったことも理由のひとつと考える。研究は裁断されたが、三泗支部での公害教育推進の動因となった。

三泗支部では、この3ヵ年研究のスタッフが中心メンバーとなり、1967年、裁判開始以降、公害教育と反公害運動を推進した。中心メンバーは少数であったが、三泗支部を中心に三教組全体も反公害運動のスローガンを掲げたことで強大なバックボーンとなり、裁判闘争を展開した。公害教育の実践は、多教科で独創的に展開され、総合学習も目指された。これらの過程は、地域内の名望家対日教組という歴史的対立関係が通奏低音となっていた。

職業属性上、さまざまな政治的制約条件をもち、なおかつ被告企業と共同的な市政下、公害教育運動を推進した力の原動力とは、教師として子どもを思う気持ちと正義感、健全な地域環境を取り戻したいと思う願いであり、強大な組織を「反公害」に方向づけた点にあった。運動を推進した中心メンバーは、学習過程で被害の実態を知ったことを情念に、仲間との心理的結びつきを水源として、社会改良を夢見ながら奔走した。

藤岡とともに長年公害教育に携わり、各地の教師たちの現場の事情をよく知る福島達夫は、公害教育の実践を、「しんどい実践」だったという(福島,1993:72)。あえてしんどい公害教育を推進しようとした教師たちは、地域に住む健康被害に苦しむ者の立場にたち、やむにやまれぬ気持ちから、また、その良心から住民運動と連動して教育実践を展開した。運動を支えたのは、名もない教師たちの、教師としてのこれらの自律心でもあった。

さて、火急の課題に対応しようとした四日市の公害教育は、原告側患者勝訴後、どのように変化したのか。高度経済成長期以後の四日市の公害・環境教育の検討を今後の課題と する。

注と引用文献

付記 1 本稿に関係する方へのインタビューと質問紙調査は、公害教育をリードしたと見られる教育研究所と三泗支部のメンバーすべてのご存命の方、計 10 名と原告側患者の野田之一氏に対して 2002 年から 2004 年にかけて行った。ご協力に心より厚く御礼申し上げ

ます。

付記 2

本稿で扱った四日市市立教育研究所発行の資料のタイトルと発行年は次のとおりである。 資料 1:「公害地における健康教育」(1965), 資料 2:「四日市市教育百年史」(1982), 資料 3:四日市市立教育センター「教育センター創立 50 周年記念誌 五十年のあゆみ (1999), 資料 4:「所報」67(1964), 資料 5:「所報」73(1965), 資料 6:「所報」77(1965), 資料 7:「所報」79(1967), 資料 8:「所報」128(1979).

なお、同様に本稿で扱った三泗支部発行の資料は下記のとおりである。このうち資料 , 以外は、同支部所蔵のマイクロフィルム(平野孝氏作成)から引用した。

資料 :「四日市の公害と教育」(1971),資料 :「定期総会要項」(1969),資料 :「定期総会要項」(1968),資料 :「定期総会要項」(1964),資料 :「定期総会」(1970),資料 : 定期総会議案」(1971),資料 :「みんな被害者」(1972),資料 :「書記綴り」.

注

- (1) 本稿では、「四日市市」を特定する場合以外は、公害の範囲や本稿でとりあげた教育諸機関のカバーする、四日市市を中心とする範囲を表す語として「四日市」と表記した。四日市では石油化学コンビナートの操業によって多種の公害問題が発生したが、裁判では大気汚染被害についてのみ争われた。この大気汚染被害は市外にも及び、裁判を経て1973年に制定された公害被害健康補償法では同市の一部と隣の楠町全域が大気汚染第一種指定地域となった。ただし、楠町は市町村合併により2005年2月に四日市市となった。
- 四日市市を含んだ教職員組合は小中学校教員の「三泗支部」と高校教員の「北勢高等学校 教職員組合」(北勢高支部)のふたつがある。三泗支部は、四日市市と菰野町三重郡が合同 した地区であり、小中学校の各種教育研究団体も三泗地区を一地域としている。北勢高支 部は、四日市市、桑名市その他を含む。
- なお、1973 年度末、四日市の認定患者は 1109 名、死亡した認定患者の累計は 93 名であった(四日市市環境部公害対策課,1975:103-104)。市内の児童・生徒への被害としては、たとえば市内で最も公害病認定患者の多い小学校であった塩浜小学校は、1973 年度の在籍者 900 名のうち、認定患者は 56 名にのぼった(塩浜小学校,1974:7 8.)。
- (3) 1964 年頃、国公立その他を含めて全国に 200 を越える教育研究所があった (全国教育研究所連盟,1964:1)。
- (4) 同教育研究所は、教育研究所として三重県内で最も早く設立された。1964 年度の事業予算総額は、466 万 4 千円で、東海・関西圏における大都市の教育研究所並の予算規模であった(全国教育連盟事務局,1965)。
- (5) 3 ヵ年研究中、教育研究所からは 5 種類の報告書と、活動状況を知らせる発行物として「所報」No.69~No.78 (1964~1967年)が計 10 冊発行された。
- (6) 三重県四日市保健所(1965)によると、1962年の苦情、陳情数が30件だったのに対

し、1963年には171件、1964年には391件と著しく増加している。

- (7) CIE (民間情報教育局)の公選制教育委員会構想に対し、文部省、占領軍の地方軍政部が、共産主義者、日教組、ボスの選挙運動を理由に選挙延期をたびたび要望した経緯がある(鈴木,1989)。一方、日教組側も市町村レベルの教委設置については、地域ボスによる学校教育の支配に繋がる点などを懸念して反対した(日本教職員組合,1967:96 98)。(8) 県内の勤評闘争に関しては、三重県教職員組合(1999)および伊勢新聞を参照した。1958年4月、県教育委員会は勤務評定細目を発表すると、各教師たちは校長への無言闘争を行ない、徹底抗戦の構えをみせた。同年、三重県は勤務評定闘争ピークを迎え、地域からの注目も大きかった。県全域で販売されている地方紙「伊勢新聞」(朝刊のみ発行)では、9月に11回、10月に19回、勤務評定に関する記事を1面トップ記事として扱った。10月7日には「激化する勤評反対闘争」と題し、教職員を中心とする勤評反対合同会議と九鬼教育委員らの激しい交渉現場の写真を1面トップに載せている。同年7月には、勤評問題を苦にした四日市市の教育長が自殺しており、問題は泥沼化した様相を呈した。
- (9) 同書は現在、82ページ版のみが四日市市立教育センターに公的に保存されている。
- (10) その後、金津は在任中を振り返り、「(略)当時の研究として、公害と教育、性教育があったが、これらはタブー視されていたものである。特に前者は政治的にも問題をはらんでいたのであるが、研究テーマとすることに、上司の英断があったことをつけ加えておきたい。はげしい歴史の転換期にあって、楽しい日々を送り得たことは、ひとえに周りの方々のお陰であった」(資料8)と述べている。公害裁判が原告患者側の勝利に終わり、市長も変わったあと、ようやくささやかに当時を振り返った。すでに亡くなっている金津には直接確認できないが、3カ年研究の事実上の研究班トップにいたスタッフは、金津の上司を「四日市市教育委員会委員長の杉浦酉太郎ではないか」と推測し、「教育研究所が公害教育を始めることを了解したのも、内容を訂正しろと言ったのも杉浦だった」とも証言している。
- (11) 「定期総会要項」の記録から確認できる最初の公害対策小委員会メンバーは、1969年度の 13 名である。
- (12) 同研究会が設立された経緯と第1回目の富士市集会の詳細は「公害と教育」研究会 (1972)を参照した。三泗支部のメンバーも出席し、全国の仲間と交流した足跡が認められる。同会の第2回全国集会は1972年、8月17日から19日まで、四日市市立塩浜小学校で開かれ、約300名が全国から出席した。四日市公害裁判の原告患者側の勝訴判決が7月に言い渡された直後の開催であった。この研究会では三泗支部のメンバーによる地元の公害教育の報告を中心に、東京都教育委員会の公害副読本を使った教育実践報告や、むつ小川原開発反対運動などの住民運動や公害調査結果など多数の報告があり盛会だったという (「公害と教育」研究会,1973)。
- (13) 公害対策小委員会の会議は 1969 年に 4 回行なわれ(資料) 1970 年度には 13 回行なわれた(資料) 編集がこの年度に順調に進んでいることも読み取れる。

- (14) 裁判開始以降、三泗支部で展開された公害教育実践の到達点のひとつとして、1973年の教研集会で発表された、中学校1年生の社会科、理科、保健体育を関連させた総合学習の実践を挙げることができる(多田,1973)。
- (15) 記載の正確さに疑問が残るが、三泗支部所蔵の資料には、例えば、1968年度の1年間には、公害対策小委員会が3回開かれ、傍聴券獲得動員が2回、公害反対署名が6日間、市民集会、学習会参加が3回、他団体との交渉が10回あったと記されている(資料)。このほか、日常的な交流、相談があったことが推察される。
- (16) 1972 年 6 月 26 日の時点で、個人加盟を原則とする同会の会員は 3446 人であった。 この会の三泗支部メンバーは 1000 人であり、既成団体として最大規模であった(資料)。
- (17) この教師は公害病で死亡した小学校 1 年生男子の家にも生前家庭訪問に行ったという。
- (18) 文部省「改正告示(小学校学習指導要領および中学校学習指導要領の一部改正などについて)」(文初中第116号)1971年1月20日、各都道府県教育委員会当て次官通達として。
- (19) この選挙では、県教育長が教職員に対し、教育公務員特例法、地方公務員法にもとづいて、政治的中立を堅持するよう談話を発表している(伊勢新聞,1972.12.6.1 面)。

対対

伊勢新聞, 1958年~1975年, 国会書館蔵.

小野英二 , 1971 , 『原点・四日市公害 10年の記録』勁草書房 .

九鬼光子 , 1995 , 『不二 三代目九鬼紋十郎の足跡』

倉田みはる, 1969, 「公害校の耳鼻科疾患と欠席率の考察」日本教職員組合「教育研究 全国集会報告書 保健・体育」教育図書館蔵.

「公害と教育」研究会編 , 1972 , 『「公害と教育」実践』明治図書 .

「公害と教育」研究会編 , 1973 , 『「公害と教育」四日市集会の報告』明治図書 .

国民教育研究所 , 1975 , 『公害学習の展開』草土出版 .

澤井余志郎 , 1996 , 「助っ人"と"黒衣"の反公害 - 四日市公害市民学校のことなど - 」 名古屋大学教育学部社会教育研究室『社会教育研究年報』12:13 28.

塩浜小学校 , 1974 , 「学校要覧」塩浜小学校所蔵 .

鈴木栄一 , 1989 , 「公選制教育委員会の歴史的意義」『日本教育法学会年報』18:42 50.

全国教育連盟事務局編, 1965, 『全国教育研究所連盟加盟機関要覧』.

全国教育研究所連盟編 , 1964 , 『全国教育研究所連盟 15 年史』.

曽貧 , 2001 , 「教師の環境教育認識の形成過程 - 西岡昭夫の生活史に即して - 」『 < 教育と社会 > 研究』11:29 - 37.

多田雄一, 1968, 「「公害問題」をどのような観点で教材化し実践したか」日本教職員

組合「教育研究全国集会報告書 社会科教育」教育図書館蔵.

多田雄一, 1973, 「四日市公害の総合学習をめざして」日本教職員組合「教育研究全国集会報告書 公害と教育」教育図書館蔵.

日本教職員組合,『日教組二十年史』労働旬報社.

日本労働運動総評議会 , 1974 , 『総評二十年史』労働旬報社 .

福島達夫 , 1993 , 『環境教育の成立と発展』国土社 .

福島要一 , 1985 , 『環境教育の理論と実践』あゆみ出版 .

藤岡貞彦 , 1971a , 「官許公害教育の出発」『教育』260:89 , 国土社 .

藤岡貞彦 , 1971b , 「第 22 分科会 公害と教育」日本教職員組合『日本の教育 第 20 集』一ッ橋書房:524 540.

堀尾輝久 , 1994 , 『日本の教育』東京大学出版会 .

槇枝元文 , 1984 , 『文部大臣は何をしたか 私の目で捉えた戦後教育史』毎日新聞社 .

三重県教職員組合, 1999, 『三教組五十年史』.

三重県自治労運動史編さん委員会 , 1990 , 『三重県自治労運動史』第二巻 .

三重県四日市保健所, 1965, 「四日市における公害の概要」.

望月宗明 , 1980 , 『日教組とともに:ぼくの戦後30年』三一書房.

四日市市 , 1994 , 『四日市市史』第 19 巻 .

四日市市環境部公害対策課 , 1975 , 「四日市市の公害の現況と対策」103-104 .

四日市市役所ホームページ, 2005.2.20.,

http://www.city.yokkaichi.mie.jp/infomation/koho/index.html

四日市商工会議所, 1993, 『四日市商工会議所百年史』.

6.第2回四日市環境再生まちづくリシンポウム

月日/会場 05年7月24日(日) 総合会館 8階視聴覚室

基調講演(室崎益輝氏/独立行政法人消防研究所理事長)

「巨大地震と石油化学コンビナート・防災のまちづくりに、いま何が求められているか」

パネル討論(室崎益輝氏、木本雅仁氏/三重県防災危機管理局、後藤善博氏/四日市市防災対策課、宮本憲一氏/大阪市立大学名誉教授)

1)基調講演(室崎益輝氏/独立行政法人消防研究所理事長)巨大地震と石油化学コンビナート-防災のまちづくりに、いま何が求められているか

巨大地震と 石油化学コンビナート

防災のまちづくりに、いま何が求められているか

消防研究所 室崎 益輝

1

はじめに・・減災の視点

- 悲観的に想定して、楽観的に準備する
- 非常を考え日常を正す、日常を見て非常を測る
- 30日後に備えつつ、30年後にも備える
- 災害の危険性とともに、減災の可能性を知る

9

被害の想定・予測をいかにするか

敵を知り己を知れば、百戦危うからず

- ・・防災の原点は、災害像を的確にイメージすること
- 被害の量とともに質を予測する
 - ・・低頻度巨大災害では、未経験の現象が起きる
 - ・・社会情勢の変化を読み取り、対策に反映させる
- ■被害想定の限界性を知る
 - ・・量的予測では、誤差が極めて大きい
 - …質的予測では、予測の見逃しが多い

3

過去の地震災害から推測する

■ 過去の被災事例に学ぶ

液状化やスロッシング現象 タンク座屈、配管離脱、防油堤破損 ガス漏洩やタンク火災

新潟地震(1964)、宮城県沖地震(1978)、 日本海中部地震(1983)、兵庫県南部地震(1995)、 十勝沖地震(2003)など

その都度、基準が改善され、対策が強化されているが・・・

4

過去の地震災害から推測する

■ 阪神・淡路大震災に学ぶ 被害は震度の割に軽微であった ガソリンスタンドなどほぼ無被害

災害の個別性や地域性に着目

- 1)直下型の地震
- 2)事業所の耐震改善の効果
- 3)消防の広域支援の効果
- 4)市街地との位置関係

日常の事故事例から推測する

日常の状況から推測する 最近の事故事例 危険物災害の動向

> 平成6年以降、危険物施設の事故が増えている 施設の老朽化、保守管理の不徹底などが原因

> > 6

5

地震被害想定から推測する

東海地震等の海溝型地震

地震動は弱く、津波高さも低い、が・・ やや長周期の地震動

液状化や側方流動 津波も侮れない

桑名断層群等の直下型地震

発生の確率は低いが・・・

震度7の激しい揺れ

被害の態様は、加害力と防御力のバランスで決まる

7

石油コンビナート地域の地震対策

■ 低頻度の災害、不確実な災害、予見できない災害に、どう備えるか?

公衆衛生的な対策と都市計画的な対策 災害に強い事業所づくり・・危機管理システム 情報公開、防災教育、信頼関係など 災害に強いまちづくり・・緩和緩衝システム 緩衝緑地、安心ネット、環境共生など

8

石油コンビナート地域の地震対策

予防医学的対策

- 装置や装備、施設の耐震診断・補強
- 日常時の防災管理と保守保安の徹底 緊急医学的対策
- 高性能の耐震・防災資機材の導入
- 自衛消防組織と自主防災組織と防災ボランティア組織 公衆衛生的対策
- ■「環境共生型+危機管理型」社会の構築
- 安心につながるまちづくり

q

2)パネル討論(室崎益輝氏、木本雅仁氏/三重県防災危機管理局、後藤善博氏/四日市 市防災対策課、宮本憲一氏/大阪市立大学名誉教授)

(土井妙子(2006)「第2回 四日市環境再生まちづくりシンポジウム 防災のまちづくり」『環境と公害』35巻3号, p. 68)

2005年7月24日(日)午後、四日市市総合会館において「四日市環境再生まちづくりプラン検討委員会」が主催する、表題の会が開催された。すでに遠藤宏一副代表(南山大学教授)が紹介したとおり①、同会は2004年7月、日本環境会議と四日市再生「公害市民塾」、四日市市職員労働組合、中部の環境を考える会らによって、新たなまちづくり案を策定しようと発足した。今回は「防災のまちづくり」をテーマに、発足1周年にあたって開催され、市民や研究者ら約100名が参加した。

四日市市は、1959 年の伊勢湾台風時に 115 名もの死者を出した被災経験をもつ。加えて、市内臨海部のコンビナート工場は、居住地域と隣接しているにもかかわらず、過去、多数の爆発事故や火災を発生させてきた。市にとって防災問題は、一層身近で切実である。

当日は、寺西俊一一橋大学教授と大久保規子大阪大学教授の司会・進行のもと、まず、室崎益輝独立行政法人消防研究所理事長により「巨大地震と石油化学コンビナート 防災のまちづくりをめざして」と題した基調講演が行われた。続いて、遠藤副代表の進行によるパネル討論「四日市の環境再生と防災のまちづくりをめざして」が行われ、室崎氏、木本雅仁氏(三重県防災危機管理局)、後藤善博氏(四日市市防災対策課)、宮本憲一検討委員会代表(大阪市立大学名誉教授)が登壇した。

まず、基調講演において、室崎氏は、防災のためには災害の危険性を十分に知り、同時に「減災」の視点をもつことが大切だという。専門家の被害想定には残念ながら限界があるが、被害の質と量を過去の地震災害事例や日常の事故事例から推測し、防災像をイメージすることで「減災」は可能であるという。「悲観的に想定して、楽観的に準備」し、被害を減ずる努力が必要である。

パネル討論において、宮本代表は、自身の阪神淡路大震災の調査から、被害は公害と同様、生物的、社会的弱者に集中すると述べた。復興事業では、住民の生活面を保障する取組みよりも、産業活動の再生・発展が優先された。はたして、神戸空港や石炭火力発電所建設、さらには神戸経済の内発的発展とはいい難いメディコポリスを中心とした開発は成功するだろうかと疑問を呈した。以上をふまえて、今後の自治体の防災政策は、基本的人権の確立や環境と調和した社会の実現をめざしたサステイナブル・コミュニティづくりの一環として考えるべきだとした。具体的には、まず、地域防災計画の策定と速やかな実行を求めたいという。地域防災拠点整備や民間住宅の耐震補強整備を行ったり、災害危険予想図を住民に配布したりといった地道なとりくみを徹底させることが必要であると述べた。

両氏の包括的な議論を受けて、地元行政担当者からは、実際的な防災行政の説明や地震の際の被害予測が紹介された。県の木本氏は、県の地震防災行政の基本として、東海・東南海・南海地震への対応を説明した。過去、巨大地震の際には、高さ 10 メートルを越える津波が熊野灘や志摩で発生した。現在、東海地震はいますぐおきても不思議ではない時期にあるという。このため、災害発生時の人的物的被害に関する詳細な予測がなされており、四日市における被害予測を具体的に紹介された。

市の後藤氏は、阪神淡路大震災の際、予想外の被害にほとんどの人が適切に対処できなかった事例を挙げ、災害にうまく対応するには、定期的な訓練しかないと述べた。災害に強いまちづくりを目指す市では、 ひとづくり事業として、成人や児童・生徒を対象に、防災大学や防災出前講座の開催、 組織づくり事業として、自主防災組織や地区防災組織の設立・活性化と資機材提供などの事業を行っているという。

このほか、市の後藤氏、司会の大久保氏や会場の参加者からは、4 月に起きた JR 尼崎 事故の話題が出され、近年の経済状況の悪化によって安全面のコストが軽視されている例 ではないかと懸念する発言があった。

現在、四日市市のコンビナートは、工場の老朽化問題や敷地内の緑地面積率の緩和問題など、防災面において新たな不安材料を抱えている。安心して住めるまちづくりにむけ、 防災面への十分な配慮を望みたい。

注

1) 遠藤宏一 (2005)「「四日市環境再生まちづくり検討委員会」がめざすもの」『環境と公害』34巻3号, pp. 29-32.

7.第5回まちづくり市民講座・政策調査研究会

月日 / 会場 05年 10月 16日(日) 本町プラザ 1階ホール

ビデオ上映「大矢知の不法・産廃処分場」

報告 (畑明郎氏/大阪市立大学大学院教授)

「廃棄物処理・処分の問題点と課題」

報告 (米屋倍夫氏/元化学会社技術担当役員)

「三重県の一般廃棄物処理の問題点と課題」

報告 (大久保規子氏/大阪大学教授)

「廃棄物法制の課題」~不法投棄対策を中心として~」

パネル討論(司会・山下英俊氏/一橋大学講師)

1)ビデオ上映 大矢知の不法・産廃処分場

2)報告 (畑明郎氏/大阪市立大学大学院教授) 廃棄物処理・処分の問題点と課題

1. 廃棄物処理・処分をめぐる問題

廃棄物の処理・処分をめぐり、紛争が多発しています。1990年に明らかになった香川県豊島事件は、当時日本最大の有害産業廃棄物不法投棄事件であり、国立公園内に悪質な民間業者が1978年以降、13年間にわたり、容量で約46万m3、重量で約51万トンのシュレッダーダストなどの有害な産業廃棄物を違法に野焼きし、埋め立てたものです。直下土壌、浸出汚水、地下60mの岩盤層に染み出す地下水などからも、環境基準を超える高濃度の鉛、ダイオキシンなどが検出されました。2000年の公害調停合意により、香川県は隣の直島の三菱マテリアル銅製錬所内に焼却・溶融施設を建設し、2003年9月から豊島の産廃と汚染土壌約67万トンを約10年かけて全量処理するが、処理費用は施設建設費150億円を含め490億円で国が6割を負担します。2,004年1月に溶融炉で爆発事故が起こり、2ヵ月余り停止し、2003年度の処理量は計画の約3割にとどまりました。

その後、ダイオキシン対策特別措置法制定の契機となった埼玉県所沢市くぬぎ山の産業廃棄物焼却炉問題、大阪府能勢町の一般廃棄物焼却炉周辺のダイオキシン汚染、和歌山県橋本市の産業廃棄物焼却炉周辺のダイオキシン汚染、東京都日の出村の一般廃棄物処分場の漏水問題、茨城県神栖町の有機ヒ素を含むコンクリート塊不法投棄事件、福井県敦賀市の産業廃棄物処分場の漏水問題、滋賀県栗東市の産業廃棄物処分場の硫化水素ガス発生と地下水汚染問題、三重県多度町のごみ固形燃料(RDF)焼却・発電所爆発事故、三重県四日市市のガス化溶融炉建設問題と過去最大規模の大矢知不法投棄事件(約159万m3)、岐阜市椿洞の善商不法投棄事件(約56万m3)、石原産業のフェロシルト投棄問題(約67万m3)、兵庫県川西市の猪名川上流域ごみ処理施設建設問題など、全国的に廃棄物をめぐる紛争は多発しています。

環境省調査によれば、2003 年 4 月時点で不法投棄された産廃は約 2500 件、総量は 1096 万トンに達し、大規模なものは、福井県敦賀市(84 万トン)、青森県田子町(67 万トン)、香川県豊島(51 万トン)、三重県四日市市(38 万トン)、岩手県二戸町(19 万トン)などがあります。最も件数が多い県が千葉県で不法投棄量も 380 万トンと全国トップで、福井県、三重県と続くが、その後、四日市市の 38 万トンは 159 万トンと修正されたので、三重県はワースト2 となります。

とくに、1999年に発覚した青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事件における投棄量は、青森県田子町に67万m3、岩手県二戸市に20万m3の合計87万m3と推定され、豊島を上回り過去最大の規模でした。廃棄物は、燃え殻・焼却灰・汚泥・廃油・廃プラ・バーク(木皮)・RDFなどさまざまで、排出源事業者は12,000社に達し、6割強が首都圏という。不法投棄した業者が倒産したため、両県で全量撤去します。環境省は総額655億円(青森県側434億円、岩手県側220億円)の総事業費の6割を特定産業廃棄物特別措置法で負担します。事業は2004年度から10年間の計画であり、岩手県側では、2,004年度から撤去工事が始まっていますが、青森県側では、排水処理施設と遮水壁の建設を先行させています。

福井県の敦賀市KCC産業廃棄物処分場による河川・地下水汚染は、同族会社の採石場跡地を利用して許可容量の約13倍に当たる119万m3もの産業廃棄物を違法に埋め立て、過去

最大規模の不法投棄事件とされました。1998年には直下のJR北陸トンネル内に悪臭を放つ 黄褐色の汚水が湧出した。ヒ素などを含む汚染地下水は処分場付近の木の芽川にも湧出し、 下流の井戸水にも影響が現れています。KCC産廃処分場周辺の河川水の導電率を測定した ところ、処分場下流で導電率上昇が見られ、汚染水の流入が確認されました。さらに、ヒ素 や環境ホルモンのビスフェノールAなども検出され、処分場が原因とされました(坂巻ら、 2004)。この問題を契機として、2002年に敦賀市水道水源保護条例が施行されました。福井 県は、漏水防止の覆土工事と遮水壁の設置をKCC社に求めたが、同社はその直後に破綻し たため、県が総額3億円かかる工事の代執行を行いました。一般ごみは県外の137もの自治 体から持ち込まれており、地元の敦賀市は排出した自治体に対策費用の負担を求めたが、な かなか集まらないので、環境省に協力金請求についての支援を求めた。しかし、根本的な対 策である廃棄物撤去の見通し立っていません。

滋賀県の栗東市RDエンジニアリング産業廃棄物処分場問題では、前市長の土地で前市長の同族企業のRDエンジニアリングが、20年間も煤煙や悪臭をまきちらし、香川県豊島に近い 41万m3もの産業廃棄物を埋め立て、硫化水素や地下水汚染が発生しました。

産廃処分場周辺の地下水などから、ダイオキシン類、水銀・ヒ素・鉛・フッ素・ホウ素などの重金属類、ベンゼン・シス-1,2-ジクロロエチレンなどの揮発性有機化合物(VOC)、ビスフェノールAなどの環境ホルモン物質など各種汚染物質が環境基準を超えて検出されました。2年以上にわたる住民運動が消極的な滋賀県・栗東市を動かし、RDの操業停止、建設したガス化溶融炉の解体などを勝ち取りました。滋賀県は、RD社に対し排水処理施設の設置、住宅地に隣接する産廃の山の後退、地下水汚染防止工事を求める改善命令を出しましたが、根本的な対策である廃棄物撤去には否定的で、飲料水汚染が危惧されます(高谷、2001)。

2. 廃棄物問題の原因

現代文明は、「地下資源文明」と言われるほど、地下資源に依存しています。地下から金属、石炭、石油、石灰石、土石などの地下資源を大量に採掘し、これらを原燃料としてさまざまな工業製品を大量に生産し、大量に消費し、最後に大量に廃棄しています。そして、資源採掘、生産、消費および廃棄の各過程において、重金属類、化学物質、放射性物質などを含む排煙、排水、廃棄物などを環境中に排出し、環境を汚染しています。環境汚染は、大気、水質、土壌、生物などさまざまな媒体で発生し、食物などとしてこれらを体内に取り込む人間にも影響を与えます。

原始生物は、約35億年前に海で誕生し、海水中の元素を利用して生体を形成しました。海水中の微量金属である鉄、銅、亜鉛なども生体に組み込み、生体の維持に活用しましたが、カドミウム、水銀、鉛などの微量金属は、海水中の濃度がたいへん低く、生体が利用しない不要金属なので、生体に有害となります。しかし、有害な金属は身近な製品に使用されてきました。カドミウムは充電可能なニッカド(ニッケル・カドミウム)電池などに、水銀は農薬、医薬品、体温計、乾電池などに、鉛は自動車バッテリー、有鉛ガソリン、水道管、電気製品などに大量に使われてきました。

20 世紀半ば以降、石油などから人工化学物質が大量に生産・使用されるようになり、人工 化学物質の総数は約 2000 万種、実用化された化学物質だけでも約 10 万種に及ぶと言われま す。化学物質は、医薬品、農薬、食品添加物、化粧品、洗剤、プラスチックなど、身近な商 品として使用され、さまざまな環境問題を起こしています。

とくに、人類が作り出した史上最強の猛毒化学物質のダイオキシンや、超微量でも人体のホルモンバランスを撹乱する環境ホルモンなどが世界的に問題となっています。ダイオキシンは、塩化ビニルなどの塩素を含むプラスチック類を焼却した時に、鉄や銅などの金属類が触媒となり、ダイオキシンが発生します。塩素を含まないポリエチレンやペットボトルなどのプラスチック類を焼却しても、ダイオキシンは発生しません。

したがって、塩化ビニルなどの塩素を含むプラスチック類の生産を止めることが、もっとも有効なダイオキシン対策となります。800 度以上の高温焼却炉やガス化溶融炉は、ダイオキシン発生抑制にはなりますが、カドミウム・鉛・水銀など重金属のガス化を促進します。

廃棄物中の有害重金属や有害化学物質を削減することが、もっとも重要となります。そのためには、製品に有害重金属や有害化学物質を使用しないことが必要です。有害物質を含まない廃棄物は、再利用や埋め立て処分も容易となります。有害物質を含む廃棄物を焼却処理や埋め立て処分する現在の廃棄物処理は、物質フローの出口処理で限界があり、入口である製品に有害物質を使用しないことがもっとも有効です。

廃棄物処分場の地下浸透水を完全に遮水することは、技術的に困難です。遮水シートは数年で、コンクリートは数十年で劣化し、もっとも耐久性がある粘土層も少しは水を通します。つまり、埋め立て処分はあくまで緊急避難処置で、一時しのぎであることを認識する必要があります。

スウェーデンの環境NGOナチュラルステップは、自然循環に合っていない現代の地下資源文明社会を、自然循環に合わせた持続可能な資源循環型社会に変えるため、環境保全と持続可能な発展を両立させる経済活動にとって必要な次の4原則を提示しています。「①地殻から掘り出す物質の量をいたずらに増やさない。②自然循環の中で分解しにくい化学物質の量を増やさない。③乱獲や他の自然破壊行為によって生態系を増やさない。④資源は地球規模で公平かつ効率的に活用する」であり、エレクトロラックス、イケア、デュポン、ナイキ、BPなど欧米の多国籍企業でも指針としています(Robert, 1992)。

3. 廃棄物問題と生産者責任

ドイツの環境政策をリードするヴッパータール気候・環境・エネルギー研究所・元副所長のシュミット・ブレークは、「大量資源採取→大量生産→大量消費→大量廃棄という現代社会・経済の物質フローでの廃棄物リサイクルは、新たな資源とエネルギーを必要とし、環境問題の根本的解決にはならない」とし、すべての物質フローの入口である資源そのものの採取量を大幅に削減することを提言しています。世界の原料生産量と採掘時の廃棄物量(エコリュックサック)を示します。つまり、地下資源採取時に大量の廃棄物が発生し、環境に負荷を与えています。このエコリュックサックを「隠れた物質フロー」とし、天然資源の利用効率を表す「資源生産性」を10倍に高める「ファクター10」を提言します(Schmidt-Bleek, 1994)。

世界の資源消費量の80%は、世界人口の20%しかない先進工業国の消費であり、とくに、 世界人口の4%しかないアメリカの資源消費量は世界の40%にもなります。地球温暖化を防 ぐためには、2050年に二酸化炭素の排出量を半分にする、つまり地球的規模の物質フローを 半分にする必要があり、発展途上国の経済成長と人口増加を考慮すれば、先進国は平均して 10分の1以上の脱物質化=資源生産性の10倍化しなければなりません。ファクター10を実 現するためには、画期的な省資源・省エネルギー技術の開発が不可欠となります。

世界に先駆けてドイツは、1991 年の包装廃棄物政令、1996 年の循環経済・廃棄物法、1998 年の廃自動車政令・廃バッテリー政令などを制定し、廃棄物の生産者責任によるリサイクルを進めています。フランス、ベルギー、スウェーデン、オランダ、デンマーク、フィンランドなどでも、生産者責任による廃棄物リサイクルが行われています。これらEU諸国の動きを受けて、EUも、1994 年にEU包装容器廃棄物指令、1996 年にEU廃棄物戦略を打ち出し、2002 年にEU廃自動車リサイクル(ELV)指令、2003 年にEU廃電気・電子製品リサイクル(WEEE)指令を出し、生産者責任による廃棄物リサイクルを強化しています。

日本でも、1997 年施行の容器包装リサイクル法、2000 年の「循環国会」で制定された循環型社会形成促進基本法、資源有効利用促進法(改正リサイクル法)、建設リサイクル法、食品リサイクル法、家電リサイクル法、2005 年 1 月施行の自動車リサイクル法などの廃棄物リサイクル法が目白押しです。しかし、容器包装リサイクル法では、容器が全量リサイクルされないばかりか、容器の生産量増加によりかえって廃棄容器が増加するなどの問題が起こっています。家電リサイクル法では、消費者に約 1000 億円にのぼるリサイクル費用を廃棄時に負担させるため、不法投棄や中古品の途上国輸出が増えるなど、生産者責任の不徹底さと、有害物質を禁止する規定が欠如します。自動車リサイクル法では、1台当たり 1.5~2万円のリサイクル費用を車の保有者が負担し、支払いは新車購入時か保有者の車検時であり、消費者負担となっています。

ELV指令やWEEE指令には、カドミウム、水銀、鉛、六価クロムなどの有害重金属や臭素系難燃剤(ポリ臭化ビフェニル(PBB), ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE))の自動車や電気・電子製品への使用を 2006 年 7 月以降、原則禁止する有害物質使用制限(RoHS)指令がセットされています。つまり、使用済みの電気・電子製品などを埋め立て処分しても土壌や地下水が汚染されないようにするためです。そのためには、カドミウム、水銀、鉛、六価クロムなどの有害金属は、ニッカド電池のリチウム電池への代替、水銀農薬や水銀電池の製造禁止、鉛を使わない無鉛ハンダ、六価クロムめっきの使用禁止などにより、極力使用量を減らしていく必要があります。

EU諸国に電気・電子製品を大量に輸出している日本の電機・化学・金属業界は、2006 年7月までに国内外で販売する製品から有害6物質を排除する計画で、1万社以上が有害物質削減に取り組んでいます。2005 年8月にキャノン、ソニー、NECなど国内の大手電機・電子メーカーは、製品から有害物質を排除するための共通の管理基準を作成し、有害物質には、EU規制6物質を含むアスベストなど24物質を挙げています。

EUは、日常生活にあふれる約3万種類の化学物質の安全性評価を企業に義務付ける「化学物質規制制度(REACH)」の最終案を2003年末にまとめました。対象は約10万種類の化学物質のうち産業界で使われているもので、農薬、食品添加物、化粧品、衣服、家電製品など身の回りのさまざまな品物に含まれています。環境ホルモンなどの流通は禁止され、使用には当局の認可が必要となり、これには日米欧の産業界や政府が反発しています。

一方、2004 年5月には、「有害化学物質の輸出入を規制するロッテルダム条約」と「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)」が発効しました。ロッテルダム条約は、ジクロロジフェニルトリクロロエタン (DDT)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)など、先進国が使用を禁止した有害化学物質が途上国に野放図に流出するのを防止すること

が目的です。ストックホルム条約は、DDT、PCB、ダイオキシン、クロルデン、ディルドリンなど 12 残留性有機汚染物質を段階的に廃止していくことを目指します。両条約は、有害廃棄物の越境移動を規制するバーゼル条約と並ぶ地球的規模での有害物質規制の要です。

4. 廃棄物リサイクルの環境問題

日本経団連は、2003年2月に『活力と魅力溢れる日本をめざして一日本経済団体連合会新ビジョン』と題する冊子を出版しました。この新ビジョンは、「失われた20年」から「活力と魅力溢れる日本」の実現へとして、2025年度までに実現する目標としています。新ビジョンの第1章4は、個人、企業、行政がともに「環境立国」戦略を進めるとして、(1)環境を日本企業の強みにする、(2)日本が「環境立国」となる条件、(3)循環型社会構築の要となる技術、(4)循環型社会の基盤は「信頼」を、記述しています。

(1)では、環境問題に先進的に取り組むEUは、環境ビジネスが真の目的だとし、日本はもっと貪欲に環境ビジネスに取り組むべきと提言しています。(2)では、「循環を国内に閉じた議論にすべきではない。海外をも含めた循環を達成する」とし、「有害廃棄物については、その越境移動を禁止したバーゼル条約によって、循環資源として利用される道が閉ざされている」と、有害な廃棄物の輸出入を求めています。つまり、先進国で発生した有害廃棄物を途上国で処理させようとしています。(3)では、「廃棄物を再度資源として利用する」とし、「コンピュータや携帯電話には、銅、鉛、貴金属が利用されている。日本は資源小国であり、これらを再度活用することはきわめて重要である」としますが、これらに含まれる鉛や砒素などの有害金属対策には無関心です。

このように新ビジョンは、景気回復と経済成長のために環境ビジネスを起こす提言であり、 有害物質対策を欠いたもので、廃棄物問題の根本的解決に役立つものではありません。

通産省(現経産省)は、1995年から自動車や家電製品などの金属系廃棄物のリサイクルを促進するために、既存の金属鉱山や製錬所を活用するマインパーク構想を進めてきました。その後、経産省と環境省は、リサイクル拠点をつくるエコタウン事業を進めました。

エコタウン 25 地域には、秋田県小坂鉱山・花岡鉱山、宮城県鶯沢町・細倉鉱山、香川県直島製錬所などの鉱山・製錬所、北海道、青森県、岩手県釜石市、東京都、千葉県・千葉市、川崎市、富山市、愛知県、岐阜県、三重県四日市市・鈴鹿市、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、北九州市、福岡県大牟田市、熊本県水俣市などの重化学工業地帯=公害地域が多く含まれています。小坂鉱山では、非鉄金属製錬技術を利用して廃電気・電子製品、廃自動車部品、電池などの都市廃棄物から 17 種類の金属を回収しています。また、イタイイタイ病の発生源となった岐阜県神岡鉱山は、今や日本最大の自動車バッテリーのリサイクル工場であり、最近リチウムイオン電池のリサイクルも始めました。

つまり、斜陽化した鉱山・製錬所や重化学工業地帯=公害激甚地域に有害な廃棄物を持ち込み、リサイクル拠点として再活用しています。リサイクル事業は、新たな環境汚染源となり、公害地域が存続する。イトムカ鉱山のリチウムイオン電池爆発事故、小坂鉱山のヒ素排水基準超過事件、花岡鉱山の汚染土壌浄化施設第一号認定、細倉鉱山の排水データ改ざん事件、直島製錬所の溶融炉爆発事故、北九州市リサイクル工場の事故、三重県多度町や大牟田市のRDF発電施設事故、三重県四日市市の石原産業のフェロシルト投棄問題などが起こっています。アメリカ・スーパーファンド法対象の土壌汚染地点は、①廃棄物処分場、②化学

工場、③金属加工工場、④リサイクル工場の跡地が順に多いのです。

セメント産業は、原料の3分の1(2002年度2700万トン)が産業廃棄物となっており、今 や最大の廃棄物処理産業となっています。コンクリートは人工石灰石であり、野外ではいず れ風化・崩壊するので、廃棄物中の重金属は環境中に放出されます。何でもセメント原料と して投入することは、将来の環境汚染を拡大するおそれがあります。

セメント工場は、過去に三重県藤原・大安町でカドミウム汚染米の汚染源となり、最近、 滋賀県彦根市の住友大阪セメント彦根工場跡地土壌から水銀、鉛、セレン、六価クロム、ヒ 素、フッ素などが土壌環境基準を超えて検出されました。住友大阪セメントは伊吹山山麓に も伊吹工場を有するが、最近の公共事業不況でセメント需要が減少したために、伊吹工場を 昨年休止させました。伊吹工場は、滋賀県内の産業廃棄物の3分の1を処理していたので、 困った滋賀県や産業界は、伊吹工場のプラントを使った廃自動車、下水汚泥、家畜糞尿など の産業廃棄物リサイクルを行うエコタウン計画を2004年度中に策定し、2005年度には国に 承認申請を行う意向です。伊吹工場は関ケ原に近く、関西圏だけでなく中部圏の産業廃棄物 を搬入・処理する計画なのです。

したがって、「大量資源採取→大量生産→大量消費→大量廃棄という現代社会・経済の物質 フローでの大量リサイクルは、新たな資源・エネルギー・廃棄物処分場を必要とし、リサイ クルによる環境汚染を拡大し、環境問題の根本的解決にはならない」と言えます。

注:本稿は、畑明郎 [2004]「日本の廃棄物とリサイクル問題」『日本の科学者』Vol. 39, No. 10 を加筆・修正したものです。

[参考文献]

畑明郎(2001)『土壌・地下水汚染-広がる重金属汚染』有斐閣。

畑明郎(2004)『拡大する土壌・地下水汚染-土壌汚染対策法と汚染の現実』世界思想社。 木村春彦(2000)『危機の認識--地下資源のもたらすもの』かもがわ出版。

日本経団連(2003) 『活力と魅力溢れる日本をめざして一日本経済団体連合会新ビジョン』。 高杉晋吾(2003) 『崩壊する産廃政策ールポ/青森・岩手産廃不法投棄事件』日本評論社。 高谷清(2001) 『埋め立て地からの叫び』技術と人間。

Robert, K. H. (1992): 市河俊男訳 (1996) 『ナチュラル・ステップ』新評論。

Robert, K. H. (1994): 高見幸子訳 (1998) 『ナチュラル・チャレンジ』新評論。

坂巻幸雄・石川孝織(2004)「廃棄物処分場の環境問題」『日本の科学者』Vol. 39, No. 10。

Schmidt-Bleek, F. (1994):佐々木建・楠田貢典・畑明郎共訳(1997)『ファクター10』

シュプリンガー・フェアラーク東京。

3)報告 (米屋倍夫氏/元化学会社技術担当役員) 三重県の一般廃棄物処理の問題点と課題

A: 三重県が行った一般ごみ(生活ごみ、都市ごみ)対策

A-1:一般ごみの量

- (1)四日市(市政概要より、H6~12の平均値) 一般ごみ:一般ごみ、埋立てごみ、再生可能ごみ 年間14万トン、日量380トン、1人当たり日量1320g 内訳は焼却:59%、埋立て:22%、再生:19%
- (2) 三重県(県HPより、推算) 年間80万トン、日量2200トン、1人当たり日量1200g
- (3)四日市の人口は全県人口の16%(=29万/181万) 一般ごみは18%(=14万トン/80万トン) 都市部の方が農漁村部に比べ1人当たりごみ排出量が多い。

A-2:焼却依存型の対策

ダイオキシン法(ダイオキシン対策特別措置法)において、平成14年12月より施行された 新基準に対応するためとして、三重県では、

- ① ごみの固形燃料(RDF)化と発電の組み合わせ
 - ② 焼却炉の高温燃焼化とガス化溶融

の2大プロジェクトが実行された。

他県の多くは、ごみ分別収集によるマテリアルリサイクルの推進、焼却灰をセメントの原料として使用、エコセメントの開発等の対策を、焼却処理と併行して行ったのにたいして、三重県は初めから焼却依存型であった。(RDF事故後見直しの方向)

A-3: 焼却炉の高温燃焼化とガス化溶融炉プロジェクト

ダイオキシン新法に適合するため、県内各地の既存焼却炉を高温燃焼に改造し、併せて発生する焼却灰と飛灰を四日市に集め、溶融処理を行う。その際、プラスチックを主体とする産業廃棄物を低酸素下で加熱し、ガス燃料を得てこれを溶融処理の熱源の一部としている。

ガス化溶融炉は、大別して、ガス化炉と溶融炉を組み合わせた方式と一体になっているシャフト式がある。(添付―1参照)。

A-4:RDFによる発電プロジェクト

(RDF=Refuse Derived Fuel 直訳すると"ごみ由来燃料")

RDF化処理は、生活ごみに安定剤として石灰を加え、高圧下で約500℃に加熱し押し出し、径10~30mm, 長さ10~50mmに加工することで行われる。

県内69市町村の内桑名市を含む26市町村(合併前)が参加し、7ヶ所のRDF化処理場を建設、ここよりのRDFを県内1ヶ所の多度町RDF発電所に持込み発電し中部電力に売却する。

A-5:三重県が行った処理方式全体像

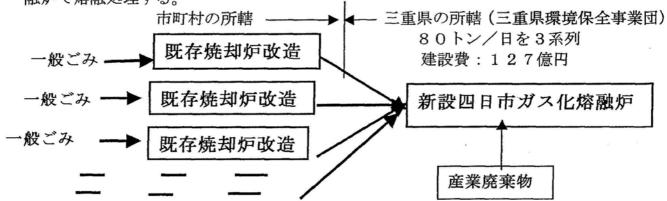
平成14年12月より施行されたダイオキシン新法をクリアーするためとして、県主導で以下の広域化処理が計画され実施された。

{四日市ガス化溶融炉に繋がるグループ}

注) 合併前の市町村数で説明する。

約39市町村(69市町村のうち)

既存焼却炉を高温焼却に改造し、発生する飛灰、焼却灰を四日市に新設したガス化熔 融炉で熔融処理する。

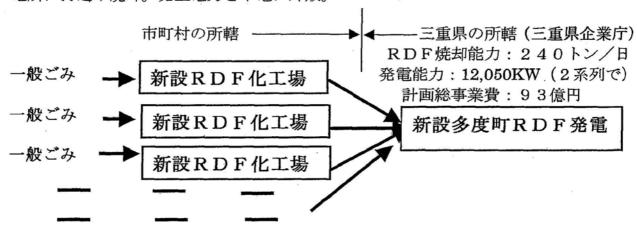


国内各地で建設されている、所謂"ガス化溶融炉"は、既設焼却炉を休止し、亀山市と同様(後述)に、一般ごみを直接投入処理する点が四日市と異なる。広域各地の一般ごみ焼却炉より焼却灰、飛灰を集めてきて溶融処理する方法は、私の調べた限り四日市のみの特異な方法である。

{多度町RDF発電所に繋がるグループ}

26市町村(69市町村のうち)

既存焼却炉を廃棄し、7ヶ所のRDF化工場を新設し、これを新設した多度町RDF発電所に持込み焼却。発生電力を中電に外販。



{例外:亀山市はシャフト式焼却溶融炉により一般ごみを直接焼却} (添付―1参照) 既存焼却炉を休止し、一般ごみを直接処理するガス化熔融炉を新設。高温焼却と 熔融処理を併せて行う。四日市では灰を持込むが、亀山は一般ごみを直接持込む 点が異なる。

B:問題点

B-1:四日市ガス化溶融炉の問題

- (1)住宅密集地に近接して立地(添付-2参照)
- (2) 不充分な排ガス処理(特に水銀、カドミウム、鉛等重金属および多環式芳香族の放出) 事業団が明らかにした H15年度の物質収支と分析値より試算すると、年間、水銀 10kg、カドミウム 120kg、鉛 10,000kg が煙突から放散されていることになる。 更に高温下で発ガン性の非常に強い多環式方向族炭化水素類(ベングピレン、ニトロアレン他)が生成、近隣地区に拡散している可能性が高い。

(3) 杜撰な計画

- * ダイオキシン対策になっていない。焼却灰中のダイオキシン類規制値 3ng-TEQ/g に対して、実際は殆どの灰が規制値の数百分の一レベルで非常に少なかった。(添付 一3 参照)。トン150円、200円で路盤材として外販しているスラグを得る事(それによる 埋立地の延命)のみが目的となった。
- * 実績のない IHI / クボタのガス化溶融炉採用(その後クボタの溶融炉が豊島の産廃処理に採用、爆発事故を起こす等、依然として技術未完)
- * 試運転を始めて既に3年経ったが、計画の3ヶ月以上連続運転大幅未達。
- * 一般ごみ焼却炉よりせっかく分かれて別々に出てくる焼却灰と飛灰を、一緒にして溶融し、 更に溶融炉よりの飛灰を大牟田に送り再溶融処理している。

(4) 処理コストの大幅アップ

- * H16年度末累積損約30億円、債務超過に陥り、県より20億円の無利子貸付。
- * 灰処理費の値上げ: トン当たり 16年2万円, 17年2万8千円、18年3万5千円(予定) 四日市は早々に2万8千円を受入れたが、拒否している市町村多数で揉めている。

B-2:RDF 化と発電の問題点(全国共通)

- (1) RDFの不安定性が明らかになった。多度町RDF発電所の爆発事故を始めとして、福山、 大牟田等各地でトラブルが多発。RDF 化工場においてもトラブルが多発した。 この対策に多大の追加投資を要した。(注:多度町は桑名市に合併)
- (2) 一般ごみの直接焼却による発電とのコスト比較においてRDF発電に優位性のないことが 明らかとなった。原理的にRDF化工程において約500℃まで加熱するエネルギーが直接 焼却に比べ余分に必要であり、これに見合った発電効率の優位性が必要であるがこの達 成の困難なことが明白になった。
 - エントロピー学会の川島和義氏の詳細なスタディー結果が報告されている。
 - 一例として、直接焼却発電の効率を20%として RDF 発電が優位であるためには30%以上が必要と示されている。〔末尾紹介文献参照〕。同様の報告は福山のRDF発電設備を請け負ったJFE 社(旧日本鋼管)も言っている。
- (3) RDF化発電は未だ完成技術とは言い難い。今後更に試行錯誤を繰り返し追加投資をして完成させる技術に値しない。

C:四日市ガス化溶融プロジェクトに関わる計画遂行上の問題

- (1) 近隣住民への計画公開が遅過ぎた。
- (2) 立地選定において、コンビナート内への立地等との比較を行わなかった。
- (3) 近隣住民への説明において、大型団地を有する桜地区を意図的に排除しようとした。 事業団が県に提出した(実態はむしろ県環境部が作成)設置許可申請書を構成する設置 場所の社会的環境の説明において、設置場所が桜地区、小山田地区、水沢地区の境界

- に近接した小山田地区のあることを悪用し、住民の少ない小山田地区のみ取り上げた。 また、法で決められた環境影響評価書の縦覧および説明会も、最も住宅の近接した大型団地のある桜地区(1000m以内に450世帯、2000m以内に約10,000人が住む)、および水沢地区等を無視した。(添付一2参照)
- (4) 「新法に合格するため14年12月までに完成しなければならないダイオキシン対策」と虚偽 の説明をした。
- (5) 溶融炉飛灰は「山元還元」によるリサイクルと説明し、整合性の無い再溶融処理をリサイクルと言ってまやかしの説明をした。
- (6) 採用技術の決定において、審査会での資格要件「既に実際の施設を建設し、稼動実績のあるメーカーと第三者機関の技術評価を取得しているメーカーを機種選定の対象とする」にIHI/クボタのガス化溶融炉が合格しないにも拘わらず、無理な理由付けを行いこれを採用した。否、IHI/クボタと決めておいて、後から理由付けをしたと思われる。(政官財それに学の癒着)

D:提言

提言-1(計画遂行での改善すべき点)

- 1、行政による計画の早期よりの積極的情報公開
- 2、県および事業団の住民への正しい、真実の説明
- 3、"しなやか"な行政。計画は柔軟性を以って進める
- 4、我々住民も行政まかせでなく絶えず関心を持ち騙されない姿勢が必要
- 5、技術を重視しなければならない
- 6、委員会、審議会の大幅刷新(市民からの有識者の参加)
- 7、政官財、それに学の癒着を絶つ

提言-2(具体的対策)

- 1, 実効のあるごみ減量化施策を急ぐこと。
 - 四日市は「ごみゼロを目指した資源循環型まちづくり」、県は「ごみゼロ社会実現」とのスローガンを掲げた。しかし、具体策が見えてこない。
- 2, 有害無益な四日市ガス化溶融炉は操業中止すること。唯一の理由付けであるスラグの路盤材 への利用も、建設リサイクル法に定められたコンクリート廃材の再利用とバッテイングし、埋立 て処分場の延命には寄与しない。
- 3, 少なくとも、市町村で発生する飛灰の2回溶融(四日市で溶融処理し、大牟田に送って又溶融 処理している)は直ちに止めること。
- 4, 処理量を増やして投下資金を回収する様な、県民のごみ減量化努力に逆行する方法をとってはならない。市町村は、ガス化溶融処理の有益性の殆どないことを認識し、処理委託を中止する方向で検討すべきである。処理量減量化すれば、3系列運転を2系列運転にし、停止した1系列の利用により補修費の削減もできる。ガス化溶融炉は原理的にも早晩止める運命にある。「作ったからには仕様がない。動かし続けるしかない」は通用しない。今決断しないと、貴重な税金を際限なく注ぎ込むことになる。
- 5, RDF発電については、一般ごみの直接焼却発電に変更した時のトータルコストの年次経過を 信頼のおける専門知識を持った第3者グループに試算させ、結果を公表した上、一般住民代 表、住民の中の専門家も交えた検討会でオープンな議論を行い結論を出すべきである。
- 6、四日市については、北部清掃工場の設備更新に関する検討を、情報の積極的公開と市民参

加のもとに進めるべきである。

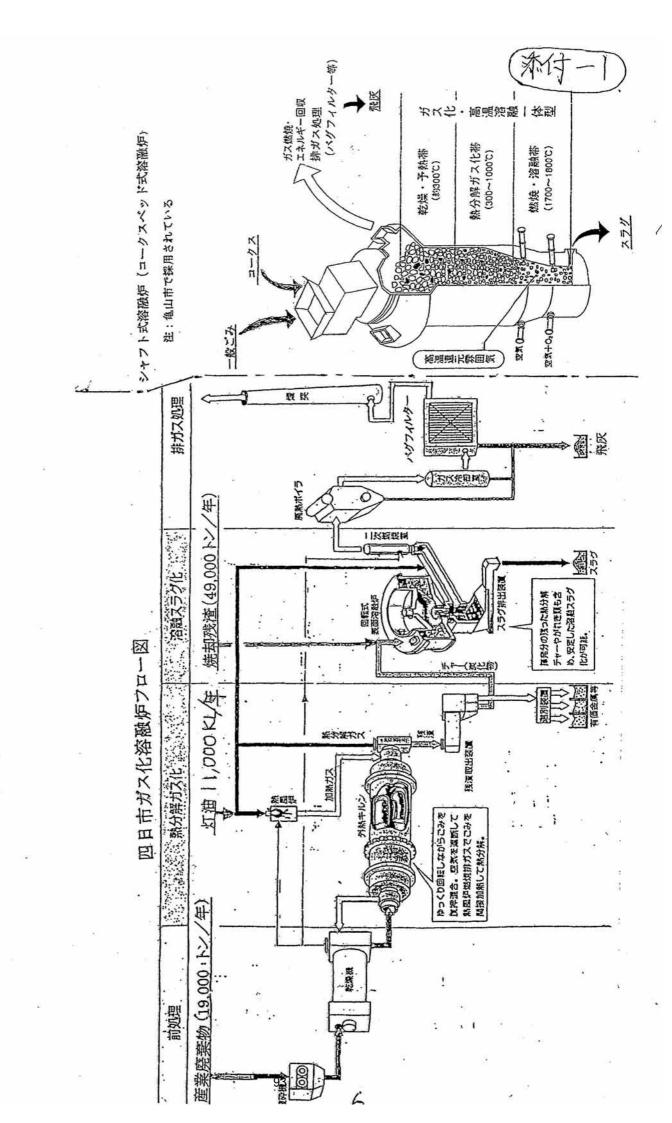
具体的私案:発ガン性の強い多環芳香族炭化水素を多く発生するガス化溶融炉は採用すべきでなく、850℃以上の直接高温焼却発電(実績のあるストーカー炉等と発電の組合せ)とし、焼却灰はセメント原料に、飛灰は薬剤で安定化し、管理型埋立地持込むのが適当と考える。どうしても溶融処理を行いたい場合は、燃料、空気を使わずベンゾピレン、ニトロアレン等の発生しない電気式(実績充分)とすべきである。(添付―4参照)。又、立地はコンビナート内を検討すべきである。安全体制、技術、保守におけるバックアップ、ユーテイリティーの融通等大きなコストダウンが図れる。

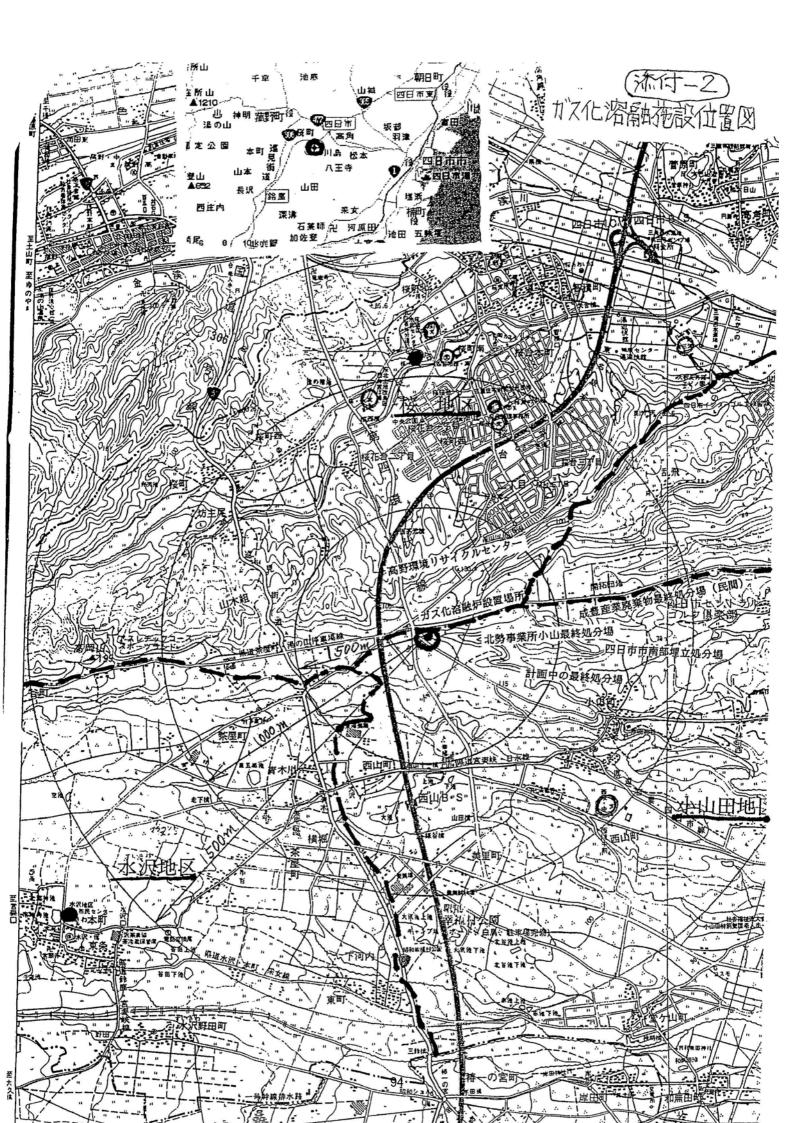
E:結語

人類が、所謂文化生活を望む以上、ごみは出続ける。しかし、リオの国連環境会議で宣言された「持続可能な循環型社会の実現」は、総論賛成各論反対の実態にあり、近時行われた三重県の一般ごみ対策は、このリオ宣言に沿っているとはとても云えないレベルの低いミステークであった。

減量化しても焼却を無くすることは出来ないが、発生する灰をセメント原料に使う等の工夫をすることは出来る。現在埋立ているプラスチック類は、分別リサイクルを LCA(ライフサイクルアセスメント)に照らしておこなう(リサイクルが全て良い訳ではない)。残ったプラスチック類は最終的には、溶鉱炉、セメントキルン等の生産活動の燃料として使用し、化石燃料使用量の削減に寄与する。これにより埋立地の延命が図れる。ただし、埋立地の確保は引き続き必要であり、その確保は不法投棄による公害発生を防ぐためにも必要である。焼却で問題になる塩素、臭素等を含むプラスチックの使用は国レベルで制限すべきであるが(例えば、塩ビについては、パイプ等の耐久消費財を除き、一般消費材への使用禁止は出来る段階にある)、現在の焼却および除外技術で充分に対応可能である。

参考文献:「なぜRDF発電が採用されるのか」 エントロピー学会・環境カウンセラー 川島和義 月刊むすぶ No.394 ロシナンテ社

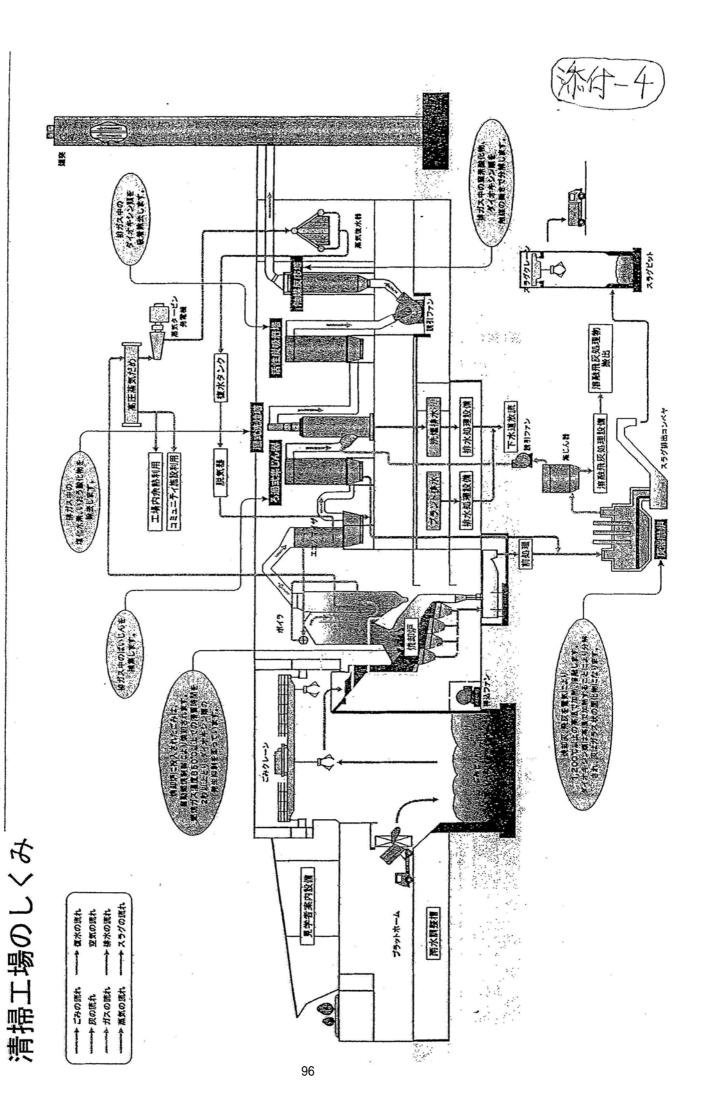




ダイオキシン類・重金属類の分析結果と総量(平成15年度 市町村分)(本什-3 15年度(平成15年4月~平成16年3月) (本規制値 3 ng-TEO/g

平成15年度(平成15年4月~平成16年3月)

丁户	成15年度(平成15年4月~平成16年3月)				1 - Noville Ungridge							
泵	14.41.	与開始入産(トン	含水率	2位抄		鉛(Pb)		カドミウム(Cd)		総水銀(T-Hg)		
豪物		74127377	日小平	含有量	総量	含有量	総量	合有量	総量	含有豊	総量	
名		(湿灰・湿泥)	(%)	(ng/g)	(mg/年)	(mg/kg)	(kg/年)	(mg/kg)	(kg/年)	(mg/kg)	(kg/年)	
烷却残渣	いなべ市あじさいクリーンセンター	1165.2	18.4	1.5	1426	490	466	17	16.	2 0.31	0.29	
	菰野町 (菰野町クリーンセンター)	1182.9	25.3	0.0023	2.0	200	177.0	9.6	8.	5 <0.05	0.04	
	精町 (清町衛生センター)	. 923.2	26.3	0.74	503	1900	1,293	21	14.	0.93	0.63	
	四日市市 (北部清掃工場)	11513.9	28.3	0.016	132.1	1295	10,691	2.0	16.	0.07	0.58	
	鈴鹿市 (鈴鹿市滑掃センター)	7259,3	25.5	0.55	2,974	452	2,444	8.7	47.	1.3	7,03	
	津市 (津市西部クリーンセンター)	7971.7	24.9	0.038	. 227	310	1,856	16	95.8	3.6	22	
	河芸町 (河芸町美化センター)	696.9	25.0	0.39	204	64	33.5	4.4	2.3	0.35	0.18	
	安芸美地区清掃処理施設利用組合(安芸美清掃センター)	545,2	34.9	0.38	135	190	67.4	6.2	2.3	1.9	0.67	
	久居地区広域衛生施設組合 (クリーンセンターおおたか)	3875.2	27.0	0.12	339	175	495	5.3	15.0	1.9	5.4	
	多気町(多気町美化センター)	345.9	32.2	0.018	4.2	230	53,9	2.1	0.5	⟨0.05	0.01	
	伊勢広域環境組合 (清掃工場)	6490.2	14.8	0.96	5,308	2,200	12,165	48	265	2.3	15	
	大王町(大王町清掃センター)	282.4	37.4	0.26	46.0	130	23.0	4.9	0.9	3.1	0,55	
	尾鷲市 (尾鷲市クリンクルセンター)	947,6	18.8	0.830	639	790	608	13			1.7	
	能野市 (熊野市清掃センター) 海山町	783.9	25.6	0.36	210	850	496	15	. 8.7		1.11	
	(海山町リサイクルセンター) 朝明広域衛生組合	146,4	14.8		36.2	490;	61.1	15;	1.9		0.54	
	新明本年間では、 「朝明衛生センター) 湾市ほか4箇町村衛生施設利用組合	406.3	29.3		0.4		27:0	6.1	1.8		0.03	
	(安芸・津衛生センター)	191.2		0.000033	0.0	78	8.6		0.4		0.03	
	(記北クリーンセンター)	32.1	32.0	0.0013	0.0	28	0.6	2.1	0.0	0.17	0.00	
	小計	44,759.5		<u>/</u> :	12,188		30,966	/	507		55,8	
下水芳淀	木曽岬町 (京部地区クリーンセンター)	391.5	82.7			17	1.2	2.0	0.14	0.39	0.026	
	長島町 (長島浄化センター)	556.3	81.5			17	1.7	1.7	0.17	0.81	0.083	
	芸濃町 (霊林院浄化センター)	74.9	79.7			29	0.4	2.4	0.04	0.43	0.007	
	小俣町 (小俣浄化センター)	488.6	72.9			14	1,9	0.8	0,11	0.35	0.046	
	伊勢市 (五十鈴川中村浄化センター)	306.8	84.5			15	0.7	1.7	0.08	0.33	0.016	
	까 計	1818.1					5.9		0.53		0.178	
	合 計	46577:8			12,188		30,972		508		56	



- 4)報告 (大久保規子氏/大阪大学教授) 廃棄物法制の課題 不法投棄対策を中心 として
- 1 不法投棄の現状と原因
 - (1)不法投棄の現状

不法投棄件数・量 / 年 = 1,000 件前後(40 万 t) 大規模事件の発覚 実行者の8割(量)が許可業者(2003 年度) 依然多い建設廃棄物 支障除去の着手は70%前後

(2)不法投棄の原因

処理費用の削減 , 処理施設の不足 , 廃棄物処理制度に関する認識不足 , 分別・選別作業の手間の問題

(3)なぜ対策が困難なのか 原因者が不明 不法投棄か否かがわかりにくい 資金不足

- 2 国による対策
 - (1)相次ぐ廃棄物処理法の改正(03-05 年度) 調査権の拡大(疑いのある物も),未遂罪の創設等 国の役割強化,硫酸ピッチ対策,罰則強化等 許可制度の厳格化
 - (2)産廃特措法の制定
 - ・1997 年以前の不法投棄の原状回復補助
 - (3)不法投棄撲滅アクションプランの策定(04年)
 - ・行政処分の徹底,事業者の評価基準の策定等
- 3 早期発見・早期対応

- (1)自治体による自社処分・保管規制の導入
- (2)許可施設に対するコントロールの強化
- 4 対応の厳格化
 - (1)義務者の拡大
 - ・土地所有者等
 - (2)法規制の厳格運用
 - ・点数制による予測・適用可能性の改善等
 - (3)原状回復資金の確保
 - ・自治体による基金,保証金制度の導入
- 5 優良事業者の育成
 - (1)表彰制度
 - ・導入の容易性と、基準・効果測定等の困難性
 - (2)協定制度(法令以上の取組み)
 - ・柔軟性・汎用性と実効性
 - (3)事業者の格付け制度
 - ・評価基準の合理性と担保措置

5)パネル討論(司会・山下英俊氏/一橋大学講師)

廃棄物法制と不法投棄・溶融炉問題(礒野弥生氏/東京経済大学教授)

1 はじめに

ここでは、今、四日市の廃棄物問題として愁眉の課題である、不法投棄問題と一般廃棄物処理施設の設置問題の2つの点について、法の観点から以下のような話題を取り上げたい。

不法投棄をなぜ防止できないのか 今後不法投棄をさせないために何が必要か。

不法投棄の山の除去の課題

一般廃棄物処理施設設置を巡る問題と法的な課題

なお、は、の責任問題を考える上で必要だと考える。

2 不法投棄はなぜ防止できないか 法制度とその執行からみてー

(1)産廃不法投棄は誰の責任か。

排出者責任の不備と産廃事業者の責任

廃棄物処理法(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」)は、適正処理を確保するための 仕組みを定めた法である。産業廃棄物(以下、産廃とする。)については排出者の自己責任 による処理責任、一般廃棄物(以下、一廃とする。)については市町村の処理責任の適正な 履行を求める者である。

廃棄物処理法の制定当初の設計では、産業廃棄物処理の自己責任ということは、「廃棄物の排出者との関係では行政が廃棄物処理の責任を負わない」というに等しかった。確かに廃棄物処理施設や処理業についての規制があり、処理施設を設ける者については施設の届け出をする必要があった。ただし、それも規模未満については裾きりが行われていて、届け出すら行わなくてよかったのである。自らの施設で処理を使用とする場合には、ほとんど自由に行えたのであった。

廃棄物処理の流れからすると、その当時から、廃棄物は自ら処理するより、処理業者が処理をする場合の方が多かった。同法では、それに対応していて、施設については届出制をとっていたが、廃棄物処理業者については許可制とした。事業者を許可制としたということで、許可処理業者であれば適正処理を行うはずであり、したがって廃棄物の発生者は許可業者に委託すれば自己処理責任を果たしたことになるという図式であった。そのような状況に置いては、廃棄物排出事業者は、処理すべき廃棄物が産廃か一廃かを特定することが主な責任となる。

51年改正で委託基準を定めたものの、適正処理責任は、もっぱら廃棄物処理事業者の責任であり、廃棄物行政も排出者の実態については、計画を定める時に把握する程度で、その実態をつかんでいなかった。そして、廃棄物処理法は、実質的に適正処理を確保できず、違法操業、不法投棄が絶えないために、この 10年、改正が続けられ、施設設置の届出制から許可制への変更、許可への更新制度の導入、野焼き禁止等の規制強化、マニフェストシステムの導入(1991年改正)と拡大(1997年、2000改正)、監視の強化、措置命令の創設(1986年改正)と強化(改正ごと)、リサイクル制度の組み込み等の規制強化とリサイクルの容易化対策」が行われてきた。

ところで、廃棄物処理には次のような特徴がある。

廃棄物は、排出、収集運搬、中間処理、運搬、最終処分という過程を経て処理されていて、そのたびに取り扱う事業者が異なる。そして、工場から排出される廃棄物についても、その種類によって、処理の仕方が異なり、そのルートも異なる。排出者自らが分別をして処理別に収集業者に委託する場合もあるが、多くは収集運搬以下の川下の業者が行っている。さらに、特別管理廃棄物である有害化学物質についての場合でさえも、特別管理廃棄物であるということは明示されても内容物が何かを特定せずに収集運搬業者に渡してしまう例が後をたたなかった。無害化処理を行う産廃事業者は、物質の特定から始めなければならない状態であり、このような処理を引き受ける業者はごく少数であり、また処理費用は安くない。

排出事業者が、これらの処理に見合う費用を支払い、かつ十分に監視をしていればともかく、処理を委託すれば責任を果たしたという体系のもとでは、収集運搬業者過当競争という事情もあって、不法投棄や不適正処理が横行することは目に見えている。

許可制度は、許可要件が適正であり、その制度の履行確保が十分な場合には有効である。 だが、適正な執行に欠けるとかえって違法状態を追認することとなるという典型が、廃棄 物処理法である。

排出者責任への移行と製品製造者の責任

度重なる廃棄物処理法の改正、特にこの間、不法投棄対策をメインとした法改正が続き、不法投棄を防止し、また不法投棄の原状回復を強化する施策が続けられている。たとえば、排出者は、排出廃棄物について、マニフェストを用いて最終的に適正処分が行われたかを監視するシステムを導入し、排出者の責任を明確にした。コンピュータへの報告制度を導入して、排出と同時にその廃棄物の移動を報告されることで、行政にとっても不法投棄物の確認作業を容易にすることとなった。しかし、これらは予防を容易にする制度ではないことを付言しておかなければならないし、排出者の原状回復責任がいまだ極めて限定的であることも将来に向けた課題である。

ところで、生産過程で産み出される不要物としての廃棄物については、排出者責任で対応できるが、製品廃棄物になるとそれだけでは不十分である。現在、廃棄物処理法等では、生産者に廃棄処理する場合の情報の提供を求めている。しかし、有害廃棄物の処理につい

て、廃棄物処理業者の技術的能力、処理業者については廃棄物の混合処理が認められている以上、製品に有害物質が混入していても一括処理されてしまうために、適正処理が困難となる。アスベストで判明したように、減容化のための破砕処理をするだけで有害物質は飛び散り公害をもたらすおそれがある。

これらを防止するためには、製品そのものから変えていかざるをえない。環境基本法の 事業者の責務に従えば、廃棄物処理も、生産者の責任において行われる必要があり、その 制度設計が求められている。

収集運搬と不法投棄

不法投棄は、収集運搬業者の関与がなしにはありえない。収集運搬業者が適正処理処分を行う事業所に搬入するか、それとも不適切な事業者に搬入するあるいは不適切な場所に放置することになる。この段階での未然防止策も、収集運搬事業者についての許可制を設けるということで対処している。他方で、最終処分先を排出事業者が探すということはきわめて少なく、収集運搬業者が探す事例が多かった。

収集運搬による不法投棄の容易さは、廃棄物の移動に匿名性という特徴がある。運搬中の監視が困難だったが、ようやく規則改正が行われて産業廃棄物の収集運搬車に係る表示および書面備え付け義務が定められ、今年の4月から施行された。千葉県については、すでに2002年から施行された。

さらに、収集運搬業は、従業員1名、トラック1台という許可事業者も少なくなく、事業者の監視はきわめて困難である。

不法投棄と最終処分業者

最終処分事業者が、許可施設で認められない廃棄物を搬入する例は後をたたない。現在、搬入に関する書類は、関係人が閲覧をすることができるようになっていて、制度的には一般の監視もまた可能となっている。書類の正確さが担保されて初めて、この制度が有効であるが、未だ最終処分場の不法投棄が続いているということは、行政による監視自身の問題があるといえる。

(2)都道府県の壁

一般廃棄物の処理については、事実上自区内処理原則が適用され、原則的には自区内で処理されることとなっている。産業廃棄物の場合には、国は全国規模での移動が原則であるとし、実際全国的に移動している。特に首都圏、関西圏で排出される廃棄物の全国的な移動は著しいものがある。青森岩手不法投棄事件の不法投棄物の多くは首都圏の廃棄物である。

しかし、 廃棄物行政は、都道府県ごとに行われ、制度的には情報の共有も考えられていない。収集運搬業者については、積み卸しを行う自治体での許可を要するので、通過する自治体には収集運搬業者の情報はなく、また自己処理のための運搬についても許可がいらないために情報がない。

実際上も、青森岩手不法投棄事件で明らかになったように、地理的な距離が離れたとこ

ろでは、排出者に偏っている自治体と不法投棄される自治体間では情報の交換すら行われていない。(首都圏の場合には情報交換および不法党機関誌についての協働事業も年に何度か行われてはいる。近畿圏についても情報センターによって一定の情報の共有を行っていた。名古屋圏については、私が情報収集をしていないので不明。)

また、平成12改正までは、1つの県で廃棄物処理法違反による有罪判決が出されても、 別の県での操業はそのまま認められるという状況が続いた。

産廃事業者は、全国展開をしていて、名古屋の事業者が首都圏の産廃を搬入するために 釧路に処分場を設置するなどということが行われている。

このような状況に対して、都道府県は、第1には外部地域からの廃棄物搬入を出来る限り抑制するための防御手段を講じた。しかし、広域にわたる共同は弱かった。東北3県による廃棄物税に関する共通条例など協働も進みつつあるが、廃棄物排出事業者を主とする自治体と受入自治体の協働については、未だに不十分である。

(3)自治体の壁

不法投棄については、先に述べたように法律自体の不備があり、改正に次ぐ改正が続いている。が、同時に、産業廃棄物行政の権限を執行する都道府県行政庁についても、大いに問題があった。

(2) に述べたとおり、監視が十分に行われていない。特に住民からの通報があっても、比例原則や法の不備を理由として、それに適切に対応していないことは、豊島事件や青森岩手不法投棄事件の行政の対応についての解明でも明らかになった。住民の健康と営業の自由の利益考量において、常に影響の自由の保護という名の既得権益の保護を重視した法の運用に誤りがあったといえる。もっとも、許可制度の運用にあたって、国は警察許可であり、自由権の最低限規制であるという考え方を示してきたところに、その根源的な原因があると見てもよい。

いわゆる「おから事件」最高裁判決で、廃棄物の定義についての行政の裁量のかなり大幅に認めていて、廃棄物行政に囲い込むが、実際の規制行政では抑制的である。このような運用が不法投棄を拡大したことは間違いない。

2 不法投棄をさせないために

(1) 拡大生産者責任と排出者責任の強化

情報公開責任

現在の廃棄物処理の実態からすると廃棄物の移動状況が公的な機関に逐次

握されていることが必要である。これについては、営業の自由や企業秘密の保護から消極論がある。しかし、それぞれが自己責任で適正にコントロールできていればとにかく、人の生命・健康あるいは生活環境への著しい被害を及ぼす可能性が顕著な事態が各地で生じている以上、営業の自由や企業秘密の保護という保護法益を勘案しても、詳細情報の行政による確保とその公開は十分認められてしかるべきであろう。

排出者責任

排出者による原状回復責任の強化が必要である。そのためには、排出者の基金制度への 拠出の義務化を図る必要がある。

拡大生産者責任

さらに、リサイクルばかりでなく廃棄物行政に置いても、製品の生産者の廃棄物処理責任と出来る限りの回収責任を軸とした制度設計でなければ、不法投棄の予防や原状回復についての責任構造に不備があるといえる(詳細は省略。)

(2) 環境衛生指導員制度の充実

現行制度では、廃棄物行政が脆弱である。しかも、担当職員は移動で代わる。

廃棄物の不法投棄が巧妙になっていることを考えると、廃棄物行政のエキスパートなしには不法投棄の防止は困難であり、不法投棄がなされた場合の責任追及も難しい。そして、これらエキスパートの自治体を超える情報交換が行える仕組みもまた重要である。

(3) 広域連携

その必要性は前述したので省略するが、国と自治体の役割分担あるいは自治体の国に対する権利について、具体的な事案の検証によって再構築する必要がある。

- (4)計画的規制行政と事後評価制度の充実
- (5)廃棄物行政への市町村参加と住民参加の充実

(4)(5)については、別途検討する必要がある。

(6)廃棄物処理の公共事業的側面をどのように理解するか。

この観点から、整理をし直す必要がある。

4 不法投棄の原状回復に向けて

3のように、これから不法投棄させないための制度の整備が大事だが、同時に、不法投棄の山の原状回復はより差し迫った問題である。

不法投棄に原状回復については、まず、行政庁が不法投棄を行った者が特定された場合には同者に措置命令を出し、原状回復させる。そして、なお、それに従わなかった場合には、都道府県等が代執行をし、その費用を不法投棄者に請求をする。これが原則的な仕組みである。

しかし、不法投棄の場合には、監視コストがかかるために監視が行き届かず、原因者の特定が困難で、あらゆる谷筋や砂利穴等が不法投棄物で埋まったまま放置されてきたのが現状である。

他方で、今回の豊島をはじめとして、四日市、岐阜等の例のように、巨大な不法投棄の場合には、不法投棄させた直接の原因者は廃棄物処分業者であることが明らかであっても、行政庁が廃棄物処分業者の操業状態を適切に監視せずに不法投棄の事実を、故意又は過失により見逃している。青森岩手県境不法投棄事件の検証報告書で明らかなように、住民からの情報と調査の申立がなされているにもかかわらず無視されているために、必要な監視

や調査が行われず、不法投棄が巨大化し、直接の原因者(最終処分者と搬入者)に措置させようにもさせられなくなる状態となっている。

2000年改正によりようやく、原因者が特定できない場合には、排出者が責任の範囲で措置命令の対象となるようになったが、不法投棄物全体の撤去については、いずれの場合においても、都道府県等が原状回復をせざるを得ず、その費用がまかなえなえず、さらにそのまま放置されるという状態が続いている。

他方で、廃棄物処理法平成9年改正では、不法投棄の原状回復が急務であることを認識して、排出事業者からの拠出による基金制度(適正処理推進センター:財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団に置く。)を創設し、その資金が導入されることとなった(法13条の12から15)。1998年前の不法投棄については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」(産廃特措法、2003年)が制定され、国の資金を導入して原状回復事業が行われることとなった。

四日市の場合には、上の点から産廃特措法の適用を受けることができる。同法では、都 道府県等は基本方針に従って、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計 画」を策定して、国の承認を得る必要がある。

(2)問題点と考え方

A 費用の負担者

県が不法投棄を容認してきたことについての責任がある。その観点から費用を負担すべき責任は否定しがたい。しかし、このような事態を招いたのは、法律の不備と国の法律の運用指針の不備もある。排出者を主とする自治体と廃棄物受入自治体の分断という廃棄物受入ないし不法投棄をされやすい自治体にとって、その未然防止を困難とする仕組みが放置されてきたということを考えるならば、行政上の費用負担責任として、少なくとも不法投棄処理責任自治体が費用負担すべき割合は多くないと見るべきである。

基金が全面的に費用負担することが原則である。

B 支障の除去の考え方

特措法では、都道府県等は特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画を策定(法4条1項)して、その計画を執行することで原状回復を図る。そのときに、支障の除去とは、「特定産業廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止」(法2条2項)であると定めている。

そこで、原状回復というよりも、生活環境に影響を及ぼさない範囲で廃棄物を除去をして蓋をする、あるいは壁をつくるということで、対策を終了する可能性がある。大規模不法投棄の場合には、不法投棄物を除去しても、土地の形状、生態系等が全く変化してしまっていて、その自然再生があって初めて原状回復であると考えられる。

したがって、計画についても、費用についても、その点まで含めて考えるべきである。

C 行政の責任の明確化

青森岩手不法投棄事件で行われたように、行政の責任を明確にすることが必要であり、

その場合に関係住民がその評価に携わる必要がある。

D 排出者責任の追及

特措法の基本方針でも、排出者の発見とその責任追及が掲げられている。しかし、その 費用は除去責任を有する自治体の費用で行うこととなっている。

責任の追及は必要だが、排出者自治体の責任、あるいは排出者責任を明確にしてこなかった法律(国)の責任を考えるならば、その費用をかかる自治体が費用負担することは適当でない。PPP原則からすれば、それを怠った排出者もまた、その費用の一端を負担する責任があるといえよう。

5 石綿処理と一般廃棄物の溶融炉

本シンポジウムの趣旨からすると、この論点をより詳細に論じる必要があるが、溶融炉問題は、直接には、技術的な論点が多いので、タイトルの観点から問題の性質について言及するにとどめたい。

石綿の処理をどのように行っていくかについては、今後主要な問題であるとともに、一 廃処理問題としても深刻な問題を引き起こすと考えられる。健在としての吹きつけ等につ いては産廃処理となるが、微量で石綿が混入されている製品については、一廃として処理 されるものが数多く出てくると思われる。

ところで、現在の国の処理方針の1つとして、溶融が考えられている。産廃として処理されているものの溶融処理が中心と考えられるが、微量に混入している製品の場合の処理が問題となり、破砕せずに埋める以外の処理を必要とすると考える場合には、溶融処理が浮上すると思われる。

そこで、一般廃棄物処理について、国の方針と相まって、溶融炉が導入されるケースが増加しているが、石綿問題がこれを加速させることが危惧される。

溶融炉促進の問題とともに、これにより廃棄処理についての拡大生産者責任を回避することにつながるおそれがある。

第2に、一般廃棄物としての石綿が溶融処理されることで、現在でも一般廃棄物の炉で 産廃の処理を行うことが進められているが、石綿の溶融処理が決定されれば、それが促進 されないか。その場合には、前処理と運搬による被害と溶融炉所在地の周辺でどのように なるかも併せて考える必要が出てくるのでは内だろうか。

溶融炉問題は、廃棄物の分別処理ではなく、混合処理を促進する傾向にあり、この観点からの議論をしておくことが必要だと考える。

8.第6回政策調査研究会

月日/会場 06年2月18日(土) 総合会館 7階第1研修室

報告(畑明郎氏/大阪市立大学大学院教授)

四日市産廃問題に関する政策提言について

報告(除本理史氏/東京経済大学助教授)

認定患者の現状について

報告(佐無田光氏/金沢大学助教授)

四日市臨海部立地企業の現状

報告(桑原武志氏/大阪経済大学助教授)

行政ヒヤリング調査中間報告

1)報告(畑明郎氏/大阪市立大学大学院教授) 四日市産廃問題に関する政策提言について

2006年3月2日

三重県知事野呂昭彦様三重県議会議長田中覚様四日市市長井上哲夫様四日市市議会議長伊藤正数様

四日市環境再生まちづくりプラン検討委員会 代表 宮本憲一(大阪市立大学名誉教授) 同副代表 遠藤宏一(南山大学教授) 同事務局長 寺西俊一(一橋大学教授) 同廃棄物問題ワーキンググループ 座長 畑 明郎(大阪市立大学大学院教授 経営学研究科[環境政策論])

四日市の廃棄物問題への政策提言

四日市市では,日本最大規模の産業廃棄物不法投棄が明らかとなった大矢知産廃処分場問題,石原産業が同四日市工場で製造した放射性物質や重金属を含む「フェロシルト」を三重・岐阜・愛知の東海三県と京都府に埋め立てた問題,三重県環境保全事業団が広域市町村のごみ焼却灰を処理するガス化溶融炉建設の差止裁判と累積赤字問題(約 40 億円)などに見られるように,廃棄物をめぐる問題が最近,頻発しています。

私たち四日市環境再生まちづくりプラン検討委員会は、「環境再生」をキーワードに、将来の四日市のまちづくり案を策定しようと取組んでおり、2005年10月16日(日)午前に大矢知不法産廃処分場を視察し、午後に第5回まちづくり市民講座・政策調査研究会として「四日市市の廃棄物問題を考える」シンポジウムを開催しました。

シンポジウムには,約100人の市民が参加し,「産業廃棄物処分場の問題点と課題」,「三重県の一般廃棄物処理の問題点と課題」,「産業廃棄物法制の問題点と課題」などを研究者と真剣に議論しました。

そして,四日市の廃棄物問題を検討するため同検討委員会のなかに廃棄物問題ワーキンググループをつくり,問題を分析したうえで詳細な検討を行い,別紙のとおり「政策提言」を取りまとめました。ここに,三重県及び四日市市に提出させていただきますので,この趣旨をご理解のうえ,緊急に必要な施策を執っていただくよう,よろしくお願い申し上げます。

1.大矢知産廃不法投棄問題

大矢知産廃処分場は,川越建材興業(四日市市羽津)が,1981年に安定型産廃処分場(廃プラスチック類,ガラスおよび陶磁器くず,金属くず,がれき類など)の三重県の設置許可(面積 10,000 ㎡,容量 40,000 ㎡)を得た。1990年に構造規模変更(面積 58,854 ㎡,容量1,320,000 ㎡)を届出したが,1994年に処分場外への廃棄物投棄により,面積 78,225 ㎡,容量約1,706,833 ㎡と,許可容量を約38万㎡超えていたことが判明した。県は同年3月と8月に改善命令(流出した廃棄物の撤去など)を出したが,履行されなかった。そこで,県は同年10月の許可期限(5年毎の更新制)終了で更新を認めず,11月に埋立処分は終了した。

その後,1981年の県の許可当時から,産廃処分場の一部が農地法違反(900㎡の畑転用違反)の状態だったのと,1990年の処分場拡張時に農地法違反面積が9,000㎡になっていたことも判明した。また,県は10年以上前から許可外の産廃が大量に不法投棄されていたことを把握していたが,有効な対策を打たなかった責任が問われる。

2001 年 4 月県実施の水質検査で廃棄物層内の井戸からベンゼン,ヒ素が環境基準を 3 ~ 4 倍超えて検出された。度重なる住民の訴えに応えた 2004 年 6 月 ~ 2005 年 6 月の県調査により、違法面積 58,471 ㎡、違法容量 1,594,000 ㎡と判明し、青森・岩手県境不法投棄事件(約 87 万㎡)や福井県敦賀市産廃処分場(119 万㎡)を上回る日本最大の不法投棄事件となった。

2005 年 5 月以降,廃棄物・土壌の溶出試験,地下水の水質・発生ガス・地下水温調査を県が実施した。その結果,廃棄物では主に建設廃材,鉱滓(鋳物砂),廃プラスチック類などを確認し,溶出試験では,埋立区域内で鉛,ヒ素,ふっ素,ほう素およびダイオキシン類を検出し,環境基準の2~7倍の鉛,2~4倍のヒ素,1~6倍のふっ素,1~3倍のほう素を検出した。周辺地域でも,ヒ素,ほう素,ふっ素およびダイオキシン類が検出された。

地下水の水質調査では、廃棄物埋立区域で、鉛、ほう素、ふっ素、ヒ素、トリクロロエチレン、ジクロロメタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ベンゼンおよびダイオキシン類の 9 項目が環境基準を超過した。周辺地域でも、ほう素、ジクロロメタンおよびダイオキシン類の 3 項目が環境基準を超過した。

発生ガス調査では,硫化水素とアンモニアは 10ppm 未満だったが,メタンが $0.6 \sim 62\%$ も検出され,メタン発酵が進んでおり,有機性廃棄物の投棄と火災の危険がある。地下水 温も廃棄物層で $20 \sim 51$ と温泉並みであった。

県が設置した「安全性確認調査専門会議(議長:花嶋正孝・福岡大学名誉教授)」は,これらの調査結果については「直ちに人体への影響など重大な生活環境保全上の支障はない,緊急に対策を講じる必要性はないと思われる」とした。

しかし,四日市市による 2005 年 8 月の水質調査では,約 3km 離れた大矢知水道水源で ふっ素が 0.4ppm,処分場北側の農業用ため池の中溜でふっ素が 0.39ppm,処分場西側の

平津水路で 0.61ppm と ,水質環境基準 0.8ppm に近い値であることから ,処分場の影響を うかがわせ ,地下水も含めた周辺の詳細かつ継続的な水質調査が必要である。

廃棄物調査では,建設廃材,鉱滓(鋳物砂),自動車解体くずなどの違法投棄が確認されている。自動車解体くずは,2005年7月の県の改善命令(撤去)により,12月までに撤去されたが,その他の違法投棄された廃棄物は,調査も不十分であり,撤去されていない。また,許可容量を超えて不法投棄された廃棄物の撤去の見通しは立っておらず,違法投棄分とあわせて全面撤去する必要がある。

2. 石原産業のフェロシルト投棄問題

フェロシルトとは,化学メーカーの石原産業(本社・大阪市)が製造・販売し,三重県が「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づきリサイクル製品に認定した土壌埋め戻し材で,酸化チタンの製造工程で排出される廃硫酸が原料である。廃硫酸を石灰で中和・ろ過処理した沈殿物のアイアンクレイをフェロシルトと言い換えたものである。約72万トンのフェロシルトが三重・岐阜・愛知の東海3県と京都府の約30箇所に埋設された。

フェロシルトの製造は、中部国際空港の埋め立て材利用を見込んで 1998 年 1 月から石原産業四日市工場で始まり、2001 年 8 月から販売を始め、2003 年 9 月には三重県からリサイクル製品として認定された。2004 年 12 月に愛知県瀬戸市の埋設地から赤い水が川に流出し、2005 年 2 月に岐阜県可児市の埋設地で環境基準を超えるふっ素が検出され、6 月に岐阜県内で行われた土壌調査で環境基準を超える六価クロムが相次いで検出され、石原産業はリサイクル製品の取り下げと自主回収を表明した。

10月には,石原産業がフェロシルトに工場廃液を不正に混入していたことを公表し,三重・岐阜・愛知3県が石原産業本社・四日市工場へ立ち入り調査し,11月には,三重県警が廃棄物処理法違反容疑(委託基準違反)で本社と四日市工場や三重県庁と三重県環境保全事業団などを強制捜査した。

石原産業は,1967年提訴の四日市公害訴訟の被告企業であり,1968年に酸化チタン製造工程で出る廃硫酸を四日市港に1億トン余垂れ流し,1969年に港則法違反などで告発され,公害事件で企業が初めて刑事責任を問われ,元工場長らが有罪となった。さらに,石原産業の前身企業の大阪アルカリは,硫酸製造と銅製錬工程から出る硫黄酸化物などの大気汚染による農作物被害を起こし,1916年に裁判で負けており,公害事件では前科3犯の悪質企業であり,今回の事件からみても企業体質が変わっていないといえる。

このように石原産業と硫酸は不可分の関係にある。酸化チタン製造法には硫酸法と塩素 法があり、石原産業が採用する硫酸法は大量の廃硫酸を発生させるが、海外メーカーが採 用する塩素法は廃棄物が少ないので、製造法を塩素法に切り替える必要がある。

一方,フェロシルトをリサイクル製品として認定し,1970年代の東京都六価クロム鉱滓 事件(約57万トン)を超えて,各地に土壌汚染を拡大させた三重県の責任も問われる。有害 な特別管理廃棄物を原料とするリサイクル製品を認めない規定を有する条例が多い中で, 三重県のリサイクル製品利用推進条例は「廃棄物は全部リサイクルの対象」とした。また, リサイクル製品の認定審査も企業の提出する書類を鵜呑みにするだけであった。

北川正恭前知事時代の三重県は,全国初の産廃税導入,三重ごみ固形燃料(RDF)発電所などを推進し「環境先進県」と持ち上げられたが,知事引退後の RDF 発電所爆発事故,大矢知不法投棄問題,フェロシルト問題などで「うまくいくはずのないものを行政のメンツで無理押し」などと,野呂昭彦現知事は批判する。マニフェスト提唱学者として「マスコミの寵児」である北川前知事は,まず自らの県政の失敗の責任をとるべきであろう。

石原産業は,約 200 億円かけて各地に埋設したフェロシルトと周辺の汚染土壌の約 90 万トンを回収するが,受け入れ先を確保できているのは,四日市工場の仮置き場(最大容量約 40 万トン)と,四日市工場近傍に三重県環境保全事業団が管理する三田処分場(受け入れ容量約 21 万トン)のみであり,他に民間処分場を探しているが,一件も契約に至っていない。受け入れ処分場不足と撤去をめぐる住民との調整不調のため,撤去作業に遅れが出ている。

【政策提言】

1.三重県は,日本最大規模の産廃不法投棄事件となった川越建材の大矢知産廃処分場問 題について,次のことを実施されたい。

処分場周辺の徹底した環境汚染調査と当該データの情報公開

投棄廃棄物の調査結果に基づく,違法・不法投棄分の全量撤去命令も含めた適正な 抜本的対策の検討

行為者である川越建材,排出事業者に対する厳格な対応

これまでの県の対応の検証と,違反等に積極的に対応する産廃条例制定も含めた今 後の不法投棄対策の改善

- ~ の過程において 四日市市 周辺住民等に対する説明責任を果たすとともに , 十分な協議を行うこと
- 2.フェロシルト投棄問題では,排出者の石原産業が認定外廃液を混入していたことが確認されており,三重・岐阜両県・京都府は石原産業に対して廃棄物処理法違反(不適正処理など)で刑事告発したが,三重県は投棄されたフェロシルトの全量撤去と自社処理を石原産業に求め、強力に指導されたい。

また,石原産業に対し,フェロシルト(=アイアンクレイ)を大量に発生させる硫酸法の酸化チタン製造工程を,廃棄物の少ない塩素法などに切り替えるよう指導するとともに,今後発生する産業廃棄物の適切な処理についても,事前に指導されたい。

なお,三重県リサイクル認定制度は,今回のような事案を防止し,適正な循環型社会の実現に資する制度となるよう,有害廃棄物の除外,厳しいチェック体制,罰則の強化などを含めた抜本的見直しをされたい。

- 3.四日市市は,大矢知産廃処分場,その他の産廃処分場,市内のフェロシルト埋め立て地,およびガス化溶融炉周辺の住民に対し,それぞれの問題に関して市が有する情報をすべて明らかにし,市民の意見を聴きながら,市として責任ある対応策を執られたい。また,三重県と協力し,市内全域の廃棄物処分場について,四日市市内山町の産廃処分場の不法投棄問題(約24万㎡)などのような違法行為等がないかどうかを緊急に調査
- 4.四日市市は 2007 年 4 月 1 日の中核市指定を目指しているが,産廃行政は中核市指定により三重県から権限と責任が移譲されることとなる。

されたい。

全国でも最悪の規模で現に起こっている大矢知産廃処分場問題や石原産業のフェロシルト投棄問題などは、今後の四日市市政にとって極めて大きな負担となることが予想されることから、その処理方策も含めた産廃行政の基本方針を市民や市議会に示し、中核市移行の是非を議論し結論を出すべきである。

5. 三重県と四日市市は,四日市の廃棄物問題について行政が設置する学識者の委員会だけで検討するのではなく,私たち環境NGOの学識者とも協議・検討する場を設けていただきたい。

以上

本件連絡先:畑 明郎(大阪市立大学大学院教授)

住所:大阪市住吉区杉本 3-3-138 大阪市立大学大学院経営学研究科

携帯電話:080-5633-2004,FAX:06-6605-2244

メール: hata@bus.osaka-cu.ac.jp

- 2)報告(除本理史氏/東京経済大学助教授) 認定患者の現状について
- 1. 枠組み
 - ・舩橋晴俊(1999)の「公害問題研究の視点と方法」 加害構造 + 被害構造 「解決」過程 (現在の被害)
- 2.「解決」過程の問題点
 - 2.1 既存研究・文献について
 - 2.2 発生源対策をめぐる問題
 - ・磯津
 - ・橋北
 - 2.3 患者の制度間分断
 - 2.4 自然保護、入浜権運動と反公害運動との連携をめぐって
- 3. 公害被害者の現状
 - 3.1 四日市市の認定患者の現状
 - 3.2 聞き取り調査の概要
 - 3.3 健康障害、生活、治療
 - 3.4 被害者の「社会的孤立」と「放置」
- 4. 公害患者と他の住民が一緒に取り組む課題の一例
 - ・第4期 かわさき環境・まちづくり連続講座(2003年6月~11月) まち歩き+参加型調査(個人史から見た水辺環境の変容過程) 水辺再生市民提案の発表

(以上)

四日市環境再生まちづくリプラン検討委員会

「第6回政策調査研究会」第II部 中間報告

四日市臨海部立地企業の現状

2006年2月18日

佐無田光(金沢大学)

1

四日市臨海部立地企業調査 (2006年9月11日~13日)をもとに

- 四日市商工会議所
- 石油精製・・・・・・・昭和四日市石油、コスモ石油
- 石油化学・・・・・・三菱化学東ソー
- 誘導品メーカー・・・JSR

2

昭和四日市石油の現状1

- 生産能力:原油蒸留装置能力 31万b/d (1984年)から21万b/d(2004年)に減。伊勢 湾岸ではジャパンエナジー知多製油所(10 万b/d)が閉鎖し、過剰供給能力が緩和。
- 製品構成:ガソリン需要、重油需要に対応するため、二次精製により重油を分解し、ガソリンに改質。白油化率70%。ナフサ4%のみ、エチレンセンター閉鎖の影響小。

3

昭和四日市石油の現状2

- 設備投資:硫黄分10ppm以下のサルファフリーガソリンの出荷(石油業界の規制先取り、2005.1~)に対応するため、脱硫装置を設置
- 特区:石油コンビナート等災害防止法の緩和によりガソリン脱硫装置を設置
- 敷地は狭隘。遊休地なし。

4

昭和四日市石油の現状3

- 燃料電池実証実験:東芝IFC社と提携して、 昭和四日市石油社員自宅に設置。技術対 応は本社が行う。
- 経費節減:6年間で270億円減(人件費とメンテナンス費中心)
- ロイヤルダッチシェルの出資50%から35% に。全社員が昭和四日市石油の社員に (2004年~)。

コスモ石油四日市製油所の現状1

- 生産能力:全国4製油所のうち、堺と坂出 を縮小。千葉が関東拠点。四日市は中京・ 関西向けの拠点。7.5b/d+8b/dの2系列
- 製品構成:A重油の比率大 発電事業に 利用。2番目はガソリン(以前は輸入も)。 軽油は余剰(輸出へ)。ナフサ等は生産の 数%程度、霞のコンビナート企業へ。

6

コスモ石油四日市製油所の現状2

- 設備投資: 霞の余剰地を利用して火力発電所を設置。卸電力事業(IPP)で中部電力に売電(2003年~)。精製の環境対策と相殺という形で環境アセスをクリア。
- サルファフリー燃料精製のための設備は 焼却施設跡地に設置・・・55億円のうちー 部は四日市市から補助 午起地区は狭隘で余剰地なし。

7

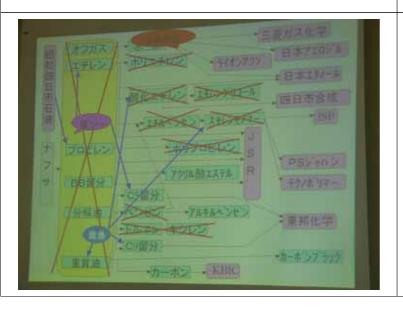
するだけ。

開発部門はないので)。

三菱化学四日市事業所の現状1

- 業績悪化から大手術。2005年から革新 Phase2計画・・・石化(10%)、機能商品 (33%)、ヘルスケア(57%)の3分野に重点化。
- 四日市では、エチレンセンターを廃棄して、 樹脂関連製品(より川下)の開発・生産の 拠点にする構想(鹿島・水島:石化製品 拠点、黒崎:機能化学製品拠点)・・・現状 は石化6割、機能化学3割の売上構成

見状 9





コスモ石油四日市製油所の現状3

• 燃料電池実証実験: 伊坂ダムの管理事務

燃料固定高分子型の実証実験を行う。

所で、東芝、コスモ石油ガスと3社で、LPG

本社の研究開発部が中心(四日市に研究

高性能脱硫触媒の研究も本社レベル。四

日市では本社の決定に沿って設備を設置

三菱化学四日市事業所の現状2

- グループ会社・・・分社化し、同種製品を扱う他系列の会社と合併(テクノポリマーなど)
 事業分離、石化プラント停止、生産継続製品のための増設
- 川下企業への供給責任・・・C₄留分は、東 ソーから船で三菱化学に運び、パイプライ ンを使ってJSRに供給

12

三菱化学四日市事業所の現状3

- 遊休地: 歯抜け状に34.8万m²(敷地面積の 18.2%)発生 企業誘致活動: 塩浜地区で はグループ内ケミカル系企業誘致。川尻・ 大治田地区は脱石化。
- 川尻地区・・・OA機器リサイクル、家電リサイクル、太陽電池表面処理、LNG火力発電などが立地。2005年9月、四日市エコタウン認定。

13



三菱化学四日市事業所の現状4

- 研究開発:従業員(約1000人)の20%は研究開発部門。大学院卒中心。
- ポリマーセンター化構想・・・樹脂ごとに研究所分散していたが、これを一体化。トヨタ・ホンダやIT産業に対して迅速に機能性材料を提供する「カスタマーラボ」。
- 自動車用電池(電解液)事業の拡大計画

東ソー四日市事業所の現状1

- 生産能力: エチレンセンター50万t/Y(周 南では出光からエチレン購入)
- オレフィン製品:産油国、中国等に対して 厳しい競争環境。
- ポリマー製品:大手寡占メーカーに比べて 価格競争力はないが、多品種でユーザー の要求に応える。

16

15



東ソー四日市事業所の現状2

- 三菱化学のエチレンセンター廃止を受けて: C_4 留分・・・三菱化学商標で全量JSRへ(プタジエン輸入も)。 C_5 留分・・・東邦化学へ。
- 塩ビ事業・・・三井化学等の事業統合 大洋塩ビに集約
- ナフサの調達・・・3割国産(コスモ石油)、7割輸入。FCCプロピレン6万t/Y輸入
- 霞地区の敷地には余裕あり。

東ソー四日市事業所の現状3

 石化・ポリマー関係の研究所が四日市に立地(周南は基礎化学,東京は生化学・ 半導体)。研究所人員85名。

> ハイブリッド車用PPS樹脂、 プラズマディスプレイ用接着剤、 薬品缶用ポリエチレン新規グレード等

• 水素・・・余剰なし。特区には参加せず。

JSR四日市工場の現状1

- エストラマー(合成ゴム)事業は堅調であるが 売上比率を下げ(1999年41% 2005年30%)、 ファイン(光・電子材料)など多角化事業が急 成長(20% 40%)し、高収益を得ている。
- 携帯電話の基板材料や液晶画面のフィルム やレジストが好調。開発から5年で回収しな ければならない。

20

19

JSR四日市工場の現状2

- 設備のほとんどは石化系。ファインはご〈1 部。四日市工場の従業員約1594人、うち 研究所勤務387人(全社研究所の7割)。
- 三菱化学から隣接地約60万m2を将来活 用予定地として購入。用途は未定。
- クリーンルームを設置。フィルムの2次加工にも進出。(四日市市補助はつかず、研究助成は受けた)

21

JSR四日市工場の現状3

- 開発段階では技術の摺り合わせが必要で、 ユーザー企業と近いのは好材料。高度な レベルのファイン製品の開発と量産化の ベースは四日市で行う。石化と違い飛行機 で輸出可能。(九州工場)
- 石化事業については、需要は旺盛、コスト 削減が課題。3課統合し、間接部門を減ら し、集中管理によって固定費を抑制。

22

まとめ1

- コンビナートとしての関係性は揺らいでいる。
- 石油精製は、ナフサよりもガソリン重視。白油化や重油を使った発電事業を展開。設備 増強のため用地確保が課題に。
- 石化部門は、再編整理の途上。石化設備跡地の利用が課題に(三菱化学)。残される石化事業においても、需要はあるが、収益性は高くない。

まとめ2

- ・樹脂、ポリマー、ファインケミカルなどでは、 周辺の自動車産業や半導体産業との共同 開発が行われ、収益の基盤となっている。
- コスト削減は基本的に事業所単位。コンビ ナートルネッサンスの動きは今のところない。
- 市の補助事業や燃料電池実証実験は、事業所レベルではあまり影響を与えていない。

24

行政ヒアリング調査中間報告

桑原武志(大阪経済大学)

行政ヒアリングの対象

- 四日市市 2005年8月29日(月)·30日(火)
- 四日市港管理組合 2005年8月30日(水)
- 三重県 2005年9月6日(火)、10月21日(金)

行政ヒアリング調査結果の概要

(1)四日市市

3

1

総合計画について

第3次実施計画策定にあたり、企画部門と財政部局とが一緒に考えて実施計画に変わるものとしてつくったのが、「行政経営戦略プラン」であり、政策プラン、財政プラン、行革プランの3つからなり、3ヵ年の財政的裏づけがあるものである。

これを策定することによって、市職員のコスト 意識が高まり、個々人が目的意識を持って仕事をするようになった。

4

2

特徴的な市行政

- 「第2次基本構想」での、「地区市民センター」 への取り組みが特徴的施策である。市の出 張所 + 公民館という形で、(旧村単位の)地 域コミュニティの拠点とした。
- しかし、23の出張所に職員を配置するのが重荷になっていることと行政依存の体質を変えたいこともあって、住民から有償の「地域マネージャー」を公募して公務員を減らす行政改革が課題となっている。

特徴的な市行政

四日市市が力を入れてきた施策は、YSOである。今後は、ISOをやめてYSO1本でやった方がよいと考えている。

6

産 業(コンビナート)

- コンビナート企業が新素材をつくるにあたって、 四日市に研究開発拠点を持ってくるようにできないかを考えている。
- 構造改革特区での燃料電池開発。

7

産 業(工業)

- 地場産業のうち、万古焼は、中国製品との競争に負けて、事業所数・従業者数が減少。
 事業所数 H6(398) H13(309) 25%減少
- 四日市市の工業政策については、従来の業界を通じた支援施策ではなく、やる気を持つ企業を個別にバックアップし、それが他社に波及効果をもたらすことを期待するようになった。その支援策の一つが、平成15年に「じばさん」にインキュベート施設をつくったことである。

8

産業(商業)

- 商業については、商店街が元気な〈空き店舗が発生している状態である。
- 活性化の取り組みとして注目すべきは、「諏訪公園交流館」をつくったときの、市民参加の取り組みである。

9

都市計画

- もともと旧市街はコンパクトにまとまっていたが、1970年の線引きのときに、無理に丘陵地を市街化区域としたために、まとまりのない都市構造になってしまった。
- 市民がアイデンティティをもてるものとしては、 「港」があるだろう。「港」をまちづくりに生かしたいと考えている。

10

都市計画

- マスタープランを策定したが、これには都市の拡大 を止めて旧市街地に住んでもらうという発想があった。
- この地域別プランを、まちづくり支援グループが地域に入って、住民とつくっているところである(まちづくりマネージャーがまちづくりの説明をし、主に自治会の会合で話し合ってもらう)。24地区中、とくに橋北地区から提案が出てきた(「橋北地区まちづくり構想」2005年5月)。橋北地区では、学校の統廃合問題と自治会統廃合問題が関連して取り上げられ、若い人がグループをつくってまちづくり構想をつくった。

11

公害問題

- 認定患者は現在518人だが、高齢化が進ん でいる。
- インフルエンザ予防接種などの対応を実施。
- 公害健康被害補償法廃止(1988)後、市の独 自対策制度はない。

現在の課題

- 幹線道路の自動車排気ガス問題。
- 公害対策を超えて、海や山といった自然資源を生かした環境面での取り組みができていない。
- 既成市街地から郊外へ人口(特に若い世代) が移転していき、スプロール化が進むことが 心配される。これに伴い、既成市街地では、 学校の統廃合が進み、その後の施設利用の 問題が発生している。

13

行政ヒアリング調査結果の概要

(2)四日市港 四日市市 四日市管理組合

14

現状と課題

- 四日市港は、三重県と中部圏を背後圏とする コンテナ貨物の輸出港である。今後は、利用 拡大を図っていきたい。
- <u>(市と管理組合には、詳しい調査に基づ〈産</u> 業連関の意識がなかった。)

15

4号幹線について

- 従来、23号しか港へのアクセス道路がなく、 23号に過大な負担がかかっていたために(渋 滞+コンテナ増加への対応)、4号幹線の計 画がもちあがった。
- この事業は、技術的に高度な事業なので、国 直轄事業であるが、計画の決定権限は管理 組合にある。

16

組織のあり方について

• もともと県単独だったが、平田市長の時代に 市の発言力を増そうとし、それ以後、市のポ ストが増えていった。現在、負担割合を見直 し、今後は県主導でやることを県と市で検討 している(四日市港のあり方検討委員会)。

政策評価等について

• 三重県と四日市市の政策評価制度については、系譜が異なっており、管理組合は両方のよいところを取り入れた。

17

これからの方向性について

- 今まであぐらをかいていたが、グローバル化の中でアジアの各港と競争することになる。
 今後は、コンテナをどう伸ばしていくか。とくに、 北米との取引を考えている。
- 市民に親しまれる港・親水空間をどうつくっていくか。その一環として、「富双緑地」が整備された(平成18年度に完成)。
- JRと港をつなぐ構想は頓挫している。

行政ヒアリング調査結果の概要

(3)三重県

20

産業について

- 強靭で多様な産業構造を目指したい。
- 地域別計画は特にない(特に四日市地域を ターゲットにしていない)。
- 企業立地政策としては、「3バレー構想」があり、それぞれ クリスタルバレー構想(液晶・平面ディスプレイ関連)、 シリコンバレー構想(東芝、富士通)、 メディカルバレー構想(健康福祉関連産業)となっている。

企業誘致について

 われわれはセールスマンであり、企業に三重 県を選んでもらえるならばえり好みはしない。 シャープのケースは県知事とシャープ町田社 長との話し合いから、知事が考え出したもの であり、これが他のケースに適用されるわけ ではない。

22

21

19

コンビナートについて

- 三重県北部は日本の産業構造の縮図と考える。今後は、1時間以内に移動できるという立地上の強みを生かして、「高度部材の発展」を考えたい。
- コンビナート企業情報については、企業訪問を通じて収集している。よって、遊休地に関してコンビナートとしてまとまった情報はない。また、遊休地といっても、企業の私有地なので踏み込めない。コンビナートは、現在、生産拠点として十分やっていると考える。

コンビナートの将来について

• コンビナートと内陸部企業との産業連関は、 その間に商社等が経由しているので捉えにくい。むしろ、ユーザーである需要企業側から見たほうがよい。コンビナート企業がユーザーの動向を見据えて研究開発を行うべき(価値提案型企業になるべきだ)と考える。

24

農業について

- 農業は80%が水田である。世代交代で50代の人が中心になると、農業をやめようという考えが前面に出てしまう。
- 農業抜きで集落がなりたっている現状なので、 県としては「集落営農」としてやっていきたい。 そのために、 ブランド化、 地産地消を進めたい。

コンビナート防災について

• 三重県防災危機管理局が「コンビナート事業 所のためのコミュニケーションマニュアル」を つくり、事業所に配布して、コンビナート内各 事業所が地域住民と連携するように進めてい る。例えば、自治会を通じて、運動会・見学 会・夏祭りをやって、住民と企業とのコミュニ ケーションをとっている。

26

25

財政について

• 現在最大の課題は、団塊の世代(特に教員)の退職金の問題である。

まとめにかえて

三重県と四日市市

27

28

- 三重県と四日市市の連動はあまりみられない。四日市に言わせれば、三重県は今まであまり北勢を意識してこなかったし、臨海部はそれぞれの自治体(四日市・鈴鹿)に任せてきた。それが北川知事のときに、県市一体となってやるようになったといえる(例:構造改革特区申請)。
- 行政経営、政策評価などについて非常に熱心に行っているが、県・市それぞれ系譜・特色が異なっており、つながりは見られない。

9.第7回政策調査研究会・まちづくり市民講座

月日 / 会場 06 年 5 月 20 日 (土) 四日市市本町プラザ 1 階ホール

基調講演(淡路剛久氏/立教大学教授)

環境再生とサステイナブルな社会をめざして

報告(佐無田光氏/金沢大学助教授)

環境再生と地域経済の再生に向けて

報告(寺西俊一氏/一橋大学教授)

環境再生を通じた地域再生の課題と展望

1)基調講演(淡路剛久氏/立教大学教授) 環境再生とサステイナブルな社会をめざして

(JEC ホームページより)

きょうお集まりのみなさんはもとより、より多くの方々に手に取り、目を通していただきたいという願いを込めて、このたび刊行された『地域再生の環境学』が誕生するまでの概略を初めにご紹介しておきたいと思います。

「序文」にも記しましたが、「環境再生」の研究は 2000 年に研究課題として取り上げられて以来続けられ、02 年 10 月から 04 年 9 月まではニッセイ財団の研究助成をいただいた成果として、メンバー15 人によって『地域再生の環境学』としてまとめられたものです。本書の目的を一言で表わせば「環境再生を通じて地域再生をはかり、サスティナブルな社会の実現をめざそう」というもので、この「環境再生を通じた地域再生」という課題の立て方に特色があります。

思い起こしますと、「環境再生」ということを論じる意義について疑問視する研究者は少なからずいましたし、「環境再生」という言葉を使うことに抵抗感を覚える人も少なくありませんでした。90年代以降、地球環境問題を論じることがよく言えば環境政策の最重要課題だとされ、逆に悪く言えば地球環境問題を論じることは"はやりのテーマ"でした。一種の危うさを感じるというのがその理由でした。たとえば、水俣病の被害者とか大気汚染の被害者たちが21世紀に入ってもなお保護されていないという現状の中で環境再生という言葉で環境政策を進めていくということは「公害」というものが置き去りにされていくのではないかというのがその人たちの指摘でした。

とりわけ、「公害」と「環境再生」の関係については、環境再生の例として、自然の再生であったり、土地環境であったりしたため、環境再生とは公害を克服した次の段階の課題だと考えられる余地もなかったわけではありません。そういった視点からはある意味の危うさを感じたのも一定理解できます。

しかし、研究を進めてみますと、私自身の場合も環境再生ともっとも遠いところにあると考えます公害の被害と環境再生という目標との間の深い政策課題の関係が感じられるようになる。そこに大きな問題があるということが分かってきました。それは正に水俣病事件でした。

とりわけ水俣病事件の第一次訴訟においてです。公害を引き起こした原因企業の過失責任が認められ、健康被害についての賠償が認められるという結果が出たわけですが、実際、その賠償というものは、いわゆる包括的な損害賠償方式なのですが、結局、裁判において認められた損害賠償というのは被害者個人の身体的損害、精神的損害に対する賠償に止まっているわけです。被害者を取り巻く家族、近隣、地域社会とかの面的広がりの中で公害というものが、環境破壊というものがどのような被害を引き起こしているかということは視野に入ってこないわけです。そこを初めて被害者の権利救済の課題として、それを阻止

しようということを言い出したのが水俣病の訴訟であったわけです。

一方、そこを被害者の運動ということでやり始めたのが大気汚染の被害者の運動ということだったわけです。水俣病訴訟では地域、家族、コミニティなどに行き着く前に個人的権利、個人的被害の賠償すら十分に行なわれていない、被害者の完全救済が行なわれていないということがこの 50 年の歴史の中で出てきているわけです。その点を強調し、書かれたのが原田正純さんの第1章(「水俣がかかえる再生の困難性」)です。

そういうことを踏まえつつ、環境被害を真に救済するために環境再生が必要な計画目標だという主張もまた正しいわけです。その一歩を踏み出したのが先ほど申し上げた大気汚染の運動です。西淀川訴訟での勝訴は環境再生の運動の始まりと言ってよいと思いますし、公害被害者の真の救済運動で起こった環境再生の動きと言ってよいのではないでしょうか。環境再生の運動は環境政策の課題として、被害者の完全救済というところから出発していますが、しかし、本質的に重要な課題を提起していると、我々は考えるに至ったわけです。 それは何か? 次のような課題を提示していると考えられます。

本来の環境再生の課題というものが国際的レベルはもちろんのこと、国内の行政レベルでも、地域の市民運動・住民運動のレベルでもサスティナブルな社会を構築する、あるいは現在の社会をサスティナブルな、持続可能な社会に変えていくということ。これがきわめて重要な政策目標であるといことではみなさんの異論はないと思っています。

しかし、実際の我が国の公害・環境問題、それを引き起こした経済政策はサスティナブルでないやり方でやってきたという点でもおそらく異論はないでしょう。

1950~60年頃に蓄積された公害と生活環境の悪化というものが 1960年以降、一挙に公害・環境破壊として現われました。自然環境の破壊が進行しました。都市部や都市部の自然との接点である自然アメニティ、都市の中でのアメニティの悪化が進んだわけです。 90年代以降、地球環境の破壊がいよいよ危機的な状況になってきたわけで、このように拡大してきた公害、環境問題に対して、これまでの公害環境政策というものは第一の環境政策として、環境への負担、負荷をどう減らしていくかという公害防止とか環境負荷の低減ということが展開されています。そして、80年代の後半頃から、いわゆる廃棄物問題が処分場が不足してくるということを背景にリサイクル、循環政策ということで循環型社会を建設しようと第2の環境政策がインプットされました。

しかし、我々は被害者の運動から起こった環境再生の主張というものを環境政策の面から実例を見、各論的な領域の調査をし、現実に運動として生活として進んでいるものを分析する中から環境への負荷、環境への負担を引き下げるということと、循環型社会に加え第3の環境政策として環境再生、つまり破壊された環境被害のストックを直視し、環境回復と再生を図り、環境再生というものに取り組まなければならないと主張するに至ったのです。

ではなぜ、そのような視点が必要か? ということですが、この本の「序章」に書いてあるように、結論を一言で言うならば現実の日本社会というのは環境負荷の低減と、循環

型社会の形成というフローの環境政策だけで持続可能な社会に転換するということはできないということです。

それはなぜか? 公害被害を含めて過去から現在に引き渡され、そのままでいけばまた ぞろ次の世代、その次の世代へ引き渡していくことになるであろう、過去の膨大な環境破壊、環境被害のストックを生み出しているわけです。それを負荷を軽減させて循環させる と言ったって結局、ストックとして残されていくんじゃないか、ということなんです。

財政赤字だけが次の世代に残されていくわけではありません。こういう環境被害、環境 破壊を我々は少なくしなければいけない。そこに我々は目を向けて、そのストックに対す る政策というものを展開する必要がある これが環境再生の主張です。

『地域再生の環境学』では、こういった環境被害とストックというものを正に公害問題、 公害被害者の問題として取り上げた部分が除本理史さんらによって執筆されています(2 章「公害からの回復とコミュニティティの再生」)。

また、自然と農村環境の破壊ストックというものを磯崎博司さんが多くの事例を上げながら書かれています(3章「自然および農村環境の再生」)。

さらに、西村幸夫さんが分かりやすく都市環境の再生について書いてくれています(5章「都市環境の再生」)。

以上は本書の一部のご紹介に過ぎませんが、当然のことながら、「総論」と「各論」が書かれています。しかし、近い将来、この総論と各論はおそらくは一つになるであろうと考えます。それは、21世紀の早い時期に地球温暖化とか、化石エネルギー資源、天然資源が減少する状況が出てきましょう。それは意外と早い時期にやってくる。そういう蓋然性が高いように思われます。ところが、変革というのは一朝にしてできるものではありません。

振り返って考えてみれば、日本が土地と金融のバブルで浮かれていた 1980 年代の後半、アメリカは不況で苦しんでいました。しかし、この時代に実は IT 産業の次の産業というものが 10 年かけて準備されていたという指摘があります。つまり、変革というのは既存の体制の中で準備されていたものが条件の変化によって一挙に噴出し、構造自体を変えていくという形をとるわけです。

今後予想されるのはエネルギーを中心とした転換が図られましょう。例えば、EU の主要諸国では再生エネルギーへの転換の政策というものが重視されてきました。ごく最近、一部で原子力エネルギーへの回復、政策転換という動きが見られますが、太陽とか風力とかの自然エネルギーへの転換は環境政策のメインストリームになっていると思われます。本書では、そこまでは本格的、論理的に触れてはいませんが、地球環境を含めた自然の循環への人間活動の統合ということが実はこの本書をまとめた以降の環境再生の中期的課題だということになるわけです。そういうことがサスティナブルな社会への転換の骨格だと考えられます。

しかし、それは決して過去への回帰ではありません。ただ、自然との共存というのは人類の長い歴史のほとんどを占めてきたわけでして、回復不可能な形で収奪をしはじめたと

いうのは 200 年前に過ぎないわけです。いま正しい姿勢、的確な競争条件が与えられたとするならば、おそらく現在社会を動かすもっとも重要なファクターである企業、企業活動やその活動を行政的に動かすことになる政府などが自らを自然の循環に競合させる方向に向かう希望をもたなければならなくなるであろうということです。

課題となるのは、そのような変換をもたらす政策の内容です。私たちは、本書を出すにあたって環境再生に関わる国家レベルの環境政策として環境基本法とか環境基本計画の中に環境再生態勢の理念と課題、政策の実施スタイルの方法、予算と財政など主要な政策項目を明記して、それに対しどのように具体的に対応するかが重要だと考えています。

環境再生の目標が地域環境のレベルから地球環境のレベルに至るまで具体的な政策目標として、環境政策として導入され、人間の経済社会活動というものが自然の循環を基本とした新たな経済モデルとして、そこに統合されるということになりますと、サスティナブルな社会というものが我々の前により明確に現われてくるということが言えるでしょう。

先ほど回帰ではない、と申し上げましたのはなぜかと言いますと、例えばイタリアで 14~16世紀にかけて彷彿として起こったルネッサンスです。よくギリシャ、ローマへの復帰だ、文芸復興だと言われましたが、そうではないわけです。あのルネッサンスが起こった背景には科学技術の次のステップの発展というものがあり、それが神の終生的な支配を退けて人間の精神を解放するというところになったわけです。現実そのものを直視するということをやったわけです。

そのことを、我々の今の社会において考えた場合、自然への循環の中に人間の社会経済活動を融合させるための技術、科学技術というものは実は着々と滅びつつあるのではないかということです。例えば、環境再生のモデルとしてよく引き合いに出される、基地の跡地を転換利用し、自然エネルギーを用いて住民空間から自動車を排除したドイツ、フライブルグのヴォバーン地区の例は環境再生の未来モデルであるわけです。新たな技術というものを利用しつつ、確かな自然を取り戻すという産業的な変革、そこに人間の精神が加わったときに文化的な変革というものが現われてくるわけで、それこそ新たな環境ルネッサンスというものを見ることができると考えています。

問題は、そういう制度的な仕組みを社会の中に作り出していない我が国の現状にあります。それをどう新しい政策転換の中に導いていくかということが次の我々の重要な課題です。そういうことを踏まえて、最後に「四日市」について私なりの意見を申し上げたいと思います。

言うまでもなく、現代の社会を動かす三つの要素は「企業」であり、「政府」であり、「市民・NGO」です。四日市において、それらを当てはめると、「企業」は有力な当事者として存在してきました。そこをどう動かすかということは大変難しい問題です。

次に政府。国だけでなく県、市を含めて、これらがどこまで新しい変革の準備を作っていけるかということもこれまた難しい課題であろうと思います。

そして「市民、NGO、NPO」ですが、我々が当面何かできるとすれば、これであるわ

けです。先日、西淀川のあおぞら財団が新しい公害・環境資料館「エコ・ミューズ」をオープンさせました。蓄積した資料を整理し、広く公開しようという画期的な試みです。

環境再生というものは、実は市民たちの運動が現場の環境ストック、環境破壊の過去からのストックから出発するとするならば、これまでの経過や状況が資料として、情報としてしっかり見れるような仕組みを作ることが重要だろうと思います。当地においては澤井余志郎さんが努力されていますが、これをさらに環境再生という利点から、より充実した資料センターに発展させることをいまやっていただきたいと切望します。関係者はそれぞれ資料を持っているわけですが、分散的に持っているわけです。やがて時間の経過とともに散逸する運命にあります。誰かがこれを整理して1箇所に集め、情報公開してくれれば提供したいという方がたくさんおられると思います。四日市においてもそういう動きが必要ではないでしょうかということを最後に申し上げたいと思います。

2)報告(佐無田光氏/金沢大学助教授) 環境再生と地域経済の再生に向けて(JECホームページより)

きょうお話したいことは大きく分けて次の4項目です。

(1)「ポスト工業化」という時代認識について (2)日本の大都市圏臨海部 (3)環境再生への社会的投資 金沢の文化的投資を事例に (4)四日市環境再生まちづくリプランづくりに向けて......

まず、「ポスト工業化」という時代認識について触れておきます。地域再生とか都市再生とか、いま盛んに<再生>の時代と言われていますが、一体何を再生するのか? このことは、時代の転換点に関する捉え方に関わります。1 つは、産業構造の転換だけで捉える狭い捉え方です。従来の基軸産業が衰退してきたので、新しい成長産業の誘致、育成政策が必要とされるということになります。もう1つは、社会発展の枠組みの転換という視点で、「豊かさ」のあり方自体を問い直すことにつながります。

「ポスト工業化」という言葉は、いまから 30 年余り前、アメリカの社会学者、ダニエル・ベルが著書『ポスト工業社会の到来』(1973年)で提起した言葉に由来します。ベルは、サービス経済化と知識技術の中心性を指摘したわけですが、それだけをポスト工業社会の特徴と言っていたわけではありません。財貨の生産が至上命題であった工業社会では、製造機能を担う企業・産業が社会の中心に位置してきました。これに対して、ポスト工業社会は、保健、教育、レクリエーション、芸術などサービスと楽しみを尺度とする生活の質によって定義されるとベルは述べています。

ものが行き渡った段階では、それ以上商品を増やしても、混雑や副作用を増すだけで問題を解決しません。むしろ社会的必要にこたえるために既存のモノを有効に活かす「システム」を設計することが課題であって、ここに知的技術が活用されるとベルは見ています。 つまりポスト工業化の段階とは、技術評価と社会制度の進歩によって社会の豊かさをつくりだす時代だといえます。

これに対し、日本の現状を見ますと、依然として産業をなんとか回復・誘致していこう、 それを成し遂げればすべて解決するという考え方が根強いところに根本的な問題があるの ではないか これが、『地域再生の環境学』(第6章)を使って本日の報告で伝えたい基 本的メッセージです。

次に、グローバル経済のなかでの日本経済がどういう位置にあるのかということを確認 しておきたいと思います。

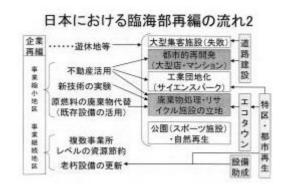
1990 年代には製造業のリストラとアジア展開が進みました。しかし、その後日本経済は、欧米と似たポスト工業化段階に全面的に移行するというよりも、「ものづくりの再生」という形で復活を遂げてきました。自動車、電機、そして素材産業の復興が景気を牽引し、先端技術開発生産工場(とくに中部圏)と、アジア向け国内量産拠点(九州、中国地方を中心に)に国内投資が回帰しています。

とはいえ、産業再編の過程で、既存の工業はかなり整理統合され、製造業に依存できなくなった地域というのも非常に多いわけです。そうした地域で「地域再生」が課題となっています。

日本の工業地帯は、臨海部とくに大都市圏臨海部に集中してきました。現在、こうした 臨海部工業地域の再編がいくつかのパターンで進められています。

図の < 流れ 1 > をご参照いただきたいのですが、臨海部再編の主要な動因となっているのは、一つは「企業再編」、もう一つは「埋立地拡大」で、そこから発生してくる遊休地、低未利用地の存在が再編の一つのきっかけとなっています。

日本における臨海部再編の流れ1 事業集約地区 事業継続地区 企業再結 游休地 事業縮小地区 事業撤退地区 低利用地 未利用地 廃棄物最終処分場 埋立地拡大 +大深度港湾 港湾間競争。 路制 (コンテナ朝大型化) 建緩 别和 失数



「企業再編」については分けて考える必要があります。事業が「集約」している地区、かろうじて「継続」している地区、「縮小」している地区、そして「撤退」している地区です。事業集約地区としては君津、名古屋、福山、鹿島、水島、大分など。周南、四日市は一部を除いて概ね事業継続地区。これに対し縮小地区は、千葉、川崎、北九州などが鉄鋼業を中心に縮小され、堺や釜石の一部では本格的に撤退が進んでいます。縮小・撤退地区を中心に、遊休地、低利用地が発生しています。

一方で依然として埋立地が拡大され、広大な未利用地が発生しています。埋立地拡大の 理由は用地が必要だからでなく、モノが出てくるから埋め立てしているというのが実情で す。一つは廃棄物の最終処分、もう一つは港湾の浚渫土砂です。

なぜ港湾浚渫土砂がたくさん出てくるかというと、コンテナ船が世界的に大型化され、 大型コンテナ船が使える港に貨物量が集中するという予測があります。港湾間競争のため には深い港にしなければならないとして、大深度港湾を掘り出すために大量の土砂が出て いるわけです。

ところが、どこでも大深度港湾にしてコンテナターミナルを造ってうまくいくはずがあ

りません。利用は一箇所に集中するわけですから。例えば、東京港と横浜港があるのにその間に造った川崎コンテナターミナルは経営破綻しました。そういう意味で、全国的に港 湾過剰なのではないか、という状況にあります。

次に、遊休地を何に使っているかということに話を移します。図の<流れ 2>に示しましたが、立地条件のよいところから順番に、(1)大型集客施設 (2)都市的再開発(大型店・マンション) (3)工業団地化(サイエンスパーク) (4)廃棄物処理・リサイクル施設の立地 (5)公園(スポーツ施設)・自然再生、などの動きがあります。

これらの動きは、実は企業の事業再編と密接に連動しています。遊休地を積極的に都市 的再開発に利用しようとしているのは、鉄鋼会社などの不動産事業部門です。しかし、都 市再開発をしようとしても、それまで工業地域だったために人が集まるような交通手段が 足りず周囲の環境条件も悪いので、企業単独で再開発することは稀で、自治体の計画とし て、道路や公園など都市インフラの整備と一体になって進められています。それも、大型 集客施設の立地などはほとんどうまくいっておらず、郊外型大型店かマンションというの が実際の内容です。

都市的再開発するには立地条件が悪かったり、不動産事業部門を持っていない企業では、他社に売却したり工場内に工業団地を造ったり、または行政に売却して工業団地化する動きも多いです。臨海部に新たに立地してくる事業所というのは、どちらかというと都市部では立地を嫌われるリスクの大きな事業、動物実験をしたりするバイオ関連とか、廃棄物処理やリサイクル施設です。

廃棄物処理・リサイクル施設については、鉄鋼会社などのエンジニアリング部門がガス 化溶融炉などの新技術を実験的に導入する動きとも連動しています。また、事業再編で周 辺から原燃料を提供する事業者がいなくなったり、コスト高になったことに対して、廃棄 物資源で原燃料を補おうとする動きが鉄鋼・非鉄製錬・石油化学企業にあって、リサイク ル事業の誘引となっています。

こうした企業による臨海部再編を支えているのが自治体・政府の政策です。 (1)戦略的な都市整備地区ということにして交通基盤等を公的資金で整備し、(2)特区や都市再生によって規制緩和して企業の事業をやりやすくしてやり、 (3)エコタウンなどの枠組みを通じて補助金などで事業を支援しています。

一部の臨海部では自然再生の事業も始められているのですが、これは使い道のないいちばん海寄りの不便な埋立地を対象としていて、地域の生活者にとっての日常的な環境空間の再生とはいえません。

以上は全般的な動向をまとめたものですが、地域ごとに企業の再編戦略は異なり、自治体の対応の仕方も違うので、それぞれの地域の臨海部再生計画の特徴というものがあります。ワンワードで表すとこんな感じです。

- 1. 千葉市・蘇我臨海部の再生計画 企業計画全面支援型
- 2. 京浜臨海部の再生計画 五月雨プロジェクト型

- 3. 堺北臨海部の再生計画 企画倒れ型
- 4. 北九州臨海部(響灘)の再生計画 積極リスク引き受け型
- 5. 四日市臨海部の再生計画 立地継続要望型

日本の臨海工業地域の再生計画の問題点をまとめますと、

- 1. 過剰埋立、過剰港湾になっているのではないかという問題。
- 2. 都市から離れた臨海部に立地するのは結局リスク事業しかなくて、人々から隔離された空間となることによってますますリスク事業を呼び集める構造となっていること。
- 3. 空いた土地を別の事業で埋めるための企業支援策が当然のように行われているが、立地条件が悪くて地域資源を叩き売りしているような状況。はたして企業支援に見合った税収還元効果、地域で実感される豊かさへの還元効果があるのか。
- 4. 遠隔の埋立地を使った公園整備や自然再生が、はたして地域の生活者の豊かさに寄与するのか? ユーザーサイドに立った地域環境ストックの有効活用になっていないのではないか。

という疑問点が挙げられます。

では、こういう地域再生の方向しかないのかというとそんなことはありません。欧米でいうサステイナブル・シティの取り組みは、産業の再生よりも、生活の質を高めるための 社会システムの再構築に軸足があります。

サステイナブル・シティの取組み内容を整理すると、(1)都市の成長管理、交通の需要管理システム、(2)自然資源やエネルギーのマネジメントシステム、(3)地域的社会統合(地域福祉システムの再構築)、(4)環境再生への社会的投資、という内容があると考えています。今日は(4)の環境再生への社会的投資に重点をおいてお話しします。

サステイナブル・シティにおいては、地域における既存の環境ストックをできるだけ効果的に活用して、地域住民の実感的豊かさ = 生活の質を高めていこうという発想がありますが、そのためにはまず工業化時代に蓄積された負の環境ストックを改善する「投資」をしなければなりません。

環境再生への社会的投資の内容は、(1)「大気・水質・土壌汚染浄化への投資」が基本になりますが、その上で、(2)「環境リスク発生源の総合的管理システムの整備」に投資し、(3)「工場跡地・産業遺産などを利用した公共空間や文化的施設の整備」に展開しています。

「投資」というからには、投資の還元効果があります。

- ・環境ビジネスの振興(直接的な波及効果、需要サイドからのクラスター形成)
- ・環境ストックの管理システムの向上(人々の「生活の質」インフラ、知識労働市場の基盤)
- ・社会制度を創造する能力の醸成(地域マネジメント力)

環境再生への社会的投資の事例として、よく欧米の諸都市が取り上げられるのですが、 ヨーロッパだと遠く感じられるので、本日は国内でも可能だということを示すために、金 沢の事例を紹介しましょう。 金沢では四日市とは違って深刻な公害の歴史といったものはありません。しかし、金沢でも郊外化が進んでいまして、市の中心部から施設がどんどん移転し、空洞化しています。中心部の遊休跡地をどうするかということがやはり問題になっています。一時はコンベンション施設の誘致などの計画もありましたが、それよりも都市景観・都市文化に対して社会的投資、社会制度を整備していくという形で対応しようとしています。

その一例が「金沢 21 世紀美術館」であり、「金沢市民芸術村」です。

「市民芸術村」は、紡績工場が撤退した跡地で、約97,000平方メートルという、東京ドーム2つ分の用地を市が120億円で購入し、約20億円かけて広場を整備し、さらに約17億円かけて改修工事を行いました。9割は芝生の防災広場とし、一部の旧倉庫群を保存・改装して市民の文化・芸術活動の場として非営利で供用しています。

マルチ、ドラマ、ミュージック、アートの 4 つの工房が、冷暖房無料、6 時間 1000 円 という格安で貸し出されています(ミュージック工房のみ 2 時間 1000 円)。これらの年間 利用率はほぼ 100%です。当初、民間の貸しスタジオとの競合が懸念されたのですが、むしろ音楽活動の裾野が広がったことで、民間スタジオの利用者も増えているということです。

施設のマネジメントもユニークです。一般からのディレクター制度を採り、24 時間 365 日運営で、利用者が自主的管理責任を負うというやり方をしています。これによって、利 用者の帰属意識が高く、この 10 年間、盗難やトラブル、壁などへの落書きさえないとい う好ましい状態を維持しています。環境経済学的にいうとオープン・リソースではなくコ モン・リソースになったといえましょうか。

市民芸術村は、金沢の文化活動支援システムの一部として、市民の文化活動を底辺から 支える公共投資の役割を担っています。同時に、行政にも従来とは違う創造的な施設管理 の方式を生み出し、地域マネジメント力を高めたといえるでしょう。





写真左:金沢大学附属小中学校跡地に開設された金沢 21 世紀美術館。芸術要素のある「公 共空間」と見られるよう設計されている

写真右:金沢市中心部の石川県庁跡地の一部。この左手に 21 世紀美術館、右手に金沢城 址の石垣があり、連続性のあるオープンスペースとして整備されている





写真左:大和紡績工場跡地(約9万7000平方メートル)を活用した金沢市民芸術村

写真右: 倉庫群を保存・改装し、金沢市民の文化・芸術活動の場として低価格で供用され

ている





写真左:市民芸術村内部。倉庫を改装して一般市民も自由に入れる公共空間となっている 写真右:紡績工場跡地の残りの空間は、緊急時の市街地防災用スペースだが、日常的には 市民のスポーツやイベントの広場として使われる

最後になりましたが、四日市環境再生まちづくりプランに向けて私の意見を出させていただいて締めにしたいと思います。すなわち

- 1. 四日市でも依然として埋立計画が続いているが、残された貴重な環境ストックを破壊することになる。その要因の一つは大深度港湾にあるが、本当に必要なのか検証が必要。
- 2. 企業支援型行財政の評価をきちんとすべきだが、税収還元効果だけでは不十分。
- 3. 環境再生への社会的投資としては、まず、臨海部リスク管理システムの確立と、それを通じた防災システム産業、定年退職労働者の組織化などを提案する必要がある。
- 4. さらに、患者や高齢者のニーズに即した介護福祉システムなど福祉型まちづくりや文化的投資による臨海市街地の再生を考えていくべきではないか。

3)報告(寺西俊一氏 / 一橋大学教授) 環境再生を通じた地域再生の課題と展望(JEC ホームページより)

四日市環境再生まちづくりプランを検討する場として立て上げたこの委員会は、7月で2年目になるわけですが、きょうは事務局として、これまでの検討経過と、あと1年かけてプランをまとめたいわけですが、その提案に関わる若干の問題提起、私案的な問題提起についてお話ししたいと思います。なお、バックグラウンドなどについては『地域再生の環境学』の終章にまとめてありますので、お読みいただきたいと思います。

この「四日市環境再生まちづくりプランづくり」の検討計画は 2 年前の 04 年 7 月 31 日のシンポジウムで私からお話しました。この下地は、日本環境会議(JEC)が 00 年 3 月に川崎で第 19 回会議を開いた際に、環境破壊から環境再生へ転じよう、「環境再生」をキーワードにして取り組もうという宣言を採択したことから始まっています。そして、その前提は川崎の人たちが「川崎公害裁判」で 16、7 年闘った結果、ご承知のように和解判決が出たものの、判決が出ても川崎の都市構造、臨海構造は少しも変わらない。"公害都市・川崎"はいぜんとして現実のまま残ってしまったわけです。これをどうするのか? ということで原告団・弁護団から JEC へ依頼があり。97 年秋に新しい都市づくりのビジョンを考えるプロジェクトを立ち上げたのがきっかけです。

さて、「環境再生」と一口で言っても何をめざすべきなのでしょうか? 私は、以下の3点が重要だと考えています。

「環境被害ストック」の除去・修復・復元・再生

「環境的な豊かさ」の実現につながる「良質資産」の形成

「エコロジー的に健全で持続可能な社会」の構築

そこで、四日市の環境再生まちづくりの今後の提言に向けて、いま何が必要なのかとい う本題に話を進めます。

1 つは、「コンビナート公害都市」の歴史・現状・未来についての市民的な目線での問い直し、市民的合意がまず基本ではないでしょうか。

2 つ目は、72 年 7 月 24 日に出された四日市公害判決のインパクトは実に大きかったのです。しかし、残念ながら地元の四日市がきちんと継承していない。来年 07 年は、四日市公害判決 35 年にあたります。四日市裁判の意義と教訓の市民的な共有と継承、地元四日市がこの点をどのようにきちんと受け継いでいくかがポイントだと思います。

3つ目は、四日市に求められる基本的なまちづくりのビジョン、「コンビナート公害都市」から「環境文化都市」にどう転換できるかだと思います。環境文化都市はヨーロッパでは盛んに言われています。それだけに四日市ならではの新しいスタイルを求めてほしいと思います。

たとえば、「都市格をもった四日市」、「豊かな水辺空間の四日市」、「市民自治の四日市」 とかのイメージが考えられます。また、四日市は企業城下町と言われていますが、企業に もこの転換のための新しい役割を演じてもらわなければなりません。これからさらに煮詰めて、よりよいプランへもっていってほしいと思います。

そして、そのためには率直に申し上げて、二つの問題点があると私は思っています。

第1は、地元行政のイニシアティブやパートナーシップがないことです。本来、地元自 治体がイニシアティブをとって、市民とパートナーシップを形成すべきですが、それがで きていません。

第 2 は、そのためのより幅広い階層の市民主体の形成と、多層・多様な連携のネットワークができなければ真のまちづくりはできません。我々のような外人部隊だけでは限界があることは言うまでもありません。

そういうことを意識して、私たちは来年、四日市公害判決 35 周年の節目に第 24 回の JEC 四日市大会を開きたいと考えています。そこでは日本のコンビナート全体をどうする か検討し、それを踏まえて四日市コンビナートをどうするか を提案したい。また、その際にイタリアのラベンナ市やフェラーラ県で進められている「ポー・デルタ公園計画」を 一つのモデルとして位置づけ、ここの関係者もお呼びしたいと考えています。日本のみでなく、アジアのコンビナートの関係者にも集まってほしいですし、さらに、都市の空洞化、縮退化に対し、どう再生させるかなどを議論し、提言をまとめたいと考えています。

【コメント】 宮本憲一 (JEC 代表理事 / 立命館大学名誉教授) 概念は明白。あとはより多くの市民の知的参加が重要

公害は、その底辺で人と自然の正常な関係が壊れてしまう、人と人との正常なコミュニティが壊れてしまう。そして、企業が支配し、市民が自治をもたなくなる そういう状況 になった時に発生すると考えられます。

そういう意味では、公害の被害をどう救済するかから出発するとともに、まず人と自然 の関係を正常化することが必要ではないでしょうか。

四日市の場合、コンビナート進出企業が工業地帯として海を独占してしまっている状況を変え、市民が水辺に親しむという基本的考えを少しでも実現させることが環境再生のためのもっとも重要なことではないでしょうか。そして、「水都再生」のためにはコンビナート内部の情報を開示してもらいたいし、防災問題も不十分です。

さきほど寺西さんが指摘されたことに通じますが、判決以降、環境と文化の豊かな町に したいということへの市民の内発的な動きが残念ながら欠けていると言わざるを得ません。 市民が「知的参加する」ことが重要です。きょうの報告でも分かるように、概念は明確に なってきています。参考にするヨーロッパの先例もあります。

これからの1年で市民の知的参加をお願いしたいところです。

10.第3回四日市環境再生まちづくリシンポジウム

月日/会場 06年7月22日(土) 総合会館 8階視聴覚室

報告(豊福裕二氏/三重大学助教授)

四日市の中心市街地と商業再生

報告(桑原武志氏/大阪経済大学助教授)

地域計画行財政部会の中間報告

報告(除本理史氏/東京経済大学助教授)

公害病患者の現状と政策的課題

1)報告(豊福裕二氏/三重大学助教授) 四日市の中心市街地と商業再生(JECホームページより)

率直なところ、現段階では踏み込んだ議論には至っていません。きょうは「中間報告」 として四日市の商業環境、とくに小売店の現状について報告したいと思います。

四日市の中心市街地はご他聞にもれず、90年代に入って大きく変化しました。四日市の 商業地がどのように変化してきたかというところから入りたいと思います。

- ・四日市の商業地は歴史的に見ても、中心地が変化してきている。【図 1】のように、戦前の中心的な商店街は、 の東海道や札の辻に面したところにあり、同じく飲食娯楽地区は のあたりであった。
- ・戦後になって、 のあたりに中心が移り、さらに近鉄線のショートカットなどで、現在の中心地は のあたりになっているという変遷をたどっており、近年の四日市の中心商業地は【図2】のようになってきている。

【図1】 【図2】



四日市の中心商業地の変遷



近年の中心商業地

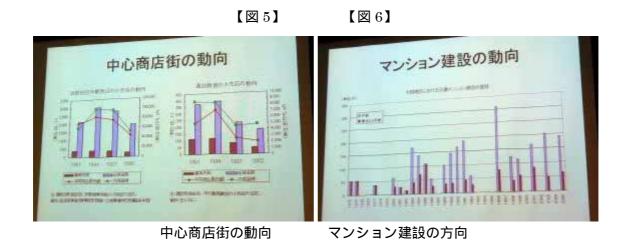
- ・そして、平成になってからはいわゆる大店法の廃止、大店立地法の施行(2000年)によって、大型店の規制が行なわれたことから、四日市の中心商業地域も変化を余儀なくされた。現実の動きとしては、2001年に松坂屋が閉店、翌02年にはジャスコ四日市店、アムスクエアが相次いで閉店するなどの動きがあった。一方、スーパーの郊外大型店化の傾向は全国的に顕在化し、四日市の場合も例外ではなかった。
- ・最近の動きとしては 04 年にアムスクエアの跡地にテラスクエアが開店し、さらにジャスコの跡地再開発計画としてマンションとホテルが建設されると伝えられている。 地理的には西の方向に動いている。
- ・大型店が増えたことで、具体的にはどういう数字になっているかという点を見ると、 1992 年と 2001 年の市民の利用店舗の変化は、【図 3】のように中小の小売店が激減

し、中型店は少し増え、大型店が大きく増えているという現象が明確に出ている。店 舗面積などでもこの傾向は顕著になってきている。



市民の利用店舗の変化 四日市市の商圏推移

- ・大型店の誕生は四日市市外からも集客する傾向がはっきりしているが、この四日市の 商圏の推移を三重県の調査で見ると、【図4】のように四日市の買い物人口 1986 年を 100 とすると、98 年の 103.3 がピークで、2001 年には 102.2 となっている。必ず しも四日市市内の買い物人口は増えていない。
- ・次に、改めて中心商店街の動向を見ると、【図 5】の通りで、近鉄四日市駅周辺も、諏訪新道の小売店とも年間商品販売額は減っているが、小売店の売り場面積は諏訪新道で 2002 年に微増に転じている。



・こういう状況を踏まえて、四日市市は 2001 年 8 月に「中心市街地活性化基本計画」 を提出している。その目標像は「もてなしの心(ホスピタリティ)のある中心街」で、 基本方針としては「来街者を増やす」ことと、「居住者を増やす」であった。その結果 どうなったかというと、たとえば近鉄四日市駅の北口中心の調査では減っており、ア ムスクエアの閉店にともない休日が平日を下回るという逆転現象が出ており、歩行者 の訪れが全体として上向くということはないことが分かる。

- ・一方、人口の変動を見ると、ここ 3 年の統計では中心部の人口が増えている。これはマンションが増えてきたことによるところが大きい。【図 6】でマンション建設の推移が分かる。1996 年をピークに 98、99 年と減ったが、2001、02 年と増加に転じている。
- ・以上のような結果、市としては活性化基本計画についてはほぼ達成したとしながらも、 一方で歩行者の流れは大きく変わっていないし、活性化につながっていないことを認 めている。
- ・中心商店街の空き店舗が目立っている問題で、これをどうしていくかが課題であるものの、空き店舗の中身を見ると、2 階に生活拠点があり、1 階に他人が入るのは困るとか、建物自体が老朽化したり、あるいは家主が所在不明になっていたり、様々な要因があり、結局、貸せるのは少ないというのが実情。
- ・商店会では「空き店舗対策協議会」を作って、99年から対策を講じているが、やはり 限界があり、2年で活動は休止している。
- ・市民との交流、子供との交流などのイベントも実行されているが、それが即市街地の 再生化につながっていない。

以上が中間的報告ですが、現時点でのまとめとしては、空き店舗の再活性化というテーマを通じて、どう成果をあげるかということにかかっているということになりましょう。

2)報告(桑原武志氏/大阪経済大学助教授) 地域計画行財政部会の中間報告 (JEC ホームページより)

結論から申し上げますと、私たちの議論は固まっていません。きょうは、これまで部会で検討した結果を中間報告という形で以下のようなご報告をさせていただきます。

- ・部会に与えられた課題は、「総合課題」としては、大きく分けると、 四日市コンビナート開発の社会的損失の全体像の解明 地域経済の発展指標の開発と、そのための過去と現在の四日市の市民的資産(福祉の元本)のリストアップとなる。
- ・また、地域計画財政部会の課題としては、 四日市・北伊勢地区の交通体系・交通問題 「公害疎開」と都市構造の歪みの実態、土地利用計画・都市計画の沿革と課題、 工業化・都市構造変化とアメニティの衰退の解明、再生への課題と提言 環境再生 事業と防災対策への提言 環境再生・まちづくりの行財政問題・改革課題が項目と して取り上げられている。
- ・部会は今年3月、6月、7月の3回開催されている。これまで議論された概要を各人別に紹介すると、以下の通り。

1)財政について

<森 祐之(立命館大学助教授)>

- ・コンビナートによって公害疎開が起こり、公害疎開によって(郊外の)下水道と道路 という社会資本の整備・維持管理がコスト高になっている。
- ・石油化学関連 18 社で見る限り、四日市市の税収におけるコンビナート依存度は小さくなってきている。
- ・コンビナート主要の 40 社で見ると、法人市民税、固定資産税ともに四日市市の税収に占める割合は大きい。
- ・コンビナート関連企業に対する課税の上乗せを考えられないか。それを環境再生に振り向けることはできないか。これまでのところ、固定資産税または住民税の超過税率と基金の組み合わせが現実的に妥当と考えられるが、課税根拠をより明確化する必要がある。
- <若井隆司(南山大学総合政策学部助教授)石川良文(南山大学総合政策学部助教授)>
 - ・地方環境税の導入と環境基金構想(地方環境対策の財源)
 - ・化学製品
 - ・石油石炭製品という産業部門に環境税をかけた場合の税収概算

	CO2 課税	NOx課税	Sox 課税
化学製品	9億 500万(仏水準)	2300万(伊)	600万(仏)
石油等	8 億	480万	2200万

2) 行政について

<進藤 兵(名古屋大学助教授)>

- ・四日市における「ポスト公害判決」の政治行政史。
- ・露骨な企業利益優先というよりはコンビナート共存・調整型。
- ・コミュニティ行政を割りと愚直にやってきたように見受けられるが、それは公害で分裂したコミュニティを再生統合するためのものではなかったか。
- ・最近、四日市市では福祉・介護系の NPO の活動が活発になってきているようであるが、公害反対・環境 NPO は少ない。
- ・このような中、NPO を横につなげようとする試み、NPO と行政が対等に対話するための組織化が始まっている。

<桑原武志(大阪経済大学講師)>

- ・四日市市の環境再生にとって、水辺・港とその周辺地域を含めたまちづくりをどう考えるかがである。水辺のガバナンスをどう構築していくか。
- ・昨年のヒアリングによれば、三重県は今後、県主導で港湾開発を進めていくことを検討している。四日市市は、財政負担の問題・首長が2年交代制であることの問題があるので、今後、県主導でやっていった方がよいと考えている。
- ・四日市市港管理組合を、まちづくりの主体としてどう活用していくか。

3) まとめ

- ・四日市の環境再生とは何か、具体的に考える。イメージの共有が必要。
- ・川崎と比べ、コンビナートはあまり衰退していない。
- ・コンビナートがあることを前提にして、水辺と中心市街地を結びつける提案(行政と 市民・企業・NPO の協働のあり方、財源の確保)を考えるべき。
- ・公害反対運動が幅広い市民運動につながらないのはなぜか。市民はなぜ育たないのか。 とくに"市民主体論"について。

以上が、これまでの各部会の検討の中間報告です。

これらの延長線上に「今後の課題」があるわけですが、私は、 市のコミュニティ、行政がどう展開してきたのか? 都市計画の検討......の2点については未着手で、これらと、他の部会とを詰めていきたいと考えています。

3)報告(除本理史氏/東京経済大学助教授) 公害病患者の現状と政策的課題

(1)公害病患者の症状と療養の現状

- ・公害病の慢性化
- ・療養の長期化にともなう影響:薬の副作用や高齢化による合併症
- ・重篤化する患者の存在

(2)急性・激症あるいは重篤でなくとも、患者は様々な生活困難を抱えている

- ・健康問題から生じるその他の制約
- ・塩浜病院の移転に関する問題(とくに磯津において)

(3)社会的な被害

(4)公害病患者をめぐる課題

- ・公害保健福祉事業(リハビリ教室、転地療養事業、家庭療養指導など)の問題点
- ・障害等級審査における合併症の重症度の参酌
- ・遺族への補償について
- ・地域福祉の観点から公害病の療養をとらえる

(以上、レジュメより)

(JEC ホームページより)

私どもの部会では住民生活とかコミュニティ問題を広く扱うようにとの課題を与えられていますが、とくにコミュニティの再生を考える上では環境被害の1つの頂点である公害病被害患者の方々の現状から、このまちづくりの問題をどう考えるかということが大きな課題だと考えています。

この間、患者さんの聞き取りを中心に、磯津や塩浜の自治会の関係者の方々、民生委員の方々に聞き取りをしてきました。

調査の概要を報告しますと、期間は 2005 年 5 月 2 日以降、現在も継続中で、昨日も認定審査会の先生方にお話を伺ってきました。内容は文献調査と聞き取り調査で、聞き取り調査の対象は、公害病患者本人(ほぼすべて認定患者) その家族・遺族、公害反対運動関係者、自治会長、民生委員、市役所、市社協、医師会などです。

現時点までに行なった公害病患者への聞き取り調査対象は患者本人が 16 人、家族・遺族が 14 人、計 30 人です。このうち磯津は、患者本人 13 人、家族・遺族 8 人、計 21 人です。磯津以外(転出者を含む)は、患者本人 3 人、家族・遺族 6 人、計 9 人です。調査対象者は澤井余志郎さんや患者会の紹介によりました。以下、これまでの聞き取り調査の結果です。

- <公害病患者の症状と療養の現状(1)> 公害病は「慢性化」してきている
 - ・近年、とくに 1990 年代以降、薬剤、治療・症状管理技術の向上により、急性・激症型の患者は減った。これは症状が軽症化したことを意味するのではなく、むしろ症状の経過(発現と進行)が緩やかになったと見るべきである。公害病の慢性化が現在の特徴で、「慢性化」はいまやキーワードの1つだ。

< 公害病患者の症状と療養の現状(2) > 療養の長期化の影響:薬の副作用や高齢化による合併症

- ・公害病の慢性化 療養の長期化 薬の副作用や患者の高齢化 合併症 ステロイドの副作用(水島の調査): 1976~2000 年に死亡診断書が出された認定患者 (501 例)のうち、33.3%が1回以上、12.0%が2回以上の骨折経験(『公害死亡 患者遡及調査』)
- ・我々の聞き取り調査:高血圧や胃潰瘍、体調悪化などの薬の副作用を訴える方や、公害との因果関係は不明だが、腎臓病や脳梗塞など呼吸器疾患以外の病気にかかった、あるいはかかっている方が少なからずいた。しかし、そうした合併症あるいは他疾病の治療は、ぜん息発作の予防のために慎重にせざるを得ないこともある。

< 公害病患者の症状と療養の現状(3) > 重篤化する患者の存在:長期の療養の末に、症状が重篤化している患者がいることも分かった。

- ・肺機能が低下し、在宅酸素療法のために、家中に酸素を吸入するチューブをはりめぐらしている患者(60代男性)
- ・気管支ぜん息が重篤化して肺気腫に。在宅酸素療法を受けており、通院(タクシー利用)以外で外出することが困難(70代男性)

< 患者の生活困難 > 急性・激症あるいは重篤でなくとも、患者は様々な生活困難を抱えている。

・仕事上の制約

体調が悪くても無理をして仕事を続けているという方が多いが、障害等級を引き下げる要因に。

最近、ぜん息の悪化により、引退を余儀なくされたという方もいた(在宅酸素療法を受けている 70 代男性)

・健康問題から生じるその他の制約

仕事以外にも外出(とくに長期の)困難など、公害病患者は生活面で多くの制約を抱えている。実例の1つとして、いつ発作が起こるか分からないので、家のいたるところに携帯用の薬の吸入器を置いている70代の男性がいた。

< 塩浜病院の移転に関する問題 > 磯津に近く専門的に公害病治療を行なってきた塩浜病院の移転(94年)による、磯津の患者らへの影響

- 1. 急な発作への夜間対応がなくなった。移転後、2 年間の経過措置(= 夜 10 時から 1 ~ 2 時間程度、医師の待機)があったが、現在は廃止。
- 2. 通院先が遠くなり、費用・体力的負担が増加。
- 3. 主治医のいる塩浜病院にいけばよいという条件がなくなり、普段は近くの病院、定期 検査などは大きな病院、というように、複数の病院にかからなければならなくなった。
- 4. 塩浜病院廃止だけが原因ではないが、四日市ぜん息に理解のある医師が少なくなっている。そのため、頻繁に医師に症状を説明せねばならず、検査をさせられることもあり、患者にとって体力的に負担になっている。

< 社会的な被害 >

認定患者への周囲の目線:多くの患者が認定されていうことを周りに隠している。その理由として、病気のことを公言したくないという一般的理由のほかに、公害のために「お金をもらっている」というような妬みや偏見をもった目で見られる。

- ・このことが 1 つの要因となり、患者の間には、「被害者が被害を訴えなければいけない」という、いわば逆説的ともいうべき "規範"があるようである。
- ・歴史的には、公害問題の「解決」過程で、加害企業により発生源対策に被害者らの関 与する余地が狭められてきたことなどが背景にあるのではないか。

< 政策的課題(1) > 市の公害保健福祉事業(リハビリ教室、転地療養事業、家庭療養指導など)について

- ・転地療養事業には、 宿泊をともなうため仕事がある場合は参加しにくい。 外泊 の是非につき主治医の診断書が必要。 年齢上限が 80 歳とされている、などの制 約がある。そのため参加者が毎回十数人程度と、減少・固定化の傾向がある。この傾 向は、リハビリ教室でも同様である。一方、随時可能な水泳教室は比較的利用者が多い。
- ・このように、一部の事業で参加者が減少・固定化する傾向にある現状を踏まえ、患者 が気軽に参加できる事業の追加など改善が必要であろう。
- ・また、この事業の一環として、保健師による家庭療養指導がある。現状では、毎年 1 名体制で、市内在住の 400 人以上の認定患者を訪問するため、体制強化の必要がある。

< 政策的課題(2) > 障害等級審査における合併症の重症度の参酌

・認定患者が生活保障的給付である障害補償費を受けている場合は、その額の決定にか かわる障害等級の審査を毎年受けなくてはならない。制度上は、公害病の症状の軽重 のみによって、障害等級が決定されることになっているが、現在では、上記のような 療養の長期化にともなう影響により、合併症を参酌するか否か、あるいは参酌する場 合はどの程度参酌するのか、といった問題が生じている。

・四日市医師会による他地域へのアンケートによれば、この点に対する対応は、地域により判断が分かれるところである。合併症と公害病の相関を否定できないのであれば、 障害等級審査において、この点も考慮されてしかるべきではないか。

< 政策的課題(3) >

- ・認定患者が死亡した場合、遺族補償額は死因としての公害病の寄与度に応じ差がつけられ、補償額ゼロの場合もある。療養の長期化により合併症が出てくると、それにより死亡した場合、公害病の寄与度をどう判断されるのか、という不安の声がある。また、寄与度がどうであれ、公害病患者として苦しんできたことに違いはないのだから、すべての患者に対してなにがしかの遺族補償がなされるべきだ、という声もある。
- ・寄与度の判断は死亡時の医師の診断書に左右されるので、こうした患者らの不安は、 公害病に理解のある医師が少なくなっている、という事情によって増幅されている。 この点についても、障害等級審査と同じく、合併症と公害病の相関を否定できないの であれば、遺族補償額の判断において、合併症も考慮されてしかるべきではないか。
- ・また、公害に起因するとは限らない他疾病が直接の死因であった場合でも、公害病と の関係で治療が遅れたり増悪するということも考えられ、そのような観点から、公害 病の寄与度が評価されてもよいのではないか。

<政策的課題(4)> 地域福祉の観点から

従来、公害病患者に対しては、制度的な救済として医療費や障害補償費のような金銭的補償が主に行なわれてきたが、福祉的サポートの面から対象者として把握されることはまれであった。

しかし、療養の長期化という現状を踏まえ、介護ニーズなど福祉的ニーズを抱える可能性が高い人たちとして公害病患者を捉え、まちづくりという観点も含めて見守っていく必要があるのではないか。

以上のように、依然として様々な問題点を抱えているというのが実情ですが、地域福祉 的観点から見ると、まちづくりということも視野に入れた対策の確立が今後いっそう望ま れるのではないか、というのが現時点でのまとめです。

11.第8回まちづくり市民講座

月日 / 会場 06年 10月 9日(土) 本町プラザ 1階ホール

朗読(人見悦子氏)

童話「狼森と笊森、盗森」作:宮沢賢治

講演(波多野憲男氏/四日市大学教授)

「四日市公害と都市計画」

1) 朗読(人見悦子氏) 童話「狼森と笊森、盗森」作:宮沢賢治

講演に先立ち、富田幼稚園保母の人見悦子さんによって宮澤賢治童話『狼森と笊森、盗森』が朗読された。この童話は「計画を立てるときは周辺の同意の必要性や共存性」を宮沢賢治が当時から提唱したもので、波多野さんは「今日に通じる精神」として、講演の際に引用するので、講演に先立ち朗読された。

- 2)講演(波多野憲男氏/四日市大学教授) 四日市公害と都市計画
- 1.三つの都市計画図からみた石油コンビナート形成

四日市公害の原因となった石油コンビナート形成の経緯を「都市計画」から検証する。

- ・1941年(昭和16年)四日市市都市計画図
- ・1960年(昭和35年)四日市総合開発計画
- ・1966 (昭和 41年)年四日市公害対策マスタープラン
- (1) 1941 年都市計画図と南部開発
- ・計画図が描いたもの:四日市南部工業地域の整備/北部冨田浜沖の埋め立て/関西急行鉄道(近鉄)の軌道変更/
- ・吉田勝太郎市長の「工業立市」: 1936 年四日市都市計画図/羊毛を中心とした繊維工業/南部工業専用港/石原産業と東邦重工の誘致/
- ・海軍燃料廠の立地と土地区画整理事業:50万坪の施設/180万坪から778万坪の計画/人口15万人構想(6.4万人)/三重都市計画地方委員会・兼岩伝一/伊勢臨海地方計画/3200万坪の埋め立て/
- (2) 1960年四日市総合開発計画の構想と理想工業都市プラン
- ・工業地帯から工業都市へ:海軍燃料廠の跡地と昭和石油/南部塩浜の石油コンビナート化/霞ヶ浦地先の埋め立てと工業誘致(東海製鉄・八幡製鉄)/
- ・線状都市計画:市街地区域と非市街地区域/臨海部の工業地帯と丘陵地の住宅地/緩衝地帯としての生産緑地/生産環境と居住環境の保全/バイパスと生活動線の組み合わせ/コミュニティの育成/近郊農村の近代化/国土計画協会への委託/全国総合開発計画のモデル/

(3) 1966 年公害対策マスタープランの役割

- ・公害対策マスタープランの評価:公害を克服するという目標に関しては未完に終わった 計画/四日市の今日の都市構造に影響を与えたという意味では実現した計画/公害被害の 住民にとっては幻想の計画/
- ・「公害ありき」の計画:亜硫酸ガスの大気中濃度の現状固定/公害発生源を含む重化学工業の立地できる地域 ある程度公害が及ぶ地域 公害が及ばない地域/
- ・実現されたもの:霞ヶ浦地先の第3の石油コンビ-ナート/18万人の新市街地造成計画と郊外住宅団地/高速道路と井桁状道路網/緩衝緑地(中央緑地と霞ヶ浦緑地)/
- 2. 石油コンビナート形成と日本の都市計画の「おくれ」

四日市公害の発生源である石油コンビナートが、都市計画の下に形成されてきた。また、都市計画が住民の公害被害に対して無力だったことも事実だった。この原因は、日本における都市計画の「おくれ」にある。

(1) 日本の都市計画の「おくれ」と都市計画権限

- ・三つの都市計画は国の都市計画権限のもとに策定:1919年都市計画法と1968年都市計画法/「都市計画、都市計画事業及毎年執行スへキ都市計画事業八都市計画委員会ノ議ヲ経テ主務大臣之ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受クヘシ」/「国土計画協会」「都市計画協会」への委託/
- ・都市計画権限の地方自治体への委譲:1968年法/市町村より都道府県知事/国の認可/2000年法改正/都道府県、市町村の自治事務/「協議し、同意を得る」/基礎自治体への権限委譲と計画への住民参加/

(2) 「計画なきところ土地利用転換なし」を計画理念として

- ・都市計画の計画理念:宮沢賢治の「狼森と笊森、盗人森」の土地利用思想/土地所有と土地利用の自由/周辺との同意/同意に代わるルール/
- ・「計画なきところ土地利用転換なし」を計画理念とした都市計画制度:土地利用の可能性は計画によって付与される/今の都市計画は、人々の共同生活空間の先取り、抜け駆け的利用や独占的利用を許している/

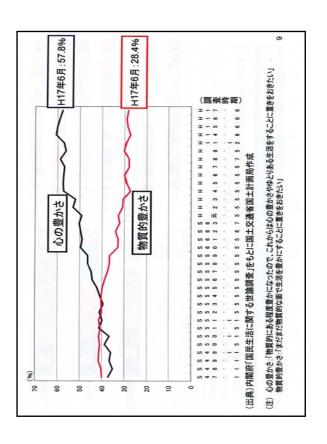
12.第9回まちづくり市民講座

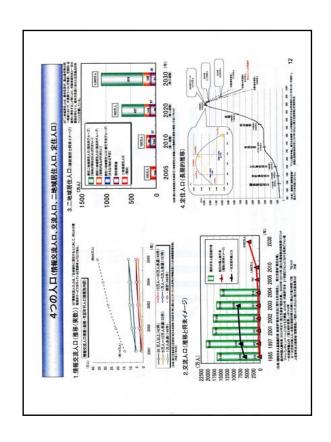
月日/会場 07年1月13日(土) 総合会館 7階研修室

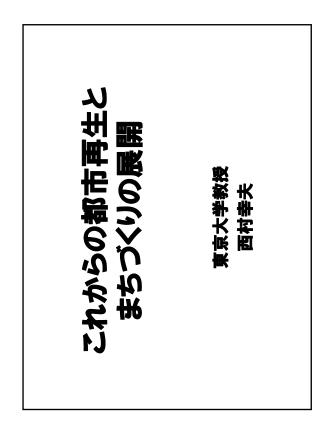
報告(西村幸夫氏/東京大学大学院教授)

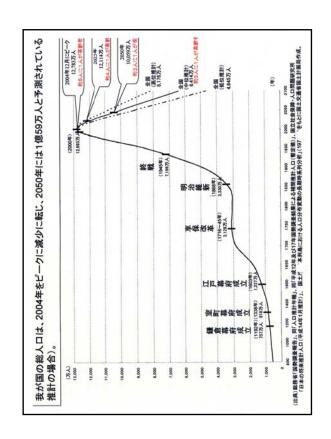
「これからの都市再生とまちづくりの課題」

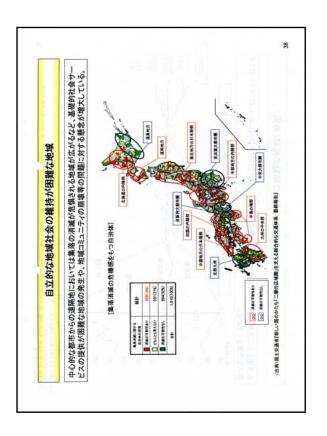
1)報告(西村幸夫氏/東京大学大学院教授) これからの都市再生とまちづくりの課題



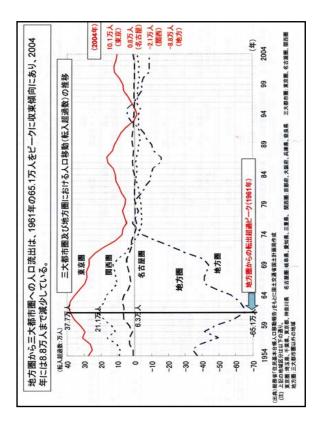


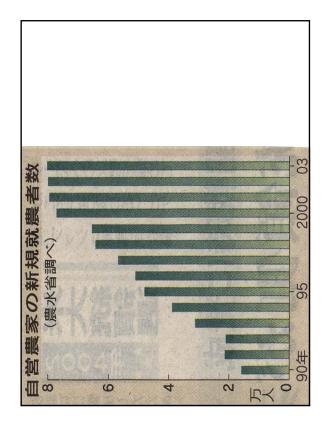












中間報告

(遠藤宏一(2006)「四日市の都市再生への道 - 「四日市環境再生まちづくり検討委員会」の取り組み - 」中部の環境を考える会『環境と創造』2006年版:所収原稿より)

2004年7月に始まる「四日市環境再生まちづくり検討委員会」(以下、「検討委員会」と略称する)の取り組みについては、既に昨年度の本誌において公害市民塾の澤井余志郎さんの会員レポートとして、その経緯と1年間の取り組みが紹介されている(『環境と創造』NO.24 参照)。したがってこの小論は、その後の取り組みを紹介しつつ、最終的な取りまとめに向けての課題と展望を述べておきたい。

1.なぜいま都市再生か

「四日市環境再生まちづくり検討委員会」は、主として日本環境会議会員や地元の大学 その他で、広い意味での環境問題・政策の研究に関心を持つ者で組織される「政策調査研究会」と、そうした調査研究と連動・並行しつつも、独自に地元の行政や住民運動組織・公務労働者組織のネットワークによる環境再生まちづくり政策の主体形成を課題とする「まちづくり市民会議」(「検討委員会」の現地事務局として「まちづくり市民講座」の運営にあたる)の二つの組織が、車の両輪として動くように編成された。ところでなぜ今四日市で環境再生、ひいては都市再生が課題とされねばならないのか。

周知のように 1972 年の被害者原告の全面勝訴となった四日市公害判決は、大気汚染の因果関係、共同不法行為、立地上・操業上の過失等を認定した画期的なものであった。したがってその後、この判決の意義は国内外大きな影響を与え、とくに大気汚染対策や公害被害補償制度などの点では公害対策は前進した。しかし、地元四日市はいうまでもなく多くの公害地域の行政や住民のなかで、こ判決のもつもう一つの歴史的意義、とくにコンビナートの立地上・操業上の過失が認定されたという重要な点が、その後のわが国でこれまで十全に認識されてきたとはいえない。立地上・操業上の過失の認定の意義は、コンビナート企業の立地と操業に根本的な転換を迫り、同時に国や自治体に「四日市型開発」といわれた戦後地域開発の失敗を是正する地域政策への転換を求め、ひいては都市とは何か、地域社会とは何かを問うていたのである。詳論は省くが、このことは今日までこの地元四日市においても、公害判決記念の節目毎の集会・催し等でも繰り返し提起されてもきた(拙稿「四日市環境再生まちづくり委員会がめざすもの」『環境と公害』Vol.34,No.3,2005 参照》だが結局、行政を始めとしてこの判決の精神に流れるものは基本的には受け継がれず、環境・都市の再生の課題は手つかずのままであった。

そのため 1980 年代前後から、わが国で四日市公害判決以後の環境政策の全面的後退が 顕著になるとともに、再び西淀川、川崎、尼崎、名古屋南部等のコンビナート地域で公害 被害者による大気汚染公害訴訟が提起されることになったが、これらの訴訟で新たに追求 すべき課題として提起されていたことは、被害の救済や公害の根絶とともに、「環境再生とまちづくり」という視点であった(「(座談会)川崎公害訴訟がめざすもの」『公害研究』Yol.12,NO.2,1982、あるいは篠原義仁「各地の公害裁判と名古屋あおぞら裁判の意義」『名古屋あおぞら裁判第1次訴訟判決5周年記念のつどい』講演録2006年6月等参照)。

90年代後半になってこれら一連の裁判は相次ぎ勝訴と和解を勝ち取るが、これらの地域では公害被害者が企業からの補償金の一部を投じて、公害地域の環境を再生し健康で美しい都市再生をめざす運動をおこした。その口火を切ったのは西淀川の公害被害者であったが(公害地域再生センター「あおぞら財団」結成)、以後、川崎、水島、尼崎や名古屋南部の大気汚染患者によって同じく公害地域再生の画期的な動きが始められた。

改めていうまでもなく、四日市環境再生まちづくりへの取り組みは、こうした各地の動向を教訓としてそれに呼応しようとした意義をもつ。しかし取り組みをはじめて改めて気付かされたことは、逆説的かも知れないが地元における公害問題の「風化」という現実と、否応なく向き合うということであった。言い換えれば、判決から既に 30 数年を経たいまになって改めて公害判決の趣旨に立ち返り、環境再生まちづくりを構想するという取り組みは、他のコンビナート地域の先進的な取り組みとは異なった困難な課題も解き明かさねばならないということである。

2.取り組み2年目の中間総括

「検討委員会」の取り組みの始まりとまさに軌を一にして、地元四日市を大きく揺らす大問題が発覚した。四日市では既に公害問題の終結という認識が広く流布され、また前知事のもとで環境先進県が謳われていたその背後で、日本最大ともいわれる四日市大矢知地地区の産業廃棄物不法投棄が明らかになり、加えてかっての被告企業である石原産業四日市工場の廃棄物アイアンクレー、フエロシルトの不法投棄問題が浮上したのである。これは大気汚染とは異なる公害問題が依然として進行していることを明らかにし、まさに進行形の公害対策と都市再生の課題の同時解決が求められているという現実であった。したがって、取り組み2年目を迎えた「検討委員会」の中心になった取り組みの一つとして、急遽、廃棄物問題ワーキンググループをつくり、三重県知事、四日市市長などに対し緊急に「四日市の廃棄物問題への政策提言」を提出するとともに(2006年3月2日付け)、現地視察や2度にわたる「まちづくり市民講座」シンポジュウムを重点的に開催した。

その一方、「政策調査研究会」の調査研究活動としては、地域経済部会、地域計画・行財政部会、環境政策部会、社会関係調査研究(生活・コミュニテイ、住民参加)部会の4つの部会を組織し、2005年8~10月にかけて三重県庁、四日市市、四日市港管理組合、四日市商工会議所、コンビナート立地企業等に対する統一ヒアリング調査や部会の個別調査を集中的に行った。その成果に関しては公開の政策調査研究会で逐次報告を重ね、とくに「第3回まちづくリシンポジュウム」(2006年7月)では、これら部会毎の現状分析を中心にそれまでの調査研究の中間総括を行い、これらを踏まえいよいよ「政策提言起草WG」

を組織して、環境再生まちづくりプランの取り纏めにはいることが確認された。ところでこれらの中間総括の詳細な内容をここで紹介する紙数はないが、当初の「政策調査研究会」の研究調査課題の設定(遠藤宏一 2005、前掲論稿参照)との関わりで、幾つか重要な論点を2~3指摘しておきたい。

私達は、一つには環境再生事業の前提ともいえる課題として、今度こそ四日市コンビナート開発の社会的損失の全体像 = 「環境被害のピラミッド構造」の解明が不可欠と考えた。なかでも公害被害者の被害の全容とその救済政策は、環境再生への取り組みの出発点であることを共通認識とした。とくにこの問題は四日市では国の補償制度が出来てから(またその制度廃止以降においても)、そうした全容把握がされてきていないため、このためには直接的な被害者の聞き取り調査等の取り組みが緊急に必要と考えた。そこで社会関係研究部会は、一カ年にわたる公害被害者等の聞き取り調査等に基づいて、四日市公害被害者の現状に関する調査を行った(その中間的な取りまとめは、ワーキング・ペイーパー:除本理史他著『四日市公害被害者の現在に関する調査報告書』東京経済大学学術研究センター、2006年6月参照)、そこでは公害病の慢性化、高齢化による合併症や重篤化の現実、そしてとりわけ歴史的経緯も解明しつつ被害書の「社会的孤立」と「放置」の実態が明らかにされ、被害救済の様々な課題提起とともに地域福祉やまちづくり視点から公害病の療養をとらえる必要が提起されている。

二つには、県や市当局の行政調査にみる限り、相変わらずコンビナート政策をもっていないし、もとうともしていない姿勢も明らかである。今日、素材供給型の重化学工業は転換期にあり、中長期的には新しい産業構造への転換が進み、臨海部の産業の停滞という問題に直面するかも知れない。既に三菱グループでは石油化学製品の基礎原料であるエチレンの製造を中止し、高付加価値製品の製造に転進を図ってきている。これに伴いコンビナート地域の土地利用の変化・遊休地化等が予測されているが、それらのコンビナートの実態把握はなされてはいなようであり、今後もコンビナート企業の発展に期待するという行政姿勢に変化はない。それどころか大震災等の防災体制に関しても、コンビナート地区に関しては企業任せで、行政からは空白地域になっている。その意味でまちづくり提言のなかでコンビナート企業の対策をどう構想するか難しい課題を抱えており、さらに独自にコンビナート企業の現状、経営戦略の展望等の内在的な把握が不可欠な課題となっている。

三つには、環境再生とまちづくりの主体形成に関わる論点である。環境再生まちづくりへ取り組みを先行的に進めている地域では、川崎にみるように何よりも行政が「条例」で独自の被害者の健康救済施策も展開してきたし、かつ現在は西淀川や水島なども含め、これらの地域では被害者が主体的に環境再生の運動を担っている。四日市の場合、まちづくりの主体的条件がこれらの地域と決定的に異なっている。四日市公害被害の激化と公害裁判の過程で、教員組織の公害教育等の実践や運動、四日市医師会などの献身的な被害者救済等の活動等の特筆すべき諸活動も含め、反公害と訴訟支援の多くの活動が起こった。しかしそれらの運動は、公害判決後そのほとんどが「変節」と停滞のプロセスをたどり、早

い段階から「四日市公害は終わった」という世論と雰囲気が醸成されてきた。私達はその歴史的・政治的過程をそれ自体として検証し教訓を明らかにすることも重要な論点と考えている。なおこれとの関わりで付言すれば、現在でも、四日市港管理組合が推進している霞4号幹線道路計画に反対し、コンビナート地域にわずかに残されている高松干潟を守る地域住民運動のように、コンビナート開発に関わる住民運動は起きているが、市民の関心は必ずしも高くはない。しかし四日市の環境再生まちづくりには、こうした運動と連携し大きな市民運動のうねりをつくることが、その具体的実践の第一歩となるのではないか。

3.まちづくリプラン提言と「日本環境会議四日市大会」開催に向けて

「検討委員会」の取り組みは3年目に入り、いよいよ「まちづくりプラン」提言へのまとめの作業が始まる。今日の四日市について、環境再生まちづくりプランを構想するとすればそのコンセプトは何か。まだ私見ではあるが、2カ年の「検討委員会」の作業を踏まえれば「工場都市(=企業都市)」四日市を、少なくともいかにして「工業都市」に再生するかということであろう。そのための一つの課題は、コンビナート企業に独占されている海をどう市民の手に取り戻すか、いわゆる「水都」再生というコンセプトである。もう一つは公害被害の激化に対応して生じた「公害疎開」のため、四日市の都市構造は西部丘陵地にニュータウンが展開し、結果として分散型・広域型都市に変貌した。このため現在では、戦前からのインフラストラクチャーの集積した臨海部・都心の中心市街地の空洞化をどう再生するかと併せて、都市圏内における都市・農村共生のあり方も構想することが課題となるであろう。そして三つには、いま四日市に生まれている様々な市民の活動の連携とネットワークを構築する取り組みのなかで、四日市公害の教訓を次の世代に語りつぐ環境教育のあり方を再検証し、その過程で公害被害者の「社会的孤立」を克服し、福祉と協働のまちづくりの主体形成を追求することであろう。

2007年7月には四日市公害判決35周年という節目を迎える。したがって、これにあわせて「検討委員会」と日本環境会議の主催で、「四日市公害判決35周年記念・第25回日本環境会議四日市大会<環境再生まちづくリプラン提言の集い>」を7月21日・22日に開催することになり、現在そのための実行委員会も発足した。「検討委員会」としては、この場で四日市環境再生まちづくリプランの提言を報告し、地元四日市や東海地域の市民をはじめ、全国で環境再生・都市再生の取り組みをしている人々との討議と経験交流の有意義な機会が持てればと思う。

13.四日市環境再生まちづくり提言の集い

月日/会場 07年7月21日(土) 総合会館 8階視聴覚室

開会挨拶(北島義信氏/四日市まちづくり市民会議代表・四日市大学教授) 歓迎挨拶(葛山善次/四日市市職員労働組合連合会執行委員長) 基調講演(宮本憲一氏)

「四日市環境・都市再生の課題 判決 35 周年を迎えて」

提言発表(除本理史氏/東京経済大学准教授・宮入興一氏/愛知大学教授

・岡田知弘氏/京都大学教授・遠藤宏一氏/南山大学教授)

パネル討論(難波田隆雄氏/みずしま財団・藤江徹氏/あおぞら財団

- ・中井誠氏 / 名古屋南部地域再生センター
- ・澤井余志郎氏/四日市再生「公害市民塾」
- ・中浜隆司/四日市市職員労働組合連合会書記長)

「集い」アピール

まとめと閉会挨拶(淡路剛久氏/早稲田大学教授)

(以下の記録はJECホームページより転載)

1)開会挨拶(北島義信氏/四日市まちづくり市民会議代表・四日市大学教授)

本日の集いは3年もの長い月日をかけまして、それぞれの分野の先生方が中心となって 作成頂きました、四日市環境再生まちづくりの提言と討論がメインになります。その提言 を作成いただいた宮本憲一先生をはじめ多くの先生方、また、パネル討論に参加いただく 西淀川、名古屋南部、水島および四日市の現地の方々に心からお礼を申し上げます。

ご承知のように、本年は四日市公害裁判住民訴訟勝訴35周年になります。

四日市は国家の産業政策に依存して、コンビナート等の巨大企業誘致を行い地域開発をしてまいりました。これらの政策は健康被害のみならず、臨海部、中心部、山間部での人口減少と高齢化、内陸丘陵地における人口増加という不均等発展の拡大の大きな原因を生み出した訳です。大気汚染公害の硫黄酸化物につきましては、近年一定の効果をあげてはおりますものの、窒素酸化物については、三重県の定めた環境目標が達成できていない地域もございます。公害病認定患者は500人もいらっしゃいます。

最近、石原産業のフェロシルト問題、それから私の大学のちかくにある大矢知の産業廃棄物問題、それから霞第三コンビナートから海の上を通って湾岸道路の川越まで高架で結ぶ道路建設問題などがおこっております。この道路によって非常に貴重な高松干潟が破壊されようとしております。

これらの事柄をみれば四日市公害は決して終わった訳ではなく、新たな公害が始まった ともいえます。

さて、今回の提言ではまず四日市を維持可能な都市に、そして、水の都の再生、内発的発展の産業政策へ。そして、住民参加の自治体へ といった事柄につきまして理論的・具体的内容がのべられております。重要なことはこれらの提言および討議をへてこの地域に暮らすわたしたちが、具体的に主体的に動き出すことであります。

都市再生の主体は宮本先生も常々ご指摘されているように市民であります。これらの提言に市民の皆様からご意見をいただき、そして討論に参加いただくことを通じて諸課題は 主体的血肉化されるのではないかと思います。

市民が都市再生の行動に参加する条件は実はあります。都市再生の活動と住民の日常生活の間に大きな乖離はございません。

私は浄土真宗の寺院に生まれ、住職をしています。浄土往生を遂げた父は生前、地域の 人の為に生きよと常々申しておりました。四日市再生の課題を実体化させるのは僧侶とし ての私の喜ばしい課題でもあります。なぜなら、真実は心の中だけでなく、その実体化、 現実化を伴うものでなければならないからであります。地域住民、市民の願いと提言の両 方を有機的につなぐ論理と違いを本日の集会から得ることを祈念しましてご挨拶とさせて いただきます。

2) 歓迎挨拶(葛山善次/四日市市職員労働組合連合会執行委員長)

本日の四日市環境再生まちづくり提言の集いに全国から集まっていただいて、地元四日市からのお礼と歓迎のご挨拶を申し上げます。

四日市という地名は皮肉にも沢山な命が奪われるほどの深刻な公害問題によって全国的に有名になりました。そして、その四日市公害裁判で原告となった住民の皆さんが勝利をするという歴史的判決からこの 24 日で 35 周年を迎えます。こうした時期に、日本環境会議の研究者、そして市民の皆さんが、環境再生をキーワードに四日市のまちづくりのありかたについて、長期的かつ幅広い視点で研究かつ提言をいただいたことになりました。ご協力いただいた皆様にこの場をお借りしてお礼申し上げます。

私たち四日市職員労働組合連合会は、その名が示すとおり四日市市の職員で構成する労働組合です。わたしたちの先輩が、四日市公害訴訟で公害訴訟を支持する会の事務局を担いまして、市民の側に立って大きな役割を果たしてきたという歴史をもっています。このことは労働組合として職員組合員の利益を守るだけではなく、市民の為に必要とあれば社会的役割を果たすという重要性を私たちは常に認識しながら活動すると言う方針を持ち続けていますし、その原点としてことあるごとに思い起こす価値のある教訓であると思っています。

実は、5年前の2002年7月の公害判決の30周年の集いで、当時の私どもの委員長や書記長が日本環境会議の寺西先生の講演を聴いたのをきっかけに、「環境再生」をキーワードにした四日市の町づくりプランを作り、私どもの運動方針に掲げようという事になりました。当時私も役員の一員でしたが、「言うのは簡単だけども・・・」と思っていました。いま考えて見ますと、私ども身の程知らずの冒険に打って出てしまった訳ですが、幸いにも日本環境会議をはじめとする第一線の研究者の皆さんが四日市のために手弁当で、しかも最高の英知を結集していただいたことやシンポジウム、市民講座を開催して、市民の皆さんに検討の過程を公開しながら大きな広がりと厚みのある研究活動を展開していただきました。その集大成が今回、政策提言としてまとめていただいたということであります。

残念ながら四日市では現在も日本最大級である産業廃棄物の不法投棄問題やフェロシルト問題など、環境に関係するさまざまな問題がづぎづぎと発生しております。こうした当面の問題についても今回の提言のなかで言及していただいておりますし、この後の集いの中でも議論していただけると期待しております。いずれにしても、今回の政策提言・集いが20年後、30年後の四日市のまちづくりの転機になったというように、評価されることを期待するとともに、今後も市民の皆さんと一緒に必要な取り組みをおこなっていきたいということを申し上げて四日市市の歓迎とご挨拶にかえます。

3)基調講演(宮本憲一氏) 四日市環境・都市再生の課題 判決 35 周年を迎えて

いま、私はここに立って非常にうれしい思いをしています。

その一つは、皆さんのお手元にある「都市アメニティの再生」という3年間の研究者の成果がまとまった事です。おそらくこれは地域を研究したもの中では最近にないヒット作であると思います。第一線の研究者が共同で地域の分析をした成果が非常に多く現れています。私の話も、これを策定する過程でみなさんがやってくれた事に立って進めたいと思います。そしてもう一つは、今日ここに沢山の四日市市民の皆様がいらっしゃることです。これから提言を実行していく主体がここから形成されていく期待感をもって話が出来ることを大変うれしく思います。

私はちょうど 35 年前の公害判決の時に四日市に来ていて、壇上に立たされて感想を言えと言われたのですが、隣にいた人に「先生、勝ったって言うけど、煙あがってるぜ」と言われて、とても衝撃的だったことを覚えています。

あの裁判は非常に難しい、まあ、日本における戦後最初の亜硫酸ガスと健康の問題を立証する裁判で、これが実現すると、それこそ全国の大気汚染患者を救済しなければと言う幕が開ける重大な裁判でした。難しい最初のケースでしたので、とにかく「救済する」ということに全力をあげざるをえない。私は弁護団の途中の会議でも「差し止めしなくていいの?」と発言しましたが、「冗談言わないで下さい。我々は救済でも勝つか負けるかわからないのに、そんな余計なこと言ったら、この先裁判できなくなってしまいますから、先生黙っててください」なんて言われたことを昨日のように覚えています。

その時からやっぱりちゃんとした公害対策と綺麗な町を作るって事が目標であるにもかかわらず、とにかく責任を認めさせて救済すれば済むのかなと思っていた時に、隣で「先生煙あがってます」と言われて、やっぱり、本当の被害者の心情は「この町をもっと変えなきゃならない」という思いだったんではなかろうかと思った次第です。その思いが35年も続き、おそらく市民の願いとして、公害裁判で問われたものの本当の解決策を求める、という事がこの集会として、エネルギーとして結集されていると思います。

何が解決して、何が残ったのか、しっかり検証しよう

さて、最初に、四日市公害裁判の意義、何が解決して、何が残ったのかについてお話したいと思います。

先ほど言ったように、実は戦前から亜硫酸ガスが農作物や人体に影響をあたえると言うことでは、沢山の公害反対運動や裁判がおこなわれていましたが、戦争中は途絶していて、戦後を迎え、しかも産業構造がかわるから戦前のような公害は起きないだろうという漠然とした意識のもとで高度成長が始まったものですから、はじめは本当に公害無策という状態といっていいほど、国には法律も何にもありませんでした。地方自治体のほうが公害防

止条例を先につくっていましたが、たとえば最初に基準を決めた大阪府の条例は労働災害で基準を決めるというとんでもないものでした。これがまた韓国に普及して、あちらでも労働災害で基準を決めるものだから、公害が納まらない時代でした。そういう意味で、四日市公害裁判は公害対策の戦後最初の口火を切ったと言っていいと思います。原点争いはあまりしたくありませんが、水俣病が原点と言う人もいれば四日市が原点と言う人もいますが、少なくとも日本の公害対策の基本的考えやあり方を決めたのが四日市であったことは間違いありません。これは橋本道夫さんも言っていますが、日本の公害対策の原点は四日市であると言えるんではないかと思います。

それだけではなく、これは地域開発とか都市計画というものに決定的な影響を与えました。四日市市の都市計画、この間、西村幸夫さんの話を聞きましたが、これは都市計画の研究者にとっては、モデルになっていたらしく近代化の過程で、四日市の発展は典型的な形で工業化・都市化していったらしい。教科書に載っていたような所で公害が起こったことは、都市計画をやっている人たち、これをもって全国の地域開発をしようとしていた通産政策の人たちにとっては大変な衝撃だったろうと思います。

同時に、後に三島沼津の市民運動に「ノーモア四日市」という形で伝わり、その後の市 民運動の展開と革新自治体を生み出すような、市民運動というものが政治勢力として力を 発揮する最初のきっかけを四日市公害問題が拓いたとも言えます。そう考えますと、公害 問題の原点はやっぱり四日市だと歴史が評価するのではないでしょうか。

そして、この公害問題は日本の公害問題の性格を変えたといってよいでしょう。というのは戦前、足尾銅山や佐賀関の公害、あるいは日立の鉱山の公害など色々ありましたが、それらは産業対産業の対立でした。つまり近代化で前進しようとする鉱山や工業と、その意味で言うと遅れている農業・漁業が工業化の中で侵されてしまう対立。いわゆる経済的利害の対立でした。ところが、この四日市の問題は、初めてそうではない、企業対市民の対立。だからこの問題が解決した場合は、戦前なら補償がおこなわれて両方の産業が共存し利益が得られましたが、四日市問題のように企業によって人権が侵された場合は、たとえ勝ったとしても健康が元に戻るわけもなし、経済的な利益、もちろん補償金は貰うわけですが、それは産業が得られる経済的な利益とはまったく性格が違う、人権対企業利益というまったく新しい公害のありかたがこの四日市裁判で明確に始まったと言えるわけです。ここがこの事件が重視される第一の点だと思います。

第二は非特異性疾患という点です。水俣病やイタイイタイ病は特異性疾患です。これは原因物質も明確にされているわけですが、この四日市喘息は非特異性疾患です。裁判の時よく言われましたが、先生たちは気管支喘息を重く言うけど、これは山の中だって起こる病気だ、どこにでも起こるような問題とそれを煙と結びつけるのは問題があるんじゃないか?と非常に乱暴なことが最初の頃は言われたものです。

しかし、もし工場のばい煙によって非特異性疾患である喘息が起こるのであれば、これ は亜硫酸ガスを出している工業地帯、都市では全て起こるということになるわけです。そ ういう普遍性を持った被害だということが裁判で明らかになってしまうわけで、これは実に重要な問題、つまり公害問題ってのは特定の地域・工場の問題ではなくて全国土の問題であり、認識がされうる裁判として始まるわけですので、逆に言うとコンビナートの 6 社だけが頑張る問題でははく、日本全国の企業が頑張る問題でもあるわけです。ここでそのことが明らかになると全国の企業が訴えられる可能性がでてくるわけで、そういう意味では従来の公害問題を塗り替える新しい問題提起であったと言えるわけです。

第三は、それほど普遍性をもっている、つまり高度成長があればどこでも起こるという普遍性がある公害であったにもかかわらず、日本政府の対策、自治体の対策は遅れていたわけです。あるいは、あわてて作ったばい煙規制法が 1962 年に出来るのですが、驚いたことに最初に四日市に指定しなかったんですねえ。あれだけ 62 年には新聞にも出てますし、私も論文に書いてますし、社会問題にもなっていたのに。しかし慌てて、大変だってことで 63 年に適用したのですが、もうそれは昭和 4 年に住友鉱山が開発した排煙脱硫で亜硫酸ガスを落としうる技術以下のもので、ほんとにどこのコンビナートでも何にも対策を施さなくったって規制クリアできうるような基準で決めたんですよ。そういう法律が出来たらかえって悪くなるっていう典型で、それだけ汚してもよいと言うルーズな法律を作っちゃったわけです。

ですから、このまま、進んでいたら、おそらく日本全国、大変な汚染の状況に追い込ま れていたはずなのが、この裁判が起こってから、どうしてもそういういい加減な法律とい うのは改正せざるをえない。そこで、そういうルーズなその法律と、それからそのルーズ な法律にもとづいて、そのころは四日市型のコンビナートがもっとも高度成長の先端をい くと、これが、日本の戦後再生の軸だというのがあっちこっち、それも大都市圏、瀬戸内、 一番その人口の密集した所にどんどん作られていったわけです。そういういい加減な法律、 それで規制しながら行われていく大規模なコンビナート開発の先端を行くのが四日市であ りましたから、これが裁かれるってことは、つまり、日本の公害対策・地域開発のあり方 を問う、そういう裁判であったわけでありまして、ここで裁かれることは日本政府および コンビナートを作っている企業群にとっては重大な転換を迫られるものになったわけです。 そして第四は、さきほど少し触れましたが、全国でコンビナートをつくっていくもんだ から、四日市と同じ問題が必ず起こるということは誰の眼にもわかるんです。で、ノーモ ア四日市というのが当時の運動のスローガンになったと言いましたが、それを実際に実行 したのが三島沼津であり、静岡県の三島・沼津では、日本の歴史上はじめて環境アセスメ ントを住民が行うことによって、四日市と同じようなコンビナートを駿河湾につくれば大 規模な公害のおそれがあるとこれを阻止したのであります。その影響は全国に広がり、各 地で市民運動がアセスメントして、四日市の二の舞をしないようにと、地域開発を改革す るという運動がはじまり、この運動を背景にしながら全国に公害問題を政策の中心におく 革新自治体が3分の1誕生するという、いまでは考えられない日本の歴史上かつてない革 新がおこなわれたわけであります。

つまりそれだけ普遍性があったというのがこの四日市公害の特徴ではないでしょうか。 事件そのものが加害の状況、被害の状況、そして対抗する運動の状況に普遍的な教訓を与えるものであったということが四日市裁判が戦後公害史の原点になり得た理由です。これがなければ水俣病の解決もなかったでしょうし、私の本にも書きましたが、フィンランドにも影響を与えました。フィンランドの学者がよく調べてフィンランドのネステという国営石油コンビナートを作るときは四日市の二の舞をしない、四日市とはまったく反対の方向で作るんだというほどの影響を与えたわけです。

若い人たちに読んで理解して欲しい「裁判記録」

このように国内外に非常に大きな影響をあたえたものの、地元ではどうだったかという のが次の問題です。

判決がどういう影響を与えたか。ぜひ若い方々は四日市裁判の記録と判決を読んでいただきたい。いまから読んでも貴重なことが論争され、判決になっています。したがって、 多岐にわたるんですが、ここでは3点にしぼってお話しします。

まず四日市裁判のハイライトは疫学によって被害を認定したということです。

公害問題では、因果関係を明確にし、被害の実態をきわめて、因果関係をはっきりさせて、責任をとらせるというのが実は、最初のそしてそれが一番大事なことなんですが、これがなかなかむずかしいわけです。水俣病がいまだに解決しないのもそこにあるのですが、この場合、疫学を裁判所に認定させる。

つまり大気汚染のように広範囲の人が、そしてまた複数の発生源が集中していて、個々の発生源が不明な状況のもとで起こっている。こういう場合にどうするかってことになれば、疫学の方法をとるしかないわけで、実際に 1000 人をこえる人々を全部調べなければならないわけですが、そういう形で、一人一人の健康とそれを汚染した物質の因果関係を調べることは不可能であり、しかも結論は出ないに決まってます。それを疫学という形で、一定の汚染地域があって、それだけの汚染状況があれば、喘息がおこるという蓋然性があって、しかも、汚染のないとこと比べると、あきらかに疾患率が高い。しかも、そこに居住して大気汚染以外の原因がほとんどない、あるいは微少であるという人間は明らかに大気汚染疾患だと認定するという、疫学のような統計学的な方法をこの裁判は採用したわけです。この採用によって、その後の裁判は同じような手法が確立されたわけですが、当時、裁判官としては相当勇気のいる決断だったと思います。いまになれば当たり前ですが、これは確かに吉田克己さん(元三重県立大学)の努力とそれまでの水俣病の疫学上の研究、あるいはイタイイタイ病の研究などが総合されて、その結果、決定的な形で、明解な形で採用されて、以後の大気汚染の被害論の原点になったわけです。

そして、これにもとづいて救済が行われていくわけですが、大変重要だと思うのは 1965 年に被害がものすごい、ひどい。いわば生きた実験をやったみたいなもんですから、亜硫 酸ガスを大量に出す、あるいは、有害物を大量に出す工場をグーっと短期間に特定の地域に集めて、いままで綺麗なところに住んでいた人達にどんな被害が出るか、四日市市民は実験動物にされたようなものなんです。そういう日本型の工業化の中で被害が起こってくると、ほかに原因がないわけですから、明快なわけです。それで、四日市では 1965 年に自治会の要求や、医師団の要求から最初の被害者救済センターができました。それがその後の被害者救済制度の原型になっていくわけです。

それがもとになって、公害裁判後の 1973 年に公害健康補償制度ができたわけです。四日市では 1300 人ほどの人がこの法の認定をうけて、救済されました。人によって違うのですが、2006 年末で 510 人と考えていいのでしょうか? 512 人の認定患者が今おられるわけであります。しかしながら、尾崎寛直さん(東京経済大学)の研究をみますと、高齢化していて、合併症があるんですね。私も水俣病やイタイイタイ病の患者をみていてわかったんですが、高齢化していくとはじめの原因だけではなくなってくるわけです。高齢化に伴う病気と相乗していきます。決して、一つ一つの病気でなく、幾つかの複合した病気が進むわけです。しかも、介護が必要になります。

ところが法律は救済する時に、もとの病気で救済しようとするわけです。合併症も出てきているんだから、その合併症も考慮すればいいのに、喘息がどのくらい進行したかだけしかみない。救済の基準にしないわけです。そうすると、非常に医療費がかかってきて困ってるのに、救済費は一向に増えないという問題があります。この点に気づいた西淀川では福祉健康ネットワークをつくって、あおぞら苑という施設をつくって、もっと総合的に老齢化している被害者を救済しようとしているのですが、残念ながら四日市にはそういう動きはないわけです。ですから悪い言葉で言って市民の人々には失礼ですが、孤立させているわけです、被害者を。

せっかく四日市は新しい疫学などで救済を始めたにもかかわらず、現状は他の地域より 劣るのではないか。したがって、そういう総合的な救済に向かってこれから動いていくべ きではないだろうか。これが第一の四日市の地元での課題ではないでしょうか。

一応ここはずっと、福祉事業として、子供たちの大気疾患を調べていて、いまのところ小 児喘息をはじめとする、新しい患者の増大はないとの報告は、見ましたが、しかし、自動 車公害の問題は増大しているのだから、もっと徹底した健康診断も行われるべきであると いうのが第一の問題点と言えるのではないでしょうか。

それから、判決で全国に影響を与えたのは共同不法行為による責任の確定ということで、これが、水俣病やイタイイタイ病と違うところでして、コンビナート6社 もしかしたらもっと大きかったかもしれないのですが という集団の不法行為だ。したがって個別の因果関係より群としての工場が汚染物質をだしていれば共同不法行為として責任を取らなければならない。これは、森島昭夫さん(元名古屋大学)、牛山積さん(元早稲田大学)をはじめとする学者、弁護団の非常に優れた知的成果だったと思います。

結果としてこの地域の総量規制による大気汚染対策は進んだわけですが、これも吉田克

己さんの指導によるもので、硫黄酸化物については環境基準を達成しました。

NO2、二酸化窒素についてはちょっと怪しかったんですが、政府が二酸化窒素についての基準を3倍に薄めてしまった。この3倍に薄めるときには吉田さんも委員会のメンバーだったので、吉田さんはマッチポンプみたいな人だなと思いました(笑い)。緩めてしまえば当然のことながらほとんどのところが適合していくことになるので、二酸化窒素については結局緩和されていったわけです。排水についても、まだ生活環境基準には遠いのですが、海の汚染は過去に比べればよくなって、一応、総量規制は進んでいるわけです。

こういう具体的な有害物質の問題について言いますと、公害対策は一応評価され、驚いたことに、四日市はUNEPから表彰されたんです(笑い)。そして、県は地域の公害問題は終わった、これからはその成果を国際的に伝えていくんだということで、国際環境技術移転研究センターをつくり、発展途上国の留学生を指導しているのであります。

四日市の公害は本当に終わったのか? むしろ"新たな公害"が始まっているのでは

しかし、本当に公害は終わったのでしょうか?

たしかに大気汚染、目に見える裁判で問題になったことについて言えば対策は進んだと 言えるのでしょうが、産業廃棄物やフェロシルトの問題を見ると、本当の意味で公害対策 は終わっていないのが四日市の現状であると思います。

判決の第三の柱、これは全国に影響をあたえましたが、地元では十分に反省と改革がされていません。

第三の柱とは、立地の過失・地域開発の失敗ということを指摘されたわけであります。 あの時は国も自治体も訴えませんでしたが、しかし、これは、明らかに自治体の失敗、そ れが企業の失敗とかさなっていると思いましたから、裁判の証言、原告側の論告では、そ れを厳しく論証していったわけですね。裁判官もそれを頭にいれ、判決では罪だとか刑罰 をくだすとかではないが、本当は過失があったとはっきり言わなければいけないのですが、 国の責任をとらなきゃいけないのですが、そこまではいかないのだけども、はっきりと、 立地の過失・地域開発の失敗に言及しているわけです。この点が、実はもっとも地元で遅 れた、この判決以後、判決が指摘していた三つの柱のなかで、それを教訓として発展する のが遅れたことではないかと思うわけです。中途半端な公害疎開をやり、また郊外に住宅 団地の造成が行われたが、臨海部は依然としてコンビナートに占有されています。私はか つて、ここは工業都市ではない、工場用地都市であって、都市の体裁をなしてないと批判 しましたが、それを本当は判決を受けたのであれば維持可能な環境と文化の都市へ再生す るという旗印がかかげられてしかるべきだったのです。が、残念ながら、第三の指摘、柱 が実行できないために、いまだに今日のような集会が開かれているのであろうと思います。 そこで、我々の検討委員会は、四日市が本当に住みよい町として、かつての企業に独占 され、公害のまちだったイメージを一変するような維持可能な環境と文化の町にしたいと

研究を続けてきました。口幅ったいようですが、これだけ第一線の研究者が3年間結集してやったということはめったにないことで、今回の提言は私から見てもよくできていて、参加した方々に感謝しています。ほとんどボランティア的な形でやってもらいましたが、この後のシンポでそのエッセンスを聞いていただきたいと思います。

ここでは、私の個人的なコメントをいくつか述べておきたいと思いますが、第一は調査 しまして、いまだに心配かつ解けないのは安全の問題です。この間の新潟の柏崎沖の地震 をみましても、原発の場合はかなり厳重に地盤の調査をしたと言ってたのですがあの体た らくです。もう少し地震が大きかったらと思うと身の毛もよだつ思いです。ここも大丈夫 という意見はよく聞きますが、よくわからないのが、コンビナート自身に自主管理を任せ ている点にあると思うのです。

我々が調査し始めた時からパイプラインが気になっています。長さが長いし、老朽化していること、それから安全管理の熟練した技術の伝承が行われているかどうか。東海・南海地震は必ず起こるといわれているのですが、それに対して本当に大丈夫なのか? 四日市にとってもっとも重要な安心・安全という街づくりはまだ完成してないし、これから本格的に取り組まなければならない問題だと思っています。

前のシンポでは、管理をコンビナートに任せていて大丈夫なのか? 市内は市民による自衛・減災ということで終わったような気がしましたが、これはこれから申し上げる最初の問題と思われます。

四日市の判決後の長期計画を見ますと、その目的は福祉・環境・文化の3本の柱が理念だと言えますが、問題は実際この三つの柱が本当に実現できるだけの人材・資金・組織をつくっているかどうかです。抽象的にいうのは誰でもできます。しかし、残念ながら四日市ではそういう理念をかかげてはいるが、中心は所得・人口・雇用をいかにのばすかという経済的な開発のあり方が中心になって動いているのではないかという気がします。

しかし、そういう高度成長以来受け継がれてきた地域開発のありかたが今後続くと思いますか? そこが問題です。そういう産業政策中心でいくのだろうか? これは、岡田知弘さんが部会報告書で書いていますように、コンビナートが市の経済財政に締める割合が大きく減退している。石油コンビナート8社の市税への収入への寄与度ってのは1969年38.1%から近年は12~15%になっている。経済のグローバリゼイションや産業構造の変化の中で、大規模大量生産の素材供給方の重化学工業、このようなコンビナートは古くなりつつある。もっと大量多品種・少量生産の比重が高まっている。すでに三菱系3社の統合がされていていまして、エチレンプラントや量産化製品、汎用樹脂設備の操業の一部停止をしていますし、C重油の需要も減っているわけです。つまり、二つの製油所の常圧蒸留装置の能力は削減されているわけで、そういう意味で言いますと、かつてのコンビナートに比べますと、コンビナート自身の役割が小さくなっているわけです。コンビナートといいますのは本来工場のなかでパイプでつながりながら緊密な製品の流動、地域内集積の効果はもはやなくなりはじめている。今ここのコンビナートが持っている存在価値というの

は、コンビナート内部の集積利益をあげて前進するというのではなくて、広く伊勢湾に広がる名古屋の工業地帯や他の地域などと連関することによって、利益をあげていかなければならないわけなので、もはや本来のコンビナートの役割とはちがってきているのではないか。

もちろん、コンビナートは化学が中心なので、すぐにはなくならないでしょうが、昔のような自己完結型の形ではなくなっていく、これをどうするのかというのが本来重大な産業政策の問題だと思うんです。そういう意味では、市が事実上中心にしている産業政策について検討せざるをえない。言い換えればどう再生するか? ということですね。産業政策については本当はもっとお話しなければならないのですが、時間がないので先へ進めさせていただきます。

次に都市計画についてです。

四日市は近くの町との合併もありまして地域が非常に広がりました。このために性格の 異なる臨海部と都心と郊外部と山岳部の4つの地域にわかれています。都市計画としては この4つの地域を自立させながらどう連帯させて行くかということになるわけです。

私たちは四日市のイメージを変え、本当に福祉文化・環境のまちにしようと思えば臨海部の性格をかえることだと、ずっと主張してまいりました。臨海部は休業地がふえつつあるわけです。当然そういうところは都市計画にはいりこまなければならないのですが、これが日本の臨海工業地帯の大きな弱点でもあるのですが、自社の土地は自社で利用するというのが鉄則で、大きな都市計画での視点でどう利用するかというのがないんですね。実際コンビナートの性格も変わるし、当然空きがでれば市民としてそれをどう使うかを考えないと四日市はよくなりません。残念ながらいまはそれがない。

それから、私たちは前から海の市民へ開放しろ、せめて工場から海岸に直接行くんじゃなくて、海岸が回れるような遊歩道とか魚釣り場などに開放してもいいんじゃないかと主張しているんですが、なかなかそういう計画がない。まあ、第三コンビナートでは親水公園というのを計画していますが、私の感じたところでは市民が日常リクリエーションの場として利用できる空間とはとうてい思えません。コンビナートに隣接している塩浜、橋北、富洲原、富田などは人口が減少して高齢化が進んでいますし、都心の空洞化も進んでいます。20%以上の空き店舗率になっているわけです。

そういう意味では臨海部が改造されない、都心部は衰退する、郊外地はどんどん農地が減っている。これは宅地化している訳ですが、無秩序になくなっています。田畑が 1966年の 76.9 平方キロメートルから 2005年に 48.2 平方キロメートルに減ってますし、林野の面積も減少してるわけです。これは宅地になるだけではなく廃棄物のたまり場にもなっています。もともと四日市は山あり、農地あり、海ありという自然に恵まれた美しい町だったのに、市民の環境や生活レベルでみるとそれぞれに問題を抱えているのではないでしょうか。

第三に行財政ですが、これまでバブル後の景気政策によって公共投資優先できたうえに、

これだけ面積を広げてしまったことによって、社会資本に無駄が出るんです。実は上水とか下水とかは市には都市計画地域内だと義務がありまして、変なところに家を建てられますと、必ずそこに上水道や下水道を敷かなければなりません。そこに集積した集落などがあるのでしたらいいんですが、そうでないと市は大変な投資をしなければなりません。いまの赤字の最大の悩みが下水道ですね。区域をひろげすぎたためではないかと思います。

四日市の教訓を活かし大気汚染救済制度の全面改定提言したい

さて、私はここで一つの命題を出して、起承転結にしたいと思っていたのですが、時間が足りません。で、次のようなことを申し上げて終りにしたいと思います。

いま、欧米で都市の再生が課題になっています。つまり、先進工業国で産業構造がかわっていること、グローバリゼーションが進んでいること、地球環境問題が深刻になってきているという条件のもとで、どのまちも都市再生を考えていて、かなり素晴らしい都市再生の理念や実践がおこなわれつつあります。

もちろんそれは、それぞれの事情に応じてやっているわけですが、私はここで、維持可能な社会を明示して、平和を維持すること、核戦争を防止すること、環境資源を維持保全し、人類を含む生態系を維持する。絶対的な貧困を解消して、そして社会的不公正をなくすことを改めて提案したいですね。

それから民主主義を国内外で確立する。そして、思想表現の自由を確立すると同時に、多様な文化の共生・維持を図るということが維持可能な社会だと考えていますが、これは世界国家があれば出来ますが、いまそういうものはないわけで、そう簡単に出来ることではないのですが、ヨーロッパや日本の一部ではこれを地元から完全循環社会をつくろうと努力しています。ですので四日市も「維持可能な都市・四日市」とはどういうように作るべきか考えるべきであると思っておりまして、そこで安心で安全なまちづくり、水都の再生一都心と海を結ぶ交通路を作る。しかし、現実にはコンビナートが存在するので、少なくとも市民が海に接するような遊歩道や魚つり場を考える。そして、国任せの産業育成でなくて、地元で産業の連関を密にし、農業も巻き込んで内発的な発展を考える。裁判で農業を入れなかったことは本当に失敗だった。もし入れていれば農業と市民のつながりも築けたと残念でなりません。

結局、問題は住民です。いま非常に優秀な自治体が統治組織に成り下がってる。そうではなく、本当に都市再生の運動の形になれば四日市はよくなる、と思います。100以上あるといわれる NPO の革新が今後の四日市の未来をになうのではないかと思います。

最後に二つ。

四日市の教訓を活かし、これを機に東京の大気汚染公害裁判とか大都市で広がる喘息患者の増大、あるいは四日市での高齢化した公害認定患者の状況を踏まえて、大気汚染救済制度の全面的改定を提言したいです。また、アスベストのような総合的なものの社会災害

制度をつくらなければならない。これを今回迎えた 35 周年の記念すべき大会の未来への メッセージとして検討していただきたい。

もう一つは海洋国家のありかたです。

ヨーロッパの都市のように、海から見た眺めが美しいのが海洋国家だ。それに比べ、日本はコンクリートと壁とクレーンです。こんな情けない海洋国家はありません。戦後、日本が海洋国家として出発したときに、そういう美しいまちをなぜ造れなかったか。欧米を歩いていつも思うことです。日本が真の海洋国家を目指すのなら、海から見て、本当に美しいまちが生まれたときにその名にふさわしいのではないか。そして、四日市にとっても望むべき姿ではないかということを申し上げまして、終りにしたいと思います。

4)提言発表(除本理史氏/東京経済大学准教授・宮入興一氏/愛知大学教授・岡田知弘 氏/京都大学教授・遠藤宏一氏/南山大学教授)

「環境再生まちづくり検討委員会」の副座長兼政策調査研究会事務局長の南山大学の遠藤宏一です。

まちづくり検討委員会・政策調査研究会を組織としてはご存知かもしれませんが、まちづくり市民会議などのシンポジウムや講座を開催する実戦部隊であるとともに、実際にまちづくりの政策的な内容を研究、これは日本環境会議の会員の先生方、あるいは地元の先生方を含む研究者を中心とする政策提言に向けての必要な専門的調査研究を行う組織の二本立てで活動してきました。

本日お配りした最終的な『提言』を政策調査研究会でまとめるため、ワーキンググループを組織しまして、私がその座長をしておりましたので、最初にこの報告書が出来た経緯と構成を簡単にご説明させていただきます。

政策調査研究会は、最初の2年間は調査研究ということで、市民会議やシンポジウムなどと並行しながら、4つの部会 地域経済部会、地域計画・行財政部会、環境政策部会、社会関係部会を設け、それぞれの研究を進めてもらいました。総勢30人前後の研究者の方々です。この部会報告書がそれぞれ5月までにまとまり始め、全部で5冊の部会報告書をつくってあります。これは限定版です。四日市の図書館と公害資料室に寄贈しました。報告書の105ページにテーマと誰が担当して研究したかを整理してあります。これを踏まえて、6月から集中的に本日配りました最終報告書を本格的に作成する作業に入りました。ワーキンググループを中心に作業したのですが、その範囲には留まらず、政策調査研究会の方々にもご協力頂きました。その成果が1章と2章であります。これは各部会報告書の成果をベースに、特に現状分析、いわゆる診断にかかわる部分と政策的な課題に関わる部分を意識して書きました。さらに部会報告書のダイジェスト版的になったところもありますし、取り上げられなかったこと、触れられなかったこともありますが、第2章でほぼ部会報告書を網羅し、しかもコンパクトにした形で載せてあります。これを踏まえまして最終的な

処方箋ということで具体的な政策提言を第3章にまとめさせていただきました。

今日ここでご報告するのは第3章を中心に、第3章の部分をレジュメ風に使わせていただきながら、提案の根拠は2章のどこで述べているかを記してあります。詳しくは各参照部分を読んでいただければ、その根拠をご理解いただけると思います。おおよそそのような構成になっています。

今回特筆されることは、当時はまだ学生にもなっていなかったであろう日本環境会議を中心とする若手研究者たちが積極的に四日市に入り、まとめてくれたことです。後段でも申し上げますが、今後ともこのつながりを地元でもぜひ生かしていただきたいと思います。しかしながら、頑張っていただいたにもかかわらず残念ながら色々な限界もあり、幾つか残された大きな課題があることも事実です。とくに心残りは自動車の排ガス問題が、四日市に即してきちっと検証できていません。もう一つは農業・農村政策を考える研究者がきちっと参加していただけなかったこと。さらには防災問題、我々が出来るぎりぎりのとこまでは宮入先生に検討いただきましたが、もっと踏み込めばさらに大きな問題がでてくると思います。増してや先日も四日市で爆発がありましたが、企業内なのでオープンにはなっていませんが、私の調査した限りでは1ヵ月に1回はあの程度の爆発は起こっているのです。だから潜在的な危険性はずいぶん大きいわけです。そこに加え、中越沖地震で原発問題がクローズアップされてきまして、この問題はきわめて重要にもかかわらず、いままでシンポジウムなどでも詰めきれてないと思われます。幾つかそういった重要な問題が取り残されていることは申し添えておきます。

宮本先生の基調講演と重複しないようにしてお話しますと、第一部ではなぜ今、四日市で環境とか再生とかを考えなければいけないのかを書かせていただいております。四日市市は35周年を意識したのでしょうか、先日合併した旧楠町で蛍がコンビナートをバックに飛び交っているポスターを作り、四日市公害を克服したという宣伝をはじめてますが、そういう認識で本当によいのであろうかということを問うことがやはり重要であります。

四日市公害判決の意義は3つあります。とりわけ立地上あるいは操業上の過失が裁かれた意義については、全国的にも歴史的にも認識されてこなかったと思います。したがって、公害健康補償法が後退あるいは廃止されたことを受けて80年代前後から日本の環境政策がまた後退期に入りますが、その前後から西淀川、川崎、水島、尼崎、名古屋南部などでもう一回大気汚染訴訟が起きてきたわけです。今回私も色々勉強させていただいて気がついたのですが、日本環境会議が環境再生に取り組み出したのはつい最近と思っていたのですが、実は裁判の時に宮本先生が問題提起をされておられた。これは2005年名古屋南部の判決5周年の弁護士さんの講演があった時、弁護士の篠原さんからものすごい問題提起をうけたらしく、あらためてその時の資料を読み返し、なるほどと思ったのですが、そこで環境再生まちづくりの意義。西淀川などの裁判をやるにあたっての意義が指摘されていました。その取り組みを結局は90年代に西淀川を先頭に勝訴と和解を勝ち取った経験を生かして、被害者または原告団の方々がまちづくり財団をつくり、再生の取り組みを始め

たわけです。それに比べて四日市は、このような提起は節目ごとになされてきたと思いますが、結局、今日までこの課題は果たされてきませんでした。したがって、今回の取り組みを始めてみてどうしても気づかざるをえなかったのが、地元四日市における公害問題の風化という現実です。これは土井妙子さんの分析でも明らかですが、四日市の人はあまり公害のことを知らないようだという記述がありますし、またある時は、四日市市民の人に「公害のことは忘れたいのよ」とも言われたとの記述もあるのですが、実はこれが現実だったわけです。ということは、まちづくりを問い直しているときに、まちづくりの主体がちゃんと存在しているのかどうかから問い直さざるをえない。我々の提言を活かすことが出来るのだろうか、ということから考えざるをえない困難な課題でした。

ただ、これも後半のところで提言しますが、「まちづくり市民会議」がつくられて、これから活動していくとのことなので、大いに期待しています。

さて、各論に移ります。

まず、なぜ環境再生かという意義についてです。

宮本先生が川崎の公害の時、弁護団に最後にまとめとして言われた言葉を少し紹介しま す。「たとえば四日市の場合でも、結局、被害者の救済だけをして、あの汚い、そしてこれ だけ公害に悩んだにもかかわらず、まだまだコンビナートを拡張するという都市づくりで は本当の意味で裁判に勝ったとは言えない。川崎の裁判で追及されるべきは過去の損害賠 償を含む産業公害を解決するだけではなく、もっと住みよい川崎市をつくっていくこと、 緑豊かで文化的な川崎市に再生するための裁判なんだという形にぜひともして欲しいと思 う」。こういうことを一番最後のまとめでおっしゃっている(『環境と公害』1982年秋号)。 環境再生まちづくりはここから始まっていて、全国の被害者の方々の取り組みがあり、 それが日本環境会議で取り上げられ、理論化され、そして今日の四日市の活動につながっ てきているわけです。あとは、四日市で何を再生するべきか? 公害は終わってないよ! というのを書かせていただいたのが最初の第1章の「何を再生するのか」です。四日市の 公害被害の全体像というところで、何点かに分けて被害者の方の社会的孤立の問題から、 漁業・農業被害、地場産業衰退問題、さらに一番大きな問題は今日も残っている都市構造 のゆがみや社会資本の非効率と5番目の企業城下町になってしまったこと。住民主体のま ちづくりをどうやるかを「都市自治」という言葉で表現していますが、そういうものをど う再生するかが残された課題としてあることを意識しながら、各論的な分析、ご提案をさ せていただくことになりました。

あと四日市の目指すべき都市像につきましては、第3章に述べてあります。私からのご報告、紹介は以上で、これからは各論の具体的な報告と提案を各代表からしていただきます。

【提言発表 1】 除本理史 (社会関係部会・東京経済大学准教授)

私からは<「公害のまち」から医療・保健・福祉の先進都市へ>ということでご報告します。報告書の90ページに政策提言のトップのテーマについて2ページにわたってまとめています。平たく言えば四日市は公害のまちだったというところから、それを踏まえ、福祉のまちづくりをしていくべきではなかろうか、福祉のまちになっていかなければいけないということを訴えたいわけです。

市当局の政策としても「福祉」は全国的にどこでも言われている課題です。しかし、戦後、公害対策の原点である四日市市で福祉と言う場合、公害病患者の方々にとってどういうような住みよいまちづくりをしていくのかと言わざるえないわけです。そして、これは公害病患者さんだけを考える訳ではなく、患者さんが住みよいまちづくりは地域の皆さんにとっても住みよいまちづくりと言えること。地域福祉を全体に向上させていくということであるわけです。特に公害病患者の現状を含めて考えていくことが重要であることは言うまでもありません。

報告書では第 2 部になると思いますが、患者さんの現状を報告したいと思います。12 ページあたりに書いてあります。

今、患者さんは市内、旧楠町も含めてですが 500 人以上いらっしゃいます。そして、高齢化が非常に進んでいます。一つの理由は 1988 年に新規認定が停止され、それ以降患者が増えていないからです。では、認定されてない患者はどのくらいいるのか? それはまったくわかっていません。認定されている市内の患者さんでみると 60 歳以上の方は 6 割を占めています。全国での認定患者さんの割合で見ると 4 割ですから、全国平均に比べて1.5 倍です。これで高齢化が進んでいることをご理解いただけると思います。

次は 13 ページの < 公害患者の症状と療養の現状 > の部分、患者さんの症状はどうだろうか? ということです。

第一に公害病が慢性化してきています。これは水俣病でも言えるわけですが、症状の重い患者さんは初期のうちに亡くなっています。今療養している患者さんは慢性化している患者さんです。これは症状が軽いわけではなく、治療薬などが改善されていることもあって、症状の経過がゆるやかになってきている、症状が引き延ばされていると考えていただいたほうがいいと思います。それの意味するところは、療養が長期化するということです。

第二には、その中で起こることは合併症の併発です。いわゆる公害病、喘息などの呼吸 器疾患ですが、それだけではないさまざまな病気を合わせて持っている方々が非常にふえ てきているわけです。これは公害病との関係は必ずしも明らかではないのですが、たとえ ば人工透析や癌の発症率も高いと言われています。さまざまな要因、高齢化も一つですが、 あるいは公害病との因果関係が非常に密接だと考えられるのは、喘息の治療薬のステロイ ド剤を飲みますと骨がもろくなり、骨折しやすくなります。あるいは内臓疾患になりやす い。こういった治療の副作用によるものというのは明らかに公害病と関連して起っている 合併症もあります。

第三に公害病そのものが重くなっている患者さんも中にはいらっしゃいます。在宅酸素療法などを利用している患者さんもいて、鼻にチューブをしている為、家の中での移動すら困難な方もいらっしゃるのが現状です。最後の点とも含めてさまざまな生活困難を抱えています。これは 13 ページの < 公害病患者の抱える様々な生活困難 > に書いてありますが、仕事上の制約、宿泊を伴う移動が困難、家に発作のための吸入器の常備などです。

そのほか、県立塩浜病院が移転して内陸のほうに移ったので、臨海部、とくに磯津の塩 浜地区の患者さんが受けていた公害の専門医療を提供する病院がなくなってしまっている ことからも問題が起っています。

現状の四点目は、報告書の 13~14 ページにかけての < 社会的な被害 > ですが、派生的被害、社会的被害、端的に言えば患者さんに対する差別の問題です。認定を隠している患者さんは非常に多いという関係者の方々の話は印象的でした。

それがどのような状況を生んでいるかと言いますと、患者を社会的に孤立させていると考えられます。その一つの歴史的な背景としては公害対策、発生源対策に患者・被害者・支援者を参加させてこなかったことを含めて、公害病患者に金銭的な保証だけしてそれで済ますという対策がとられてきたことが一つの原因だと考えられるのと、最近では臨海部で高齢化が進んでいるため高齢者だけの世帯がふえ、孤立化が進んでいるということが考えられます。

以上の現状を踏まえまして、現状の課題として 14 ページの < 公害病患者・遺族への補償等をめぐる課題 > に触れてありますが、公害病患者さんに特に関係ある問題は、公害健康被害補償制度、公害健康被害補償法による補償の問題です。合併症がある、それによって患者さんの症状が非常に悪化してきているという問題をどうするか。いままでは公害病が重いかどうか、公害病の治療にいくらかかってるかという公害病だけの補償制度ですので、はずれた合併症という条件がでてくると、本来もらえるはずの生涯補償費(生活保障的給付)がもらえない。あるいは、亡くなった場合の死因が公害病そのものでない場合、遺族補償が減額またはもらえない状況が生じてきているわけです。

ですから、生涯補償費も遺族への補償金の額を決めるときは合併症の重症度を考慮して金額を決めていく必要があるのではないのか、というのが第一です。たとえば遺族補償は遺族補償、一時金と言う形でいっぺんに受け取ることが多いと思いますが、これは2007年度の実績をみますと、亡くなった方の性別・年齢などによって差があるのですが約400万~1100万円です。しかし、これは死因が公害病が100%死因になっている場合のみに適用される金額でして、他の死因が寄与しているとされる場合は減額されてしまう仕組みになっています。起因率の判断のところに公害病以外の合併症などのことを考慮していかないと正当な補償がもらえなくなっていくということです。

それから、公害病患者さんに関連する2つ目の問題は、公害保健福祉事業というのがいわゆる公健法のもとで行われています。これは患者さんに直接行われるサービスです。転

地療養医療事業は空気のよいところに行って、喘息をおさえるトレーニングなどをするものですが、この転地療養医療は期間が限定されていたり、制約が多いんです。たとえば80歳以上になると参加できないとか年齢制限とかがあります。制約が多いために参加者が減少して固定化してきているために機能しなくなってきているんです。これは市役所も認識しているようです。

二つ目は家庭療養指導です。これは保健師の方が市内在住の 400 人以上の患者さんを 1 年かけて回って把握していく制度なのですが、私たちがヒヤリングしたところ、保健師は 1 人で 400 人以上を廻っていたという、まったくお粗末な態勢と言わざるを得ません。 それから、三つ目の課題の高齢化の問題です。

59 ページの < 地域社会における高齢化の現状と要介護者の増加 > のところで触れていますが、臨海部では高齢化が進んで人口が減少しているわけです。

そういう中で公害病患者の方々で二人とも認定患者のご夫婦だけの世帯、あるいは単独の世帯などが非常に増加してきている。これに加えて、公害患者さん独自の問題として先ほど触れた派生的被害があるという状況の中、公害病患者さんの孤立化をどう防いでいくのかという課題があります。これは地域全体、とくに高齢者福祉の向上をしていくなかで公害者患者さんの支援も向上していくことが課題になっているというふうに考えられます。最後に提言を4点にまとめて申し上げたいと思います。90ページ以降、2ページにわたってあります。

まず、患者さんの救済に関して四日市市が設置している認定審査会の課題です。

- 一点目が合併症にかかわって発生している医療費をきちっと補償していく。
- 二点目が生涯補償費(生活保障的給付)も合併症の重症度に対して適切に考慮していく 必要がある。

三点目が遺族の方々へ適切な補償をするために、特に認定審査会および市の他の諮問機関の判断の意見が非常に重要になってくるので、特に二点目と三点目については認定審査会の意思決定を開かれたものにしていくことが必要だろうと思います。これについては、たとえば倉敷市の水島地区ではこういった認定審査会以外にこれらの問題を判断する外部機関があるようでして、そことの間で意見を調整するということが行われている例があります。また、公害保健福祉事業の改善も考えられていいと思います。

次に、〈福祉のまちづくり〉ということから申し上げますと、一つは地域の医療水準をきちんと向上させていく。高齢化が臨海部で進んでいて医療ニーズが高まっている。一方では塩浜病院が移転してしまっているということがありますから、これには自治体 県と市が責任を持って公害病患者の療養の条件、地域の医療水準を向上させていくということが必要です。二つ目は、公害病患者さんを病気にかかっている患者さんという観点だけではなくて、さまざまな介護ニーズを抱えた方々、要支援者というふうに広く考えますと、福祉的サポートが必要になってくるでしょう。これについては西淀川の地域の取り組みが参考になると思います。午後の部で西淀川の方のご発言があろうと思いますので、ここでは

省略させていただきます。

最後に、公害を経験した地域の福祉のまちづくりの重要な課題としては、生活の質 = QOL を向上させていく地域の仕組みづくりがさきほどの宮本先生のご指摘にありましたように、さまざまな住民が組織している団体 たとえば地区社会福祉協議会とか自治会など既存組織はこれまで公害病患者に対して正面から取り組んできていなかったわけです。こういうような状況を改善しながら横の連携をつくっていって福祉コミュニティ 地域の高齢者、あるいは患者さんを支えていけるようなネットワークの形成が出来たらいいのではないかと考えます。

【提言発表 2】 宮入興一 (環境政策部会・愛知大学教授)

災害・防災というかなりティピカルな問題を含めて提起しなさいとのことですので、出来るだけコンパクトに報告させていただきます。

四日市公害の最大の教訓はなんといっても市民の方の命と健康という、安全と安心のもっとも根本にかかわる基本的な人権を国と自治体が最優先の課題にすべきではなかったかというふうに思います。ところが、今日の四日市をみると、こういったところに非常に重大な問題をかかえているのではないでしょうか。特に公害、環境破壊の問題、災害問題においても同様ではないか。つまり市民の命と健康に深くかかわる問題が時として姿を変えながら繰り返し起こっているのではないでしょうか。

こういう問題を根本から解決するのが市民にとって、今や緊急で、最重要な課題になっているのではないかという認識に立って、問題提起したいと思います。

91ページに<公害・環境破壊の根絶にむけて>ということでまとめてあります。

7月14日の地元紙の朝刊に大きな記事が載りました。「夏は蛍 四日市イメージチェンジ大作戦」と銘打ったポスターを作成………という見出しで、合併した旧楠町の用水路に蛍の生息地があり、そこから約4km離れたコンビナートの夜景が見れる。この両方を合成写真にして、「公害のまち脱却」というイメージチェンジをねらうということでした。市長がポスターを持った写真と共に掲載されていました。さらに市の職員の名刺にも同じデザインを施しPRするとのこと。しかも名刺の裏には「過去には公害問題もありましたが、現在ではコンビナート近隣でも美しい環境が保たれ、夏には蛍が舞います。」というおまけつきです。

で、問題ははたしてそうなのかです。 四日市の公害をいわば廃棄物問題としてとらえるなら、実はまだ形を変えて存在し継続している。むしろその根絶こそが重要な政策課題になってるんじゃないかと思うのです。

私はダイジェストを作っただけなのですが、もともとの現状分析は $17 \sim 21$ ページのところと、山下先生や畑先生の論文を参照し、4 点申し上げます。

一点目は、大気汚染公害の問題です。

これは硫黄酸化物に対しては一定の効果を挙げているが、窒素酸化物については国の甘い基準はともかくとして、三重県の定めた環境基準を達成できないわけで、これは今後も取り組みが必要であるということです。

二点目は、四日市公害は実はストックされた廃棄物問題として新しい形に変えた公害として派生しているのです。その実例の一つが日本最大規模の産業廃棄物の不法投棄事件になった川越建材興業の大矢知産業廃棄物の処理問題です。現在この現場は、許可済みの部分とそうでない部分がありますが、許可済みの部分でも本当は何が埋められているかわからないんです。鉛も銅もありそう、フッ素、砒素などもあるかもしれない。とにかく異常な状態です。一刻も早い実態の解明と対策が必要です。

問題の解決には、三重県はまず第一に処分場周辺の徹底した環境汚染の調査と、何より もデータ公開をすべきです。第二に、これは私の下司な表現ですが(笑い)文字通り「臭いものには蓋」的発想で、土をかぶせて後は雨水の排水対策をするという小手先の対策で はだめで、詳細な調査にもとづく全量撤去命令を含めた抜本的な対策が必要です。

三点目は、当事者の川越建材と排水事業者への責任の追及です。

そして四点目は、こういったことを許してきた三重県の対応の検証と産廃条例を含めた 今後の不法投棄の防止等に早急に取り組むべきであるということです。

これらの過程を通じて、県は四日市と周辺の住民の方々に十分な説明責任を果たすことが重要です。そこできちんと協議する、そういった事がきちんとなされてこなかったことが実は問題の根本にあるわけです。

それから、ストック的な公害の第二の典型は、ご存知のように石原産業のフェロシルトの投棄問題です。石原産業はフェロシルトの中に認定外の廃液を混入して、廃棄物処理法違反で刑事告訴されました。これに対して、津の地方裁判所は 6 月 25 日、石原産業四日市工場の元工場長と元環境保全部長に実刑、石原産業自身にも 5000 万円の罰金の有罪判決を下しました。この判決に対しては、会社への制裁は軽すぎる、活かされぬ過去の教訓、石原産業は四日市公害のいわば被告であり、戦前から公害問題にかかわっていた。それを含めて甘いなどの論評も出ました。それに対して三重県は石原産業に対して、第一には、投棄したフェロシルトの全量撤去と自社処理を行うべきである。第二には、製造工程でフェロシルトを大量に副生する硫酸法から廃棄物の少ない塩酸法に切り換えることを直ちに指導すべきであると考えます。実はフェロシルト自体はアイアンクレイなどというネーミングをし、産業廃棄物なのに素敵なラッピングをしてリサイクル製品として認定し、各地に土壌汚染を拡大した県の責任もきわめて重大です。三重県は真摯に反省し、リサイクル使用推進条例の抜本的改革をすべきです。そして、有害廃棄物の除外、厳格なチェック体制、罰則の強化に早急に取り組むべきです。

それから、これも県がからんでいる問題ですが、四日市のガス化溶融炉問題も出ています。これは、ダイオキシン対策で出された、全国的課題ですが、効果はほとんどない。操業を続ければ続けるほど、実は逆に汚染物質を出す危険性がある。そのうえ、財政的に赤

字。すでに県から 80 億円の財政が投入され、運転すればするほど県からの投入額が増えるわけです。環境面から見ても経済面から見てもまったくメリットがないので、操業停止して各自治体による処理に戻したほうが望ましいと考えます。ただ、いますぐ出来ないなら、近隣の住民の代表や住民が推薦する専門家などを含めた調査会を立ち上げ、継続的な調査と調査結果の完全公開、その後の抜本的対応を図るべきであると提言したいと思っています。

四日市市は実は今年の4月から中核市への移行を目指していたはずであります。旧楠町との合併を切望したのもそれとのからみだったはずです。ところが、この二つの不法投棄問題によって、しばらくは断念せざる得ない状況になりました。なぜなら中核市になると産廃行政の権限と責任が市に移るからです。当然そういった負担を市は簡単には負えないはずで、結果的に断念せざる得ないわけです。昨年7月に中核市移行後も三重県が責任を持つとの確認書が四日市市と三重県の間で調印されたと言われていますが、具体的に三重県がどこまで責任をとるのか明らかにしなければならない責任があると思います。

四日市市は被害者というだけではなく、自身の問題も抱えていると言えるわけです。市内には先ほどのような産業廃棄や不法投棄の場所がかなりたくさんあります。21 ページにマップがありますが、こういう状況を全面的に公開して、市民の意見を聞きながら市として責任を取ることが大事ではないでしょうか。

それからコンビナートからはいまだに化学物質が出ています。こういったストックとフローの環境リスクについては環境再生という面からきちんとした情報公開と住民参加が必要で、そういう検討の場が早急にも設けられるべきであるということです。小手先のポスターなどでごまかさず、根本的な問題を解決することが最重要だと思います。

三点目は、災害の問題です。

皆さん心配でしょうが、これはブラックボックスみたいなもので、情報が全然もれてこない。私も手を焼きましたが、多少のことを提起したいと思います。

ただ、そのまえに、四日市の石油コンビナートは災害環境という面で二つの特徴がある。一つは元々災害を受けやすい軟弱な臨海部の地盤に、石油精製・石油化学の大量の可燃物や有毒な化学物質を生産・備蓄するコンビナート企業が多数集積している。しかも、その周辺に住民の居住地域が近いところにある。したがって、災害が起きやすく、ひとたび災害が起こると災害自体が巨大化しやすいという特有の環境が形成されています。特に第一、第二コンビナートの塩浜・午起は危険性が高い。この点は新潟の柏崎原発と違うところもありますが、同じ点は臨海部であるということと、危険物の集積地域であるということ。しかも二つ目の特徴はコンビナートに隣接する市街地は多くの高齢者・災害弱者が住んでいるところです。とくに塩浜地区は古い木造の密集住宅、若年層の方々は郊外へ流出、そのため市内でも高齢化率が一番高い。今年の1月段階で市内平均高齢化率が19%に対して、塩浜は27%。これがトップではなく、橋北という第二コンビナートの集落ですが29%です。というように、高齢の単身者や低所得の年金生活者が住んでいるという災害の起きや

すい住環境で、そういう方々が生活を余儀なくされているわけです。問題は、そういう環境に対して、十分な防災対策がほどこされているのか。十分でないならどのような防災対策を講じるべきなのか。コンビナートについては 1975 年に石油コンビナート災害防止法が制定されています。現在の問題はそれに加えて東海・東南海・南海地震の巨大地震の発生といったことも県は考えるべきではないかと思います。

以上のようなことを前提にして、どのような課題と政策を提言するかということです。 92 ページの < コンビナート地域の災害環境の改善と住民本位の安全なまちづくり > で 4 点あげています。

一つは災害防止対策をする時はまず被害想定をします。発生確率です。たとえば石油タンクについては東海・東南海・南海地震が三連発でくることを前提に想定しています。それはよいのですが、そうなったときに石油タンクの火災の発生が地震三連発が350回きたら1回くらいはありえますといっているんです。確率論で言えばその1回が次で起きても不思議ではない。これはとても被害想定とは言えないものです。石油タンクは浮き蓋になっていて、地震で揺れると洩れによる火災が起こる可能性があります。これは2003年の十勝沖地震の時に出光での前例があります。2005年から新しい基準が出来ていますが、実は四日市にも漏れの危険性があるタンクが27基あるんです。いずれにせよ、危険度に関する情報開示が必要なのですが、実はここがブラックボックスなんです。これの開示が非常に重要です。

二つ目は、防災に関してはコンビナートの企業が最初の責任を持つとなっていて、特定防災施設を作り、自衛防災組織を設置することになっています。ところが、これを統括するのは県なのですが、監督指導体制はきわめて弱いんです。たとえば地震計の設置場所、設置個数、操業停止の判断基準などは各企業の裁量なんです。詳細届出の義務すらない。こんなことで、きちっとした対応が出来るとは思えません。企業とともに、行政も参加して客観的な基準づくりと情報公開をすることが大事ではないでしょうか。コンビナートは個々の企業だけではなく集団でコンビナートの地域防災計画をつくってます。いま、38社が加わっています。これには三重県や四日市も参加していますが、オブザーバー参加でして、情報の公開や共有はしているが、決定権はない。そこでなにが話されているかも企業秘密なのか内容は一切公開されていません。ましてや住民参加は一切ありません。きちっと防災するにはやはり市民・行政・企業の三者の連携が大切なことは言うまでもありません。

三つ目は、ややハードな面ですが、最近の四日市のコンビナートでは生産品目の調整や企業間の結合がだいぶ変わってきています。そういうなかで三菱化学のような遊休地とか未利用地の発生などが起こってきています。こういったものをこれまでの災害・公害を改善する環境再生の種地として位置づけて活用していく。とくに第一と第二コンビナートのところは大事です。四日市市は県とともに都市計画の中に明確に防災対策を位置づけて、ハード面の環境再生に緊急に取り組む必要があります。

四つ目は、明日から出来るという話ではありませんが、よりソフトな防災対策が必要と考えます。二次災害といいますか市街地に災害が及んだ場合は四日市市が防災対策本部をもうけることになっていますが、次善の対策としてコンビナート周辺の住人・企業・行政を含めた活動を強化することが必要です。この点に関しては若干取り組みがはじまっていて、昨年でしたか、第二コンビナートの近くの港地区の自治防災組織とコスモ石油が合同訓練をやり、その後、企業との間で防災協定を結ぼうという話が進んでいます。かつてない住民と企業との防災連携が動き出しています。これをさらに強化する必要があります。今、コンビナート周辺には3万人以上の住民がいます。で、もし実際に大きな災害が起こったとき、その人々を避難させる防災対策がありません。市もどうしらいいのかと悩んでいるらしいですが、コンビナート周辺部分の高齢化、要援護支援体制を今後もきちんとやっていくことを含めてきちっと強化することが望まれます。

地震災害はいつ起こっても不思議じゃないと言われています。短期的なもの中長期的課題を明確にしながら対応していくことが非常に重要ではないでしょうか。四日市は今そういうものの先端に立てるかの岐路に立っていると私は思います。

【提言発表 3】 岡田知弘 (地域経済部会・京都大学教授)

地域経済部会を代表しまして、今回、【地域内経済循環を作り出す】というテーマでまとめたことをご説明します。

四日市の臨海部にコンビナートが出来る以前、四日市には菜の花畑が広がっていて、菜の花から油を採り、その絞りかすを土に返すという自然循環の産業構造をもっていました。 それがかなり切断されていった歴史をもつわけです。

地域が持続的に存在するということはどういうことかと考えますと、それはそこに住む 人々の生活がお金の面で成り立っているという側面と、もう一つは自然とともに共生でき る、自然あるいは物質循環が円滑に行われるという二つの要素が必要ではないかと位置づ け、そういう観点からまとめました。

前半は現状分析をまとめてスライドでご説明します。具体的には 36 ページから文章を 取ってきています。そして後半は提言にうつっていきます。

まず、四日市の地域経済を占めるコンビナートの位置を税収でもって測ってみました。 折れ線グラフが市内の税収に占める比率です。この中には会社が納める税だけではなく、 コンビナートの会社に勤め四日市に住んでいる人たちの源泉徴収も入っていますのでかな り確度の高いものです。4 割近くありましたが、今や 12~13%まで落ちてきているとと もに、全体的な税収もかなり減ってきているということも分かります。同時に、市内の富 の総生産に占める製造業・建設業などの第二次産業の比重がこの間かなり低下しています。 96 年の 46.8%から 2004 年には 41.4%まで落ちてきていますが、これは働く場にもあらわ れてきています。

国勢調査に基づく従業地区分による就業人口、要するに昼間四日市で働いている人の数 です。職場の数を農業も含めて見ますと、第二次産業の就業者の数の比率が 95 年には 39.8%ありましたが、2005 年には 33.2%と 3 分の 1 を割るところまできています。絶対 数も 67,000 人から 54,000 人です。この背後にはコンビナートの再編があるわけです が、もう一つは地場産業である万古焼等々の衰退があります。しかも、製造業だけでなく 非製造業の事業所も含めて 90 年をピークに減少局面に入っていることがわかります。産 業として後退局面になっています。完全失業率がどんどん上がってきているという形につ ながっています。全国的には 2000 年~2005 年にかけてやや低くなっていくのですが、四 日市は右肩上がり、2005 年には 4.3%です。 とりわけ若い世代(10 代後半から 20 代前半) は 10%を超えています。ワーキングプアの問題が青年層に集中しているわけですが、そう いう問題が四日市市でも集中してきているわけです。結果的に働く機会が少なくなってき ているということから、四日市に住居を置き名古屋などに働きに行く通勤人口が増えてい るという傾向が増えています。90年に34,000人だった昼間流出人口が2005年に41,000 人になっています。それが内陸部の住宅開発に伴いながら進んできているわけですが、住 宅建設は当然、道路建設とか大型店の建設を伴います。その中で農地面積が急速に減りま す。2005 年、象徴的出来事が起こりました。農地面積と宅地面積が逆転したんです。しか も山林面積に関しては 90 年代の 10 年間に 40 平方キロメートルから 30 平方キロと、実に 4 分の 1 も減っているんです。その用途として宅地もありますが、大谷地の産廃施設とか ゴルフ場などの転用があります。こういうことを考えますと、自然との共生、国土保全と いう点で言っても市街地は低いところにあります。川の上流部分で国土保全機能が落ちて きているというような、いわゆる維持可能性の危惧すべき事態が広がってきている状態に なっているわけです。

市内の産業構造を見ましても製造業と農林漁業は大幅に減少し、第三次産業での働き場がぐっと増えているという傾向が強まっていますが、その現われ方を地区別に見ますと、かなりの不均等発展があります。住宅開発が進む内陸部で大幅に増加し、コンビナートに隣接している橋北、塩浜、富洲原および水沢、小山田などの農山村部で減少しています。詳しい統計は四日市市のホームページに載っていますが、平成6年10月からの10年間の人口の人口変化を見ますと、コンビナート隣接地域や中部地域・山側などで人口減少が激しいことが分かります。しかも、橋北と塩浜では高齢化率が30%に迫ろうとしています。そして、生活の中身を見るために、1人当たりの分配所得を見ますと、四日市は企業がいっぱい来ていて豊かなまちではないかと想像されがちなんですが、三重県内で第10位で意外と低いんです。なぜこんなことになっているかと言いますと、一つは本社が東京にある企業が多いので分配所得も本社に移転してしまうのです。市内総生産に対する分配所得の歩留り率を見ますと、四日市は約70%なのに隣の桑名市は90%あります。鈴鹿も80%

もう一つは企業所得に比べて勤労者の受け取る所得が低いということがあります。これ

くらいという形で、せっかく生産された富が市外流出してしまう。

は1人当たり計算しますから失業者が増えているとか、とくに最近は外国人労働者がかなり増えてきていることが左右しているのではないかと考えられます。因みに、2001年と2004年をとってこの間の分配所得がどう推移したのかを見ると、全体の増加を100としてどこで増えているかと言いますと、企業所得が約8割を占め、雇用者報酬は26.5%です。合わせると100になりませんが、財産所得がマイナスなんです。バブルが崩壊してしまって資産価格が落ちてしまったため、所得が実質減になりまして合わせて100になるというわけです。

それで企業所得の中を見ると、民間法人企業の増加企業率は3分の1弱に対して、農家を含む個人企業が41%を占めているんです。2000年代初頭の四日市経済を支えていたのは14,000存在していた中小企業や5000あった農家だと言えます。コンビナートの役割はこういった形でかなり小さくなっていることが分かるかと思います。

次の現状分析は産業政策の問題です。

四日市は1930年代から一貫して重工業を誘致して人口を増やそうとしてきたわけです。いまも続いています。たまたま今年7月に政府が「企業立地促進法」という新しい法律を策定しました。立地してくれる企業を優遇しようという法律をまたも作ったわけですが、この第一号指定地の一つとして四日市地域が指定されました。そして、三重県も臨海部の産業立地に重点を置く政策を戦後ずっととってきました。逆に、地域経済を実際に担っている地場の中小企業や農家に対する政策はかなり弱いものになっています。さらに、農山村の農林業と臨海部の産業を連携させるという政策はこれまでなかった。これらが四日市の産業後退を引き起こす一つの原因ではないかと思われます。

そのうえでどういう政策が考えられるのか。

まずは県レベルでの政策を提言しました。三重県は企業立地こそが地域発展の原点だということで、とくにシャープの亀山工場など有名ですが、実は 60 億円近くの補助金を用意して、地域の税収をアップしようという政策を続けてきたわけですが、それが地域にうまく貢献しているかと言いますと、していません。これは歴史的に証明されています。こういう政策をまず転換する必要があるのではないか。とくに、分析のところで佐無田先生(金沢大学)が強調されていますが、科学技術振興政策をやってきてくれる企業の御用聞き的な研究開発をする。そのための研究機関の統合とか事業展開が行われてきているが、これを見直すことが必要です。それから、現在、「クリスタルバレー構想」という、いわゆる先端産業的なものを育成しようという政策が行われているのですが、やはりこれもほとんどが外の大企業で、ごく一部地元の製薬業などがありますが、脇役的な存在にしかすぎません。地元企業主体の政策に転換すべきではないのかというのが県レベルの提案であります。

一方、市のほうの産業政策では四日市市内の中にあるさまざまな産業と地域をつなぐ地域内経済循環を高める政策に転換してく必要があるのではないか。これまでの企業立地を優先しようとする考え方での経済政策を転換する必要があります。では、どういうところ

に政策対象をもっていくべきなのかということですが、現に四日市地域経済を担っているのは 1 万数千の中小企業と 5000 の農家、こういう経済主体に焦点を当てながらその経済力を高めていく政策に切り換える必要があるのではないかというのが二点目です。

次に、人々の暮らしと自然環境との共生を保障できる地域経済政策を構築する必要があるということです。

山から海にいたる多様な自然やさまざまな資源が実は賦存しています。私は四日市市の 仕事を十数年やってきましたが、四日市の歴史を紐解きますと、当初は三重紡績、後の東 洋紡績を興した伊藤伝七の親戚である伊藤小左衛門という人がいたりとか、かなり企業家 精神の旺盛な地域なんです。そういう内発的な事業の展開を培養していくことこそが重要 なポイントですし、資源をつなぎながら農山村部と臨海部との産業連関を作っていくとい う戦略が必要であることと、もう一つ、高齢化という問題が各地域ごとに不均等に進んで いるということはさきほど触れましたが、高齢化が進んでいる地域に住み続けることが出 来るようなコミュニティビジネス-商業、流通、交通関係を含めた工夫が必要ではないか と言えます。

そして、いまのところともかぶりますが、臨海市街地と農林地域というものの経済、資源循環を繋ぐということで考えられることとして、歴史的には先ほども申し上げました菜の花畑が広がっていて、その菜の花から食用油を抽出して、絞ったあとのかすを土地に返していくという形で土地の豊度を高めていく。こういう産業の仕方の展開を明治、大正の時代にやってきたわけです。これが一気に崩れたのがコンビナートが出来てからなんです。いま、農村部で耕作放棄地が広がってきています。耕作放棄地の拡大を防ぐためにも環境保全型の商品を作ったり、景観を作っていくという点においても現代版の菜の花の再生を臨海部と農村部をつなぎながらやっていうということも一つの方策ではないかと思います。

もう一つは、地域内の産業連関を強めるために中小企業、農家への支援制度を体系的に整備するということが求められています。実は、蛍が舞っているという、四日市市が合併した旧楠町になかなかの優良企業があります。「㈱宮崎本店」という酒屋さんです。地域貢献を社是としています。地域で出来るお米や水を使い、雇用を確保しながらいい商品を作っていくという展開を図ってきました。そういう中小企業がたくさんあります。こういう企業をしっかり支援していく政策が必要です。

もう一つは、コンビナートに立地している企業、あるいは内陸部に東芝をはじめとする 巨大企業の分工場が存在している。それらがどれだけ地域経済に波及効果をもたらしているかというと実はそれほどでもないんです。あるいは、大型店のジャスコ。イオングループの発祥の地です。こういう大型店が地域の資源、生産をしっかりと活用する。雇用をしっかりと作るなどの地域貢献を求めて行く これをリンケージと表現していますが ことを強める必要があります。全国的に見ればすでに中小企業振興基本条例を定めて、大企業の役割を明記している自治体がふえてきています。最初が大阪の八尾市です。大企業のコクヨが工場の閉鎖を決めたとき、条例により撤回を求め、やむをえない場合は、せめて雇用 や取引先を確保して欲しいとの要求に対し、この条例によって 15 人の障害者の雇用が守られたという実績があります。千葉県ではイオングループに焦点を当てたと言われていますが、地域貢献を大企業に求める根拠法としてこれを活用していこうというような条例が生まれています。

これを四日市もつくりながら企業の努力、行政のコントロール、そういうものをサポートする住民の運動などを組み合わせて地域経済の再生を進めていくべきではないかと考えます。

さらには、あとの遠藤先生の都市計画・都市づくりの話とかぶりますが、四日市は中心 市街地がかなり空洞化してきています。四日市の場合かなり古い時代からニュータウンが 形成されて、そのあたりが一気に高齢化する段階にこようとしています。ニュータウンの オールドタウン化問題が出てきている。そこで福祉居住政策のような産業政策と福祉政策 を詰めていく必要があると思うのですが、四日市の場合、

すでに地区市民センターなどが一つの基盤とし地域組織がかなりあるので、こういうと ころを拠点にしながら、狭くなっていく高齢者の生活範囲でもしっかり生活できる町にす るための施策展開も必要だと言うことを最後に報告とさせていただきます。

【提言発表 4】 遠藤宏一 (行財政部会・南山大学教授)

ここでは 95 ページ以降をご説明します。

四日市は都市と農村が共存しているので、都市計画と農村計画を両立させなければいけないという二律背反的な課題を抱えているという問題があります。いま、岡田先生がルル説明されましたが、それぞれ特徴のある地域をどのようにして地域づくりしていくかが課題であり、しかも、それぞれをどういうように一つにまとめ、いわば都市農村共生ということをきちんと考える、あるいはそれが本当に実行できたら一つのモデルにもなる都市だとも言えるわけです。そういう課題があることをまず強調しておきたいと思います。

我々の分析としては、四日市は「分散型広域都市」というように位置づけましたが、都市計画のマスタープランでは四日市を「都市活用ゾーン」と「自然共生ゾーン」とに分けて考えていくという考え方を提示してあります。そして、これをどう実態化していくかが課題です。岡田先生指摘のように、都心部の再開発、中心市街地の人口をいかに増やし、しかも商店街を活性化させるかが課題ですし、95ページ以降で地元の豊福祐二先生(三重大学人文学部准教授)が詳しく分析されていますのでお読み下さい。とくに強調しておきたいのは、96ページで<「港」を活かすまちづくり計画を推進する>ことを提案させていただいてますが、「港がキーワード」という認識は市当局も認識されて、港をキーワードにした総合計画と言っているわけですから、問題はそれが具体的に実行されていくかということだと思います。

そして、すぐにも取り組んで欲しいことは「四日市中心市街地活性化基本計画」なるも

のがあるのですが、その中で中心市街地の骨格形成として、中央道路シンボル軸として、 港まで延伸して、そこを一つの機軸として考えるとのことですが、いかんせん車社会の発 想にとらわれすぎている。そうではなく、既存の市街地が連なっている旧港史跡から本町 通り、諏訪新宿を経て旧東海道から近鉄四日市に歩いて至る動線(いまは環境軸という位 置づけ)を中心軸にするべきでないのかという具体的な提案もあります。

もう一つは共同生活文化としても重要な農村域の産業環境とか景観の維持保全です。自然共生ゾーンに入れられているわけですが、ヒアリングでも農業や農村を残したいと言っても、担い手がいない後継者問題が深刻で、頭を悩ませているわけです。景観の維持保全なども農業農村政策とか労働政策と合わせた政策統合を考えていかなければならない。縦割り行政では弊害が出ると考えます。

次は、いわゆる「コンパクト・タウン」ですが、四日市の場合、とくに地域構成に合わせてコンパクト・タウンづくりを目指したほうがいいんではないか、というコメントです。 臨海部・都心や西部丘陵地、後背農山村地域で多様性、不均等性が目立ちます。それぞれの地域特性にあわせた町づくり・村づくりが必要だろうということです。これも四日市が進めています都市計画のマスタープランで、「地域・地区構想づくり」の推進が掲げられていて、実際に進められていますが、まだ十分に市民に浸透してなく、住民主体で作り上げていくという仕掛けづくりがまだうまくいっていません。例えば「まちづくりスタッフ」などをつくり派遣してみてもいいのではないかとの提案もされています。こういうコンパクト・タウン構想も考える必要があるのではないかというのがここでの提案です。

それと関係しますが、いわゆる都市内分権と地域自治組織制度を作って住民自治を強化するという視点が大事です。地域自治組織とは合併の合意取り付けのためにつくられた側面もあるのですが、それを逆手にとって住民参加の町づくりや村づくりの基軸にできないだろうかということが考えられています。四日市市はこのへんを真剣に考えたほうがいいのではないかと提案しています。とくに地域自治組織は新地方自治法による地域自治区の制度の導入を考えたらどうかと考えました。合併した旧楠町については総合支所が作られましたが、それも改組した上で市内23ヵ所の地区市民センターに抜本的な改組、権限拡充を行って、当面そこをとっかかりにして、地域振興、まちづくりなどに動けばいい。あるいはまちづくり予算も移すことも考えられたほうがいいのではないでしょうか。「地域協議会」も新潟県上越市のように準公選制の導入なども検討されたらいいと考えます。

もうひとつは、〈FECの地域内自給自足(圏)の形成〉です。これは内橋克人さんが著書『もうひとつの日本は可能だ』で、これからの日本の再構成を提案されてますが、私はこれは地域でこそ重要だと思っています。いわゆる四日市のように都市と農村が混在している地域では、地域内産業や環境循環を考えるうえで四日市はモデルになる可能性を秘めている。少なくとも足元の地域から、食糧・エネルギー・人を慈しむ(FEC)の自給内自足圏の確立。結局、食糧という問題は地球環境時代に非常に大きな課題になるのは眼に見えておりますが、同時にエネルギーもそうです。さらに、いわゆるケア、地域福祉も

そうです。少なくともこういったものは他の地域が地震で駄目になっても四日市はもったよ、と言えるような理念を掲げて追求されていってもいいのではないかと思います。そういう意味で、都市と農村は、例えば食糧は地産地消と言われてるような仕組みを四日市の中につくるといったことをぜひ構想し、実行していただきたいと考えます。以上が都市計画や地域計画にかかわるところで、都市内分権、行財政制度の話しも踏み込んであります。

98ページからは<行政は独自にコンビナート・臨海部の総合政策を持つ>ということで、 独自政策をきちんと持つべきだという提案です。コンビナートは防災を企業にまかされて いるとか、遊休地などの未利用地の実態がわからないとか、企業との情報交換は始まった ものの、四日市石油化学コンビナートは第一章でも書きましたが、発端は国策、旧海軍燃 料廠の払い下げ問題から始まったのです。しかし、その後は実はなしくづし的に海岸を埋 め立て、拡大してきたわけです。その点では水島とか堺泉北などは県が主体になって開発 計画を立てて、それでああいう問題を起したところと大きな違いがあるのは、コンビナー ト地域というのは行政の側から見ると、ブラックボックスになっています。今日まで三重 県、四日市市、四日市港管理組合のどこも自らが開発主体であり、責任主体であるという 認識をほとんど持ってこなかったと言い切ってもいいと思います。似たようなところには 名古屋南部コンビナートがそうで、ここも名古屋港管理組合をつくっているのですが、こ こに行っても県と市のどこに行っても何が起こっているのか実態が全然つかめません。こ れまで2度ほど調査をしましたが、他のコンビナート調査とまったく違う経験をしました。 こういう状況は克服しなければなりません。そのためには異論が出るでしょうが、やはり、 四日市市がコンビナート開発の責任主体になり、政策を持つべきであります。歴史的にた どっても戦前から大四日市構想というのがはじまっていまして、四日市の地方政治的な位 置をふくめて、例えば三重県の政治行政の中で四日市というのは大きな比重を占めている ところですので、基本的にコンビナート形成の開発責任を持っているだろうと思うわけで す。ましてや中核市に移行すれば廃棄物、環境行政、都市計画行政の多くの権限が移行す るわけだし、コンビナート対策や環境再生事業に対して第一次責任主体としての自覚が必 要です。

そういう観点から、以下のように具体的にご提案したいのですが、一つは、四日市コンビナートや臨海部地区の現状と計画の実態把握と情報公開が必要です。たとえば水島は報告書を毎年きちんと出されています。三重県も四日市もこういうものは出していません。こういうことがまず出発点だと思います。

第二は、その上で企業の臨海地、遊休地、未利用地の実態を把握して、都市計画の中に 組み込むようなまちづくりが大切と考えます。

四日市港の管理主体についてですが、さきほども触れましたように、「沿岸域」という新しい概念の提案がありますから、いわゆる臨海部というだけではなく沿岸域として水際線をはさみ、海と陸にまたがり一体的に扱かわれるべき空間という視点で港湾計画や都市計画を総合的に考えてみることが必要です。

そして、もう一つは四日市は財政負担の問題から四日市港管理組合を重荷に感じているという実態が分かってきました。できれば撤退まではできないまでも、財政負担は県にもってもらおうと思っているようですが、きちっと責任主体として四日市港のまちづくりとか環境再生の視点から再生をどうするか考えるべきで、実質的な関与を弱めてはまずいのではないかというのが我々の提案です。

もう一つは < 高松海岸・干潟の自然環境保全 > の問題です。これは、ここ数年間で感じたことですが、この問題に対する市民の関心はあまり高くなく、それよりも、スーパー中枢港湾に指定されたことのほうが大歓迎というニュアンスのほうが強かったように思われます。つまり、保全運動をしている方々が多少孤立していた傾向があります。しかし、ここが無くなるとどうなるか? この問題に取り組んでおられるグループが出されたビラのコピーを 46 ページに入れさせてもらいましたが、海の環境再生をするならまず、今残っている所からちゃんと残すことから始めることが重要だと思います。これからの町づくりの中で、こういうしっかりした取り組みが行われているところに関心をはらって、しっかり広げていくということが必要です。

次に財政問題です。

まちづくり・環境再生はお金がいります。四日市は下水道などいろんな問題をかかえていますが、「都市環境再生基金」なるものを創設してはどうかという提案です。これは、ある意味で実現性の高いものと考えます。

具体的には、コンビナート企業に対する超過課税の実施、人口 30 万を超えたことによる事業所税の収入が特例で 5 年先ではありますが 30 億円見込まれます。市税収入の 5%という大きな財源です。こういうものをちゃんと環境再生まちづくり資金にあてる。これは目的税であり都市環境整備のために使うことになっているのでちゃんと活用できるように今から考えておくべきです。中核市への移行にともない、県が実施してきました産業廃棄物税が導入されますから、三重県がやってる産業廃棄物税などは四日市市税として独自に構想されてもいいのではないかという提案です。

都市再生事業と主体形成の提案です。

都市自治の確立とコミュニティ再生では、一般的な呼びかけとして提案していますが、ここでは時間の関係で触れません。ただ、強調しておきたいのは、今回を契機に「四日市まちづくり市民会議」が作られたことは大変喜ばしいことです。3 年間かけてきた検討委員会のなかから地元を中心として出来ました。この市民会議が今後のまちづくりの軸として大きく展開していただきたいという期待を書きました。その場合、たとえば行政に働きかけたり、経済界にも呼びかけるのが大切です。市役所の労働組合や教職員組織との連携も大事です。

とくに申し上げたいのは、102 ページに書きました<全国に、そして世界に開かれた運動と取り組み>ということです。四日市の環境再生、都市再生は単に地元の問題ではありません。目下、川崎や水島や西淀川などのようにいろいろな取り組みをしているところに

とどまらず、四日市での取り組みの成否は同じように取り組んでいるところに示唆を与えるんだという自覚をもっていただきたい。そして、この提案には若い世代が沢山参加してくれています。ぜひこの若い世代との交流を深めたり、交流を大切にして活かしていただきたいということです。

そして、最後に<「四日市学」の確立について>です。

公害を知らない世代、語り部の高齢化問題などありますが、その中で「四日市学」は 104 ページで触れましたように 3 つの視点が必要と考えます。すなわち、「公害問題は被害に始まってその全面救済、健康の復元がなければ完結しないわけですから、この視点を欠いては四日市学は成り立たない」ということが第一です。第二に「公害は政治経済の社会システムの問題。単なる公害防止技術だけではなく市民の運動などがあってはじめて克服できるということをアジア諸国にも伝えねばならない」ということです。そして三点目が「都市、地域を全体として総括して、都市再生などに知的参加をしていく環境教育を育まなければ四日市学は成立しないだろう」ということです。

ぜひともこの地域から真の四日市学が出来上がっていくことを期待し、今回我々がまとめた『提言』が具体的に都市再生への一歩となり、四日市の方々に少しでもお役に立てば、この報告書作成に携わったすべてのものにとってこの上ない喜びです。

5)パネル討論(難波田隆雄氏/みずしま財団・藤江徹氏/あおぞら財団・中井誠氏/名古屋南部地域再生センター・澤井余志郎氏/四日市再生「公害市民塾」・中浜隆司/四日市市職員労働組合連合会書記長)

【パネル討論 1】 藤江 徹 (大阪市西淀川/あおぞら財団)

大阪の西淀川区からきました「公害再生センター」 通称「あおぞら財団」の藤江です。 自己紹介と『提言』を読んでの意見を求められましたのでお話しします。

四日市公害判決 35 周年ということですが、私も今年 35 歳です。生まれたときにあった 出来事として、聞いていました。

まず、「あおぞら財団」についてご説明します。

あおぞら財団は大阪の西淀川区、兵庫県との県境になりますが、そこで 78 年に提訴された大阪西淀川大気汚染公害裁判で、工場からの排煙と国道 43 号線を通る車からの排気ガスが主な原因であった大気汚染裁判の和解金で出来た財団です。96 年の 9 月に出来まして、去年で 10 年を迎えました。なにをするところかと申しますと、通称の通り原告の被害者の人たちが子供たちに青い空を手渡したい、そのために地域の環境再生を進め、何かを残したいということで設立され、それに関することをいろいるとやっています。

一つは、公害のないまちづくりです。地域をもう一度見直して、悪いところを改善する。

また、交通問題があるところですので、環境をよくするために提言をつくったり、エコドライブということでトラックの事業者さんと一緒に、環境にやさしいい運転をドライバーさんに呼びかけたり、手近なところからいこうということで町の自転車マップをつくるとか、その他イベントなどにも参加して、出来ることを模索しながらいろいろなことをやっています。

公害の経験を伝えることにも力を入れています。患者さんたちに学校や図書館などで子供たちに伝える場で、こういうことがあったとかを伝えたりしています。昨年は、「西淀川環境資料館」をつくりました。公害があったことをしっかり次の世代に伝えたいという思いから、その当時の資料や裁判の資料など、出来るだけ残していきたいという思いからつくりました。そのほか公害に限らず、いろいろな地域のことを残していこうとしています。

そして、「自然や環境について学ぶ」ということで、環境学習をやったりもしています。 子供たちとカプセルを街中に配置して大気汚染の測定をしたり、鳥の観察、せみの抜け殻 調査、自然観察を一緒にやったりして、自然の大切さや環境を見る力を養ったりしていま す。

それでもなかなか、公害の話しが子供たちに伝わらない問題があります。現に、私は大阪生まれですが、四日市の喘息のことは学校で習いましたが、大阪の西淀川のことは勉強してません。同じようなことが今の子供たちにもあって、それをどうやって子供たちに伝えようかというなかで、西淀川の公害の歴史の教材を作ったりしています。そのときに、ただ公害と言うのではなく、みんなが買い物に行くときにどういう行動をしているかとか、買い物ができるまでの物の流れをフードマイレージで示して、具体的に教材にしたりしています。

公害患者の生きがいづくりとしては、先ほど除本さんのお話にもありましたように、患者さんの数は大阪市内で 8800 人、区内で 1200 人前後いらっしゃいます。こうした方々が高齢化するなかで、ゆっくり出来る場所を作ろうと、「あおぞら苑」というデイケア施設をつくっています。これは患者さんだけではなく、地域の方々もこられて周辺の地域の施設として使われています。

それと、日々を楽に過ごしてもらうよう呼吸器リハビリのような、通院しながらよりよい治療を自分でつくっていけるような調査などもしています。

"みんなとつながる"ということで国際交流もあります。公害の経験を伝えるために、 たとえば韓国から司法修習生が視察にきて、こういう風にしてきましたよというようなこ とを伝えたりしています。

以上が私たちが日々やっていることですが、次に『提言』を受けて思うのは、こういうことを目指してやるという意気込み、アイディアがすごいと思いました。ただ、これを誰が、どうやって実行するんだということで、私たちも勉強させていただきたいと思いますが、苦労、苦心しています。

やはり、北島さんが冒頭で言われた地域の伝統行事を復活させるとか、地域自治のよう

なものをつくっていくことが大事ではないかなと、常日頃やるなかでいつも感じています。 それとあわせて、産業構造の変化とか都市と農村の共生のような広い視点から見て同時に 進められればいいなと思いますが、なかなかうまいこといかないなあというのが実感です。 きょうもお話を聞く中で、一緒にやっていけることがあればいいなと思いました。

最後に宣伝ですが、私ども最近、交通問題についてどうしていったらいいかの「提言集」 をつくりました。ご覧いただけたらと思います。

「あおぞら財団」ホームページ http://www.aozora.or.jp/

【パネル討論 2】 難波田隆雄 (倉敷市/みずしま財団)

財団法人「水島地域環境再生財団」、通称「みずしま財団」で研究員をしております、難 波田です。

「みずしま財団」には私を含めまして4名の研究員がいます。だいたい同年代なんですけど、本日は一番若い私がパネリストとして参加させていただいております。このような記念すべき集いにお招きいただきましてありがとうございます。

水島の取り組みと、四日市で作成された政策提言書についてお話させていただきたいと 思います。

まず、水島地区の環境再生ならびにまちづくりについてお話します。お配りしている水島財団のパンフレットを参照しながら説明させていただきます。これをご覧いただけば「水島」のことはすぐお分かりいただけます。

まず「水島ってどんなところ?」です。

ここには地図で水島の場所が示されてあります。岡山県の県南、倉敷市に水島地域はあります。その下の写真は、水島がかつて農漁村地帯であったことがわかると思います。右のページには、大規模コンビナート開発が行われたことがわかると思いますが、自然環境豊かな農漁村に外から大規模なコンビナートが来た、大規模な工場を誘致したという点では四日市と共通しているのではないかということを強調しておきたいと思います。

そして、四日市と同様に大気汚染公害が起こり、そして裁判があり勝訴して、1996年に和解が成立し、和解金の一部を基金にしまして、水島地域の公害地域の環境再生まちづくりを進めていく上での拠点として「みずしま財団」が2000年に設立されましたというヒストリーを簡潔にまとめています。

次に活動内容 「こんなことをしています」です。

大きく4つの柱にわかれています。

<調べる> 現状把握をするための調査をしています。

<学ぶ> 市民のみなさんと公害や環境、まちづくりについて学ぶ機会や場を提供しています。

<残す・伝える・支える> 公害経験を継承していくとともに、公害被害者についても

ケアをしていくということで、療養支援なども行っています。

<作る> まちづくりのコーディネーターを担おうということで、人と人とのつながり、 人と組織のつながりなどをつくっていこうという活動をしています。

つづきまして、四日市環境再生まちづくりプランの『政策提言書』についてコメントさせていただきます。

この『提言』をいただいて、「みずしま財団」の関係者でいろいろ議論しました。その中でのいくつか出された意見を紹介します。

一つは農業・漁業・林業などの一次産業などの視点が弱いのではないか、という意見が出ました。また、医療従事者からは公害被害者の実態についてまとめているところがありましたが、おおむね方向はいいのですが、一部、これまで自分が研究した結果から言えば、少し補足が必要なところがあるということでした。医学的な調査、医学的なデータによって補足すればよりよくなるのではないかという指摘です。これは水島で公害病死亡患者の遡及調査を行ったんですが、そういうデータなどで補足していくと実態がよりクリアになるのではないかという意見もありましたことを報告させていただきます。

ほかにもいろいろ意見が出たのですが、いちばん強調したいのは、この政策提言報告書をいかに広げていくかということだと思います。具体的な政策提言が入っていて我々も大いに参考にさせていただこうと思っているのですが、環境再生やまちづくりの実践において、活用しなければもったいないと思っています。

そこで、水島ではどのように広げているかをご紹介します。

一つは「みずしま財団」が設立される前に、企業と公害患者さんが和解する前に一つのマップを作りました。まちづくり再生のマップです。再生イメージを地図上にプロットしているものです。まちづくりを進めていく上で内部で再生のイメージを共通認識するとともに、外部にもわかりやすくするための工夫です。再生マップは夢のあるもので、議論が活発になるものだと思います。

こういうものが、財団設立前にはつくられていました。設立後は、「みずしま財団」には " 広報 3 部作 " というものがあります。一つは、水島地域の再生のためにと題した「現状 と課題」です。これは報告書なのですが、水島地域の現状と課題を分析して、そこから将 来展望を描いたものです。これは今回の四日市の『提言』に近いものです。これをどう活用しているかというと、行政との対話ツールとしての役割を持っています。

現在、倉敷市ではまちづくりの計画を策定していますが、それらと「みずしま財団」の考える将来展望を突き合わせるかっこうで行政と意見交換会などもしています。ただ、これが文章ばかりで市民の人たちにはとっつきにくい面がありますので、水島のまちづくり懇談会を開催して、それぞれのテーマごとに難しい内容をわかりやすく噛み砕いて市民の皆さんとも一緒に水島のまちづくりを考えています。

二つ目はパンフレットです。これは市民のみなさんに、「みずしま財団」はどういう団体で、なにをしているのかを分っていただくためのものです。その中に「こんな水島になっ

たらいいな」というページがあります。これは先ほどの現状と課題から導かれた将来展望をイラストで描いています。分りやすく提案しています。内部の再生イメージを共通イメージとして分かりやすく共有するというメリットと、外部の方にもかかわっていただけるのではないかなと思っています。次のページには「いっしょにしませんか?」ということで、さまざまな形での参加を呼びかけています。

三つ目は「写真集水島」ということでビジュアル面から写真集で水島の再生イメージを 伝えていこうとしています。

水島ではこういうやり方ですが、今回の四日市の『提言』が非常にいいものなので、とにかく分りやすく、多方面に伝わればいいなと思います。四日市のやり方で広めていっていただきたいと思っておりますが、やはりそのためのコーディネーターが必要で、「四日市まちづくり市民会議」がコーディネーター役を担ってほしいと期待するとともにエールを送りたいと思います。

「みずしま財団」ホームページ http://www.mizushima-f.or.jp/

【パネル討論 3】 中井 誠 (名古屋南部地域再生センター)

「NPO 法人名古屋南部地域再生センター」、通称「名古屋あおぞらセンター」で事務局 長をしている中井誠と申します。

お配りした資料は「あおぞらだより」「愛知県にひろがる菜の花エコプロジェクト」「ちょいエコ市民になってみや」です。「あおぞらセンター」は 5 年前に裁判の和解金を活用して設立したNPO法人です。今のところ専従は私一人です。

活動の柱は二本です。

一つ目は調査研究事業です。公害患者さんの聞き取り調査を日本福祉大学の牧洋子教授のゼミ生と一緒に行っています。昨年は約 60 名の方の聞き取り調査を行いました。主体は学生さんで、私が患者さんのセッティングをして、学生さんが 2~3 人でお話しを聞いてきてくれます。大体 1 時間~1 時間半の行程です。牧ゼミナールの学生さんは基本的にケースワーカーの卵で、これからさまざまな患者さんたちのお話を聞いて仕事としていく方たちです。患者さんと直接ふれあえることがためになるそうです。

学生さんが直接患者さんに聞き取り調査を行う目的としては、公害を知らない世代が公害の体験を一つ一つ時間をかけて聞くことにより、今の患者さんの生活に必要なものを導き出す資料になりますし、名古屋南部の活動のための資料にしていくということです。きょう、この会場にもたくさんの牧ゼミナールの学生さんが来ています(拍手)。

今年は聞き取り調査も継続しますが、公害裁判を支えた人たちから話しを伺おうと思っています。すでに弁護士、医師、市民活動家のみなさんからお話を聞き終えています。それぞれ大変専門的なお話しを伺っております。たとえば弁護士の先生方からは裁判でどのように勝訴に導いたかとか、医師の方々からは認定疾病の種類とか、どういう特徴がある

のかなど、さらに活動家のみなさんからは健康被害補償法関連の話を伺い、公害患者のみなさんのお話とは一味違った学習する視点が学べていると学生さんたちは感想を述べてくれています。公害裁判を支えた人々はどういう経緯で公害に立ち向かっていったのかなどに重点を置いて話していただけるよう先生方にはお願いしています。

で、問題はこれらの貴重なお話をどこに繋げるかということですが、現在、名古屋市内の幼稚園、小・中学校での喘息の被患率が大変高くなっています。したがって、歴史を学ぶことによって、増えている状況をどのように分析するかということについて、専門家の意見を求めながらどういう因果関係があって、どう対処すべきなのかなどの提言をまとめることを考えています。

もう一つの柱は地域再生事業です。

「菜の花エコプロジェクト」についてはさきほど岡田先生が四日市における菜の花栽培の復活についてお話しされましたが、愛知県では多くの団体が「菜の花エコプロジェクト」で活動しています。その方々から原風景の話を伺いますと、名古屋南部でも昔は菜の花の栽培が盛んだったということをよく聞きます。米の裏作で作られていたらしいです。長島町には「菜花の里」という植物園もあります。

なぜ菜の花プロジェクトに参加しようと考えた経緯ですが、患者さんたちがBDF(バイオ・ディーゼル・フュエル)で走るディーゼル車の試乗会に行ったんですね。そうしたら、てんぷら油の匂いがしてきて黒煙も少ない。患者さんたちが車のマフラーに近寄って「天ぷらの匂いがする」と言って、興味を持ったのを見て、メンタル的に与える印象も公害患者さんには違ってくるものだなと実感したんです。

そのほか地産地消がとても重要だと思っており、愛知県の場合、都市部と農山村部はかなり離れていまして、それを結んで製品や商品を運搬するのは相当困難なんです。四日市の場合、その間の距離が短く、実現は可能かと思いますし、周辺で出来た農作物などを中心市街地などで出来た空き店舗などをうまく活用して販売することで、過疎化、高齢化が進む地域に安全で美味しい地元で出来たものを味わってもらえることが出来ると思います。簡単ですが、ここは以上にさせていただきます。

「名古屋あおぞらセンター」ホームページ http://www16.ocn.ne.jp/~nac-04/

【フロアから 1】 松 光子 (尼崎公害患者家族の会)

「尼崎公害患者家族の会」から来ました松と申します。

私どもは NPO でも財団でもなく、任意団体として「南部再生研究室」を立ち上げています。そこで疲弊している尼崎のまちをどう生かすかというまちづくりに取り組んでいます。

私たち患者会としては、患者さんたちの昔からの思いである「尼芋」を復活させるため、 裁判中でしたが 1996 年から取り組んできています。尼崎には運河を活かしたまちづくり をということで、マップもつくりました。きょう、みなさんにお配りしたかったのですが、1万枚つくったのが人気がありましてもう 100 部くらいしか残っていません (笑い)。

それらがいま、一つずつ復活しはじめています。「尼芋」が復活しました。先日は、冬場国土交通大臣がお見えになりまして、「尼崎にはいい運河がたくさんある。これを活かさない手はない」と言われて、「運河プロジェクト」をつくってくださいました。そして、尼崎にはもはや海はありませんので、せめて川べりだけでもということで、市民の憩いの場をつくってもらいました。こういうふうに、マップをつくった 1996 年以降、掲げたものが一つずつ出来あがってきています。私たちが取り組んだときは本当に小さなことでしたが、いまになって大きな花になり、喜んでいます。

それと同時に尼崎は震災を受けて工場群がなくなってしまいました。その広大な土地の半分がスポーツセンターや「21世紀の森構想」の場になっていて、残り半分は流通の会社とか、松下グループの煙突のない会社がきています(笑い)。

私たちが国や道路公団などと闘っている自動車公害をなくす運動と、同時に尼崎をいかに活性化し、せめて尼崎の南部だけでも再生していこうと考えて、患者さんと南部再生運動をしている若い人たちとまちづくりを同時進行でやっています。そういう動きがあることをフロアから申し上げました。

【フロアから 2】 森 裕之 (立命館大学准教授)

尼崎に関連したことを少し補足させていただきます。

四日市市とは日本の中で有数の行革先進地なんですね。この間、かなり財政規模を縮小 してきて、外からでは分からない労働強化や組織の締め付けなどがあると思います。

先日、アスベストの問題で宮本憲一先生と尼崎市へ行ってトップの方からアスベスト問題への取り組みを聞いたところ、あれだけ人類史上最大の社会的災害と言われているのに、組織としての対応はまったくできてないんですね。なぜかというと、行政改革が粛々と進められ、人は削られ、保健所は統合され、おまけにああいう事件が起きると、環境省や厚生労働省からエース級の市役所職員がひっぱられるんです。ますます少ない人員で対応せざるを得ないわけです。もう、ほとんど悲鳴に近い声を聞いてきました。そこで思ったのですが、やはり市役所自体の態勢がきちっととられないと、環境の再生などの問題にはほとんど対応しきれないということを実感してきました。

そこで、今回我々が提案させていただいた「都市環境再生基金」というのは、そういった意味合いをかなり込めたものなんです。単に、基金をつくって公害の再生の財源にするということではなく、行政としてそれを担う態勢づくりの強化、さらに四日市は地区の組織が強く、地区市民センターも 23 もあって、一定の成果も出てきています。しかし、行政は財源の負担が大きいので減らそうとしています。そういった地域のもっている資源と行政を結びつける象徴的な意味を込めた基金をつくるべきだという提案なんです。

さきほどからも様々な財団の話しがありますが、四日市もつくってみたらどうかという 提案でもあるわけです。具体的な財源をどうするかは実際には難しく、たとえば責任ある 企業にどう負担させるかというようなことも検討したのですが、実は日本の租税原則自体 がそういった問題に対応していないんです。したがって、非常に知恵の要る話ではあるん ですが、技術的な問題を乗り越える中で、四日市がそういった環境再生のモデルになるよ うな取り組みをしていただいてもよいのではないかと思います。

【フロアから 3】 谷 洋一 (水俣病患者互助会事務局長)

水俣からまいりました水俣病患者互助会事務局の谷と申します。

水俣の場合、公害訴訟一次判決から 34 年がたっています。今でも 17000 人の人たちが新たに水俣病の申請もしくは医療手帳の申請をしている状況です。十数年前には水俣の環境再生まちづくりということが水俣病の全面解決を受けて言われたわけですが、残念ながらそれがうまくいったとは言えない状況にあります。それは、水俣病の被害の全体像というものを十分に把握できていなかったことと、一番大事な点は被害者といいますか、当時、水俣病で一番深刻な被害を受けた人たちの声、その人たちの暮らし、その人たちが安心して暮らしていける地域社会をつくろうというよりも、水俣病が終わって、水俣のまちづくり、再生にあまりにも力を入れすぎた点に問題があったのではないかと思います。そういう中で、被害者に目を向けて被害者が安心できるまちづくりについてたくさん提言されていることは大変有意義なものだと言えますし、きょうの『提言』は私たちがこれから水俣で活動してく上でも非常に示唆に富んだものがあると思います。

そこで質問です。被害者の問題で 1988 年に公害指定地域の解除ということで被害者の認定が行われていませんが、いま、実際に被害者の方は公害あるいは被害がなくなったと理解されているのでしょうかか? それとも被害はまだあるが行政のやり方によって被害がないとされているという認識をおもちなのでしょうか? 教えてください。

もう一つは、公害補償問題は非常に大きな問題のなかで合併症の問題が出ていましたが、 公健法では特級、1級、2級、3級と設定されていると思いますが、そういう場合、合併症 などがどのように配慮されているのか、分かりましたら教えてください。

【講師のコメント 1】 除本理史

第一点目のお話しは、壇上の方たちにお答えいただいたほうがいいと思いますが、地域によって違いがある気がします。固定発生源系の大気汚染がひどくて、逆に人口がどんどん減ってきているような地域と、東京のような巨大都市の場合は排ガス汚染の影響が違いますので、患者さんがどう理解されるのかは地域によってかなり差があるように思います。

二点目ですが、ランク付けは障害補償費にかかわるものでして、今の段階では基本的に

は考慮されていると言っている自治体は半分くらいで、考慮していないという自治体が半分くらいというのがアンケートで出てきています。これは四日市の医師会の方が全国の認定審査会にとったものです。結局、運用は各自治体に任されているので、そこで運用に幅が出てきてしまっているわけです。これは合併症を考慮する方向で各自治体の方から問題提起して、国もちゃんとガイドラインを作っていくべきだと私たちは考えています。そして、これは患者さんたちや支援者の方々がどれだけこの問題に取り組んでいるかによって左右されていると言っても良いと思います。

【講師のコメント 2】 藤江 徹

被害者の方が被害がまだあると思っているかいないかということですが、大気の基準でいきますと、西淀川で言うとクリアはされていません。また病気が発生するレベルの大気汚染の濃度にあると認識しています。それをなんとかクリアすることが最低条件だと思いますし、未認定の患者さんがまだ非常にたくさんいらっしゃるということもわかっていますが、ただ詳細な人数までは把握できていません。

ただ、私どもで認定患者の数字を出すときは子供さんの医療補助の数値をそれに換えて、 どれくらいと言ってますが、大阪でも子供の喘息の率が年々上がっていますし、治りにく くなっているため年齢も上がっています。そういう意味ではまだ公害はあると思いますし、 ないから再生をしているわけではないと思います。

それから等級の話と合併症の話ですが、等級がどう変わるかは専門外で言えませんが、 福祉の話で言いますと、介護制度を使った認定を受けるときにぜん息の患者さんだからと 言って、それがなにか考慮されるかというと、そういうことではなくて、患者さんは昼間 見た目はそう見えなくても夜中に発作が起こる患者さんもいらっしゃいますが、審査の時 発作が起きてないと認定されにくいと聞いております。

【講師のコメント 3】 中井 誠

先ほどの補足にもなりますが、お手元に「青い空と健康」というパンフレットを配りましたが、これは公害病患者さんと家族のみなさんが作成して手配りしているものです。きょう、会場で胸と背中に青いゼッケンをつけている方々ですが、公害裁判が終わって、まちづくりだ。それじゃあNPOを立ち上げて、そこの職員さんに任せればいいのか? それは違うよねということで、原告になったみなさんや原告にならなくても患者会で活動しているみなさんが問題意識をもって、公害はまだ終わっていないんだという視点から地域や隣の人、町内会に配ることによって、定期的に活動していることを印象づけるとともに、1対1の対話の中から理解を深めることを目指してやっておられますので紹介させていただきます。

【講師のコメント 4】 難波田隆雄

さきほど除本先生からもコメントがありましたように、固定発生源と移動発生源で、工場のほうからのものは大分減ってはきていますが、幹線道路が増えたためもありまして、 移動発生源によって空気が悪くなっていまして大気汚染の分布が変わってきているのかな と思われます。

ただ、ここ数年、光化学オキシダントの注意報がひんぱんに出ていまして、大気の状況明らかに悪くなっていますので、健康への影響は予断は許しません。我々は現状把握に努めて市のほうに影響調査するように申し入れていますが、市の腰は重いというのが実情です。

【フロアから 4】 豊福祐二 (三重大学准教授)

私が今回、担当しましたのは『提言報告書』の 48 ページからのところですが、いま全国的に言われているのはコンパクト・シティということで、中心市街地にどれだけ公共的機能や人を集めてきて、どう活性化するのか? 商業の活性化だけでなく、居住機能もそこに集めていくか? という話ですが、今回、中心的市街地を考える際、商業の現状がどうなっているのかということを全体的に調査・分析する際に、四日市市の場合、毎年「買い物調査」というものをやっていまして、データが蓄積されていました。それで、市街地全体を見たときに、そもそもいまの中心市街地に四日市市民は本当に買い物にきているのかがわからなかったので調べたのですが、90 年には 10%の市民が買い物にきていましたが、2005 年になると劇的に減っていることが分りました。とりわけ中心部の中小小売店のところはほとんどないという状態です。その動きは、近鉄四日市付近でも同様でした。

そこで思ったのは、確かに中心市街地を活性化しなければいけないのですが、中心市街地でも国道一号の JR 駅側は地元の人たち、しかも高齢化している人たちの食料品とか日常の買い物をする機能すら交替しているわけで、そういうところをきちんと充実させなければいけない、という話と、近鉄周辺はまだ他地域から買い物客がきているので、この 2 つのエリアを区別して考えなければいけないのではないか、ということでした。

言い換えれば、中心市街地の活性化も大事ですが、高齢化は明らかに進むわけですから、 そういう人たちが歩いていける、そういう人たちが安心して暮らせるまちづくりもこの際 忘れてはいけない視点だと認識したことを付け加えておきたいと思います。

【事務局から 】 寺西俊一 (一橋大学教授)

この3年間を振り返りつつ、私なりのコメントを出させていただきます。

この四日市の環境再生まちづくりプラン検討委員会を3年前の7月の24日の判決の日に合わせてスタートさせ、以来、3年間、調査研究活動と合わせて公開での市民講座・まちづくり講座を積み上げてきました。判決日の前後の節目ではきょうのようなアクセントをつけたシンポジウムを開いてきました。日本環境会議の関係者はこの四日市のプロジェクトに相当のエネルギーを注いでくれましたし、それなりに取り組んできたという自負はあります。

実は日本環境会議は 60 年代に顕在化した、この四日市をはじめ水俣病やイタイイタイ病などの激しい公害に取り組んだ宮本先生を含む 7 人くらいの医学、法学、経済学、工学など先駆的な研究者が中心になり、1979 年に「日本環境会議」という組織を立ち上げ、重要な環境政策や公害問題への提言を中心にして取り組んできた経緯がありますが、時代が21 世紀に切り換わる 1999 年から 2000 年のとき、川崎でちょうど発足 20 年の記念大会を迎えました。このときに、20 年取り組んできた全国の公害や環境破壊との闘を踏まえ、21 世紀に向けて何をすべきか、中長期の戦略的な課題を議論しようということで、少し大きな議論をしました。その時に、日本は 20 世紀、アジアの中で大きな経済成長を遂げたわけですが、他方で深刻な公害被害者を生み、深刻な全国的環境破壊をもたらしたという反省に立つと、次の 21 世紀にはその公害被害を全面的に救済し、それを踏まえて公害のない、より豊かな環境を再生していくことを目指す意味で、20 回大会の宣言文は"環境破壊の世紀から環境再生の世紀へ"というスローガンを掲げました。

では、環境再生とはなにに取り組むことかということで、スローガンを具体化するために「環境再生のための政策研究会」を 5 年続けました。その成果が、きょうの宮本先生の基調講演の参考文献の一つに挙げられている『地域再生の環境学』という形でまとまりました。その中で、川崎から環境再生の課題を我々は受け止めて、全体的な 21 世紀の共通課題として全国に提唱するということでやってきたのですが、これを、より各論的に各地域でどう具体化するか、そういうときに、四日市から四日市公害判決 35 年という節目を受けて、四日市で環境再生の方向で取り組みたいということから「まちづくり市民会議」が発足するという経緯になっているわけです。

その中で、環境再生の今後のあり方とかビジョンとかが日本環境会議のここ 10 年くらいの取り組みの中でかなり明らかになってきました。それを政策提言という形で四日市に即して、若いメンバーも含めて具体化してもらいましたが、この政策提言は、四日市の課題を相当程度的確に指し示していると思います。

しかしながら、この3年、四日市に通った中で一貫して四日市の環境再生まちづくりにおける大きな課題は、これを受け止め、担っていく主体がまだまだないというか、少ないと言わざるを得ません。ここに集まってくださった顔ぶれを見ても外からきて、なんとか四日市の再生のために応援しようという人たちが目立ち、ここ四日市に住んでいる人たちで、この議論を受け止めてなんとかしようという人たちは少ないと残念ながらそう申し上げざるを得ません。きょう、パネル討論においでいただいた若手の講師のような人たちが

この四日市にもぜひ欲しいですね。自分たちの四日市を少しでもいいまちにしようという若い担い手が出てこなければ、いくらよい議論をしても未来に繋がらないという思いがどうしても私の中には残ってしまいます。

残り時間が少ないですが、たとえばご存知、澤井余志郎さんのような人が一人でも二人でも出現することを含めて、きょう出された四日市環境再生まちづくりの担い手づくりをどうするのかを議論して、なんらかの展望を示していきたいと思います。

【フロアから 5】 榊枝正史 (日本福祉大学学生)

日本福祉大学 4 年の学生です。公害問題の解決に少しでも役立ちたいという思いから、 2 年ほど前から研究を続けています。生まれも育ちも四日市です。

ぼくはいまアスベスト問題を研究していますが、それを含めて続けて生きたいと思っていますが、正直なところ自分一人で何が出来るかという不安があります。自分としては、地元四日市に留まり、四日市の環境再生のために役に立ちたいと考えています。寺西先生からアドバイスをいただければと思います。

【事務局から 】 寺西俊一 (一橋大学教授)

きょう、3 地域から来ていただいたのは 30 歳代前半の人たちですね。そして、いま発言された方は 20 代前半と思いますが、こういう 20 代、30 代の人たちと連携することが一つと、さらには。全国各地の取り組みの相互の連携がやや欠けているように感じますので、例えば「環境再生まちづくり全国ネット」というようなネットワークを組んでもらって、そういう人たちの輪に加わって相互に励まし合いながら、「こんな四日市にしたい」というところから再生マップづくりなどを進めていったりしたらいかがでしょう。

それと、いい機会なので中浜さんに一言(笑い)。労働組合は組織力があるのですから、こういう若い人を、きょうも再三出ている「四日市まちづくりくり市民会議」の有給スタッフとして迎えてほしいですね。行政の重い腰が上がるまでは自立資金で頑張らざるを得ませんので、そういう人件費をサポートし、彼のような若い力を活用して、その活動を支えて欲しいですね。

【地元から 】 中浜隆司 (四日市市職員労働組合連合会書記長)

プラン検討委員会の現地事務局として一言お礼とごあいさつとお願いを申し上げます。 発言の前に寺西先生から相当なプレッシャーが来ましたので、少し動揺していますが(笑い)、きょう資料を整理していましたら、ちょうど5年前のきのう、四日市公害30周年記念に語り合う集いがありまして、私もそれに参加していました。そこのレセプションの席 上だったと記憶していますが、寺西先生から四日市と千葉のコンビナートは頑張っている ほうだけど、いずれ老朽化するし、化石燃料の関係やプラントの海外移転などから将来的 には縮小していくであろう。四日市はそのことを睨んで、公害を経験したまちとして「環 境再生」をキーワードにして取り組んでいく必要があるというようなことを言われました。

それをお聞きして、職員組合は公害裁判を支援してきたという歴史、市民のみなさんに 責任を持って行政を担っている職員労組として、そういうまちづくり案の必要性があれば ぜひ取り組もうということで、翌年の運動方針に組み入れたわけですが、そうは言っても 誰が、どうやるのかということが分らないわけで、澤井余志郎さんと確か 04 年の 2 月の 寒い日でしたが、一橋大学に寺西先生をお訪ねして、日本環境会議としてご協力をいただ きたいというお願いをしました。

それ以後、15回にわたりシンポジウムを開催したり、日本環境会議の先生方は手弁当で調査や『提言』のまとめなど献身的にご協力いただき、かつ、その内容も第一級の『提言』ではないかと喜んでいます。改めて、心から感謝申し上げます。

全市民にきょうの集いを知らせるチラシを 7 万枚つくって徹底するようにしました。その際も、宮本先生に急遽、チラシ用のコメントをお願いし、2 時間後にはいただいたり、かなり乱暴なやりかたについても快く対応してくださり、感謝に耐えません。

そして、問題は、これで終わりでなく、この『提言』を勉強しながら、いかに実行に移すかです。ぜひ、この「四日市まちづくり市民会議」にメンバーとして参加していただきたいと思います。四日市は裁判のあと、残念ながら水島や西淀川や名古屋のように財団が今日に至るまで誕生していません。だからと言って、まちづくりをしないでいいということではありません。一から歩き出したいと思っています。

【地元から 】 澤井余志郎 (四日市再生「公害市民塾」)

『提言』を拝見し、きょうみなさんからいろいろお話しいただき、「これから大変だな」というのが今の正直な思いです。しかし、これまで3年間、先生方に手弁当でやっていただいたのは宮本先生が言われていましたが、ここ四日市だけだろうと思います。そして、私も四日市市民をやめるわけにはいきません。

四日市はコンビナートであることと切り離せません。市民は四日市の海とはコンクリートで遮られています。場所によっては、立ち入り禁止などという札が立てられていて、なかなか水辺に行けないということがあります。それだけに、なんとか四日市の市民が海辺に行けるような親水空間が出来ればもっともっとコンビナートと四日市の市民が同化できるのではないかと思いました。

それと、もう一つ感じたことは除本先生のご報告にあったように、5月末時点で 499 名 の認定患者がいるんですが、全員が苦しんでいるわけではないものの、四日市にはれっき とした患者がいるわけです。公害被害地であり、克服したなどとは言えません。

そして、これからのことですが、市民会議はまだまったく形になっていません。先日、 水島にお邪魔し、いろいろ拝見しましたが、四日市にはいぜん拠点病院がなく、そういう ことも含めて、今回の『提言』を受けて、これからどう進めていくか重荷ではあります。 しかし、そういう中で地元の知的集団である四日市大学の北島先生に代表をお願いし、市 民会議が立ち上げられたので、若い人たちにも加わっていただき、なんとか今の重さを少 しでも軽くしていきたいと考えています。

6)「集い」アピール

「四日市環境再生まちづくり提言の集い」アピール

1972 年 7 月 24 日、津地方裁判所四日市支部において、「四日市公害訴訟」の判決が下された。深刻な大気汚染は被告 6 社の共同責任と断定し、原告・患者側の全面勝利となった。経済優先の開発計画に落ち度があったとして、地域開発政策の見直しを求める画期的な判決であった。

判決から 35 年の歳月が流れたが、大気汚染に象徴される公害は克服され、四日市は住みよい都市になったのであろうか。四日市市は7 月 3 日、「公害のまち」のイメージから抜け出そうと、コンビナートの夜景と乱舞するホタルをデザインしたポスターや名刺を作製した。市の「イメージチェンジ大作戦」には公害患者などから批判の声があがっている。公害は過去のものなのか。ぜんそく患者は今も苦しみ、被告企業・石原産業によるフェロシルト不法投棄、最大規模の大矢知産業廃棄物不法投棄事件が起きた。

私たちは公害判決 35 周年を記念して、四日市で「環境再生まちづくり提言の集い」を開催した。四日市は環境やまちづくりなど多くの課題を抱えており、まちづくりプラン検討委員会が3 年間にわたり調査研究し、緊急の課題を解くための分析をしたうえで、これからの四日市再生の提言をまとめた。集いでは提言を発表し、環境再生・都市再生に向けた課題と方向を話し合った。

提言は四日市を維持可能な社会にするために、 安全・安心の都市へ、 水の都再生、 内発的発展の産業政策へ、 住民参加の自治体へ、という 4 つの政策理念をあげる。 そして環境再生・都市再生に向けて、次の 6 つの課題を提起する。

- 1.「公害のまち」から医療・保健・福祉の先進都市へ
- 2.健康で安全なまちづくり 環境保全と防災
- 3. 地域内経済循環を創り出す 県・市の地域産業・経済政策の方向転換
- 4.「都市」と「農村」の共生するまちづくり 四日市モデルの構築
- 5. 行政は独自にコンビナート・臨海部の総合政策を持つ
- 6.「都市・環境再生基金」の構想

こうした四日市再生を進めるうえで、提言は都市自治の確立とコミュニティの再生が欠

かせないとする。そして、今回の集いを前に結成された「四日市まちづくり市民会議」の 活動に期待し、環境学習と環境教育、真の「四日市学」の提唱を呼びかけている。

公害判決 35 周年を記念して開催された提言の集いを契機に、四日市が「公害のまち」から医療・保健・福祉の先進都市に転換し、「維持可能な社会」の四日市モデルが構築されることを願ってやまない。

2007 年 7 月 21 日 四日市環境再生まちづくり提言の集い

7)まとめと閉会挨拶(淡路剛久氏/早稲田大学教授)

主催者の一つとして名前を連ねさせていただきましたので、日本環境会議を代表して、まとめと閉会のごあいさつをさせていただきます。

朝からいろいろ伺っていて、最後に、寺西さんがしっかりまとめてくれて、私の思いと まったく同じですので、重複は避けますが、寺西さんが指摘されたことは私もまったく同 感です。

宮本先生の基調講演で、実は四日市の公害問題にはあらゆる課題が含まれていたと言われました。そして、35年たって日本の公害問題というのは拡大し、廃棄物問題が深刻になり、さらに地球環境問題、温暖化問題へと広がってきています。その中で、四日市が公害問題を克服し、次に廃棄物問題も克服し、いま大企業を抱えながら温暖化問題と一生懸命闘っている、ということであれば万々歳だったのですが、きょうの指摘のように新たな公害問題が出てきているということとか、廃棄物の問題を循環対策で処理していくことも出来ていない。むしろ、日本最大の廃棄物問題が起きてしまっている。この 30 数年の歴史とはなんだったんだろうと残念に思わざるを得ません。しかし、希望がないわけではありません。

きょうの集会では、従来型の公害は多少解決はしてきているだろう。しかし、公害はただ環境への負荷を減らすだけではいけないんだ。必ずそこにはストックとしての汚染が残るし、ストックとしての環境破壊が残る。それを改善しなければ環境問題は解決しない。そのストックとして破壊された環境を解決するときに環境再生を合わせてやる。視点をそういうふうに拡げるんだと。その時にさらに産業政策だとかまちづくりとか、いままでやれなかったこと、あるいは破壊されたことを回復しながらやるという視点で四日市も新たな希望を持って、あらたな視点で取り組むということで、この3年間、勉強してきたんだと思うんです。

きょう大変よかったことの一つは、地元の四日市大学をはじめ、各地の大学から若い人 たちが参加してくれ、そういう人が四日市の公害問題というものを出発点として、大きな 視点で環境問題を捉えたということです。ここに私は希望があるんだろうと思うわけです。 そして、大事なことを三つだけ申し上げます。

一つは「ひと」です。例えば宮本先生であったり、宇井純さんであったり、寺西さんで

あったり、さっき発言された学生さんであったり、「ひと」なんです。亡くなられた田尻宗昭さんが言われていましたが、一人の人が全身全霊で本当に頑張ったら、実は社会を動かせると。寺西さんがいい例です。日本環境会議が水俣で会議をしたときに、学生であった寺西さんは自ら来て、日本環境会議に近づき、田尻さんの厳しい試験を受け、いままさに日本環境会議の中心になっています。

二つ目は、「仕組みのきっかけ」です。物事いっぺんになにもかも出来ません。思い出すのはイタイイタイ病訴訟のときです。あの判決のあとに、住民が企業の中に入って、自分たちの目で見て、ちゃんとした対策をとっているかどうかやれるようにしたわけです。これで企業はもう住民の被害者の目があるので逃げられないわけです。要するに、どこにこのような仕掛けをつくっておくか。たとえばフェロシルト事件で企業の中に監視の態勢をつくり、それをきっかけにして先へ進んでいくということを考える必要があるのではないでしょうか。

そして三つ目は、松さんが尼崎の経験を話されましたが、目で見て成果をみなが共有できるもとして残していく、一緒につくっていくことでみんなの理解を得られるということになると思うんです。たとえば韓国のソウルでは、高速道路を壊して、もとの河川を復元し、そこに清流を取り戻すという事業が進められましたが、それは目で見られるわけですよね。四日市も親水性をどうもたせるか? 空地が出来て種地が出来ているところを開放させて、市民が海に出られる経験をすることが成果であり、喜びであり、アメニティであると思うんです。こういうものを一つつくれば市民に対しても運動が広がるということにつながるわけです。『提言』で触れたすべてのことをいきなりやろうとしてもそれは無理です。しかし、一歩踏み出せば弾みがつくはずです。

最後に付け加えれば、「四日市学」というのは入門学であり、質問学だと思います。入門学ということで言えば、きょうの『提言』もその入り口として、今後、もっともっと市民的な視点で深く掘り下げていく必要があります。四日市のみなさんの大いなるご奮闘をお祈りします。

関連報告書・文献一覧

(1) 部会報告書

地域経	溶郭仝	報生	聿
ノバンスホホー	/A UN 23	T + 12	

第1章 四日市地域経済の持続可能性と政策的課題 岡田知弘

第2章 四日市石油化学コンビナートの再編

企業戦略の中での四日市のポジショニングの視角から

富樫幸一

第3章 三重県・四日市の産業構造と産業政策

企業頂点型地域イノベーションシステムの検証 佐無田光

第4章 地域産業の「再生」と防災

四日市石油コンビナートにおける「構造改革特区」

神長唯

第5章 中心商業地の再生とまちづくり

豊福裕二

地域計画・行財政部会報告書

第1章 四日市公害と都市計画 波多野憲男

第2章 四日市臨海部のリスク管理

石油コンビナート災害対策の行財政問題 宮入興一

第3章 四日市市財政と都市政策

第4章 四日市市における『ポスト公害判決』の政治行政史 進藤兵

第5章 計画と行革と財政 山田明

第6章 中核市移行問題の現状と課題

第7章 四日市港の現状と課題

柏原誠 桑原武志

森裕之

第8章 四日市臨海部の物流と道路計画

森田優己

第9章 四日市市の『地域社会づくり』の展開

栗本裕見

環境政策部会報告書

(東京経済大学学術研究センター ワーキング・ペーパー・シリーズ 2007-E-01

『三重県四日市市の公害・環境問題と自治体環境政策に関する調査報告書』として刊行)

第1章 四日市公害をめぐる「自治体環境政策」

1960 ~ 70 年代の Sox 排出規制と都市改造による

大気汚染公害対策を中心に 除本理史

第2章 石原産業のフェロシルト不法投棄事件 畑明郎

第3章 四日市大矢知における産業廃棄物不法投棄問題 高山進

第4章 三重県の一般廃棄物処理の問題点と課題

四日市ガス化溶融炉問題を中心に 米屋倍夫 第5章 三重県と四日市市における化学物質排出状況 PRTR データによる検討

山下英俊・除

本理史

第6章 三重県の産業廃棄物最終処分量減少要因に関する予備的分析

産業廃棄物税導入後の動向把握のために

山下英俊・除

本理史

社会関係部会報告書【1】

(東京経済大学学術研究センター ワーキング・ペーパー・シリーズ 2006-E-01

『四日市公害被害者の現在に関する調査報告書』として刊行)

第1章 四日市公害における「解決」過程の問題点

除本理史

第2章 公害被害者の現在と社会的孤立

四日市公害における被害構造と被害放置

藤川賢

第3章 四日市公害における健康被害と社会的被害

ものを言わない患者たち

堀畑まなみ

第4章 公害病の慢性化による疾病構造の変化と老齢化の影響

尾崎寛直

第5章 四日市公害における地域住民組織と地域福祉活動

四日市公害とのかかわりを一つの視点に

尾崎寛直

社会関係部会報告書【2】

(東京経済大学学術研究センター ワーキング・ペーパー・シリーズ 2007-E-02

『四日市の公害・災害問題に関する社会学的・教育学的研究調査報告書』として刊行)

第1章 疾病構造の変化と公害健康被害補償制度

遺族補償の問題を中心に

尾崎寛直

第2章 四日市公害の「解決」過程と被害構造

主に公害訴訟判決後の推移について

除本理史

第3章 四日市の公害教育 - - 1964年~1974年

土井妙子

第4章 四日市臨海部コンビナートと災害の重層化

住民の「安全・安心」をめぐって

神長唯

第5章 四日市内陸部における地域住民組織と主体形成

尾崎寛直

(2) その他文献

- ・ 神長唯〔2007〕「地域産業の『再生』と防災:四日市石油コンビナートにおける『構造 改革特区』」東京市政調査会リサーチペーパーシリーズ No.2
- ・ 神長唯〔2007〕「四日市コンビナートと住民の災害不安: 磯津地域でのインタビューから」『日本及びアジア・太平洋地域における環境問題と環境問題の理論と調査史の総合

的研究』(研究代表: 帆足養右,課題番号 15330111,2003 - 2006 年度科学研究費補助金基盤研究(B・1)研究成果報告書)所収

- ・ 佐無田光 [2007] 「三重県・四日市の産業構造と産業政策 ~ 企業頂点型地域イノベーションシステムの検証」金沢大学経済学会『金沢大学経済論集』第 42 号
- ・ 土井妙子〔2006〕「高度経済成長期の四日市における公害教育の展開」『子どもと自然 学会誌』, pp.1-15
- ・ 土井妙子〔2007〕「高度経済成長期の四日市市立教育研究所による公害教育研究」舩橋 晴俊・平岡義和・平林祐子・藤川賢(編)『日本及びアジア・太平洋地域における環境 問題と環境問題の理論と調査史の総合的研究』(2003-2006年度科学研究費補助金研 究成果報告書、研究代表=帆足養右、課題番号1533011), pp.313-325
- ・ 土井妙子 [2007]「『公害トマレ』解説」公害を記録する会『四日市公害 市民運動記録集』第1巻,日本図書センター,pp.9-22
- ・ 土井妙子[2007]「四日市公害」法政大学社会学部舩橋晴俊研究室『環境総合年表(1976 2005) 準備資料 2 トピック別年表』, pp.9-10
- ・ 宮入興一[2007]「石油コンビナート災害対策の問題点と課題 四日市石油コンビナートを中心として」『愛知大学中部地方産業研究所ワーキング・ペーパー 2007』
- ・ 除本理史 [2007]「公害問題の『解決』過程と被害論 公害訴訟判決後の四日市を事例として」『環境と公害』36 巻 3 号, pp.28-34

執筆者一覧

(所属は原稿執筆時)

遠藤 宏一	(えんどう ひろいち)	南山大学総合政策学部教授	
岡田 知弘	(おかだ ともひろ)	京都大学大学院経済学研究科教授	
尾崎 寛直	(おざき ひろなお)	東京経済大学経済学部講師	
柏原 誠	(かしはら まこと)	大阪経済大学経済学部講師	
神長 唯	(かみなが ゆい)	(財)東京市政調査会研究室 研究員	
栗本 裕見	(くりもと ゆみ)	京都府立大学福祉社会学部非常勤講師	
桑原 武志	(くわはら たけし)	大阪経済大学経済学部准教授	
米屋 倍夫	(こめや ますお)	元化学会社技術担当役員	
佐無田 光	(さむた ひかる)	金沢大学経済学部准教授	
進藤 兵	(しんどう ひょう)	都留文科大学文学部教授	
高山 進	(たかやま すすむ)	三重大学大学院生物資源学研究科教授	
寺西 俊一	(てらにし しゅんいち)	一橋大学大学院経済学研究科教授	
土井 妙子	(どい たえこ)	金沢大学教育学部准教授	
富樫 幸一	(とがし こういち)	岐阜大学地域科学部准教授	
豊福・裕二	(とよふく ゆうじ)	三重大学人文学部准教授	
畑 明郎 (はた あきお)		大阪市立大学大学院経営学研究科教授	
波多野 憲男	(はたの のりお)	四日市大学環境情報学部教授	
藤川 賢	(ふじかわ けん)	明治学院大学社会学部准教授	
堀畑 まなみ	(ほりはた まなみ)	桜美林大学コア教育センター講師	
宮入 興一	(みやいり こういち)	愛知大学大学院経済学研究科教授	
宮本憲一	(みやもと けんいち)	大阪市立大学名誉教授・元滋賀大学学長	
森 裕之	(もり ひろゆき)	立命館大学政策科学部准教授	
森田 優己	(もりた まさみ)	桜花学園大学人文学部教授	
山下 英俊	(やました ひでとし)	一橋大学大学院経済学研究科講師	
山田 明	(やまだ あきら)	名古屋市立大学大学院人間文化研究科	
教授			
除本 理史	(よけもと まさふみ)	東京経済大学経済学部准教授	

四日市環境再生まちづくり検討会 関連新聞報道 (協力 澤井余志郎氏/四日市再生「公害市民塾」)